令和７年度
あさぎり町議会第４回会議
会　議　録

開会　令和７年９月　８日

閉会　令和７年９月19日

あさぎり町議会

令和７年度 あさぎり町議会第４回会議（９月定例日）日程

月	日	曜	会議別	議案・日程等	備　　考
９	8	月	本会議	開　　会 諸般の報告 行政報告（町・教育） 一般質問（ ４ 人）	議運　9：00 全協　9：15
	9	火	本会議	一般質問（ ２ 人）	
	10	水	本会議	議案第 20 号～議案第 27 号及び 議案第 29 号～議案第 30 号 認定第１号～認定第７号及び 議案第 28 号 監査委員の決算審査報告	議案　審議・採決 認定は提案のみ 審査報告に対する質疑
	11	木	休　会		金婚夫婦表彰式 例月監査
	12	金	休　会		例月監査
	13	土	休　会		
	14	日	休　会		
	15	月	休　会		祝日（敬老の日）
	16	火	本会議	認定第１号及び認定５号 議案第 28 号 （総務建設経済常任委員会所管課） ※税務課除く	認定の説明・質疑
	17	水	本会議	認定第１号～認定第４号及び 認定第６号～認定第７号 （厚生文教常任委員会所管課） ※税務課含む	認定の説明・質疑
	18	木	休　会		
	19	金	本会議	議案第 28 号 認定第１号～認定第７号 報告第 11 号～報告第 15 号 発議案件 閉　　会	審議・採決

令和7年度 あさぎり町議会 第4回会議（9月定例日） 一般質問通告書

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
1	（6番議員） 加賀山　瑞津子	1 地域と連携した主権者教育の定着について	町では中学生議会などを通じて主権者教育に取り組んでいるが、主権者意識を育むには一過性の体験にとどめず、学校教育や地域全体に継続的に根付かせることが重要である。教員の負担軽減を図りつつ、地域住民や選挙管理委員会（選管）と連携し、子ども達が主体的に政治参加を考える環境づくりの必要性について問う。 ①　中学生議会の成果と課題に対する町の評価について ②　地域課題討論会や模擬投票などの体験型学習を展開する際に、地域住民や選管の支援・協力について ③　教員の負担を増やさず、学校・地域・選管が連携して持続可能な主権者教育を進める仕組みについて ④　中学から高校、更に若者世代まで段階的に学び、政治参加の意識を育てることに対する町の考えついて	町長 教育長 選挙管理員会 委員長
		2 地域農業振興と連携した食育の推進について	町内農業は高齢化や担い手不足が進み、持続的な振興が課題である。生産者と子どもや地域住民をつなぐ食育は、農業への理解と関心を高め、地場産品の価値を伝える有効な手段となる。学校給食や体験活動を通じた交流の拡大は、地産地消の推進や担い手確保にもつながるため、農業振興と一体的に進める取り組みについて問う。 ①　食育を地域農業振興の観点での位置づけについて ②　学校給食などでの地場産品利用拡大の現状について ③　生産者と子どもや地域住民との交流事業の支援体制について ④　食育を通じた担い手確保の今後の取り組みや展開について	町長 教育長

令和7年度 あさぎり町議会 第4回会議（9月定例日） 一般質問通告書

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
2	（1番議員） 小松　英一	1 国の高校無償化に関し、地元の高校の魅力向上について	国の高校無償化政策が都市部の私立高校の魅力を加速させ、一方で地方の公立高校の入学生の減少を招くのではないかと危惧されている。このことに対する町の現状と今後の方針について問う。 ①　あさぎり中学校の卒業生の進路状況について ②　球磨人吉管外の高校への進学の内訳について ③　地元の高校と町との連携について （特筆できることは何か。） ④　高校卒業後の進路の把握について ⑤　地元の高校への進学者に対する町としての支援について	町長 教育長
		2 避難所への交通アクセスの改善について	災害時の避難所として利活用する際、徒歩での避難のみならず、自動車や２輪車での避難も想定されるが、一部の避難所ではアクセス道路や進入路の幅員が狭い所があると思われる。このことについての現状認識と今後の対策について問う。 ①　上、免田、岡原、須恵、深田地区の避難所の現状認識と改善すべき課題の把握について ②　避難所としてだけではなく、日頃の健康増進や福祉の向上などに活用されていることを勘案して、避難所への交通アクセスの課題認識と、改善に向けた取り組みについて	町長 教育長

令和7年度 あさぎり町議会 第4回会議（9月定例日） 一般質問通告書

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
3	（13番議員） 永井　英治	1 岡留公園とおかどめ幸福駅及びその周辺の今後の管理と整備について	岡留公園は、今年度遊具が全面改修されたことにより、町内外からこれまで以上の来訪者を迎えている。おかどめ幸福駅を含めあさぎり町の観光の拠点と言ってもおかしくないエリアだと考える。そこで岡留公園及びおかどめ幸福駅とその周辺の管理のあり方を問う。 ①　岡留公園北側傾斜地のつつじ他樹木の現状と課題について ②　ここのエリアに限ったことではないが、雑草の繁茂への対応策について ③　あさぎり町鉄道沿線活性化推進委員会の現状について ④　岡留公園及びおかどめ幸福駅周辺整備の今後の方策ついて	町長
		2 農業振興について	農業振興については、これまでの「人・農地プラン」をより明確化するため「地域計画」が策定されている。その内容のいくつかを問う。 ①　農地の大区画化の検討の現状と課題について ②　兼業農家への支援の方策について ③　地域における将来の在り方では、山間部での農地の受け手不足が指摘されているが、その改善策について	町長 農業委員会会長

令和7年度 あさぎり町議会 第4回会議（9月定例日） 一般質問通告書

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
4	（12番議員） 溝口　峰男	1 民生委員のなり手不足解消の為の活動支援及びDX化による事務的負担の軽減を図るための具体的施策について	①　令和7年度の当初予算では3団体（民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・商工会）があさぎり町補助金等交付要項から削除されたがその理由を問う。 ②　補助金交付団体の補助金事務に係る業務は、どのようになっているのか。又、それに伴う会計事務人件費を支出している団体はあるのか問う。（商工会、社会福祉協議会除く。） ③　補助金交付団体の中で、高齢者や児童を含む地域住民の福祉をサポートする役割を担う民生委員のなり手不足は、深刻であり地域の悩みの一つである。身近な民生委員の活動なくしては住民が安心して暮らすことはできない。 活動を少しでも支援をし、なり手不足を解消する為の一つの策として活動費の基本である費用弁償1,100円を合併時の1,700円に改正するべきではないか。 今日の賃金単価の上昇や物価高騰の諸事情を考慮し郡市で最も安い費用弁償の見直しは、消防団員と同じく早急に改善すべきではないか問う。 ④　民生委員の日々の業務には活動記録の作成があるが多岐にわたる内容である。（活動概要・相談支援件数・訪問回数・連絡調整回数・活動回数等。） このような中で、難しくなる民生委員の担い手確保に総務省の支援事業である「地域情報化アドバイサー派遣制度」を活用し、DX化に取り組み民生委員の活動を支援し事務的負担の軽減を図っている自治体は数ある。 あさぎり町では、デジタル審議監を配置し地域DX推進計画を作成推進されているが、民生委員活動に対する支援及び事務的負担の軽減を、今後どのように推進していくのか問う。	町長 教育長
		2 手話言語の理解及び普及に向けた環境整備を図るための条例の制定及び今後の具体的施策について	①　手話の普及に向けた「手話に関する施策の推進に関する法律」（手話施策推進法）が6月18日の衆議院本会議で全会一致により可決、成立した。 普及に向けた環境整備などを国や自治体の責務と明記した。 障害者基本法（昭和40年法律第84号）をもとに熊本県では、（2022，3，16）熊本市（2020，3，24）・人吉市（2023，3，22）・大津町（2024，3，19）・菊池市（2025，3，19）に「手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定し普及推進を図っている。 あさぎり町においても手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広め、障がいのある人もない人も、すべての町民がお互いの人格と個性を尊重しながら、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して「手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の制定をするべきではないか問う。	町長 教育長

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
			②　平成23年に改正された障害者基本法（昭和40年法律第84号）では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と規定された。 町では、保健福祉総合計画（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）において、手話に対する理解や障がいの特性に応じたコミュニケーションの手段を選択することができる環境の整備をどのように進めているのか。 又、「手話に関する施策の推進に関する法律」に基づき今後の町の具体的施策について問う。	
		3 公民連携（PPP/PFI）事業で、墓じまいによる納骨堂の整備について	①　町営墓地公園（花牟礼霊園）の現状と課題について問う。 ②　埋葬されている遺骨や遺体を別の場所に移す「改葬」には、墓地埋葬法に基づき市町村長の許可が必要で、熊本県内でも増加傾向にあり10年前の1.6倍に当たる2158件が許可されている。 その多くが墓じまいとみられている。 墓じまいが進む背景には、墓を受け継ぐ子孫がいなかったり子孫の生活拠点が墓地から離れたりと維持管理が難しい状況が考えられる。 又、少子化の影響で、墓を守る担い手は今後も減り続けるだろうと考えられる。 このような事情で、私の周りでも納骨堂を希望する人が増えている。 墓を管理する人がいなくなった「無縁墓」も増え、問題となっており、そのような町民の不安を少しでも和らげる施策として、宗教・宗派自由の公営の納骨堂の建設を望むのだが、今日では公民連携事業（PPP/PFI）が公共施設総合管理計画で示されている。 納骨堂建設においても民間の協力を得て事業ができないか問う。	町長

令和7年度 あさぎり町議会 第4回会議（9月定例日） 一般質問通告書

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
5	(2番議員) 加藤　弘	財政（主に基金）と人口減少対策について	（１）　財政（主に基金）について問う。 ①　全会計基金の推移について（５年間） ②　現在の基金の必要性について ③　政策的に、現在の積立金の額について（どのように思うか。） （２）　今後の人口減少のイメージについて問う。 ６年後から、３地区（岡原、須恵、深田）において、移住定住が無い限り、小学校入学者が１桁になるが、この生徒達の高校卒業後からの、町への影響についてのイメージについて （３）　人口減少に、歯止めをかける為の産業振興対策について問う。 ①　商工振興について 企業誘致を、１市９町村が一つになって実施すること ②　農業振興について １）　農業収入保険の拡充（補助率のアップと認定農業者の全戸加入の推進） ２）　認定農業者の農業機械の導入時の補助率のアップ及び認定農業者以外も補助対象にすること ３）　林業従事者の雇用及び待遇 （４）　財政(主に基金)と人口減少対策事業のバランスについて問う。 財政分野も努力されているし、人口減少対策事業も努力されている。それでも、人口減少は急速に進んでいる現状であることについて	町長 町長 町長 町長

令和7年度 あさぎり町議会 第4回会議（9月定例日） 一般質問通告書

質問順	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
6	（14番議員） 小見田　和行	次世代につなぐあさぎり町の農業・農村の振興策について	（１）　地域計画（令和７年３月策定）の分析・検証について問う。 ①　区域内の農地の有効利用について （実質的に進むものとなっているのか。目標地図の完成度。） ②　農地の集約化について （進めるためには何が必要か。進まない理由は。） ③　将来の受け手が位置付けられていない農地の把握について （この様な農地の解消を進めるために何が必要か。） ④　将来の農地利用に向けた課題について （２）　農村振興における、大きな要素となる食糧供給機能、国土保全、水源涵養、自然環境保全などの多面的機能維持について問う。 ①　町道、農道、排水路側面の雑草の繁茂や、排水路の土上げ等出役者も減少する状況での、これらの状況の把握と対策について （３）　人口減少や従事者の高齢化や担い手不足等の課題山積の中、課題克服のために積極的な町行政の関与は避けられないものと思う。 　国、県の補助金等の活用を想定しながら、農業支援センターや、あさぎり地域づくり協同組合、受委託組織法人等の可能性をフル稼働した新たな取り組み体制の早急な構築の必要性を感じるが、町の考えを問う。	町長 農業委員会会長 町長 町長

目　　次

第6号（9月8日）

応招議員 …… 1
出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席した議会書記 …… 1
説明のため出席した者の職氏名 …… 1
議事日程 …… 2
本日の会議に付した事件 …… 2
開　会 …… 2
　会議録署名議員の指名について …… 2
　定例日の会議日程報告 …… 2
　諸般の報告 …… 3
　行政報告及び教育行政報告 …… 6
　一般質問 …… １０
　　６番　加賀山　瑞津子さん…… １０
　　１番　小松　英一君…… １９
　　13番　永井　英治君…… ２９
　　12番　溝口　峰男君 …… ２９
散　会 …… ５１

第7号（9月9日）

応招議員 …… ５２
出席議員 …… ５２
欠席議員 …… ５２
出席した議会書記 …… ５２
説明のため出席した者の職氏名 …… ５２
議事日程 …… ５３
本日の会議に付した事件 …… ５３
開　議 …… ５５
　一般質問 …… ５３
　　２番　加藤　弘君 …… ５３
　　14番　小見田和行君 …… ６４
散　会 …… ７４

第8号（9月１０日）

応招議員 …… ７５
出席議員 …… ７５
欠席議員 …… ７５
出席した議会書記 …… ７５
説明のため出席した者の職氏名 …… ７５
議事日程 …… ７６
本日の会議に付した事件 …… ７６
開　　議 …… ７８
　議案第２０号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ７８
　議案第２１号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ８０
　議案第２２号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ８１
　議案第２３号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ８３
　議案第２４号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ８３
　議案第２５号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ９１
　議案第２６号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ９２
　議案第２７号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ９４
　議案第２９号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ９５
　議案第３０号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ９５
　認定第　１号（提案説明） …… ９６
　認定第　２号（提案説明） …… ９６
　認定第　３号（提案説明） …… ９６
　認定第　４号（提案説明） …… ９６
　認定第　５号（提案説明） …… ９６
　議案第２８号（提案説明） …… ９６
　認定第　６号（提案説明） …… ９６
　認定第　７号（提案説明） …… ９６
閉　　会 …… １０１

第9号（9月１６日）

応招議員 …… １０２
出席議員 …… １０２
欠席議員 …… １０２
出席した議会書記 …… １０２
説明のため出席した者の職氏名 …… １０２
議事日程 …… １０２
本日の会議に付した事件 …… １０３
開　　議 …… １０３
認定第　１号（説明・質疑） …… １０３

認定第　５号（説明・質疑）　……　１０３
議案第２８号（説明・質疑）　……　１３９
閉　　会　……　１４２

第１０号（9月１７日）

応招議員　……　１４３
出席議員　……　１４３
欠席議員　……１４３
出席した議会書記　……　１４３
説明のため出席した者の職氏名　……　１４３
議事日程　……　１４４
本日の会議に付した事件　……　１４４
開　　議　……　１４５
認定第　１号（説明・質疑）　……　１４５
認定第　２号（説明・質疑）　……　１７２
認定第　３号（説明・質疑）　……１７４
認定第　４号（説明・質疑）　……　１７５
認定第　６号（説明・質疑）　……　１７７
認定第　７号（説明・質疑）　……　１７８
閉　　会　……　１７８

第１１号（9月１９日）

応招議員　……　１７９
出席議員　……　１７９
欠席議員　……１７９
出席した議会書記　……　１７９
説明のため出席した者の職氏名　……１７９
議事日程　……　１８０
本日の会議に付した事件　……　１８１
開　　議　……　１８２
日程１　　発言取消申出書について　……　１８２
認定第　１号（補足説明・質疑・討議・採決）……　１８２
決議第　１号　認定第１号にに対する付帯決議案　……　２１１
認定第　２号（質疑・討議・採決）……　２１１
認定第　３号（質疑・討議・採決）　……　２１１
認定第　４号（質疑・討議・採決）　……　２１３
認定第　５号（質疑・討議・採決）……　２１５
議案第２８号（質疑・討議・採決）　……　２１７

認定第　６号（質疑・討議・採決）　…… ２１８
認定第　７号（質疑・討議・採決）…… ２１８
報告第１１号（報告・質疑）　…… ２１８
報告第１２号（報告・質疑）　…… ２１８
報告第１３号（報告・質疑）　…… ２１８
報告第１４号（報告・質疑）　…… ２１８
報告第１５号（報告・質疑）　…… ２２１
日程１５　　厚生文教常任委員会の報告について（令和７年度陳情第４号）…… ２２１
発委第１号　（趣旨説明・討論・採決）…… ２２２
日程１７　　発言取消申出書について　…… ２２２
日程１８　　議員派遣について…… ２２２
閉　　会　…… ２２３
署　　名　…… ２２３

令和７年度　あさぎり町議会第４回会議会議録（第６号）						
招集年月日	令和７年９月８日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年9月8日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和7年9月8日　午後 4時32分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松　英一	○	8	森岡　　勉	○
	2	加藤　　弘	○	9	豊永　喜一	○
	3	小谷　節雄	○	１０	山口　和幸	○
	4	岩本　恭典	○	１１	皆越　てる子	○
	5	難波　文美	○	１２	溝口　峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井　英治	○
	7	橋本　　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	１番　小松　英一　　２番　加藤　弘
出席した議会書記	事務局長　山本　祐二　　事務局書記　溝口　久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口　俊朗	○	教育長	椎葉　勇二	○
	副町長	土肥　克也	○	教育課長	山内　　悟	○
	デジタル政策審議監	長沼　宏季	○	高齢福祉課長	尾方　　圭	○
	総務課長	酒井　裕次	○	健康推進課長	荒川　誠一	○
	会計管理者	上田　日和	○	農林振興課長	橋本　英樹	○
	企画政策課長	万江幸一朗	○	商工観光課長	沖松　勝彦	○
	財政課長	中村　光成	○	建設課長	小田　　淳	○
	税務課長	高田　真之	○	上下水道課長	鬼塚　拓夫	○
	町民課長	中竹　健次	○	農業委員会事務局長	中神　啓介	○
	生活福祉課長	緒方　理恵	○			

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第６号）

日程第　１　会議録署名議員の指名について
日程第　２　定例日の会議日程報告
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　行政報告及び教育行政報告
日程第　５　一般質問（４人）

本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名について
日程第　２　定例日の会議日程報告
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　行政報告及び教育行政報告
日程第　５　一般質問（４人）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますので令和７年度あさぎり町議会第４回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第１２４条の規定によって１番小松英一議員、２番加藤弘議員を指名します。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第２、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。山口委員長。

◎議会運営委員長（山口　和幸 君）　改めまして、皆さんおはようございます。（おはようございます。）それでは、議会運営委員会より報告を致します。去る９月２日火曜日、午前１０時より第二庁舎委員会室におきまして議会運営委員会を開催を致しましたのでその内容について報告を致します。会議の日程については本日より９月１９日までの１２日間とすることと致します。なお御手元に配付の日程表のとおり、１９日金曜日には予定された議案審議を全て終了し閉会の予定であります。会議に付する事件について、全ての議案を本会議において審議することと致します。会議日程の中で８日から９日のうち２日間で一般質問を行うことと致します。今回は６名の議員の登壇が予定されていますが、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう議員各位の御奮闘を期待を致します。１０日から議案審議に入りますが、条例、予算審議など１０件については、当日に採決まで行う予定であります。また、令和６年度決算認定８件の提案と監査委員の審査意見に対する質疑を行います。１６日及び１７日の２日間で認定８件の所管課ごとの質疑を行いま

す。１６日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分、１７日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分と致します。今回も各課より説明補助員として課長補佐以上の職員の出席を認めております。このため、詳細な質疑につきましては極力この２日間で済ませていただきますよう、よろしくお願い致します。１１日から１５日及び１８日は休会となりますが各種委員会等の開催に充てたいと思います。最終日の１９日は、認定８件の総括質疑、採決、発議案件等の審議採決及び報告５件を行いますので議事進行への御協力をお願いを致します。また今定例会も新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用に関しましては個人の判断と致します。６月定例議会以降に事務局で受け付けた陳情書等の取扱いについては、配付をしました一覧表のとおりであります。なお詳細につきましては事務局において閲覧をお願い致します。服装につきましては、一般質問登壇者を含めてクールビズと致します。その他議会運営については議会運営の指針のとおりでありますが、基本的には今後本会議中において判断が必要な案件が生じた場合は直ちに議会運営委員会を開いて審議することとし、また本会議中における執行部の議案説明の簡素・効率化については申入れを行っておりますので、議員各位におかれましても簡潔明瞭な発言を心がけていただくよう御協力をお願い致します。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　したがって、本定例日の日程は本日から９月１９日までとします。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３、諸般の報告を行います。まず私議長より報告致します。抜粋して報告致します。令和７年６月１０日、国道４４５号期成会監査に出席しております。下がりまして令和７年６月１４日、令和７年度あさぎり町シルバー人材センター通常総会に出席致しました。今の会員数は１０８名。収支決算書は、６年度出ておりまして、収入が７,９１２万６,４０６円、支出が７,８１５万４,１３６円。９７万２,２７０円の次期繰越金となっております。続きまして令和７年６月１７日、南稜高校教諭との意見交換を行っております。内容につきまして少し説明を致します。意見交換のテーマですが地域高校との連携強化、地元就職Ｕターン促進、探究学習、キャリア教育との連携、生徒の地域活動・ボランティア活動参加、教職員の働き方改革と町の支援、学校施設と地域利用、ＩＣＴ学習環境の整備、生徒支援と連携体制など多岐にわたっての意見交換がなされております。この内容につきましては、後日委員会より報告があるものと思っております。続きまして令和７年６月２３日、定例郡議長会に出席しております。令和２年の豪雨災害で流出しました球磨川にかかりますてんぐ橋、球磨川大橋、かませ橋、相良橋の架け替え進捗状況の説明を受けております。その他のという項目で人吉球磨医師会からの請願書の取扱いにつきましても各町村の情報交換を行っております。令和７年６月２４日、令和７年度県庁繊月会懇親会に出席しております。７年６月２５日、農事組合須恵かちゃあ第１回総会に出席させていただきました。法人設立登記令和６年６月１４日から令和７年３月３１日までの損益計算書の公表がございまして、２９９万３,７８６円の当期純利益を得ております。次に令和７年７月１０日、三期成会及び川辺川ダム建設促進協議会総会に福寿庵においてありましたので出席しております。この三期成会と申しますのは、一般国道熊本宮崎線道路整備促進期成会、もうひとつは一般国道４４号道路整備促進期成会、もうひとつは球磨川上中流改修期成会この３つを総して三期成会となっております。これにつきましても、現状の報告等が行われております。続きまして令和７年７月１４日、定例の郡の議長会に出席しております。これにつきましては球磨川

水系緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について説明がなされました。河川、河道の掘削、河道の確保等について説明を受けております。続きまして7月１８日、あさぎり薬草合同会社設立１０周年記念式典に出席致しました。ただいまの面積が９０ヘクタール、販売金額が５億円を達しておりまして、国内最大の産地であり世界第3位の産地になっておるということでございます。基幹作物である葉たばこを補完する品目として地位の確立が見られるところでございます。７月２０日、町村議会正副委員長研修。これはオンラインで行われました。演台は議会改革と成り手不足、議員の成り手不足への対応策ということで、関東学院大学法学部教授 牧瀬 稔氏の講演を聞いております。非常に印象に残った言葉として「身を切る改革が成り手不足を助長している。これからは議員のニーズをした改革を」ということでございました。ずっと下に参りまして、令和７年８月６日、令和７年度国道２１９号整備改良促進期成会同盟会総会が西都市公民館で行われました。整備促進につきましての要望書が承認されております。また下にございます8月２０日、７年度町村議会正副議長会研修が行われまして、自治総合研究所役員研究員 あかしかずやす氏の講演がございまして、内容は「トランプ政権と世界、力の外交と貿易戦争の行方」ということでございます。最後になりますが、８月２７日、定例郡議長会におきましては、８月の７日からの大雨によります九州地方整備局からの状況報告がございました。８月としては最大時間降水量を更新した地点は、八代市より北の方面はその第１位の記録をしたところが多く、アメダスの総雨量の分布図を見ます時にもしもこれが南のほうに南下していたら球磨人吉もかなりの被害を受けたということで、今後とも備えを進める必要性を感じたとこでございます。本日まで受理した令和７年度６月定例日以降の陳情書要望書等については、御手元御手元に配付しました一覧表のとおりです。なお、球磨川水系田頭川に係る取水堰の改修に関する要望書については、総務建設経済常任委員会に付託することとし、また町長選挙と議会議員選挙を同時に行うことを求める要望書については、地方自治の未来を創る調査特別委員会に付託することに致しました。例月現金出納検査報告書は事務局に保管してありますので閲覧していただきたいと思います。なお６月定例日以降の指摘事項の報告はありません。以上で議長の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　次に総務建設経済常任委員会の報告を求めます。皆越総務建設経済常任委員長。

◎総務建設経済常任委員長（皆越　てる子 さん）　皆さん、おはようございます。それでは、総務建設経済常任委員会の報告を致します。議員各位のタブレットに会議録が掲載されておりますので要約して報告させていただきます。令和７年６月１０日、所管事務調査というようなことで雑草等繁茂状況現地調査。これは令和６年１０月１５日実施しておりますけれども、それに伴う令和７年度の計画についてというようなことでございます。旧今井公民館付近の工人舎付近の木の処理についてですが、建設課のほうで県のほうへ要望をしているというようなことでございましたけども、一部歩道の部分については８月末に処理済みというようなことで安心しております。この件についてはですね、今井区の方から幾度となく問われていた課題でもありましたので、一部処理したというようなことで皆さん方安心しておられると思います。シンボルロードの除草作業は年３回の要望としていましたら年２回になっているがというようなことでございました。で、現在の状況を見てみますと早朝６時からですね、建設業者の方が除草作業に精を出しておられま

す。これについても感謝申し上げます。岡留公園周辺は年３回の実施ということでございましたが、５月、７月、９月という計画であったではないかというようなことでございましたが「６月に入っても作業が進んでいない、早急に対処していただきたい」との意見もありました。令和７年６月１７日、これは所管の現地調査というようなことで令和４年度皆越地区農地等災害復旧工事についてでございますが、農林振興課より現場において工事内容説明を受け、理解することが出来ました。また令和７年８月１３日、所管現地調査というようなことで雑草等繁茂状況等の調査を岡留公園、おかどめ幸福駅付近について調査致しました。現地調査後、第二庁舎委員会室において、おかどめ幸福駅売店及び幸福駅関係の指定管理について商工観光課長より説明を受け、委員会からの意見と致しまして、環境整備については専門性のあるところに業務委託してもいいではないかということ。また地元にある公立高校 南稜高校と町との包括協定の延長線上で活動が止まっているのではないかというようなこと。看板の設置が少ないのではないかとの意見、要望等がありました。建設課については、竹林の事故を受けて早急に取り組んで頂きたいという要望もありました。くま川鉄道沿線の管理についても町長が関係町村へ働きかけていただければという要望。議長としても議長会のほうへ申出をしていただき、みんなで管理をしていくということを提案していただければという意見。財政課については、普通財産として管理している遊休地を利用したいという団体がおられるということ。これらの意見、要望を受けて、公共施設の維持管理に必要な補正予算の計上もあるのではないかということで閉会致しました。以上、総務建設経済常任委員会の報告と致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に厚生文教常任委員会の報告を求めます。加賀山厚生文教常任委員会委員長。

◎厚生文教常任委員長（加賀山　瑞津子 さん）　厚生文教常任委員会の報告を致します。６月１０日、所管事務の調査を行っております。視察研修、町内団体との意見交換会、広報委員会の選任についてです。管内研修につきましては、文化財の現地視察の計画について協議致しました。担当課と日程調整し、研修を行うことを決定致しました。管外の研修につきましては、公営墓地の在り方、健康づくり等の案が出ておりますが全体研修も含め、総務建設経済委員会と調整することと致しました。これからの視察研修の在り方の中で政務調査費の考え方について意見があり、協議致しました。今後、全議員の意思確認が必要とのことで今後も協議を続けることとなりました。７月３１日、須恵釈迦堂の国指定を受けまして管内文化財現地視察を行いました。併せて看板モニュメントの書換え修復場所についても視察を行っております。具体的には、深田荒茂毘沙門堂、須恵釈迦堂、須恵諏訪神社、鬼の釜古墳、才園古墳、今年３０周年の記念式典の計画があります本目遺跡を視察致しました。文化財の現状保護について確認を行い、今後も委員会として対応していくことと致しました。８月４日、人吉球磨准看護学院陳情書について審議。この件につきましては、最終日に付託案件の審査報告と致します。以上、厚生文教常任委員会の報告と致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。人吉球磨広域行政組合議員 皆越議員。

〇人吉球磨広域行政組合議員（皆越　てる子 さん）　令和７年第３回人吉球磨広域行政組合議会定

例会の報告を致します。内容につきましては、要約して報告させていただきます。令和７年第３回人吉球磨広域行政組合定例会が令和７年８月２７日午前１０時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。五木村議会議員の任期満了に伴い、議長が決定するまで副議長が議長の職を行いました。議長選挙では指名推選で行うことが決定し、８名の選考委員により推薦された田代利一議員球磨村選出議員ですが、全員一致によって議長に当選されました。議席の指定では、五木村から新たに選出された議員の議席を１６番 西村久徳議員、１７番 園田久議員に議長から指名されました。会期の決定では、８月２７日の１日間に決定しておりました。議会運営委員会の委員の選任では、五木村の改選及び議長選挙によって欠員となっている委員２名を下球磨地区の議員から選出し、議会運営が開催され、委員長に中村龍喜山江村選出議員が互選されました。行政報告では、理事会代表理事から令和７年第１回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。議案第１０号では、人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。議案第１１号では、令和７年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算。認定第１号では、令和６年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。この３件を一括して理事会代表理事から提案理由の説明を受けました。続けて執行部から議案第１０号及び１１号の２件の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、原案のとおり可決致しました。続けて会計管理者から認定第１号の補足説明を受けた後、続けて代表監査委員から決算審査意見の報告を受けました。認定第１号の審査については、委員を８名とする令和６年度決算特別委員会を設置し、特別委員会へ付託することに決定致しました。また監査委員の選任につき同意を求めることについてでは、不在となっている議会選出監査委員について理事会代表理事から提案理由の説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり同意され議会選出監査委員として新たに源島たまみ議員ですけども多良木選出議員が選任されました。また、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長報告については、第５回委員会の調査内容及び正副委員長協議結果について委員長から報告を受けました。以上、令和７年第３回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果についての報告と致します。

◎議長（小見田　和行 君）　これで諸般の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第４、行政報告及び教育行政報告を行います。最初に行政報告を行います。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　改めまして、おはようございます。議長の承諾を得まして、行政報告前に一言御挨拶を申し上げます。令和７年度あさぎり町議会第４回会議の開催にあたり、議員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席賜り厚くお礼を申し上げます。また、日頃より町政に多大な御指導、御支援を重ねて感謝申し上げます。９月議会は決算議会で、令和６年度決算状況につきましては後日説明となりますが、一般会計につきましては、歳入決算額で１４４億1,１４４万4,５７４円。前年度比較で４億6,６０３万5,１６７円の３.３％増となりました。歳出決算額では１３３億2,３０５万6,７９２円。前年度比較５億8,９３０万1,５１８円。４.６％増となり、歳入歳出歳出差引き額では１０億8,８３８万7,７８２円。令和７年度へ繰越した財源を除いた実質収支額は、７億9,５６６万７８２円の黒字決算となりました。また、一般会計以外全ての特別会計についても黒字決算となりました。人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経

費に町税や交付税などの一般財源がどの程度充当されているかを見ることで自治体の財政構造の弾力性を測定する経常収支比率については、令和６年度決算では、経常収支比率が９０．４％となり昨年度から４．７ポイント上昇しました。この数値が高くなるほど義務的経費や継続的支出が増え、予算の自由度が制限されることになります。今後も義務的経費の増加、公共施設の老朽化への対応が求められ、財政運営の硬直化が進展することが懸念されます。こうした状況を踏まえ今後も健全な財政運営と予算執行に努め、限られた財源を有効かつ計画的に活用しながら持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。本定例議会に提出します議案は、条例案件４件、予算案件４件、決算認定案件８件、決算報告案件４件、契約案件１件、財産取得案件１件、権利放棄１件の計２７案件となっていますので御審議をよろしくお願い致します。それでは、令和７年８月までの行政報告につきまして主なものを説明致します。１ページ目の最上段です。５月２１日、あさぎり町畜産振興協会総会が開催されました。全畜種にわたり経営も厳しい中、「連携して乗り越えていこう」という意思確認が行われました。２つ飛びまして５月３０日、６月２日・１７日、７月９日、認知症サポーター養成講座を開催しました。認知症に対する正しい知識を持ってもらうことにより住民が認知症を発症しても安心して暮らせるまちづくりの推進を目的に講演・グループワーク等により認知症サポーターの養成を行いました。なお９月１２日には、認知症啓発講演会を開催する予定であります。お時間が許される方は是非参加をしていただきたいと思います。次の段です。６月１日、天子の水公園菖蒲まつりが開催されました。熊本名水１００選にも選ばれた天子の水を使用した野点の振る舞い、南稜高校による動物ふれあいコーナー等も人気でした。地域資源を活用した親睦の場づくりが出来、町の活性化につなげられました。次のページになります。上から２段目です。６月６日、各地区の自主防災組織と町が災害対応に対応し、共通理解を深めることを目的として、あさぎり町自主防災組織連絡協議会を開催しました。１つ飛びまして６月１２日、南稜高校の生徒に運動指導を体験してもらうため事前説明会を行いました。７月３日から来年の１月１５日までヘルシーランド健幸ホールにおいて、運動教室の見学や指導体験を行ってもらう予定であります。次の段です。６月１７日、第２回定例区長会を開催しました。参議院議員通常選挙、敬老会式典業務委託、屋外告知放送の更新などについて説明を行いました。次のページ最上段になります。６月２０日、第７５回「社会を明るくする運動」あさぎり町実施委員会・あさぎり町青少年健全育成町民会議総会を開催しました。各種団体代表者出席のもと前回の実施結果の報告及び今回の実施要綱、町内小中学生を対象とした作文コンテストへの応募の実施が採択されました。次のページになります。上から４段目です。７月１４日から町内集団健診結果説明会を行いました。健診結果や精密検査についての説明及び保健師・管理栄養士・看護師が保健指導を行いました。当日の欠席者へは個別に訪問や来庁頂き説明指導を実施しました。ひとつ飛びまして、７月１９日から夏休みに料理をつくってみよう３チャレンジを開催しました。自分の力で料理をつくる経験を通じ、食事の準備や料理することへの関心を高めること等を目的に夏休み期間中、小中学生に３回料理を作ってもらいました。次のページ上から２段目です。７月２５日、放課後児童健全育成事業及び補助事業が適正に実施されることを目的として、町内放課後児童クラブ出席のもと説明会を実施しました。最下段です。８月２日～３日、あさぎり町インターネット合同説明会を開催しました。９月１日から上地区の一部

の地域を除いてＮＴＴの光回線が利用可能となるため、町民を対象に説明会を開催しました。次のページ最上段です。８月１７日、２４日、あさぎりリクエスト夏休みワークショップを開催しました。２月にリリースしたＲＰＧアプリあさぎりクエストを広くＰＲするとともに、小学生を対象とした町内にある日本遺産等の歴史文化に触れるワークショップイベントをくま川鉄道と連携して開催しました。ひとつ飛びまして８月１９日、第３回定例区長会を開催しました。国勢調査、奥球磨駅伝、防災訓練などについて説明を行っております。次の段です。８月２０日あさぎり町男女共同参画推進条例に基づく第１回あさぎり町男女共同参画審議会を開催しました。会長、副会長を選任した後、来年度の計画策定に向け今年度実施予定の町民意向調査や、今年度の研修について協議を行いました。以下、入札関係の資料を別紙に添付しておりますので後で御覧頂ければと思います。以上、行政報告と致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に、教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　改めまして、おはようございます。それでは教育行政の報告を致します。主なものを報告させていただきます。まず１ページの最上段です。５月１１日から７月１３日まで第７５回球磨郡民体育祭が球磨人吉管内で行われました。選手の皆さん、それから応援頂いた皆さん大変お世話になりました。各競技が管内各施設で開催され、あさぎり町は２４種目出場中６種目で優勝致しました。最終競技のゴルフが１０月２５日開催予定で、それ以外の競技が全て終了しております。現在の順位は１位が錦町１１０点。２位があさぎり町１０２．５点という状況でございます。続きまして４段目です。６月１６日、本年度第１回あさぎり中学校部活動地域移行検討協議会を実施致しました。中学校部活動の段階的な地域移行に向け、本年度も８人の委員を委嘱し、今後の流れ等について協議を行いました。次２ページをお願い致します。２段目です。６月２４日、９人の方への委員委嘱とともに第１回あさぎり中学校制服検討委員会を実施しました。現在の制服に関する状況の確認とともにアンケート調査の実施等について協議を行いました。次３ページをお願いします。１段目です。７月４日、深田小学校においてコミプロデザイン研代表の三角幸三氏をお招きし、家庭教育講演会を実施しております。今後その他５校においても、こども家庭支援センターあまぎやまセンター長の坂口明夫氏とともにお２人を講師にお招きし、保護者や地域の皆様の家庭教育に関する学習機会の提供や家庭教育に関する情報及び啓発活動等を充実させることで保護者等の悩みを解消したり、家庭教育支援の機運を高めるために講演会を予定しております。続いてその下２段目です。７月８日から９月２９日においてＢ＆Ｇ水中運動教室をＢ＆Ｇ海洋センターで実施しております。運動不足解消やストレス発散、生活習慣病の予防を目的として、期間中の毎週火曜日の夜間に開催しております。女性を中心に毎回好評の事業となっており、本年度は要望により回数を３回増やして実施しております。続いてその下３段目です。７月１１日、第１回社会教育委員会議を開催しております。委員９名の方に委嘱状を交付し、教育委員会基本方針及び重点努力事項、社会教育関連主要事業、年間計画及び図書館業務、地域学校協働活動について内容を説明し、協議を行ったところでございます。続いてひとつあけまして７月２３日、あさぎり町子ども会育成連絡協議会講習会をＢ＆Ｇ海洋センターで実施しております。町子ども会育成者を対象にアクアインストラクターを講師として、水難事故の際の対処方法について実技指導を実施致しました。参加者は１３単位子ども会から４３名の参

加を頂きました。続きまして、その下最下段です。７月２４日、人吉球磨人権教育研究協議会研究大会の分科会をせきれい館で実施致しました。熊本南部広域病院理事長の小野友道氏を講師としてお招きし、「コロナ禍で経験した偏見差別‐ハンセン病の歴史に学ぶ」と題し、３６名に参加頂いて研修会を実施致しました。次４ページをお願いします。１段目です。７月２７日、文化財講座の第１回を須恵文化ホールで実施致しました。「歴史探訪～遺跡から読み解くあさぎり町の弥生時代」をテーマに、あさぎり町内の弥生時代、古墳時代の遺跡やその特徴に関する講座を実施致しました。受講者は２８名であと２回実施する予定でございます。次５ページをお願いします。最上段です。８月８日、あさぎり町教職員等研修会をせきれい館で実施しました。町内の小・中学校教職員が一堂に会しての研修として毎年開催しております。本年度は熊本の学びについて球磨教育事務所 井上竜作指導主事様、ＬＧＢＴ級の理解と支援について曽方晴希様から講話を頂き、研修を深めたところです。続いてその下です。８月９日、せきれい館図書館まつりを自主文化事業として実施致しました。夏休みの子供たちを対象にＡＬＴによる読み聞かせとワークショップ、また劇団パレットによる人形劇「三枚のお札」を実施致しました。１４６名の参加を頂き、盛会に終わったところです。以上で教育行政については報告を終わらせていただきます。引き続き、令和６年度あさぎり町教育委員会点検評価報告書について報告させていただきます。教育委員会は毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関し学識を有する者の知見を活用しながら点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが法的に義務づけられております。今回はその法律に基づきまして報告を行うものでございますが、議会への報告及び町民の皆様への公表により説明責任を果たし、今後の効果的効率的な教育行政の推進に資するものであります。教育委員会では、第３期あさぎり町教育振興基本計画をもとに、まず令和６年度の教育委員会の主な事業について教育委員会が自己評価を行い、最後に３名の評価委員の皆さんに外部評価を頂き、報告書を作成しております。報告書の原本につきましては議長宛てに提出しておりますが、御手元にはその写しを配付しておりますので御覧頂ければと思います。また評価委員の皆様には御意見や御要望等頂いておりますので、今後の各種事業の取組の指標として活用させていただきたいと考えております。詳細につきましては、後ほど報告書を御覧頂ければと思います。今後は報告書をホームページ上で公表し、議会や町民の皆様からの御意見等を踏まえながら、教育行政の充実推進に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますがあさぎり町教育委員会点検評価報告書の報告とさせていただきます。議員の皆様におかれましては、今後とも御指導のもと、どうぞよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

休憩　午前１０時４３分

再開　午前１０時５４分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第５、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず６番加賀山瑞津子議員の一般質問です。（議長６番）加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。おはようございます。６番 加賀山瑞津子です。令和７年８月豪雨、県内に甚大な被害が発生致しました。まだまだ支援が必要な中、上天草のボランティアセンターが７日、天草のボランティアセンターは１０日に閉鎖されるという情報も入ってきております。私もお世話になっておりますボランティアグループは引き続き支援に入るという力強い話を聞きましたので、是非皆様の１日も早い復旧をお祈りしたいと思います。通告に従い２点質問致します。地域と連携した主権者教育の定着について。主権者教育とは、戦後１９４７年日本国憲法、国民主権、学校教育、公民教育の重視ということで制度・知識中心の教育がスタートいたしました。２０１５年、公職選挙法改正により選挙権が１８歳以上となり学校教育の中での必要性が強調されることとなりました。知識から実践へ、自分の生活と政治のつながりを実感する教育と変わったわけですが、町では中学生議会などを通じて主権者教育に取り組んでおります。主権者意識を育むには一過性の体験にとどめることがなく、学校教育や地域社会全体で継続的に根づかせることが重要であると思います。教員の負担軽減を図りつつ地域住民や選挙管理委員会と連携し、子供たちが主体的に政治参加を考える環境づくりが必要だと思います。町長の御意見をお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　主権者教育といいますのは、やはり国民一人一人が社会の一員として主体的に政治や社会に関わる力を育てる教育と言われております。国の国・社会の問題を自分事として捉え、自ら考え判断し行動できる主権者を育てる教育ということになっております。本当先ほど加賀山議員よりありましたとおり、学校だけでなくて家庭そして地域社会全体で取り組むべき重要な教育と思っております。あさぎり町におきましても、社会に参画する態度や意識を育むために中学生議会、そして小学校における税に関する租税教室そして県選管の選挙出前授業など通じて、主権者教育を行っているところであります。詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　未来を担う中学生に行政に関する関心を高めてもらうという目的で、あさぎり町議会は中学生議会を行っております。昨年１１年目を迎えました。全国的に見ても先進的な取組であると思っております。これは子供たちにとって貴重な学びの場であると思っております。学校とは異なる公的な空間での議論、本物の体験の場、多様的な議題志向や発言が養われる場でもあります。そして、自分自身が発信することができる政治参加の第一歩であると思われますが、中学生議会の成果と課題について町はどう評価されているのでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。先ほど議員のほうからありましたとおり、これまで１１回

開催されておりまして、未来の主権者となる中学生が地域社会の課題を自らの問題として捉え、主体的に考え、改善を促す行動を育てる場として活用すること。これにつきまして、主権者教育を推進する上で有義的な取組のひとつであるというふうに考えております。この取組によりまして中学生の視点から新たな課題が明確されること。町政運営に進展をもたらした事例もあるんではないかなというふうに思っております。事例を例えば私総務課の関係で申しますと、防災備蓄品の活用についてというお尋ねの中で食料の賞味期限についてですけども対応方法について問われたことがございますが、備蓄品の管理を適切に行うとともに賞味期限が近い食料を地区の防災訓練などに提供することによって備蓄食料の無駄を減らすような取組、これらが必要であるということを改めて認識出来たのではないかと思っております。それから通学路の安全対策の改善に関しまして、舗装の修繕、白線の引き直しなど毎年計画的に実施している中ではございますが、改めて現状の把握を行うとともに通学路点検を継続することで通学の安全性を確保し、子供たちが安心して登下校できる環境整備を優先していく姿勢の強化につながっているのではないかというふうに感じているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。中学生自らの生活の中での気づき、そしてまた中学生議会に参加するということで家族と話をして、お父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃんと話をしながら、こういう問題があるんじゃないかって、これをおまえの言葉でしっかり伝えろといういろんな場面が今までの１１回の会議の中でありました。今、子供たちの提案について2点ほど具体的な対応ということで教えていただきましたが、中学生議会について町はどう評価というかどうお感じになって、継続で参加していただいているのでしょうか。町長にお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですねやっぱり質問を考える時間、質問を考える過程が非常に重要かなと思います。やはり将来を見据えた課題であったりそして現状の課題であったり、要するにあさぎり町を考えていただく時間が持てるというのが１番いいんじゃないかなというふうに考えております。そして、この議場での体験というものも非常に貴重な体験だと。そういうことも含めてやはりあさぎり町に関心を持っていただく。こういった活動というものが私たちも大変評価しているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。「僕は中学生議会に参加しました」と言って私たちに話しかけてくれた生徒さんもいらっしゃいます。そしてまたその子たちが例えば役場であったり、ＪＡであったりと地元の様々な職種で今第一線で頑張ってくれているというのは、とても心強いことであります。先ほど一応対応しましたというお話はありましたが、その成果をフィードバック。例えば、学校とか直接子供たちに「こういう意見については、こう取上げました」っていうフィードバックについては、今どのように対応されているでしょうかお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい、頂きました質問に対してですねすぐできる部分あるいは今

後予算措置なりいろいろ検討が必要な部分ございますが、中学生議会の後のですね、課長会議あたりでは情報を共有しまして、それぞれみんなで意識は共通して持っているところでございます。ただし、これらは中学生、中学校側にですね改めて提示するということは現在していないというところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。申し訳ありません、私本日中学生議会の議会だよりをちょっと手元に持ってきておりませんのですが、実はこの中学生議会、議会のほうで特集を組んで議会だよりと一緒に送っております。これについては非常に町民の方の関心が高うございます。ひとつは、自分の身近なところの子供たちがこの場で発表した。まずはその第一歩に対して地域の方たちは関心が高いです。そして２番目は、その内容について、わー中学生でもこぎゃんことまで考えてくれとっとね。お年寄りのことを考えてくれてありがとう。そして子供たちの素直な意見が非常に共感を生んでおります。是非このフィードバックっていうのも、また子供たちの提案について非常な自信につながることでもあります。是非町長そのフィードバックについて、例えば私たち議会サイドもですが、町の広報紙等であのあとこうやったよっていうのをですね、取り組んで頂くということは可能でしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。それは可能だと思います。やはり中学生の提案されたことに対してどう動いたかということをというのは非常に大事なことだと思いますので、それは広報紙でも周知するのは可能だと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。議会としても今年また１２回目を計画していくと思いますので、是非その場面からの活用そして広報を期待したいと思います。２番目に、地域課題検討会や模擬投票などの体験型学習を展開する際に地域住民や選管などとどのような支援協力をとっていくのかお伺いします。もし具体的な事例がありましたら、お尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい、町の選挙管理委員会での対応ということでお答えしたいと思いますが、これまで実績としまして令和３年に南稜高校それから令和４年に岡原小学校で出前講座、模擬投票ということで行っているところでございます。これらにつきましては、県の選管の協力により行っているというところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。この地域課題討論会というのは、実は１０年後の公立高校を考える会という会議がございました。その時には地元の南稜高校の生徒さんもたくさんの参加がありました。是非、町としても子供たちが参加できるこういう協議の場っていうのをですね、継続してやっていただければと思います。またせっかく１８歳選挙になって、高校生そしてまた岡原小学校だけというのがですね、もったいない気がいたしますが、今後学校サイドからの要望があったときに対応していくのか。それともこれは教育課にもちょっと関係してまいりますが、町としてそういう働きかけをしていくのか、どうお考えでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。先ほど総務課のほうからも答弁ありましたけども、令和４年度に岡原小学校だけということで正直申しまして学校のほう、カリキュラムのほうは年間計画で立てられてですねそれぞれの学校の特色を生かしながら学校運営されている状況です。そういった中まず第１的には学校からの要望があればそういった特別なですね、出前講座っていうかいうことも可能かなというふうに思ってるところです。ただプッシュ的にこちらからっていうことは、幾分厳しい状況もあるのかなというふうに思ってるところです。ただ教育の元々の目的が、国や社会の形成者となる人を育てるっていうことから、国を支える根本的な政治いわゆる主権者教育というのはとても大事なことだというふうに思っているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。本当に実は３番目の質問の中でこの公民という教科についてもちょっとお知らせしたいなと思っておりましたので、今教育長がおっしゃる部分がこの公民、新しい社会公民という中に非常に詳しく入っているというのを私も今回実感いたしました。２３８ページにもわたりますこの大きな教科書カラーページで非常に分かりやすく学んでいけるものです。大きな項目と致しましては、現在社会と私たち、個人の尊重と日本国憲法、現代の民主政治と社会、私たちの暮らしと経済、地球社会と私たち、よりよい社会を目指して、非常に中学生がここまで勉強するのかとびっくりするほど深い内容の教科書が出来ております。私たちも反対にこの教科書をもう１回手に取って学びながら進めていくと子供たちとの共通の課題が見えてくるのではないかなと思ったりもしております。３番目の教員の負担を増やさず学校地域選管が連携して持続可能な主権者教育を進める仕組みについてというところですが、先ほど県の選管から出前講座があるということでお伺いしましたが、少し内容の説明を頂けたらと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。県の選管によります選挙出前授業というところでこれは県のほうでホームページ等にも載ってるかと思うんですが、目的ということで若者の投票率の低下が顕著であると。また、これからの社会を担う若い世代が政治や選挙に関心を持つことが必要であるというところで取り組まれているんではないかと思っておりますが、実施内容としましては、ひとつ目で講義。これにつきましては、県の選挙管理委員会のほうから職員がスライドや動画を使用しまして選挙制の大切さ、豆知識などやクイズを交えながら説明されるという内容でございます。それから模擬選挙、これにつきましては、架空の例えば県知事選挙や生徒会選挙などを実際に使用します投票箱を用いまして、記載台を使用して選挙を体験するというところでございます。それから３つ目で授業の動画ということで、これは総務省主催者教育アドバイザー、こちらによります授業動画の配布というところでございます。それから４つ目で資料提供ということで、学校で選挙に関する授業をする際における資料の提供ということで挙げられているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。ちょっと現状私が把握していないんですが私たちが

小さい頃、小学校は児童会の選挙そして中学校は生徒会の選挙ということで、学校運営に関して立候補した子供たちが私はこういう学校をつくりたいというですね意見を言いながら投票というのがありました。今も生徒会・児童会は継続している中で、子供たちが自分の学校への思いっていうのを伝えている場面があると思いますが、教育課として現状というのを少し御説明頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。現在も小学校で児童会、それから中学校で生徒会っていうのは存続しております。両方とも子供たちの自治力を高めながら学校を自分たちの力で充実発展させるということで活動している状況です。そんな中あの選挙につきましては、私が小学校経験があまりないのでそこら辺は全てじゃありませんけども私が勤務させていただいた小学校のほうでは、児童会の選挙等はありませんでした。ただ生徒会、中学校の生徒会の選挙につきましては、本あさぎり中学校におきましても同じように現在も選挙を実施して、それぞれの思いを立候補しながら説明しながら投票まで行っているという状況です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。皆さんも自分たちが小さかった頃、どういうふうにして学校運営の児童会・生徒会に関わったかなあというのを思い出していただいた場面があるのではないかと思います。実はこの公民のページの中にその子供たちの思いを形にするっていうページまでしっかりあります。２００６年歩きたばこをやめて欲しい。ぜんそくを持つ子供たちが署名をした。これは、自分たちの気づきが町を変えるんだよと。ここまで中学校の教科書に書いてあることも非常にびっくりでしたが、実はこういう視点を持って関わっていくといろんな場面で子供たちのその主権者教育、権利について関わる部分があるのではないかというふうに考えております。実は私も議員になる前地域住民の１人として福祉施設に勤務しておりました際に、平等ということについて子供たちにお伝えした期間がございます。ひとつのピザを４人で分ける場合どうやって分けますか。日本の平等教育では「はい、４等分します。」本当に平等だなと思いましたが、研修で伺った福祉先進地デンマークでは平等を考える時にその４人がどういう４人ですかという問いがまず来ます。大人の４人であれば４つに分けることも平等かもしれませんが、赤ちゃんと子供と大人４等分するのが本当に平等でしょうかという課題がありました。私も小さい時からそういう学びがある国は、やはりいろいろな面で先進地となり得るんだなというのを実感したところでもありましたが、私も帰国後、町内の小学校認知症サポーターの養成講座で毎回１枚のピザの話を致しました。その後、そこで学んだ子供たちは必ず学習発表会とかいろんな場面で、この１枚のピザ４人で分ける時この４人はどういう４人なのという学びを発表してくれ、本当にこういろんな場面で関わることが子供たちの平等につながっているというのをうれしく思ったことがございます。４番目のその学びの種をどう育てるかということですが、中学から高校さらに若者世代まで段階的に学び、政治参加の意義を育てることについて、町はどうお考えでしょうか。どのように継続して取り組んでいくというお考えでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。主権者意識というものはやはり学校の授業とかだけでは当然身に

つくものではないというふうに感じているところであります。例えば今、スマートフォンによってＳＮＳの情報であったりそういったものの要するに真偽の判断であったり、個人情報の保護。そういった能力というものを身につけなければならないという時代になっていると思っておりますので、そういったものを含めたところでのやはり私たちの対応力というものが重要かなというふうに感じているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。町長も本当に今情報社会のお話もしていただきましたが、政治参加についてここで投票率について、見ていきたいと思います。熊本県これは熊本市の情報ではございますが、令和４年7月１０日の参議院選挙１８歳の投票率が３９．３６、１９歳３２．１９と下がっております。最低は２０から２４歳で３０．４８。最高は６０から７０歳で６９％。３８ポイント差があります。また令和６年１０月２７日の衆議院選挙１８歳４４％、１９歳２３．３８％、ここでもう１９歳が下がっております。最低は２０から２４歳２６．３３％。最高は６５歳から６９歳６７．６３％。ここでも４１ポイント差があります。令和６年3月２４日県知事選挙１８歳３７．５７％。１９歳２８．３８％、ここでも１９歳で大きく下がっております。そして最低は２０から２４歳の１９．１２。最高は７０から７４歳の６６．５４、ここでも４７．４ポイント下がります。数字から見えてくることをどうとらえ分析するか。今後の町の取組をお伺いしたいところですが、この数字の把握についてどう分析されていらっしゃるでしょうかお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　具体的な数値のお教え頂きありがとうございます。ちょっと個人的になりますが、先ほど議員のほうからも学校のほうでは主権者教育に係る教育がいっぱいあるんですねという、おっしゃったとおりだというふうに思っております。そんな中あの選挙いざ選挙になると、この候補者はどんな政策を持ってるのかとか、あるいはこの政党はということを思うと、そのことに関して学校で学ぶ機会とかはありません。だから政治とか選挙に関心があって、なおかつそこから今度はそれぞれの候補者についてのどういう政策を持ってらっしゃるかとか意見を持ってらっしゃるかというところまで取りに行けばいいんですが、そういったところが中々まだ弱いのかなというふうに思っています。そういったことから考えると主権者教育の中でもそういった各候補者とか、そういった政治の動きとかも勉強していこうというふうな指導はまた必要なのかなというふうに思っているところです。ただ政教分離でもありますので特定なことは出来ませんので一般的なことでですね、進めることが必要かなというふうには思っているところです。そういった意識が少し少ないっていうか、難しいので選挙の投票率が低いのかなっていうふうなことを個人的には思っているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。まさに学校教育では中立性というののもとにということですので中々本当に１個人であったり政党について学ぶっていうのが難しい場面があると思っております。町内の小・中学校ではタブレットの導入もあっておりますが、公民の８６ページから８７ページ、みんなの考えをどう知るか、マスメディア世論というところのページもしっか

り学びの中にございます。今後、情報リテラシー教育等を一体化して進めることが重要だと思います。先ほど町長も情報の見分け方、これも今ならではというお話があったと思いますが、このデジタル時代の主権者教育、若者世代へのＳＮＳ情報の広がり、先ほど３つの議会の投票についてを言いましたが令和７年参議院選挙。実はちょっと熊本の公式サイトのアップがありませんので群馬県の資料となりますが、投票率令和７年の参議院選挙、先日行われた参議院選ですが１０代４７．５８％、２０代４５．１３％、３０代５３．６９％、４０代でも５５．９２％、非常に高い投票率となっております。県が違うから違うんだろうとおっしゃるかなと思いまして令和６年の参議院選挙のデーターも調べました。その際１０代が３８．１９、２０代３２．２４、３０代４０．８４ということで群馬県全体で投票率が４９．９２という中にあって今回の参議院選は非常に高い投票率、若い人が関心があったことがうかがえます。私も近くの方に投票行きましたかと聞きましたら、行きましたっていう人が多かったです。どこに関心がありますかと言いますと学生の奨学金について述べている等がありました。外国人の生活保護、日本人の生活保護について述べている人がいました。外国人の移民問題、自分たちの地元に本当に日本語が通じない地域が出来てきた。みんなが実感している問題について取上げたことにより、若者、子育て世代に直結する問題提起、関心が高まったと思います。先ほどの１９歳で投票率が下がっている要因のひとつとして、住民票は地元にあるけれど大学、専門学校、短大に遠く離れたところにいるので中々投票だけは帰って来れませんっていうこともありますので、今後その世代に対してどう投票を呼びかけていけるか、これもひとつの課題ではないかと思っております。今回公民の教科書をしっかり読む機会がありました。中にはですね、ちょっと戦争責任についてとかはちょっと首をかしげる部分とかもありましたが、私たちの目線だけではなく、今、子供たちが何を学んでいるのか、私たちが学ぶ必要を実感致しました。主権者教育、学校での学習、学びとどう町は関わっていけるのか、もう一度町長にお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですねやはり学校において、やはり政治的な問題についての学習というのは非常に先ほどありましたように中立性というものがあって、非常に取組が遅れていると言ったらおかしいですけれども、中々こう前に進んだ教育が出来てないというのも現状としてあるかもしれません。ということでやはり私たち地域が、やはりそういう投票率を上げるための活動というものは今後進めていかなければならないというふうに思っておりますけれども。やはり政治に対する関心、そういったものをどう情報提供していくか。そういったものも重要なものだというふうに思っております。やはり関心があれば投票に来ていただけるということだと思いますので、そういった部分をどう広げていくかというものが大切ではないかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。中学生議会の広報紙へのフィードバック、そして投票率の低い世代への対応への分析と一緒に検討する場面がたくさんありますので、よりよいまちづくりにお力を頂けたらと思います。では、次の質問に移ります。地域農業振興と連携した食育の推進について。今考えるきっかけとなりましたのは、米不足の問題です。関心が高まっている

今ベストタイミングと思い、質問を致します。町内農業は高齢化や担い手不足が進み、持続的な振興が課題であります。生産者と子供や地域住民をつなぐ食育は、農業への理解と関心を高め、地場産品の価値を伝える有効な手段であります。学校給食や体験活動を通じた交流の拡大は、地産地消の推進や担い手確保にもつながるため農業振興と一体的に取り組める取組だと思います。食育を地域農業振興の観点でどのように位置づけてあるのか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。議員の御質問の内容とも重複しますけれども食育活動につきましては、地域農業振興において重要な役割を果たすものと認識しております。本町の基幹産業であります農業を持続可能な形で発展させるためには、農業への理解と関心を深めるとともに地域内での消費を促進し、地産地消を進める環境を整えることが重要なことのひとつと考えております。この点で食育は、生産者だけではなく、子供や地域住民の農業とのつながりを築く有効な手段であり、担い手育成にも寄与するものと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。担当課のほうでしっかりと把握していただいているのは心強いと思います。２番目の学校給食などの地場産品の利用拡大の現状についてお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。給食センターではですねまず地元で取れるものはまず優先的に地元ということの考え、それからその次には熊本県内をということで、できる限り地場産品の活用について努力をしておるところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。私も孫がおりまして学校から給食だよりというのを頂いてきておりますが、その中で食育についての関わりの部分っていうのは行われているのでしょうかお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。今タブレットのほうに資料を送信いたしましたけれども、これが今年の６月に学校給食センターから出ております給食だよりでございます。これにつきまして食育基本法制定から今年で２０年ということで、食育に関するお話を書いてあります。と、ちょうど真ん中ぐらい、こんなことも食育ですということで家族で食育、この便りを読む、また食事の時に挨拶をする。それから親子で料理をする。と、こういうふうなことでこれも食育の一環ということでお話をしてあるところです。それから３ページと４ページそれぞれ給食の献立表を載せておりますけれども、３ページは６月の給食献立表でございますが、これが６月が給食月間ということで食育月間ということで話がしてあります。それと今年は大阪万博が開催されておりますけれども、途中この６月の２３日の週にかけてですね、世界の給食ということで、そういうふうなＰＲ、お知らせもしてあるところでございます。給食センターからは、こういったことで食育の考え方について説明等を献立表を使ってやっておるところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。学校からのお便りは子供向けというのもありまして、イラストがあったり分かりやすい言葉で毎回発行していただいております。担当していただく栄養士さんたちには御苦労かけておりますが、本当にこれは子供たちにとって大切なお便りになっていると私も思っております。３番目のこの交流事業について、生産者と子供や地域住民との交流事業の支援体制として町にはどういうものがあるのか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい、町とそういう食育的なものの取組と致しまして小学校に５校の小学校とＪＡ青壮年部で行っていただいております学童農園事業がひとつあります。それともうひとつが、あさぎり中学校で球磨地域振興局と等々も連携致しまして、中学校の農業体験ラボというのを実施しております。また交流イベントといたしましては、生産者の方々が直接参画頂き、イベントを開催していただいておりますＧＯ農’Ｓフェスタがあります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。地域住民の方と一緒に食べ物っていうか食物を育ててみる。そしてうまくいかない時にまたそれを周りの人からアドバイスを受けながら、そして収穫につなげると。非常にこれは大事な体験だと思います。またこれからもですね、継続して広げていっていただきたいと思います。この安心安全な食べ物については、以前同僚議員が小麦粉の残留農薬について国際基準の値を示しながら米粉パンを取り入れることは出来ないかという質問をしたこともございます。今本当に残留農薬についてポストハーベストについて、いろんな情報が入ってきております。遺伝子組換これは私たちが毎日食べる食物の中にも細かな表示を見ますと、遺伝子組換でない食べ物のほうが少ない状況です。これの影響については、食べたからすぐに反応があるというものではないというのが非常に課題として残るものでもあります。是非、大きな視点からですねみんなで注意していかなければならないと思います。実は私も４０年ほど前にＪＡに勤務しておりました。月１回の女性部の活動で店舗の入り口付近にビールケースにベニヤ板を載せて青空市ということで、農産物の販売をしておりました。今現在は各スーパーの生産者コーナーというふうに定着しております。これも長年継続したことで、きちんとした位置をゲット出来たのかなと自負しているひとつの働きかけでもございます。私たちが子供の頃、自宅の蔵には種もみが保管されており、お米というのは身近な作物でありました。飼料用作物米ＷＣＳの米が青田刈り、稲穂の実った稲が今刈られていく現状を見ると胸が痛い思いです。自宅で「いただきます、ごちそう様」先ほど教育課のほうから食育の一環として挨拶が必要だよということは、給食だよりに載せてありますよというお知らせがありましたが、当たり前が失われつつある現状において私たちが身近に関わる食。これについてのこれからの町の政策、例えば今後の政策の中に食育を踏まえた文言を入れ込むことも含めまして、どう取り組んでいくお考えか、最後に町長にお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。食育につきましてはですね、やはり給食も含めてですけれども、やはり町には食改の推進員さんもいらっしゃいます。そういった方々も一緒になってですね、食育については、理解を深めていければというふうに考えておりますけれども。非常に農業体験も

通じてということで非常に植付けから収穫までという重要な体験もありますけれども、やはり今後は楽しい農業といいますか、スマート農業などでドローンの操作であったり、そういった楽しい部門も取り入れながらですね、農業体験等を通じて食育というものをつなげていければというふうに考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　これで６番加賀山瑞津子議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩致します。再開は午後１時半と致します。

休憩　午前１１時４０分

再開　午後　１時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　一般質問を続けます。次に１番 小松英一議員の一般質問です。（議長。）小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　１番 小松でございます。質問に入ります前に先月８月の熊本県の豪雨災害こちらでの被災者の方々へのお見舞いを申し上げます。私も身近な方が車両水没事故というようなことで本当に身近な災害というふうな実感を持ったところでございます。一刻も早い被災地の復旧そしてお亡くなりになられた方々へのお悔やみ、そして御遺族へのお悔やみを申し上げたいと思います。それでは質問に入らせていただきます。最初の質問でございますけれども、これは令和７年度から国の政策として取り組まれております高校無償化。このことが結果的にですね、地元の高校の魅力をどうこう問題視して、それに対して対処していくべきなのかという問題提起にもなっているというふうに実感をしております。国の高校無償化というこの大きな転換がですね、都市部においては、もちろん公立高校も含めて私立高校の魅力そして入学志望者を、の倍増といいますか加速させていく。しかしながら片方では、地方の公立高校の入学生は、様々に課題がある中でどうしても減少の一途を辿るのではないかと。このようなことが危惧されているというのはもう町長以下執行部御承知のとおりです。まずはこのことに対するですね町の現状、それから今後の方針についてお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　高校無償化につきましては、教育の機会均等を図り家庭の負担、経済的負担を軽減するという目的で制度化されるということだろうと思いますけれども。経済的負担が軽減するから単純に私立の希望者が増えるとは言い切れませんけれども、学校の選択の在り方というものが変わっていくということは間違いないと思います。行きたい学校に行くという意識が高まると考えております。人気のある学校に志望者がさらに集まり、倍率が上がりこうした動きに学校側も魅力や教育内容の特色をより積極的にアピールするようになると考えております。現

在の少子化の状況の中ですね、生徒の流出が続きますと地元高校の定員割れ、そして統廃合の問題につながるということも想定されております。重要なことは、なぜこの高校を選ぶのか。また将来どんな自分になりたいのかということをよく考えることだと思いますけれども、やはり私たちは生徒の意思を尊重しつつ、それぞれの選択を支える柔軟な姿勢が必要だというふうに感じているところであります。詳細につきましては担当課より説明を申し上げます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

〇議員（１番　小松　英一 君）　今町長からですね、様々な角度から今後の対応そして地元の高校をいかにして守り育てるかということ、あるいは国全体でですね、今後の課題として取り組んでいくべき課題だというふうな御意見を頂いたと思います。個別の質問に入りますけれどもその前にですね、今年度で町では南稜高校の魅力化支援事業に取り組んでおられると思いますので、よろしければこの事業の現時点での進捗をお伝え願えればと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。本年度に進めております高校魅力化事業の進捗ということでお答えをさせていただきます。現時点ですね、そもそも本年度事業につきましては令和８年の１０月８日にですね、南稜高校と包括連携協定を結びましてこれに基づいたところで今年度の事業としてですね、高校魅力化コンソーシアム事業、それから地域未来留学事業という２本の柱で進めているところであります。今現在と致しましてはこの地域未来留学事業というところで、関東、関西におきまして、南稜高校生徒・先生それから町から担当者出向きまして、いろんな高校が集まるですね、ひとつのブースをつくりまして、そこに高校にどの高校を選ぶかというところで話を聞きたいというところで全国から多数のですね、中学生の方を中心として話に聞かれたというところになっております。現時点ではそのふたつの事業が本年度事業に絡むところですがもうひとつ大きなコンソーシアム事業ですね、こちらにつきましては、今月にプロポーザルを致しまして、１０月からですね、具体的な取組に入っていきたいというところで考えているところです。以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

〇議員（１番　小松　英一 君）　はい。様々にですねこの支援化、魅力化支援事業展開をしていただくんだろうと期待はしておりますが、聞くところによるとまだコーディネーターの方のですね、人選を含めて中々取組の何ていいますか、方策といいますか、難しさはあるというふうなことも漏れ伝わってきております。今後につきましてはですね是非事業効果というものをきちんとお示していただくことを期待をしておきたいと思います。それではですね本題でございますけれども、まずは教育委員会にお尋ねをしたいと思います。あさぎり中学校の卒業生の進路について質問の第１番目でございますが資料１で説明をお願いしたいと思います。事務局資料１をお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい、進路の状況ということでございます。これ令和４年度から６年度３年度分ということで記載をしております。進学につきましては３か年平均で９８．７％が高校に進学をしておるという状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。資料１を見ますとですね、今課長のほうからの答弁のとおりほぼほぼ高校あるいはそのほかの学校への進学という状況を確認をしましたが。それではですね、この中で球磨人吉以外、管外ですね、の高校あるいは学校への進学の内訳はどのようになっているのか。今お示し頂いた資料１をもとにですね、答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。３か年載せておりますけれども３か年の平均で言いますと球磨管内の高校への進学というのが７６．７％。球磨管外への高校への進学が２１．４％ということで管外の進学につきましては、それぞれ県内の公立・私立それから県外の公立・私立では、７年３月を例に例えますと県内の公立への進学は５名、県内の私立が２２名、県外の公立が２名、県外の私立が１０名、それから高等専門学校が２名ということで、県外の公立の２名につきましては保護者さんの転勤によって同じ一緒にですね、県外のほうに進まれたという状況と、令和７年３月卒業者に言いますと以上のような状況となっております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。そうですね今、関東、ここを見ますと関東１都１県、非常に遠方だなと思いましたけれども、それぞれの諸事情があるということは理解出来たと思います。ただよくよく見るとですね、九州管内がほぼほぼ８割９割方だと思うんですけど、よければですね、この中でいわゆる今何とか留学というふうな名目がありますですね。自分が得意とする科目を突き詰めたいというか。それを高校において３年間一生懸命頑張りたいというような内容的なものっていいますか、科目的なものをと言ったらいいのか。個人的な情報が含まれるとすればそれはあえて追求しませんけど、お分かりの範囲でお答え頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。今年卒業の例で申しますと県外の私立「島根県」というふうにこう出ておりますけれども、これにつきましては、高校の名前から言いますとやっぱサッカーとかそこで進学されてるようでございます。それから県内の高校私立につきましても、英語課程とかあるいは看護学科に進まれとるということでこちら地元にない高校のほうにこう進学されている状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。今ですね答弁にあったやはり地元にない学科がどうしても他所に行かなければいけないという選択肢になってしまう。このことがやはり人吉球磨のちょっと弱点かなというふうな感じはしますですね。ちょっと横道にそれるかもしれませんけれども、看護学科ということになれば私ども球磨郡公立多良木病院がございますし、そういったところへの医療技術者といいますか医療従事者が少なくとも充足するためには、私たちで育てるということも大事だろうと思うんですよね。ですから、そういうことも含めればやはりどうしても管外への進学というものを選択せざるを得ないということもあろうかと思われるんですが、これは町長・教育長、何かしらの意思をお持ちであればお答え頂きたいんですけど。先般私がちょっと高校の関係者にお尋ねした時では、他の郡内の町村ではですね、管外進学率は

さほど高くはないというふうなこともおっしゃいました。数字的なもの、根拠を持ち合わせてはおりません。ただ、今あさぎり町ではこの資料を見る限りですね、毎年度２割あるいは２５％という、高いのかどうかは別として管外進学率が示されております。その要因っていうのを、ある、それこそ南稜高校の先生がおっしゃったのにはですね。あさぎり町では、もう既に今のお子さんじゃなくてその保護者の方が管外進学をされてる、もうそういう経験者ではないんですかっていうふうなこともおっしゃいました。だから親も経験してるから子供が人吉球磨管内じゃなくて県内あるいは県外、その中で高校を選ぶというのが自然な流れであるというふうな、そういうこともあるんでしょうかねというふうなこともおっしゃいました。私にはどうもその流れは分かりませんけど、あさぎり町がですね、他の町村よりもそういう考え進学率が高いということがあるとすればどういったことなのか、町長・教育長どちらかでも結構ですけど何かしらのお考えがあればお答えを頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。特段データ等は持ち合わせておりませんが、議員も御承知のとおりスポーツ関係がとても町内が強くございます。そういった中からスポーツで外に出て行かれるお子さんが周りの市町村よりは多いのかなっていうふうなことは感じております。また中学校の部活動地域移行もありますけども、実際に高校のほうも単独チームで部活動に参加出来るかっていうと、それがだんだんこう縮小されているっていう事実もあります。そういったことから何か自分の目標達成あるいは将来像に向かっていかれるっていうことはあるのかなというふうに思ってるところです。あと親御さんのほうが経験者なのかということに関してはですね、まだちょっとよく承知していないところです。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。私も数字的な根拠は全くございませんけれども、やはり今の通学の状況、要するに今くま川鉄道が部分運行しているというその通学の不便さというのも一部関係しているのかなというところは感じます。それと６年度３月、７年の３月の卒業生の中に私立通信に８名とありますけれども、やはり今の不登校生の増加がこういった進学につながっているのかなという気もしております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

〇議員（１番　小松　英一 君）　はい。お二方非常に明確な御答弁を頂きましてありがとうございます。現状を把握するということからスタートすべき問題かなという取組かなというふうに思っておりますが、さて今の現状を踏まえてですけれども、地元の高校いわゆる基本的には南稜高校がメインになると思いますけど、町との連携との中で特筆できると。あるいは特筆すべきだということがあれば御答弁を頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。まずですね、先ほどすいません私連携協定を結んだのが令和８年と申し上げたらしくてですね、令和６年の１０月８日に締結を致しました南稜高校との包括連携協定に基づきましてですね、町と南稜高校が一体で進める高校魅力化体制づくりに着手をしているところです。現在までに高校生によるバイオ炭づくりの体験とかですね、スポー

ツコース２年生による健幸教室の指導など町と高校の連携を行ってきているところですが、特に特筆できることを言えばですね、過去ですが文科省認定のスーパープロフェッショナルハイスクールの認定を平成２８年から３年間受けているというところです。このスーパープロフェッショナルハイスクールと申しますのが、社会の変化や産業の動向に対応した高度な知識技能を身につけ社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための実践研究を行う取組に対して、認定されたというところで熊本県においては２校というところで聞いているところです。それから総合農業科に関する形となりますが、畜産部門において地元の共進会とかですね、それから県の共進会また令和４年度には全国和牛能力共進会で出場をしております。それから農業検定競技への参加と入賞と。それから農業クラブ意見発表会においては、九州大会において優秀賞を受賞。また南稜馬術部におきましては、全国大会出場の常連校と。そのほか食品科学科においてはですね、南稜焼酎づくりなどがあるということで、特に農業部門においては活動と実績は顕著であるというふうに考えているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

〇議員（１番　小松　英一 君）　はい。農業関係ということになれば、まず熊本県内では１番目に熊本農業高校という位置づけがあるみたいです。農業高校の中でですね。その次がどこかというと南稜高校というふうにおっしゃる先生もおられます。阿蘇とか菊池とかですね、農業の盛んな地域にある農業高校を差しおいて南稜高校が農業部門では非常に多面的なというかですね、多角的な事業展開もしてるし、生徒と地元とのつながりという意味においてもやはり注目をされてる高校というふうに伺っている場面がございまして私も非常にありがたいなと思ったところです。今課長おっしゃったように町との連携っていうのが、果たしてですねどのような効果をうんでるのかっていうのは、効果測定は非常に難しいんだと思うんですが。１つですねやはり高校ってなれば卒業後の進路というのが非常に注目をされるわけですけど、このことについては町ではどうですか。南稜に限らず管内４高校の進路っていうのは、何か把握できるものがございますか。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。そうですね、卒業後の進路の把握というところなんですが、南稜高校のですねコミュニティースクールの一環と致しまして、今年の６月にですね学校運営協議会というところに参加した時の資料ではありますが、それには概略しか書いてなかったわけですが、６年度の実績と致しまして卒業生が１１４名、そのうち進学者が４６名。これに農大生も含むという形ですね。それから就職者が６８名というところで、この就職者のうち公務員や自営を除くいろんな職種がございますが、その就職者が５７名というところになっております。そのうち５９．６５％約３４名が県内への就職と。それからそのうちまた３５名がですね１２名くらいになりますが管内への就職というところになっているところです。概略なんですが、はい、以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

〇議員（１番　小松　英一 君）　はい。やはりですね町村では中々高校卒業後の進路の把握というのは難しい面があろうかと思います。私が先般南稜高校の先生方との意見交換会で伺ったときの数字を申し上げますとですね、今課長からもありましたが南稜高校のケースですが、令和５年度

の卒業生のうちですね、５６人の生徒が就職を希望して就職されたと。そのうち２９名は人吉球磨管内に残っていると。その時点でですよ。令和６年度さっき課長がおっしゃった５７名の就職者のうち、２４名は球磨人吉に残っていると。その時点でですね、卒業時点で。いうようなことを南稜の校長先生からお話を伺ったわけです。数字的なものがこう行き違いがあるかもしれませんけど、要はですねほぼほぼ半数の生徒が地元に就職していると。南稜高校の場合は非常に特異なケースなのだろうというふうに私は理解してます。このことがですね、１年だけではなくて２か年継続してほぼほぼ５０％前後であるということは、これまでも似たような数字が残されているのかもしれませんし、そこは何とも言えませんけれども、こういうですね地元に残っていただくという選択肢をこれからもですねやはり私たちは残していくべきだと。これは非常に行政の役割の中で大きなものだと思うんですけど、そうなってくると当然町だけではなくて球磨人吉全体がどう取り組むのかという話になると思うんですけど。この点町長どのようにお考えか、お聞かせ頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。要するに雇用の場の確保ということだろうと思いますけれども、やはり人吉球磨一緒になってですね、現在そういった雇用の場の確保ということで県にも要望をかけているところでありますけれども中々企業誘致には至っていない状況ではございます。ただ地元にあります企業もですねやはり人材不足というものは喫緊の課題として捉えられておりまして、地元の企業ですら地元の高校を１校ずつ回って自分ところの企業の就職案内をされていると伺っておりますので、そういった点も一緒に行政も携わっていければと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。まさにおっしゃったとおりですね企業も本当は後継者がっていうか従業員が欲しいんだけれども、中々その、人が来てくれないと。私の身近にもそういうことをおっしゃる経営者がおられるんですけど。学校にもう何回も行くけれども自分のところの会社を選んでもらうには、中々その魅力をお伝えられないというかですね、お話できないということもおっしゃっておられます。町長が最後におっしゃったように、やはりそうなればですね行政がそこに深く関わりを持つということもやはり地域の活性化・経済の活性化を求める上においては、大変重要なことだと思いますのでですね。今後人吉球磨での全体的な取組というものをさらに推し進めていただくことをお願いをしたいと思います。そういう地元を選択するということ、それも最終的にはお願いをしたいことなんですけど、まずは地元の管内の高校を選んで頂く、このことに対してですねやはり学校の先生方からもいろんな地元の高校を行政としてＰＲじゃないけれども、進学対象として中学生の３年生を含めて何かこう高校の魅力を伝える、そういうことが出来ないですかっていう要望は町長にも伝わってると思うんですよ。このことですね地元の高校、いわゆる人吉球磨と言ってしまえば非常にこう自分たちの身内のということをおっしゃるかもしれません。親御さんにしたら「いやうちの子供はもっと広い視野を持つ人材を育てたい」という方も多数おられると思うんですけど。地元の管内の高校への進学に対する町としてですね、どのように考えていくべきなのか。町長あるいは教育長、そこら辺のお考えをお話頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。やっぱりこの事業の名前にもありますとおり、魅力をつくっていくということで非常に例えばグローバル教育であったりとか、デジタル活用であったり、そういったものが全国的に叫ばれておりますけれどもやはり今はですね、外部連携といいますか例えば一般企業との連携とかそういったものも取り入れながらですね、その高校の魅力化が高まれば非常にこういい方向に動くんじゃないかなというふうには感じておりますが。まだ今回のコーディネート事業でですね、それらも協議を進めて魅力につながるような学校にできればと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。子供たちも少なくなっていく中で地元の高校にどれだけ子供たちが思いを寄せていってくれるかっていうのは、地元に住んでいるものとすればできれば本当地元に、の高校にという思いがあります。ただ子供たちが地域に誇りとか愛着を持って自分がやっぱあさぎり町とか人吉球磨のために何かをやりたいとか、あるいはそこで活動をしたいとかっていう思いが持てるような地域づくりがとても大事じゃないかなというふうに思ってます。今テレワークとかもう本当パソコンひとつあれば世界とつながる状態ですので、そういったことも含めて何か子供たちが地元を選んで自分の力を発揮できるような場が作っていけたらなというふうに思っているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。やはり地元っていうものが本当に限られた地域というふうに言ってしまえばもうそれでそれ以上のことは言えませんけれども、これからですね自分の人生を切り開いていこうという中学・高校の段階で自分の選択肢を広く持っておくという考え方も片方にあるでしょうし、管内の高校で学びながら、そしてその同じ年代の人と地元の高校あるいは管内の他の高校の人たちと交流をしていく３年間。この３年間っていうものの時代の非常に貴重なですね時間。これは地元っていうものでないとと出来ない部分でもあろうかと思います。ひとつのメリットかなというふうに私は思っておりますが。今言いましたとおり３年間ですね、高校生活を過ごしていく。その中で地元のことを何も知らなかった、あるいは地元に対する愛着が芽生えてきた。そういう生徒がたくさんいると南稜の校長先生も話しておられました。やはり高校の先生方がそういうことを言ってくれる生徒がいるっていうその心強さをですね、非常に感じておられることなんだろうというふうに私も強く感じた場面でした。ひとつですね、ここで今高校魅力化事業には取り組んでおられますけれど、南稜高校との意見交換会の場であった例をですね申し上げますけれども、その地元の学校への魅力を持たせるためといいますか。南稜高校ですから農業関係でスマート農業、当然今からの人たちはそれに取り組む。その場合にやっぱ資材とか機械というのが非常に高価でですね調達はできないと、学校単独では。だから地元の農業機関であったりあるいは農業者という方々との連携というのも考えられないでしょうかということもひとつ。これは今後の若手の農業経営者にとっては必要なことだろうというふうに言われました。それからこれは今も行っておられる場面もありますけど、資格試験への助成、助成ですね、受験をする際の費用負担。これの助成と、もうひとつ経済的なものとしては、私もちょっと不勉強で

すけど授業で使用するパソコンですね。これが有償化されてますのでこれはやはり経済的な負担がありますねということをおっしゃっておられました。それぞれほかにもあります。こういったことも今後の魅力化支援事業の中でですね、ひとつの考え方としてテーマを持ってもらえることができればというふうに期待をしております。最後におっしゃったのは、さっき町長にもお話ししましたけど人吉球磨管内でですね、行政体で管内高校への進学者に対する財政支援は出来ないんですかっていうことはこれはもう切実なお話としてありましたので、おつなぎをしておきたいと思います。１番目の質問ですけれども私が申し上げるまでもなくですね、地方が人材を育てる。そして都市部はその人材を活用して経済活動を、そして経済発展を続けていく。この構図はもう私たちの昭和４０年代から全く変わってないんじゃないかというふうに言われてます。しかしながら今のままでいきますと早くかれ遅かれその構図は崩れ去ってしまうと言われてますよね。地方は疲弊をしていずれ消滅するという最悪のシナリオもそれはシナリオから現実のものになろうとしてきているということ。その中でですね、やはり地元に残ろうとする若い人たち。この方々を支える。そういう政策は、やはりどちらかというと自治体間で競争といいますか悪い言葉で言うと足の引っ張り合いと言うのかもしれませんけど、だけど何もしないではない。何とかふんばろうというのが政策だと思うんですよね。ですので今後はですね、今言いましたように地元の高校をまずは魅力を持たせていただいて、そして出来ましたら、進学する場合地元には中々そういう高校より上の大学、大学あるいは短大を含めて専門学校が少ないので簡単には地元に残ることは出来ませんけど、地元に若い人が定着する、そのことで地域をつないでいくということを考えれば、そのための町としての支援といいますか、そのようなことも考えていただければというふうに思っております。最後にですけれどもこのことについての町長のお考えをお聞かせ頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。以前スーパーＳＰＨ、スーパーなんて言いますね。の指定を受けた時ですね３年間だけ貸与という形で機械購入を３年間南稜高校にしたですけれども、それの内容というのは、アイスクリーマーであったり植物の乾燥機であったり、そういったものでした。今後もですね、そういった事業に関わるもの。そして将来役立つものの資材貸与というものは、当然また考えていきたいと思いますけれども。やはり地元に残っていただくためには、本当に人吉球磨一つになって対応していかなければ、本当足引っ張り合いといいますか。要するに横の移動しかないと。移動があってもですね。これじゃ本当人吉球磨全体の解決にはつながらないということですので、やはりこれも連携しながらですね、やはり今後地元の高校の在り方というものも考えていかなければならないというふうに思っております。そうですね、農業者との連携であったり、企業との連携であったり、こういったものも本当必要だと思います。管内進学への財政支援についてもですね、今後また検討していければと思っておりますので御指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。高校の魅力を持たせる、やはり何かしらの魅力がないと子供たちは選択をしてくれませんので、その点については思い切った発想も大事じゃないかなとい

うふうに考えます。今後の町としてもですね一緒に取り組んで頂くことを御期待を申し上げたいと思います。次の質問に入らせていただきます。私の避難所への交通アクセスの改善についてということで、今回は避難所そのものというよりもどちらかというとこのアクセスについてお尋ねをしたいと思っています。避難所と一口で言ってますけれども、ここでは指定避難所を想定していただいての質問ということでお尋ねをしたいと思います。今現在の５地区のですね、指定避難所。それぞれの現状それから課題、それらについて総務課長のほうから資料２ですか、これをもとに説明をしていただければと思います。事務局資料２をお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。指定避難所につきましてですが、それぞれ旧町村地区ごとに上・免田・岡原・須恵・深田ということで指定避難所がございます。これにつきましては町の防災計画のほうで定めているわけでございますが、資料の中では上地区が総合運動公園体育館、こちらが主な避難所でございます。それから予備って書いてる分については感染症で隔離が必要な場合とか、あるいは指定主な避難所での不足が想定される時の予備ということでなっております。免田地区におきましては免田地区の体育館、岡原につきましてがもみじ館、須恵地区が須恵文化ホールの大ホールということです。それから深田地区につきましてが高山総合運動公園の体育館ということでございます。参考までにトイレの数、これは最近ちょっと新聞報道でもございましたので参考までに掲載してございます。それから配置物品等については、ほぼどこの避難所においても同じような内容でございますが、長期保存の飲食や飲料水だったり、簡易ベッド、パーテーション、スポットクーラー、移動式クーラーそれから貯水機能付給水管これは近年整備しているところでございます。課題としましては、全体的にどの避難所におきましても冷暖房設備がまずないというところで避難者の暑熱寒冷対策に課題があるというところでございます。それから避難所の備品としましてベッド、パーテーション。こちらはかなりの荷物になりますのでそれらの保管場所についてもちょっと本来の使用に圧迫をしているというところでございます。それから防災倉庫がそれぞれ設置してあります。免田につきましては、建物の中に倉庫がありますが、他の地区はプレハブの防災倉庫ということで屋外でありますので夏場の暑さ等で保存食等の劣化の可能性があるというところでございます。それからマンホールトイレにつきましては順次整備を進めておりますが、上地区が今年度予定しております。免田それから深田地区につきましては、来年度以降の計画としているところでございます。おおむね課題としては以上のような内容となっておるとこでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい今最初に私質問の中で申し上げたようにですね、施設そのものの現状と課題ということで今日まとめていただいた報告を頂きました。実際にですよ、町民の方が災害発生時にこの施設へ徒歩であるいは車、二輪車等でアクセスする場合に、このいわゆる今の指定避難所５施設にアクセスする際の何といいますか、困難さといいますか。例えば車両がこう行き違うのに道路幅員が狭いんじゃないかとか。そういった課題は考えておられないのか、把握しておられないのかお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。この道路、アクセス道路につきましては、現在地区のほうでもですね自主防災組織おられますが、そういった形等の会議等でも特にここが狭いという意見はまだ伺ってないところでございますが、５地区ある中で２車線道路に面してるところの施設もございますが、１車線であったり狭いところもありますのでそういうところで改善が必要だなというところはあるのかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　例えばですね深田ですけれども、高山運動公園には３つぐらいルートがあるんですかね。西側のほうから小学校側のほうといいますか、西側からのルートのあの町道は私はとても離合に満足できる幅員ではないと思うんですよ。あるいは東側からも改良ということで田頭川の橋梁は架け替えといいますか整備をされてるにしても、田んぼの中を通っている道路は、やはりいざですよ、被災した場面で車両の離合ということになれば、そんな慎重な運転が出来るとは限定出来ないというか。そのような中でもう少しその町道幅員を広げて欲しいというお話は今のところないということでよろしいんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　はい。今資料のほうをお送りさせていただきました。これは上の避難所と、あと深田の避難所となります。避難所につきましては町内５か所を指定されておりますが、岡原・須恵・免田については幹線道路からの進入についてはスムーズにできると認識しております。また上・深田については一部幅員が狭いところもありますが、現状のでの避難ルートとしては問題はないとは考えておるところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　私も慎重に言葉を使っていきたいと思うんですけど。本当に問題がないのかですね、建設課長、私は、時々の西側ルートを使うんですよ高山行く時ですね県道から。対向車が来たらどこで離合するのかなというふうにいつも懸念してます。これは、避難の時だけではないですよね。もちろん体育施設ですから。ここに資料がありますけれども。資料のこれは３番目と資料４ですかね。事務局よろしいですか。資料３と４を。いわゆる体育施設でもありますよね。あるいは文化ホールにおいては、文化活動の拠点でありますし、もみじ館は、利用状況にありますように学童でも使っておられる。やはり通常の利用をされてる方々にとってもそのアクセスというのは大事なものになってくると思うんです。で、今私、深田も申し上げましたけど、総合運動公園はですね、町道というよりも町道から運動公園の中に入っていくアクセス、進入路といいますか、そこなんですよね。教育委員会では、つい最近、進入路の１番町道側のほうに両側側溝の蓋をしていただきました。大変、町民の方も喜んでおられました。ありがとうございます。入り口はそういうことで幅員がある程度広がったと。ただ、体育館とかグラウンドに行くまではまだ低木が進入路のすぐ近くにあるために中々離合するのに十分な幅員があるとは言えないということも言われております。ということは、やはりいざ災害が発生した時にですね、今度はそこで交通事故が起きるようなそういう危険性のある道路の幅員あるいは進入路でいいんですかということをいま一度確認をしていただいて、必要な対策をお願いできればというのが私の今回の質問の趣旨でございます。例えばですけど上総合の場合はですね、言いましたけど低木

を除去して他のところに移植するとか。あるいは側溝蓋をつけるだけでも随分幅員は変わってくると思うんですよ。テニスコートから体育館に行くまでの間とかですね。そういうことも何も道路幅員を完全に拡張しましょうではなくて、できる対策がないんですかっていうことも考えていただければということで今回は提案をさせていただければということでございます。先ほど言いました高山の場合もですね、私はちょっと災害時には混乱が起きるんじゃないかというふうにちょっとっていうか、かなり危惧してますので今１度検討をされたらいかがかというふうに思います。今回は施設そのものではなくて、そのアクセスという利活用についての質問をさせていただきました。最後に町長の答弁を頂いて、質問を終わらせていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。ただいま御指摘受けました避難所に対するアクセスですけれども、やはり災害時のみならずですねやっぱり平時の際にも利便性に関わる問題だと思っておりますので、庁内でも再度アクセスについては検討させていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

休憩　午後２時２３分

再開　午後２時３３分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に１３番 永井英治議員の一般質問です。（議長）永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい、１３番 永井英治でございます。通告書に従いまして一般質問を致します。今回の岡留公園とおかどめ幸福駅のことにつきましては、一般質問でもこれまで各議員から幾度となく取上げられてきた事柄であります。そのことを承知の上で質問を致します。岡留公園は今年度遊具が全面改修され、子供たちにとって楽しく安全に遊べる遊具が設置されたことによりまして、あさぎり町内または町外からもこれまで以上の子供やその親御さん、来訪者を迎えております。おかどめ幸福駅を含め、あさぎり町の観光の拠点と言ってもおかしくないエリアだと私は考えております。そこで岡留公園とおかどめ幸福駅、またはその周辺の管理の在り方を幾つかお伺い致します。まずは町長に岡留公園とおかどめ幸福駅の思いやこれから期待すること等をお聞き致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。岡留公園につきましては、先ほど永井議員のほうからありましたとおり今年４月に遊具をリニューアルしまして、沢山の子供たちに楽しんでもらっていると思っております。しかし岡留公園は遊具だけではなくて岡留神社周辺の景観も配慮した公園でしたけれども、約３０年以上が経過しておりまして周辺施設及び樹木などの景観も変化してきている状

態です。また花ハウス跡地、市民農園周辺につきましても管理が行き届いていない現状を認識しているところであります。幸福駅につきましては、観光の拠点として売店を整備し、案内所的な機能を持たせ、観光振興を図っているところであります。しかし令和２年７月豪雨以降、くま川鉄道の部分運行もあって来訪者が減って減少してきている現状です。最近は、夏目友人帳の聖地巡礼で訪れる方も増えてきておりまして、くま川鉄道の全線運行を機に岡留公園への誘導を含めて、周辺整備の必要性を感じているところであります。また、くま川鉄道と台北新北鉄道との連携協定も生かした取組で交流人口の創出も図れればと思っているところであります。以上で詳細につきましては担当課より説明申し上げます。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。現状に町長言われるとおりだと思っております。全て今年の公園の遊具はですね、改修されたって大変いいものが出来ましたものの、中々環境整備、現状はそれに追いついてないというような現状認識だと感じました。はい。それでは早速１番の岡留公園の北側傾斜地のですね、ツツジそれからそのほかの樹木の現状と課題についてお伺いしますが。既に皆さんも御存じのとおり現在は岡留公園北側斜面のツツジはほとんどありません。そのツツジがなくなってしまった経緯はお分かりでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　はい。今写真のほうを送らせていただきました。上の写真のほうが北側から見た写真です。下のほうが東側から見た今の岡留公園の状況写真となります。岡留公園の北側斜面のツツジにつきましては、議員が言われるとおりほとんどない状態であります。なくなった原因といたしましては病気や害虫が主な原因じゃないかと思いますが、約１０年前ぐらいからだんだんと花がつかなくなったと聞いております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。今非常にインターネットという便利なものがありましてですね、グーグルマップのストリートビュー。これを見ますと今現在のものだけでなくて何回かこう更新された昔の写真まで出てきます。それを見てみますとですね、今から６年前２０１９年の１２月ぐらいの写真ですかね、あれではまだ８割方ぐらいは残っております。そうすっとその次の２０２３年、この写真でほとんど今の状態になっております。でですね本当に何といいますか。昔から免田町の時代からあそこに親しんできた人間としましては本当に残念なことでですね、もうちょっとその頃どうにかこう管理の仕方がなかったかなあとちょっと残念に感じております。それからですね、なぜまたこういうツツジの質問をするかと言いますと今年のですね、１月の成人式のパンフレットですこれ。この表紙にですね岡留公園のツツジが咲いてるのがこの表紙を飾っております。こういうことでですね、やはりこれ担当課の教育課の方も単純にこれ、この写真がすばらしいものだからこれを飾ってあったと、それだけだろうと思いますけども、本当にそういうこともありまして本当に現在の状況を見ますと非常にもう残念に思っているところでございます。そこで改めてお尋ねしますけども、あの傾斜地。もうそのまま今のような状況で管理されていくのか。どうかそのような構想的なものはありますか。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　はい。公園につきましては、３０年が経ち公園全体の景観も変わってきております。来年くま川鉄道全線開通が予定されておりますが、車窓からの眺めだったり景観的にも樹木等を良好な状態で保つために適正な剪定等により管理をする必要があると考えております。またツツジにつきましては、ツツジの植え替えなのか、あるいは別の樹木を、がいいのかを検討させていただきたいと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。またちょっとネットの話になりますけども、これでですね昨日からいろいろ調べておりましたら「いこーよ」ネットそれから「じゃらん」。ここにですねおかどめ幸福駅と検索しましたらば、おかどめ幸福駅じゃなくて岡留公園ですね。岡留公園を検索しましたらばその紹介文にですね、春は桜、初夏はツツジの花が園内を彩ると。今現在でもそれが出てくっとですよ。そういうところもですねお考えになりまして、ネットのそのそういったところがどういうふうな仕組みになっているのか分かりませんけども、そのツツジの花が園内を彩るというような部分を削除してもらうのか、そういったところもやっぱ考えていってもらったほうがいいかもしれんですね。それかまたツツジを植えかえてどーっとツツジのまたすばらしいツツジの公園になるかですね。それはもうちょっと私もどっちがいいというのは、言いかねますけども、そういった対応もよろしくお願いしたいと思います。で２番の質問に移りますけども、ここのエリアに限ったことではありませんが、現在非常に雑草の繁茂の対応策です。これはまずですね商工観光課長にお聞きしますけどもおかどめ幸福駅周辺。これ雑草がですね、生え過ぎている、そうは思われませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま議員が御指摘を頂きましたとおりですね、おかどめ幸福駅周辺及び売店の花管理等々の花壇においてもですね、雑草が繁茂しているということで。実は冒頭の総務建設経済委員長のほうからも御紹介ありましたように８月１３日に総務建設経済常任委員会と町とで現地を確認を致しました。その中でもやはり指定管理は今行っておりますが、雑草の繁茂等が目につくということで御指摘を頂いておりますのでその認識でいるところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。雑草は繁茂している割には花壇には防草シートをかぶせてあるとかですね。ちょっとちぐはぐな管理をされているなと本当に行ってみて感じておるところでございます。そういったところもですね、とにかく良好な管理をしていただきたいと思いますけどもまず雑草の対応ですね、これのことについては何かいい方策とかは考えておられますか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま御指摘を頂きました雑草対策についてなんですけども、こちらのおかどめ幸福駅周辺の管理につきましては指定管理で今現在管理を行っていただいております。今指定管理をされてる業者さんがいらっしゃいますけども中々その手が及んでないと。管理が行き届いてないということでございますので、やはり夏場のこの暑い時期のですね対策としましては、やはり涼しい時間帯は特にオープンしてすぐぐらいの時間帯に短期間、短

時間でもですね時間をあけていただいて雑草管理をやっていただくように今後指定管理業者さんとも協議をしてまいりたいというふうに思っております。また総務建設経済常任委員会の中でも指摘がありましたくま川鉄道の沿線の部分と、それから幸福駅売店の駐車場との境界部分ですね。こちらにもかなり雑草が繁茂しているということでもありましたし、また桜の木あるいはツツジの樹木等がですね、やはりかなり雑草等が伸びていたり枝木を伸びているということもありましたので、そこについては専門業者の方にですね早速今年度の予算の状況を見ながら管理をお願いするように今準備を進めているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。確かにですね課長が言われたとおりあれくま川鉄道の軌道敷地内ですよね。でも、本当にですねもうあれはおかどめ幸福駅付近だけではありません。もうここから向こうに行く吉井のほうにですね、課長の地元ですよ。あっちのほうのあのこの線路沿いでも軌道敷地内が本当に冗談半分でいうことでもありませんが、列車が見えないんじゃないかなぐらいの高い雑草に覆われておるのが現状でありますね。そういった本当に雑草対策というのは、もうそのそれ今言われました専門業者。専門というような言葉を使ってでも対策やれ、やらなければいけないような今本当に難しい課題だと思っております。そこのところはですね、本当に今言われました指定管理業者さんに涼しい時とかやってもらう。暑い時になんてやってもらったら本当に体壊されます。可能性が出てきますよね。そういったことも考えながら対応していっていただきたいと思います。次にですねこの雑草の問題はですね何も今始まったことではありませんし、ここのエリアに限ったことではないということでまず質問いたしますけども。現在道路の白線出し等の道路わきの草刈などですね、町の年間予算、これはもう言わば雑草への対応の予算、おおよそ幾らぐらいでありますか、建設課長。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　はい。除草に関しての予算ということですけど、道路作業員派遣業務委託料で約４，５００万。これは除草のみじゃなくて町道の維持管理も含めたところです。また外部委託での除草委託料が約４，１００万円となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。それでは、今現在この約８，０００万ということですか。８，０００何百万、はい。この予算で課長は管理は足りているか、不足しているかどう思われますか。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　はい。現在の除草につきましては、町道８名、公園を２名の作業員により対応しておりますが外部委託の除草では年２回をお願いしているところです。予算が十分に、十分かという質問につきましては、令和７年度だけを言いますと担当課の予算要求は認められており、今年度は予算の範囲内で進めているところです。また議員各位から年３回の除草の御提案があっておりますが、路線によっては年３回の除草を計画する場合は、財政課との協議も必要かと考えております。また農業支援センターの活用も含めて考えていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。現在ですね、私すいません資料を入れてなかったというか昨日一昨日が休みでですね、どうもちょっと自分のほうから事務局のほうに出さなかったんですけども、これ見えますか。これは見えませんですね。はい。免田川の堤防、言わばおかどめ幸福駅からずーっと来て免田川の堤防と、ひとつの例です。ひとつの例でですね、今ちょうど管理してもらっております除草の。でも上からの１メーターか１．５メーターですかね堤防の上のほうですね。これまでしか除草はされませんですよね。これから下そして１番下には今度は側溝があったりしまして、これに除草、草が雑草が覆いかぶさっておりますと私がこの写真撮ってきとっところ向町から通学、中学校の自転車通学生がよく通るところです。これあの子たちは多分もうその道幅が分かっていると思いますから大きな怪我はしない、まだ発生しておりませんけども。そういった側溝にですねもう雑草が覆いかぶさっておればもう分からない人は、車でも何でもそっちによけれると思って行った時には本当に危ないか所になってしまいます。そういったことでですね、とにかくもう雑草この問題はもう本当に大きなもんと思っております。現在ですね農道わきの雑草とかは、昔は農家の農家の方たちが本当に管理してもらいました、除草をしてもらっておりました。しかしですね、それぞれの農家の経営面積がその当時は小さくですね、農家戸数が多かった頃はそれでよかったんです。しかしながら今、ここ数年農家戸数も減少しまして、一戸一戸の経営面積が多くなるにつけて農家の皆さんが手が回らない。そういったことでですね、もう我が家の畦畔、我が家のに関係するところだけしか除草が出来ない、そういう現状になっております。そこでですね道路に限ったことではないんですが、町内の夏場の雑草の管理についてはですね、来年度からでも格別に予算を増額して対応していかれることを望んでおります。それから雑草への対応の方法ですけども、雑草の繁茂する時期は夏場だけですよね。夏場だけで冬場は必要ありません。そういうことを考えたら、ここ数年の夏場の酷暑の中に建設課の作業員さんへの今以上の負担は恐らく考えられないと私は思っております。そういうことで考えていきますとやはり機械に頼らざるを得ない。機械作業、１番いいのは農業支援センターのアーム型草払い機。それからスライドモアもありますよね。こういったのをフルに活用してもらって、夏場にアーム型草払い機とかがですね、夏場に受託作業が多くて、どうもそういう作業委託する作業がですね受けきらないという場合はですよ、町がもう１台でも購入してですね雑草に対応していく。そういうことは考えられませんかね。財政課長でもいいです。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。今お話がありました農業支援センターの草刈り機ですね、は町のほうで購入して対応してかなりフル稼働している状態でございます。もちろん夏場の雑草の繁茂について対応しているところでございますが、おっしゃるとおり１台では中々回り切れない状態も確かなことでございます。それを増大といいますか増やしたらどうかという御提案なんですが、まだそこまでの話は具体的には上がってきてないところでございます。ただ、もう人力では難しいというのも現実でございますので高額な機械でございますがしっかりとその需要等を把握しながら、考えていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。このことはですね今私が改めてこういう一般質問でして

おりますけども、ここ数年本会議それから常任委員会、同僚議員の誰かがずっと発言はしていることでありまして、これからの解決策のですねその手段、今言ったように私はもう機械と言いました。また後日違う点で意見というか違う方法でというような話もあるかもしれしれませんけども、その手段は私たちが言う手段はそれぞれ違うかもしれませんが、町内の雑草対策の総論としましてですね、もっと予算を増やして対応するべきという考えは恐らくほとんどの議員っていうかもうこの議会議員の考えは意見は一致してると胸を張って私は思っておりますので、今後ともですね、１番何といいますか、町内のおかどめ幸福駅からの話で始まりましたけども、本当に住民の方が町民の方が住んで迷惑なところではないかもしれませんけども、そういったところのもう見えるところはもう本当に見えるところ、見えないところも一緒ですけども、とにかく雑草。この対策には本当に力を入れていかなければいけない時代に私はなっておると。先ほども言いました農家戸数が減っていれば本当に自分たちが今までやっていたことがやれなくなったという現状もあります。そういったことも考えていただいてですね。はい、これから対応していっていただければと思っております。はい。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい、ありがとうございます。執行部、こちら側も雑草の繁茂につきましてはもう重要な課題と認識しております。是非対応、対処していかなければならない事案だと思っております。夏場にやはり集中、限定するものでございまして、今回も予算を伴いますが夏場の作業の人員を確保出来ないかというものも事実お諮りしたものでございます。派遣業務でございますので派遣元にお尋ねをいたしましたがやはりそちらにつきましても人的な不足が事実ありまして、対応は難しいというお答えを頂いたところでございます。ですが、そういうふうに人的にも難しいものがあります。財政的にもしっかりと精査しながら、やはり頭が痛まないような状況にきれいな道路であったり河川であったりというものには努めていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。よろしくお願いしたいと思います。次の３番の質問でございます。あさぎり町鉄道沿線活性化推進委員会の現状についてということで質問致します。この委員会のですね開催の状況、質問致します。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま御質問がありました鉄道沿線活性化推進委員会の現状についてですけども、端的に申し上げますとまだ開催はしておりません。ただこれまでの経緯を若干御説明をさせていただきたいと思います。以前ですね、中心市街地活性化推進委員というものがございましたがこちらが令和３年度の３月議会において鉄道沿線活性化推進委員会という組織に改正をされております。これまでですね駅前の周辺整備を町この中心市街地活性化推進委員会という組織で検討するということになっておりましたが、くま川鉄道沿線にあるあさぎり駅、おかどめ幸福駅、東免田駅のあさぎり町にある３つの駅の周辺を活性化させるために条例改正をしたという経緯がございます。また令和５年度からの取組状況をちょっと御説明致しますが、令和４年度においてですね、駅前の周辺整備基本構想というものを策定をしておりました。

この構想をもとにですね、令和５年度に官民連携事業の導入可能性調査というものを実施しております。この調査においてはですね、この駅前の活性化に資する取組としては、官民連携によるＬＡＢＶという手法で進めるほうがよいという調査結果が出されたところでございます。その調査結果を踏まえて昨年度６年度におきましては、官民連携による勉強会や民間組織によるあさぎりマルシェの開催、あるいは駅の中央広場のスペースを活用したイルミネーション等々の設置、あるいはウィンターライトフェスティバルなどのイベントを開催をし、集客化に向けたソフト事業を実施してきたところでございます。そこで今年度におきましては、これまでのソフト事業を含め官民連携による得るＬＡＢＶの手法を活用するために、任意組織でありますメンバー、地域エリアプラットフォームという組織を立ち上げるための話合いを現在実施しているところでございます。また、こちらの鉄道沿線活性化推進委員会ですけども、この設置条例の第２条においてですね、この推進委員会が所掌する事項が定められておりまして、この第２号にあさぎり駅周辺整備基本計画に関する事項について調査審議するということで定められておりますので、現時点においては任意組織による現在話合いが行われている段階ですので、まだ計画書ができてないということから、まだ推進委員会の開催には至っていないという現状でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

〇議員（１３番　永井　英治 君）　はい、分かりました。大変あの委員会開催はないけどもという、でもその前提で沢山説明頂きましてありがとうございます。はい。確かにあさぎり町あさぎり駅はですね、今、よく目にするのがマルシェ。ああいったところで非常に賑わっておると思います。言葉の中にもありましたイルミネーション。ああいったところもですね大変あの時期には、夕方から夜にかけて本当に町民の方それから町内外、恐らく町外からも沢山の方々が来られて、あさぎり駅は本当に皆さんの工夫で非常にいい雰囲気になっているんだろうと感じております。しかしながら、やはりこのあさぎり町鉄道沿線活性化推進委員会ですね。おかどめ幸福駅から東免田まで東免田駅までこのあのこれにつきましては、格段のやっぱり委員会が今からですけども今からもうそういう組織を立ち上げられて、そして話合いをやられて、本当にうん。もうとにかくおかどめ幸福駅、それから出来れば東免田駅までですね、少しでも何て言いますか、活性化、一言で言う活性化では非常に難しいんですけども、活性化出来るそういう委員会にして欲しいと思っております。その中で委員の恐らく選任になったらば地元の方が沢山入って来られると思います。そういう地元の方のですね、話も本当にもうしょっちゅうおかどめ幸福駅には行かれる人、あの周辺の方々はいつも目に目をかけておられます。そういう住民ばかりと思って結構です。ああいう中の人たちの意見も本当に大切にしてくみ上げてもらいながら、おかどめ幸福駅、もっと活性化できるようにお願いをしたいと思いますが、はい。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま議員がおっしゃるようにですね、こちらの３つの駅といいますのはあさぎり町にあるくま川鉄道でつながる３つの駅になりますので、町全体の活性化を図る上では、３つの駅がそれぞれ拠点となっていく必要があると思いますので、またそこに生活をされております地域の方もいい意味で巻き込みながら鉄道の利用促進あるいは誘客促進につながるような形をとっていければと思っておりますし、また現在行っておりますあさぎり

駅前の官民連携のＬＡＢＶという手法ですね。民間と官が一緒になって魅力的なまちづくりを目指すという取組を、このあさぎり駅を皮切りにおかどめ幸福駅そして東免田駅というような、そういったまちづくりにつながっていけばというふうに思っておりますので、そういう手法で進めていきたいというふうに思っているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。４番の質問に移ります。岡留公園及びおかどめ幸福駅周辺整備の今後の方策についてということで質問致しますが、まずはですね、先日隣接する民地の竹薮の竹が倒れた倒れてきたということで、今あの鳥居、岡留神社のですねあの大きな鳥居のあそこの駐車場が閉鎖されております。その後の竹とか民地ですね、対応はどうされておりますか。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　はい。今現在まだ通行止めにしております。今現在作業員によりまして古竹や倒れている木をこう除去しているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。私も一応行って見ておりますから分かっておりますけども、それはそれとしてですね。それで昨年のですね、９月の一般質問橋本議員ですけども、この質問の中で幸福駅の１番初めに課長もちょっと答弁されましたけども幸福駅の花壇やトイレ等のその管理がですねうまく出来ていない状況なので、指定管理者とも協議は行っているという昨年の課長の答弁があっております。その後その協議というものは、どのような状況でありますか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。指定管理業者との町との協議においてはですね毎月１回打合せはしておりまして、また打合せの結果を踏まえた取組状況というものも毎月月末で報告が上がってきております。やはり現在指定管理を受けてらっしゃる業者さんが今２人で店舗の管理等をやっておられますが、実際のところ飲食業もあわせてやっておられる関係もありまして、中々その現状を申し上げますとトイレの清掃と花壇の清掃、あるいはその緑地帯の除草作業等々がうまく出来てない部分もあるというところで報告は受けているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。そのようにですね分かっておるなら結構ですけども、やはりこれは地元の方からよく聞くことであります。幸福駅は昔はよかったばってん今はなんかなと。何かこう自分たちも行っても、今言われましたねトイレそれから花壇とかそういったところがどうもよく管理はされていないと。私たちに耳入る時も私も耳が痛いです。そら本当ですねあんたたちがよう言わんでばいぐらいの話でよく聞きます。そういったことが、課長たちも分かっておられるならですねその協議の中でもうちょっとこう人数を増やされるのは難しいんでしょうかねえ。そういったところで適当な適度な適度なとか、よりよい管理が出来るように協議をですね、協議を月１回されておるならばそういった中に話を出していって欲しいと思っておりますが。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。確かにですね、議員がおっしゃるようにトイレの管理であったりとか花壇の雑草の件とかですね、そういったことにつきましても特にこの雑草に関して

は夏場が非常にいろいろと景観的もよろしくないという話が上がってきておりましたので、その辺は毎月の話合いでは確認はしているところではありますが、中々その人員も増やせていただけてない部分もありますし、またその作業時間等もですね検討頂くように今後また改めてお願いしていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。町長も１番初めにちょっと述べられたとおりですね、町長は昨年の橋本議員の質問の答弁の中でも台湾の幸福駅と連携協定を結んでいるので台湾の方が来られた時にがっかりされないように整備しなければならないと言っておられます。そういったことでですね、雑草管理も含めてすばらしい岡留公園とおかどめ幸福駅になることを願っております。はい。続きまして農業振興について質問を致します。令和５年４月に施行されました農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、人農地プランをより明確化するために全国の市町村ではそれぞれに地域計画が策定されております。その内容の幾つかを質問致します。まず１番目に農地の大区画化の検討の現状と課題についてということで質問致しますが、まずはですねその前に地域計画は各地区また農家一戸一戸の詳細にわたりまして１０年先を見越した農地利用の計画。これは目標地図ということだそうですが策定してあります。この地域計画策定までのですね過程をお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。地域計画の策定手順ですが、手順につきましては国が示しました人農地プランが実質化されている場合の策定手続の例によりまして策定を行っております。地域計画の数値につきましては、令和５年度末の数値とＲ５年度に実施しましたアンケートに基づき定めております。計画につきましては、地域計画を策定する場合に実質化した人農地プランがある場合は、人農地プランで集約した意見をもとに協議の取りまとめ案とし、その際作成した案を地域の代表者に説明を行い、意見を求めることで協議結果とすることができるとなっておりますことから、人農地プランにおける地域の話合いを協議の場の取りまとめ案としまして、その案を地域の代表者である農業委員会、総合農政協議会に説明を行い、その結果は協議の場の取りまとめ結果としましてホームページで公表を行っております。その後、目標地図を含みます地域計画の素案を作成しまして関係者からの意見聴取として、ＪＡ、土地改良区、県、公社、農業委員への説明と意見を聴取し、ホームページに２週間の地域計画案の公告縦覧を行い、その後、地域計画として策定をしております。なお人農地プランにおける地域の話合いは平成２６年度から平成３０年度の５年間におきまして、各行政区で毎年開催しており、延べ２４５回ほど開催しております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。目標地図については地域計画と同様の流れを踏んでおりますけれども、先ほど話がありました５年のアンケートの結果を踏まえ、そして当時対象地区を農業振興地域整備計画の農用地区域内とする。そして、縮小希望をする所有者の農地、または令和６年度に８０歳以上となる所有者のまたは耕作者の農地ということで目標地図のほうを作成して、同じように６者協議、そして公表という形をとっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。私も各５地区ですね、上・免田・岡原・須恵・深田。これ策定された地域計画を全部が全部読んだわけじゃありませんけども、見させていただきました。それこそ一戸一戸の農家の１０年先までの目標といいますか、こういう利用したいというような、すごい恐らく農業委員さんであり職員さんであり労力が要ったんだろうなと感じた次第でございます。はい。その中にですね、５つの地区ともこの１０年先の農地利用の計画目標を達成するための必要措置ということの中でですね、農地の大区画化の検討という文言があっております。私は農地の大区画化というのはまずその地域は平地に限定されるんだろうなと漠然と考えておりますけども、その大区画化というところのメリットそれからデメリットもあると思います。どうお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。まず大区画化のメリットですが、大型農業機械の導入による作業効率の向上と労働時間の削減。生産性の向上による生産コストの低減。担い手への農地の集積集約化による効率的な農業経営を推進することによりまして収益の増加が見込め、また大規模なスマート農業への取組も可能になってくると考えております。デメリットですが、大規模なやはり投資が必要になるということと、天候不順や病害虫の発生時に甚大な被害を受けるリスクが高まるということが考えられると思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。そのですね、やはりこの大区画化っていうのは、ぱっと出た言葉ではないと思います。やはりいろいろな研究なされてというか、今の現状を鑑みながらいろいろ考えて、こういう言葉が出てきたものと思っておりますけども、その大区画化のですねどのくらいの規模までならば農家としては、効率がよくなるんだろうかと。私も農家ですけども、ぱっと思い浮かぶのは、私が自分の中で理解していたのは、今１枚の田んぼが３０アールとしますとその倍６０アールぐらいだろうという話をしたことがあります。そしたらばですね、若い人は違いますねやっぱ。いやあ最低１町でしょう、とかそういった話です。課長はどうお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。私も１ヘクタール程度が適正といいますか、それは各農家さんの御要望等が中で決めていくことだとは思うんですが、やはり１ヘクタール程度というような認識でおります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。先ほど課長も言われました大区画化する時にはスマート農業、これはもうどうしても必要でしょうと、私もそう考えております。今度この前の全協の折に改正農業振興補助金交付要綱の説明がありました。そういったところ等も踏まえてですね、スマート農業の推進を行政は考えているということで、御理解して大丈夫ですか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。スマート農業につきましては、まず導入が進まない理由

として逆のほうから考えますと導入コストの高さ、スマート農業への理解の不足、あと技術的な知識とかスキルの不足などが原因というふうに考えております。これらを解消するためには、導入費用の支援やスマート農業への理解を深める取組が必要だと考えます。導入費用の支援と致しまして町が実施します農業振興補助金の農業施設機械整備事業を拡充し、本年度より認定農業者または認定新規就農者が導入しますスマート農業機器に対して３００万円の上限に費用の２分の１の補助を実施するというところで進めておるところです。次にスマート農業の理解を深めていただくというところが大事になってきますが県が開催しますスマート農業のマッチングイベントなどへの農業認定農業者の参加を促しまして、技術提供企業との面談や専門家への導入相談等を行っていただきたいと思っております。また、県の事業ではスマート農業技術を活用した取組を検討している農業者を対象と致しまして専門家を派遣と、派遣しまして助言や情報提供等を行うことにより農業者等におけるスマート農業技術の活用を推進する支援も行っていらっしゃいますので、そういうものを必要に応じて活用していきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。今課長がもうずっと言われましたが、そういうところをですね、情報を県からの情報でありいろいろな技術的なそういう情報をですね、是非農家に伝えていっていただいて、私もスマート農業というのを１番初め聞いた時には、そぎゃんたいらんって思うたほうだったんです。しかしですね、今んなればやっぱりこれは必要だと。もう規模が大きくなりまして、そしてまして今度もう何年先何十年先になるか分かりませんが大区画化とかなった時には、それこそ１番スマート農業。もうこれにかかってくると思います。それで本当に農家の労力不足が解決に向かうのだろうと考えますのでよろしくお願いをしたいと思います。続きまして兼業農家への支援の方策ということで質問致しますが、多様な経営体の確保育成の取組では兼業農家を支援すると記してあります。私も本当にそれを同じ考えです。同感ですけども、兼業農家を支援しなければいけないというようなその考えに至った根拠をお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。地域計画におきましての兼業農家の位置づけということになりますが、農業の持続的な発展のためには農業者の対応の在り方を尊重し、それぞれの形に合わせた支援を行うことが重要と考えております。その中で兼業農家におきまして継続して耕作を行う農家については、優良な担い手と捉えＪＡと連携し支援を行うと地域計画に定めております。兼業農家は地域農業の重要な担い手であり、こうした農家の多くが農業所得に加えて、その他の所得を確保しながら農地を維持し、地域農業を支えていただいているということで認識しております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい、全くそのとおりだと思います。兼業農家も有用重要な担い手、もう専業農家と同じだと思います。農地を守るのは、専業農家だけではもう守れないと私も考えております。そのようにな考え方で大丈夫というか、そのような考え方で今からも支援策を考えていって欲しいと思っておりますが、具体的にはこの支援策。どのような支援策があるのかお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。まず兼業農家への支援の現状と致しましては、特に現在農業支援はない状況です。今後、兼業農家が効率的に農業を行いながら収益を増加できるような農機具等の導入経費に対しての支援の検討が出来ないかというふうには考えております。しかし支援の対象となる兼業農家につきましては、販売額または耕作面積そういう一定の基準を設けた上で、その基準を超えるものへの支援というのを検討できないかというふうに考えているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。そういった考えでお願いしたいと思います。一定の基準ですね。本当にあの兼業農家も、もう全て同じで極端に言えばですね本当に小さい農家までいろいろやっていくのかなという、いうところもまたちょっと違うのかなと思う面はありますので、そういった一定の基準をクリアしたところというようなことで行ってほしいと思っております。はい。続きまして３番ですけども、地域における将来の在り方ではですね、山間部での農地の受け手不足が指摘されております。その改善策についてということで質問致します。中山間地での農地を含めた環境保全。農地を含めたですね、環境保全。現状の認識はどうでありますか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。中山間の農地を含めた環境保全は人口減少、高齢化による農地の荒廃、担い手不足、小規模で不整形な土地条件の課題を抱えつつ荒廃農地の拡大抑制や生態系の保全、多面的機能の発揮を目的とした取組が進められていると考えております。具体的には、中山間地域等直接支払事業による農用地保全、農業用水路などの補修、鳥獣被害対策、ＩＣＴ技術を活用した効率的な営農支援などが実施または計画されているというふうに認識しております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。中山間部の耕作はですね、本当に平野部とは比べられないほどの御苦労があると思っております。今後地域計画の１０年先の計画よりですね、それより早く農地の受け手不足等の課題が多分浮き彫りになってくるんだろうと思っておりますけども、そのそういったことの改善策というものは何かいい考えがありますか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。中山間の担い手不足につきましては、中々これがこうというような方策というのは中々難しいところであります。しかしながら中山間地域直接支払事業におきましては農業生産条件が不利な中山間地域で集落等を単位とした集落協定を締結し農地の維持管理と農業生産活動を継続頂いておりますが、その集落の統合を進めることで担い手の確保として集落間での人的資源の融通がしやすくなるとはひとつ考えております。令和７年度におきましては、２つの集落が１集落へ、３つの集落が１集落と２件の集落統合が予定されております。また、今年度から始まりました第６期対策の中山間地域直接支払制度では、加算措置としましてスマート農業加算が新設され、当該加算ではリモコン式自走草刈り機やＩＣＴ技術を活用した水管理システムの導入が可能となることから、そのような機器を導入頂きまして、除草作業の身体

的負担の軽減や作業時間の短縮を図っていただきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

〇議員（１３番　永井　英治 君）　はい。中山間でも加算が考えられているということですね。ああそう。はい、分かりました。そういったいろいろな手法を使ってですね、本当に中山間地は行政それから先ほど言われました集落、個人の方には１番のことだろうと思いますけどもそういった皆さん方の意見、本当に酌み取っていただいて取り組んでいって欲しいと思っております。まずですね中山間地は傾斜が多く面積が狭い田んぼが多いために大型機械が利用しにくい、畦畔が多く雑草の管理が大変であります。また、鳥獣害も鳥獣被害も平野部に比べて格段に多い。本当にですね耕作条件は著しく不利であると思っております。そういった中に今課長が言われたようなことで、少しでも耕作者に本当に中山間部の耕作者に対しまして、本当に少しでも手を差し伸べるといいますか、そういったことで中山間地を守っていくそういったことが必要になってくると思っております。それから先ほど言われました兼業農家。これは兼業農家も含めたところで集落をつくり、そしてそういったところで農地保全の取組が重要になってくると思っておりますので、皆さんを含めてですね、農家全部を含めたところでそして行政と一体となって、そしていい知恵を出し合って中山間地を守っていって欲しいと思っております。最後には私たち平たんの部分を忘れないでくださいね。はい。よろしくお願い致します。質問終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　答弁は。答弁は必要でありませんか。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。除草のことと農地の大規模化のことを少し共通点があるかと思います。やはり省力化・効率化を図っていくためには、当然機械化が必要だと。やはり、農家にとって畦畔の管理というものを非常に重労働だと聞いております。でいうことは大規模化するとそれだけ畦畔も減ると。そして畦畔の幅も機械に合わせた幅にするということで、非常に省力化・効率化が図れるんじゃないかなというふうに将来的には考えているところですけれども、やはり中山間地域ですのでそういった大規模化ができるところも一部分だというふうには思っておりますが。ただ御指摘がありました点につきましてはですね十分留意しながら進めていきたいと思いますので今後ともよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　これで１３番 永井英治議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩致します。

休憩　午後３時３１分

再開　午後３時４１分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に１２番 溝口峰男議員の一般質問です。（議長。）溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　本日最後の一般質問となります。どうぞよろしくお願い致します。通告を致しております順に従いまして質問してまいりますが、まず第１点目でございますが民生委員の成り手不足解消のための活動支援及びＤＸ化による事務的負担の軽減を図るための具体的施策について伺うわけでありますが、まずその前にですね、令和７年度の当初予算におきまして３団体、民生委員児童委員協議会それから社会福祉協議会、商工会が補助金交付要綱から削除されております。これはなぜ分かったかといいますと今年の８月、要綱を見ておりました時に改正案が突然入ってきました、例規集に。本来はですね、当初予算審議の中でこういった要綱等の改正するんであるならば、私はそれも改正の理由等も合わせて予算審議の中に提出をしていただくことが私は大事じゃないのかなと思うわけでありますね。で、去年もですね、教育委員会の件で補助金が削減されておりました。それも分かったのが４か月５か月の後に例規集にその要綱が記載された。そのことで分かったわけであります。私は非常におかしいと思うんですね。予算審議の中に大事なことをやっぱり隠しとってはいかんのではないのかなて。基本条例にあるようにそういったものについてはしっかりと提案する部分については、改正要綱も踏まえて補助金の増額、減額する理由もしっかりと私は述べた上で予算審議に臨んで頂きたいなというのがありますので、当初からこの件については質問をしたところであります。お答え頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。それでは御質問の削除された経緯と理由につきましてまず御説明を致します。各種団体に対する補助事業につきましては、団体運営補助金と事業費補助金の２つに分類をしております。団体運営補助金につきましては、団体が実施する事業に公共性があると認定した上でその団体の運営に必要な経費をあさぎり町補助金等交付要綱に基づき交付するものでございます。なお予算案を議会に提出する際は、補助金交付の適否及び額について補助金等審議会の意見を聞くことが条例により定められているところでございます。次に事業費補助金は、公益上必要と認められる事業を各種それぞれの補助金交付要綱に基づき制度化し、これにより補助金を交付するものでございます。お尋ねにありました民生児童委員協議会、社会福祉協議会、商工会への補助金につきましては、令和７年度当初予算編成において補助事業の位置づけを団体運営補助金から事業費補助金へ見直しを行ったため、あさぎり町補助金等交付要綱から削除したものでございます。これら３団体については、現状において公益性が非常に高いと認められており、補助金等審議会において改めて公共性を審査する必要が低いことから、事業費補助金への移行が適当であるとの提言を受け、見直しを実施したものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。そういう理由であるならば当初予算の時にしっかりと説明をしていただきたい。次年度の３月議会にはですね、そういった形で臨んで頂くようにお願いをしておきます。その補助金交付団体の中で事務的なものですね、それをほとんどが各課でやって事務処理といいますか、各課で担当課の皆さん方で手分けしながら加勢をしていただいて団体へのお手伝いをされてるんだろうというふうに思いますけれども、そういう状況をちょっとお知らせ頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい、各種団体の会計事務の執行状況、執行体制について御説明致します。令和７年度の団体運営補助金の交付団体は１６団体となっております。会計事務の執行体制につきましては、団体の直営が８団体、委託が８団体となっております。委託先の内訳は、町への委託が５団体、社会福祉協議会への委託が３団体となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。分かりました。それぞれ社会福祉協議会も多忙な中で委託をされてやっているというところでございましたが、その中で団体の処理を行う各課で行うことについての問題点。これはやっぱり自分たちでやってもらいたいなとか、そういう問題点等については、現在生じてないんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。各種補助団体の取扱いなんですが、いま答弁致しましたとおり町で受託しているものもございます。これにつきましては従来から行っているものでございますが、しっかりと役割といいますか町との関係性をきっちりと担保していくというものが基準にしております。そのために団体との契約書を毎年度交わして、これについて具体的に明記した上で、お手伝いをしているというものでございます。それによって進めております。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。お金の問題ですからですね、職員に余りに負担のかからないように問題が生じてからでは遅いんで、しっかりと御対応頂きたいと思うわけであります。その補助金交付団体の中で今回質疑するわけでありますが、高齢者や児童を含む地域住民のサポートする役割を担っております民生委員の方々。この成り手不足についてでありますが、これは本当に深刻だなと。まだ今年も今年改選の時期でありますが、まだ１０地域ぐらいがまだ確定してないというお話も聞いております。私はいろんな話を聞きながら考えるには、全てがこれで解決するわけではありませんがひとつの策としてはですね、今回通告しておりますようになり不足解消のための策としての活動費の支援。その中で国や県から来るのは微々たるもんでありまして、町からの活動支援というのがもう非常に大きくあります。ここの辺を充足してあげることが私は少しはなり不足の解消にもつながってくるんではないのかなと思うわけであります。そのひとつがやっぱり消防団の時にも話しましたが、合併時の１，７００円から１，１００円に現在なっておりまして、これを私は元に戻して欲しいと。戻すべきではないのかということを今回もお話をするわけであります。やっぱり今日の賃金単価の上昇それから物価高騰の諸事情を考えてもですね、あまりにも低いんではないのかというふうに思うわけです。今年も最低賃金が全国でもう１，０００円台になりました。その中でも熊本県が上げ幅が上げ幅ですね、それが１番大きい１，０３４円というふうになったわけですね。このいろんな町民の皆さん方が会議に出席して１時間で終わるものはありません。ほとんどがやっぱり２時間とすれば、住民の皆さん方は半日を自分の時間を犠牲にして町長が掲げる政策の推進に協力していただいとるわけですね。そういったことを考えるとこの辺はもう少しやっぱり考えてあげるべきではないのかなというふうに思うんですが、その辺は町長の御回答をお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。この費用弁償、日当の考え方につきましてはですね、今のところあさぎり町では共通した考えで職員の日当も同じ扱いということになっておりますが。ただ、熊本県のほうもですね、今、こういった旅費規程等に変更しようということで現在動いているところでありまして、その動きに合わせたところで町も変えていこうということもありまして、今のところ県の動きを待っているところであります。ただ今までは考え方が一本化でしたけれども、それを消防団、民生児童委員、この方々そういった別そういった活動されてる方々に対しましては、２本立てといいますか、別の考え方で費弁を組んでいくことも考えられるかなというふうには思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

〇議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。いろんな角度から検討していただいてですね、町民の皆さん方が余りにも犠牲になるようなことでは、やっぱり政策推進はうまくいかんだろうと私は思っております。先ほどから１,７００円の話をするんですが合併前の上村時代も当然１,７００円でありました。これは参考までに申し上げますが、議員の報酬は、今の議員の報酬よりは合併前の上村時代のほうが高かったんです。２２年なりますけどね、合併は。合併する前のほうが若干ですけれども高かったんですよ。そういうこともありまして世の中が変わってくれば、それだけの対応をしてするべきじゃないのかなというふうに思います。ところで財政課長にお伺いしますが、今年の費用弁償の総額、それと１,８００円にした場合どれぐらいの差が出てくるんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。今御質問の件につきまして比較表にまとめておりますので今送付させていただきました。この表に基づき御説明をさせていただきます。令和７年度全会計の当初予算において費用弁償の単価を１,１００円として計上した額の総額は、１,４７３万７,０００円となります。これを合併当時の単価である１,７００円に換算した場合の総額は、２,２７７万５,０００円となり、両者の差額は８０３万８,０００円でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

〇議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい、今８０３万８,０００円、これが高いか安いか。今日の決算報告の状況を町長が申されましたが、例えば、今のこの８０３万８,０００円が上げた場合、１,８００円。１,７００円ですね。あさぎり町の財政はにっちもさっちも行きませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。この表の費用弁償の額だけ捉えて言いますとですね、当然７億円を超える実質収支が黒字になっておりますので、この分野だけで言いますとにっちもさっちもいかないかといえば、それはそういう状況ではないというふうに考えるわけでございますが、全体的にですね、人件費等の単価も上昇しておりますし物件費あたりも高騰しております。全体的において黒字、基金ともにありますけれども、将来的なことを見据えますとですね、やはりこういった経常経費になるものにつきましてはですね、当然見直しが必要であるということは認識しておりますが、見直しとともにですね、そのほか削減できるものがあるのかというのをしっかり議論した上でですね、見直しの額を検討していきたいというふうに考えているところでござい

ます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　こういった町民の皆さん方の辛抱強い努力があって、基金がかなりの上積みされて、繰越しも出てきとるわけですね。いずれの段階からにおいてはやっぱり町民の皆さん方にお返しをすることも私は大事なことではないのかなと、こういうふうに思います。ためればですね、ためるだけが果たして町の発展につながるか、私はそうではないと思うわけですね。やっぱり今の人たち、それから将来も踏まえて、みんなが将来１０年先３０年先も使えるものにおいては、当然やっぱり借金をしてでも事業を展開をしていくべきだろうというふうに私は思います。それが地域の活性化につながってくるわけでありますので。その辺はまた3月の議会においてですね、それぞれの角度からこの部分だけでもというようなお話が町長からありましたんで、期待をしておきたいと思います。次に４番目にですね、民生委員さんの日々の業務活動の記録が作られて、町のほうには毎月提出がされるようになっております。しかしながら担当課にはですね提出されるのは、この用紙の一部分だけですね、これだけですね。これを用紙をハサミで切って提出をされるということであります。しかしながら、中身は非常に多岐にわたっているわけですね。このように。これを日々民生委員さん方は手書きをしながら自分の活動記録というのをしっかり書い残して、そして次の段階に進んでおられるわけであります。こういった記録がなくては、民生委員活動には中々結びつかないわけでありますので、法律に基づいてしっかりと対応しておられます。私は今回提案しておりますが、ＤＸ化によっての事務的な支援を是非とも検討頂きたいというふうに思います。今の民生委員さんが生活困窮者の増加それからＤＶ、不登校、こども食堂、そしてですね孤独死、そして災害対応。こういったことまでが民生委員さん方の仕事であり責務。非常に大きな役割を担っておられるわけです。ですから少しでもやっぱり事務のですね軽減策をやっぱり図ってあげなければならないんじゃないかなと。特に今民生委員さん方高齢化しておられます。だからこそやっぱり軽減策をお願いしたいと。今ほとんどの方がスマホはもう使い慣れております。今社協でｅスポーツやってますが、パソコンで遊びながらゲームをする。そういう時代に入ってきておりますのでこういったＤＸ化についてはですね、そんなに私は難しいもんではないんじゃないかなと。だからこそやっぱりお助け頂きたいなというふうに思うわけですが、いかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼　宏季 君）　はい。まさに今議員の発言の中でありましたとおり、今あさぎり町の役場のほうから民生委員の皆様に御報告をお願いしてる事項を確認させていただきましたところ、各委員が受けた相談についてジャンルごとの件数を月に１度民生委員の皆様が会議で役場に集まる際に紙に記載して御提出頂いているというところでありました。本件についてはですね、例えば実際にどのようなデジタル技術を活用した事務の見直しが出来るかというところをちょっと検討しましたところ、インターネット上のアンケートフォームから当該件数の報告を行えるようにするようなことというところは、そこまで大きなハードルなく実施できるというふうに考えております。他方ですね、当該運用に変えてみたところでいわゆるその会議の際に御提出頂いてるというところから、来庁回数を減らせるわけではないというところ。それから報告

その頂いてる提出書の部分をスマホで記入できるというふうにするにしても、数字を記入するのみであるため現在の作業負担を軽減できる余地というところはちょっと限定的であるというふうに考えております。デジタル技術の導入に当たっては現在の運用方法を変えることによって、かえってちょっと混乱がしてしまうということは避けなければならないという視点から考えますと、現時点においては、民生委員との連絡事務に関する取組を今ちょっと申し上げたような方法に置き換えるということは、ちょっと慎重に検討する必要があるかなというふうに考えているところではありますが、引き続き情報収集を行いまして、今後デジタル技術を用いた業務効率化が必要な業務フローがですね明らかになった場合には、最適な運用方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　それぞれ全国の民生委員さん方の活動状況等々についての調べると、いろんな形でＤＸ化についての推進を一緒になって進めておられるのがいろんなところから見ることができます。今言われるように１度にはいかないかも分かりませんが、やっぱり時代の流れとしてしっかりと民生委員さん方にも理解をしながら、そして端末をタブレットを全部に配布というのは中々難しいかも分かりませんが、やはり会議についても毎月１回の定例会をウェブでできることもだってあるわけで。そういった軽減策もひとつとして考えていただければいいかなというふうにも思うわけであります。はい。せっかくですねデジタル審議監おいで頂いて推進計画まで作っていただいておりますが、中々この中身がまた、この中にですよ見えてない部分がありますし、またもっともっとこれを生かしてまた進めていただいておることも来年度からですね、目に見える形であることも事実承知しております。こういったことを一つ一つ見える形で実践していただければと期待して、今日はお願いをしたところでございますのでよろしくお願いしときます。ところで２番目のですね手話言語の理解と普及に向けた環境整備を図るための条例の制定及び今後の具体的施策についてお伺いするわけでありますが、これについては６月の２５日に内閣府から自治体のほうに通達が来てると思います。この手話の普及に向けた法律。簡潔に言いますと手話施策推進法ですねこれが６月１８日に成立しておりますが、通達が来た後これについての御検討がなされたのか、まずはお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。今回の法律が制定されまして通達が来た後で町のほうで検討はされましたでしょうかということですけれども、現在障害者計画の中で事業を設けておりましてその中で推進していくという事業がございますので検討はしておりません。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。資料１を送ってください。これが手話推進法の概要であります。これに基づいて今回、私は作った条例をもういっちょありますか。送っていただければと思いますが。これは担当課の方々には、一読をお願いしたいということでお願いを致しました。なぜ今回の法律が出来たのかというとですね。基本はやっぱり障害者基本法、これが平成２３年に改正をされてこれも通達が来てると思うんですが、他のの自治体はこの改正に従って、基にしてですね、熊本県では２０２２年、熊本市も２０２０年、人吉、大津、菊池が１番新しいですが

今年の３月１６日に「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定して推進をされております。いかんせんあさぎり町では、この条例が制定されておりません。で、あさぎり町の第５次あさぎり町保健福祉総合計画これもずっと見させていただきましたが、最後のほうに意思疎通支援事業の充実ということでコミュニケーションが図れるよう日常生活の云々云々と。育成に手話奉仕員の育成に取組みます。この部分が入ってるだけでありました。そういうことでですね、中々自治体のほうで手話のコミュニケーション手段の利用の促進が進んでないということから今回の法律が改めて制定されたわけですね。ですからあさぎり町も今回の法律を基にして、是非ともこのコミュニケーションの手段の利用の促進に関する条例を制定をしていただきたいということで思いで私は、参考になるか分かりませんが先ほど御案内した条例案を示したところであります。町長、何かございましたら。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。確かに障害のある方への町民の理解そして共生社会の確立、こういったものに関しましては非常に重要な施策だと思っております。私も手話、言語の種類として手話と音声ということで、非常に勉強不足なところもありましてですね、今回この質問が上がりましてやっと確認できたところでありますけれども。なんせこれから整備していきたいというふうに考えておりますので、今後、勉強させていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　私は小学校に入る頃から地域におられました。手話はその頃は全く分からない時代でありますんで。皆さん方は、口での言葉を形なんて言いますかね、それとあわせて相手の掌に文字を変えてコミュニケーションとかといいますか、そういった形で進められておられるのをずっと覚えておりますが。現在は、私の会社にも忙しい時にはそういった方がおいでいただきます。非常に頑張り屋さんです。私自身も手話を分かりませんので身振り手振りといいますかね、そういったことでさせていただきながらおるんですが、もっと自分自身が反省をしとります。本当にもっと早い段階で手話を勉強しとけばよかったな。その方自体もそういった人が１人でも２人でも多く出てくると、非常にやっぱ社会参加が出来やすくなるんじゃないのかなと思いますね。昔１０数年前は社会福祉協議会で手話の講師を呼んで、手話教室をやってた時代がありました。もう今はなくなってしまっております。やっぱりもう１回そういったことを国が支援をするということは今回明確にしてますんで、そういった方々を大いにこう来てもらって、そして手話をできる人たちを１人でも増やす。３人、もうそうやってこつこつでありますが増やすことによって、そういった必要な人たちがもっと活躍できる社会になってくれるんじゃないかなというふうにも思うんですね。現在あさぎり町にはどれだけの方がおられるのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。手話が必要な方っていう部分に関しましては、把握が中々出来にくい状況でございます。ただ聴覚障害をお持ちの方で等級のついた手帳をお持ちの方という人数につきましては、聴覚障害におきましては１級から６級までございますが合わせまして５６名いらっしゃるところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。こういった方々が地域の皆さん方が１人でも多くのね、手話を勉強されてコミュニケーションが図られるようになると自分自身も豊かになりますし、またそういった方々も、もっともっとこう先ほどから申し上げているようにいろんなところで活躍していただき、知識がもっともっと吸収できてよりよい人生が生活ができるんじゃないのかなというふうに思います。今回の法律の中では学校の中でもですねしっかりとそういった育ててくださいと人材育成をしてくださいということが法律にも明記されてありますが、今後の施策として教育長どのようにお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。現在町内の小中学校のほうには難聴学級は在籍はありませんが、各学校で音楽の時間に手話を使って歌を歌ったり、あるいは総合的な学習の時間とか道徳の時間で手話について勉強したり触れる機会を設けているっていうのが現状です。ただ決まった時間にこれだ形の内容をというのが決まってる状態ではありません。ただ議員おっしゃったように手話に関して今マスコミの報道の中でもいろんなところで手話通訳の方が出ていらっしゃるので、その意味も含めて子供たちは学校の中でインクルーシブ教育ということも含めてですね、学んでいるところです。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。よくテレビで佳子さんが手話をしながら挨拶をされておられる状況を見ますが、非常に当事者の皆さん方からすると私は勇気がわいてくるんじゃないのかなというふうにも思うわけですね。１人でもそういったことで多くの人たちを育成をしていただきたいなというふうにも思います。先ほどから申し上げてるように町長も条例については検討したいというお話でありましたが、これは当然いろんな手続がありますので短期で制定ができるとは思いませんが、しかしながら年度内にはですね、まだまだ今度の新しい法律が出来て少なくともあさぎりが１番最初に条例の制定をできることであるならばですね、私は非常にインパクトがあるんじゃないのかなとも思いますので議会もこれについては勉強することになっておりますので、一緒にひとつ力を合わせて制定ができるようにお願いをしたいというふうにも思います。よろしいでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　溝口議員から提出頂いた資料を参考にですね、進めてみたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい、よろしくお願い致します。それから最後になりますが、公民連携でですね私は墓じまいによります納骨堂の整備をどういうふうに質問をするわけでありますが、まずその前に町営墓地公園花牟礼霊園の現状と課題についてお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹町民課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい。町営墓地公園の現状について御説明を申し上げます。墓地公園は上地区の上永里区に位置しておりまして、上小学校から町道を約１．５キロビハ公園方面に向かってですね、高台に平成１０年にですね、旧上村で整備がされました。墓地公園の区画は３区

画ございまして、上からＡ区画、Ｂ区画、Ｃ区画として位置づけられております。１番上のＡ区画は８５区画そのうち墓地建立地が４５区画、未建立地で使用許可が出ているのが１３区画、空き区画が２７区画あります。中段のＢ区画は９５区画そのうちＪＡの区画が５１区画、町分がですね４４区画、建立地が１０区画、許可地が１区画、空き区画が３３区画あります。１番下のＣ区画は１５３区画ありまして建立された区画はなく、全て空き区画になっております。以上集計をするとですね、墓地公園は、３３３区画に対して建立地が６８区画、許可地が１５区画、空き区画が２５０区画、墓地の建立の利用率が２５％、空き区画が７５％であります。これが現状でございます。次に墓地公園の課題でございますけれども先ほど墓地公園の現状について説明を致しましたが、墓地公園の利用率が低く空き区画を解消するための対策が急務となっております。現在行っている啓発なんですけれども、例年お盆の時期にですね人吉新聞の新聞にですね、墓地公園のチラシを３,０００部ほど入れてですね周知を図っております。また町の公式ホームページへの記載や、人吉球磨の石材店へですね、墓地公園のチラシを配布をして啓発を図っているところでございます。しかしながらですね、新規の墓地公園の申込みは、毎年１件あるかないかの状況でございます。また昨年議会のほうでですね、複数の議員さんからですね御提案を頂きました樹木葬の整備についてでございますけれども調査・検討しましたので報告させていただきます。調査の上で参考にしたのがですね、現在墓地公園に建立されている方々に対してのアンケート調査でございます。アンケート調査は７６件を送付しております。アンケート調査の結果、樹木葬を検討し検討したことがある等の回答は３件。今後の墓の管理について墓じまいを検討しているのは１件でございます。また墓地公園に樹木葬が整備されることについての問いに対しては反対が６件、また賛成だが樹木葬に懸念があるが２件ございました。反対意見にはですね、将来的に樹木の管理の方法、樹木による景観への影響を心配する声が聞かれております。またですね、今回研修の目的で樹木葬を先進的に実施している九州内の自治体を調査を致しましたけれども、見当たりませんでした。樹木葬を整備しているのはですね、都市部の霊園内の一部を利用しているものが多い現状であります。以上の調査結果よりですね、樹木葬についてはですね、多くの利用者が見込めないことと、整備する上で高額な投資となるために慎重に検討すべきであると考えます。さらに墓地公園の利用者促進のために今後も何らかの施策が必要であると思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。花牟礼の課題についてはお伺いしましたが、墓石屋さん、石材屋さんにお伺いしますと今墓を建てる人たちが非常に少ない。それはひとつは、やっぱり石が輸入するインド、中国から今までは輸入してたんだけれども、もう数年前の倍になったと。もうとても墓を建てるには、もう前昔の１００万円以下では建ちませんよというようなお話で、墓石屋さんが墓を解体する時代に入ってきております。建てるんじゃなくて解体しております。それだけ墓じまいする人たちが多くなってきたということですね。非常に墓石屋さんが「もう今からはやっぱもう納骨堂ですばい」て。そういう時代に入ってきた背景にはやはりですね墓を受け継ぐ人がいない。それから子孫が生活拠点ですね御子息、そういった方々が生活拠点がこの墓地から離れて遠いところに皆さん方がおられると維持管理が非常に難しい。そういうこともありま

すし、また少子化の影響もあると。もう守っていくことが将来出来ないんだっていうのがもう現状として、もう皆さん方が言われております。私の周りもその方々が非常に多くなってきました。今回提案するのは、熊本でも公営の納骨堂があるわけでありますが、公営の納骨堂というのはやっぱ安心感がひとつはあるんですね。そんなに高くなくてもいいということから人気があるわけです。今回私は本来は町で作って欲しいという話をしたかったんですが、実はあさぎり町の方で事業をされてる方が納骨堂を作りたいっていう話がありました。これはもう私２、３年前から話聞いておりました。その方も、もういずれは墓に行かにゃいかんと。お世話にならないかん。しかしもう子供のことを考えると納骨堂を今考えよっとたいな。だから納骨堂を自分たちで自分で作りたいという話があったもんですから、いやいや町は墓地公園もあるんだからひとつ官民連携で私は出来ないものかなというようなことから今回提案したところでした。せっかく墓地公園も経営されているわけで、やっぱり町で単独でっていうと非常に無理な部分がありますので民間の方がそれでは是非計画書といいますかね、協議をさせてもらえんかと、町と。いうようなお話も頂きました。その辺りを考えた時に今後どのような方向で進めるような方向がいいというふうに思われますか、納骨堂整備も含めたところで。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹町民課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい、今議員のほうからですね、納骨堂を建てたいという民間の方か事業者の方か分かりませんけれどもお話があったということでですね、お答えさせていただきます。まずですね納骨堂・墓とかを建てる上で許可が必要になります。それは熊本県知事の許可になりますけれども、町村はですね、保健所の管轄になりますので保健所のほうに行って申請方法についてお伺いをいたしました。まず経営主体についてお伺いしましたけれども、経営主体は原則は自治体ですけれども、出来ない場合は宗教法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合も経営することができるということです。納骨堂・墓を経営する上で審査が必要になるわけなんですけれども、その審査内容についてですね、いろいろとお伺いしましたのでそのことについてもお知らせをしたいと思います。まず審査については、事前相談から納骨堂整備の許可が出るまでは相当な期間が必要となります。書類が事前に準備出来ておりましてもスムーズにいっても２、３か月。長い場合は１年を要する事例もあると聞いております。次に審査内容についてですけれども、事業者がですねその納骨堂を経営する場合ですね、永続的に経営をできるのか。それと経年計画、収入が十分にあるかどうかの審査。それとですね、納骨堂需要見込み調書。これは納骨堂をどれぐらい利用されるかというふうなですね、資料の提出が必要になるんですけれどもその審査。それと墓地にはですね、２００メートル以内に人家がある場合は、所有者や居住者の同意が必要となるわけなんですが、納骨堂はですね、必要はないということなんですが、一応同意書のほうをですね取っておったほうがトラブル防止につながるということでアドバイスを受けております。また墓地等の経営に関する管轄市町村、あさぎり町の意見書が必要ということでございます。以上がですね、納骨堂経営に関する許可申請の内容でございます。それでですね、納骨堂を整備をする上で県の審査基準をですねクリアしなければならない条件が多くありますので、あさぎり町と致しましてはですね、その経営に値する事業所のですね把握とですね、その事業所の経営面についてですね、把握する必要があると思っております。その上で納骨堂の申請許可を出

すかですね、庁内のほうで検討していかなければならないと思うわけなんですけれども。これがまだ町長ともですねそういう話はしておりませんので、これについてはですね、まだ庁内で検討すべき事項だと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。墓地公園の将来はもう見えてるわけですね、現況。ですからやはり地域の皆さん方、住民の方々の中には、やっぱりもう納骨堂をやっぱり計画されている。あるいは希望されている人たちが非常に年々多くなっているということはもう現実としてあります。あさぎり町の方々だけば相手にする必要もない、ないんで、このことは。今回人吉にひとつできましたね。かなり高額な金額ですけれども。しかしながらこれを町も一緒になって、あるいはそのできれば町有地でも提供していただければというようなお話も。もう具体的に言いますとあとは母屋は、それなりに事業されている方が、そういうお話もされてるんで、一緒になってですねどちらにも負担のかからないように、そして地域の皆さん方からは安心感、信用度というのが非常に行政が入っていくと安心感というのが信頼性というのが生まれてきます。継続性もですね民間だけだったら心配する部分もありますが、これにやっぱりどこかにか町が入ってると安心感が生まれてきますんでそういったことを踏まえるとやっぱり検討に値するんじゃないのかなと私は思うわけです。町長は、検討に値するのかどうか、お伺いしたいんですが。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今のお話が、例えば今の花牟礼霊園で墓地が建たない土地がかなり余ってるということで、要するに使われてない土地を活用するということは非常にこうその納骨堂建設というのも有効な手段だとは思います。ただそれまでの手続についてはですね、私たちも勉強しなければならない部分もたくさんあると思いますので、その霊園の土地を活用するということであればですね私もちょっとそのひとつ手段のひとつというふうに考えたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。ひとつもうあるのは、やっぱり行きやすいところですね。辺鄙なところでは中々行きにくいんですよね。もう年な人たちはそうです。だから花牟礼のあそこは非常に敬遠されるんです。あれがこの辺だったらですよ、もうそらなんちゅうこたなかろと思います。そういったことも含めて、はい、是非検討をお願いをして終わりたいと、していただくということで終わりたいと思います。はい、ありがとうございました。

◎議長（小見田　和行 君）　これで１２番 溝口峰男議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午後４時３２分　散会

令和７年度　あさぎり町議会第４回会議会議録（第７号）						
招集年月日	令和７年９月８日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年9月9日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和7年9月9日　午前11時53分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松　英一	○	8	森岡　　勉	○
	2	加藤　　弘	○	9	豊永　喜一	○
	3	小谷　節雄	○	１０	山口　和幸	○
	4	岩本　恭典	○	１１	皆越　てる子	○
	5	難波　文美	○	１２	溝口　峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井　英治	○
	7	橋本　　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	１番　小松　英一　　２番　加藤　弘
出席した議会書記	事務局長　山本　祐二　　事務局書記　溝口　久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口　俊朗	○	教育長	椎葉　勇二	○
	副町長	土肥　克也	○	教育課長	山内　　悟	○
	デジタル政策審議監	長沼　宏季	○	高齢福祉課長	尾方　　圭	○
	総務課長	酒井　裕次	○	健康推進課長	荒川　誠一	○
	会計管理者	上田　日和	○	農林振興課長	橋本　英樹	○
	企画政策課長	万江幸一朗	○	商工観光課長	沖松　勝彦	○
	財政課長	中村　光成	○	建設課長	小田　　淳	○
	税務課長	高田　真之	○	上下水道課長	鬼塚　拓夫	○
	町民課長	中竹　健次	○	農業委員会事務局長	中神　啓介	○
	生活福祉課長	緒方　理恵	○			

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第７号）

日程第　１　一般質問（２人）

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問（２人）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

◎議長（小見田　和行 君）　本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず２番加藤弘議員の一般質問です。加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。おはようございます。２番 加藤でございます。本日の一般質問よろしくお願い致します。一般質問を始めさせていただく前にですね今回の豪雨による災害で被害をこうむられた方にお見舞いを申し上げます。いっときも早くですね、復興が出来ますようにお祈りをさせていただきます。それでは通告に従いまして、今回も人口減少対策について質問をさせていただきます。お尋ねしたいことは、全国のですね、ほとんどの地域が人口減少が予想よりも速いスピードで進んでいる現状で当然あさぎり町も例外ではありませんので、この人口減少対策として御質問をさせていただきます。相反する２面性があると思いますが、それは片方では将来にわたる財政基盤の大事さ。例えば、例えばですね、水道事業にしましても維持管理費はそのまま変わらなくてですね、収入が人口が例えば半分になると水道使用料金は半分しかいってこないということで、財政には非常に大きな影響を及ぼすと思います。それからもう片方ではですね、財源が必要な人口減少対策としての事業があると思います。このことについて、財政と人口減少のための事業、相反すると思いますが、このバランスについて町長のお考えをお尋ねしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。まず、現時点での全会計の基金の推移、５年ぐらいで結構ですので財政課長にお尋ねを致したいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　おはようございます。本日もよろしくお願い致します。まず基金の状況の前にですね、一言、人口減少につきまして認識等をお答えしたいと思いますが。人口減少や人口の年齢構成の変化に伴いまして、社会保障費の増加そして地域経済の縮小、それに伴う雇用機会の減少、担い手不足が課題となっております。これらの要因により将来的に税収の減少や公共サービスインフラ整備の維持が困難になることが想定されております。人口減少の問題は、町政

運営上極めて重要な課題と認識しているところであります。基金等の財政につきましては、担当課より詳細を説明させていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　ただいま資料を送信いたしました。本町の全会計における令和２年度末から令和６年度末までの基金残高の推移を一覧表にまとめて御説明致します。本表では、基金種別ごとに各年度末の基金残高と前年度からの増減額を括弧内に記載しております。右端の増減比較欄には、令和２年度末と令和６年度末の残高の差額を記載しております。表の最下段、№２０総計欄に基づき基金残高の推移について御説明致します。本町で設置している積立て型基金につきましては、一般会計１１基金、特別会計２基金、公営企業会計２基金の計１５基金となっております。さらに定額運用型基金として、一般会計において２つの奨学基金を設置しております。過去５年間の全会計における積立て型基金残高の推移につきましては、総額で１２億４，９２５万円の増加となっております。内訳は、一般会計が１１億９，０５４万９，０００円の増。特別会計が１億４３６万９，０００円の減。公営企業会計が１億６，３０７万円の増となっております。次に基金残高の増加の主な要因について御説明致します。まず令和３年度には、１０億３，２５６万９，０００円の大幅な増加がございました。これは令和２年７月豪雨及び新型コロナウイルス感染症対策のため、国や県から手厚い財政支援が講じられたこと。また一部事業が取りやめとなったことによる不用額等、特殊事情により生じた前年度繰越金を活用し、一般会計の減債基金、特定目的基金４基金及び公営企業会計に基金へ積立てを行ったことに行ったことが主な要因となっております。また財政調整、減債、公共施設整備、産業活性化、学校教育施設整備基金につきましては、財政調整基金から特定目的基金への積み替えによる大きな額の変動がありましたが、これらは基金全体の総額に対する影響はないものでございます。続いて令和４年度の増加額２億４，３０９万２，０００円につきましては、ふるさと寄附金収入の伸びが主な要因でございます。令和５年度には９億９，８９０万５，０００円。令和６年度には８億４，４４１万９，０００円の基金を取崩し、重要施策の財源の一部として活用致しましたが収支差額等を活用した積立ても実施したことから、基金残高はおおむね横ばいで推移しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。丁寧な資料と説明ありがとうございました。この中でですね、大きいものについて現在の額の必要性について具体的な説明を頂ければと思いますがよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。まず１番、基金残高の額が大きい財政調整基金につきましてですけれども、財政調整基金は、年度間の財源の均衡を図るとともに予期せぬ経済変動や大規模災害等に柔軟に対応するため、地方公共団体の健全な財政運営を支える重要な役割を担っております。本町におきましても安定的かつ持続可能な行政サービスの提供を確保する上で、財政調整基金は極めて重要であると認識をしております。続いて特定目的基金でございます。本町が設置する特定目的基金は、公共施設や学校施設の整備、産業活性化、公営企業及び特別会計の経営安定など、人口減少社会においても住民生活に不可欠な分野の施策を安定的に推進するための財源

確保を目的としております。これらの分野に求められる財政需要は長期的なものであり、特定目的基金は、時代の変化や住民ニーズに応じた事業を着実に展開する上での有効な財源となっていると認識をしております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。どうもありがとうございました。これからのですね、人口減少社会に備えてそれぞれの基金について積立ての必要性が分かりました。ちょっとどうでしょうか。政策的にですね、この全体の基金を眺められて今どのような感じでいらっしゃるかお尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。昨年の８月にですね、未来につながる健全な財政運営に向けて財政調整基金の適正水準と今後の在り方というものを策定しておりまして、財政力が低い本町において独自の政策を長期的かつ安定的に実施するためには、財政調整基金そして特定目的基金、そして減債基金の３基金で財源を確保しながら、それぞれの役割を果たしていくというふうにしております。今後こういった方針にのっとりまして行政サービスの安定的な確保と重点分野の長期的な持続に努めていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい、よく分かりました。基金につきましては、万全な体制で積立てをされておられると思いました。町長、合併時ですね、今行財政改革室におられまして当時５年で基金が枯渇するだろうと言われた時期を乗り切ってこられましたので安心しているところでございます。まず基金の問題はまずここに置いときましてですね、もう、もう片方のほうでございますが、前回の一般質問で小・中学校の入学者数を報告させていただきました。６年後には移住定住で増えない限り免田小学校が２６人、上小が１２人、岡小５人、須恵小２人、深田小７名、合計５２名が予想をされます。そしてこの後ですね、小学校・中学校と行かれまして、このあさぎり町では、昨日の１番議員の１番議員からの質問の答弁の中で、高校へは２割５分ぐらいが他地域へ出ていかれるというふういうような答弁でございました。それから高校卒業ではですね、昨年度の教育委員会の答弁の中で約９割以上が地域外に就職をされ、または専門学校・大学に行かれるということで１割ぐらいしか残らないということでございました。これを仮にですね、単純に計算をしてみますと５２名の方で２割５分が出られますから７割５分とまって、９割高校卒業の時に９割出られますから１割がとまるとすれば、５０人掛ける０コンマ７５掛ける０コンマ１で３．９人になります。３人４人ぐらいしかこの人たちがですね、高校卒業する時は若い人たちがもう本当に数人しかあさぎり町に残らない状況が推測をされます。予想をされます。若者がほとんどいない町になるんじゃないかなという推測では出てきます。町そのものの活力が非常に心配です。町長はこのように考えられる、予想されることを今どのようなイメージでおられるのかをお尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。少子化が進んでいるということは非常にこの地域の将来に関わる重要な問題だと思っております。人口問題研究所がですね、令和５年の１２月に公表した将来推

計人口が２０２５年の年少人口、要するに１５歳未満の人口の推計に比較しますとですね。若干持ち直しという表現はおかしいですけれども少しだけ上回っているという状況にあるということですけれども、令和６年度の出生数を見ますとですね、非常に将来的な危機感というものを抱いているというのは否めないところであります。こういった影響がですね、社会的には地域社会の活力の低下そして子供たちの成長への影響というものが様々出てくるんじゃないかなという不安は非常に抱いているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。そう、そうですよね。そのようなことから、このような状況になることをですね、少しでも遅らせることができるように人口減少対策が必要だと思います。しかしですね、今もですね、できる限りの対策を講じておられるのも承知しております。ひとつの町であさぎり町だけで効果を上げることは非常に難しいことも理解をしております。全国のですね、大部分が同じような状況でありますし、県も含めて国の政策が大きく左右することも理解をしております。特に今回の米問題にありましても国の政策で地方の人口が左右されるということも理解をしております。しかしですね、人口減少が緩やかであったり現状維持であったり増加しているところあるのも現実にはあります。その対策方法も多種多様でありますし、地域で違うんですね。国や県の政策はどのような対策であってもゆるがないあさぎり町独自の対策があってもいいかと思いますが、難しいとも思いますが、それは人口減少対策として最も効果があるのは、あさぎり町ではもちろん産業振興だと思います。いわゆる働く場所の確保だと思います。その中でまず商工業ですが、企業誘致が県央・県北では大きく進んでいますが、今球磨人吉が一つ一つの自治体が誘致をしても非常に難しいと思います。今、球磨人吉も人口減少でですね、大変労働力不足が目立ち始めました。外国人技能実習生・研修生も大変多くなりました。若い人たちが都市部に出て行かないで地元に就職できたら、こんなにありがたいことはないと思います。そこで、そうなるようにですね。地元に就職をした若い人たちに大きな夢を送り支援をしたらどうでしょうか。地元に残る人たちにですね、そのことについて町長どう思われますか、大局的で構いませんのでお尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。昨日の答弁でも申し上げましたけれども、やはり県への要望としてですね、やはり雇用の場の確保ということで従来の枠にとらわれない、要するに人吉球磨どこでもいいですからという感じで多様化した働き方に対応した産業の誘致促進というものを要望してきております。現在、新規就農者につきましてはですね、就農者助成がございますけれども、一般企業に地元の一般企業に就職された方々に関しての助成がないということで、今のところ奨学金の返済額に対する支援を検討しようということで現在担当課のほうでは考えておりますので、これが８年度予算に反映できればというふうに考えているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。是非ですねその辺りも御検討頂ければと思います。また人口を増やすための移住定住、町長も御存じだと思いますが、隣の県の市ですが驚くほどの支援をして成果を上げているところもあります。もちろん移住してこられた方には、就職についても十分

な支援つきであります。詳しい内容は省略致しますが子供１人当たり１００万円とかですね、１世帯当たりでかなりの数百万単位の移住支援制度があって何百人とですね、移住で受入れられてて、地元に就職をされている方がいらっしゃいます。この件については、町長このようなやり方についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。やはりその地域の特性に合った助成の仕方があると思いますので、そういったのも全体的に見ながらあさぎり町に１番適したやり方というものを考えていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい、分かりました。地域に合ったということですよね。今、商工業関係でお尋ねをさせていただきましたが、次は農業について産業振興の中の農業についてお尋ねを致します。全国いろんな地域がございますが海の近くには漁業に力を入れてですね、町工場の多いところはさらに関連企業の立地、それから大都市周辺ではベッドタウンとして温泉や観光地は観光産業として地域に合った産業がそれぞれ発達しております。あさぎり町には、県下でもですねトップクラスのすばらしい農地があります。基幹産業が農業と言われておりますとおり安定した農業経営ができる町にしたらと思います。私も人吉市にですね１０年ほど仕事をしてまいりましたが、向こうからこちらを見るとほとんど中心部はあさぎり町のすごいその優良な農地がいっぱいあるということを、向こうの人たちはみんな言っておられます。本当に農業に適した地域だなというふうに思っております。まずあさぎり町のですね、農業が将来にわたって減少するのを防がなければならないと思います。「農業をやるならあさぎりにどうぞ。」と言えるような体制づくりをしたらどうでしょうか。今でもあさぎり町は人吉球磨地域内にも農業に対する支援はトップクラスだと思っております。支援については本当に行き届いている自治体だと思っております。このようにですね、農業あたりも支援をしてもそれでもですね、後継者が既に転出されているのか、後継者がおられてもいつやめようかと言われている農家も多くあると聞いております。また大規模に農業経営されている専業農家の世帯主の方も、将来のことを考えれば子供に農業させたくないと言われる農家もあります。自分の代で終わりでいいでしょうという方もいらっしゃいます。そこでですね、農業振興課で農業者の経営体制の状況をですね、調査されているデータがありましたらどのような状況なのかをお尋ね致したいと思います。これは地域計画だと思いますがよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。地域計画のほうでいろいろ策定する時にも調査のほうは行っております。またあと認定農業者につきましては、経営改善計画書や家族経営協定書におきまして、後継者の有無や農業経営体の営農活動の現状及び目標、規模拡大に関する目標などが把握できます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。まず将来にわたってですね、あさぎり町で安心してですね、安定して農業がやって行けて生活ができることが必要だと思います。しかし非常に今課題が多い

と思いますが、あさぎり町の存続には絶対的に必要なことだと思います。その中でこれから３点について提言をさせていただき、町長の今後の対策に対する思いをお尋ねを致します。まずひとつ目ですが、あさぎり町で将来にわたって台風それから豪雨等の自然災害があってもですね、安心してここでの農業をやっていけるよう農業収入保険の拡充が必要だと思います。あさぎり町では既にですね、郡市内の他の市町村ではまだ取組が少ないこの農業収入保険にいち早く取り組んでおられます。もう７年８年になると思いますが。やっているのは、今は錦とあさぎりだけだと聞いておりますが、現在３つ目の自治体が検討されているということですが、まずこの制度についてどのようなものか、農業振興課長お尋ね致します。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。農業収入保険の制度につきまして御説明致します。自然災害による収穫量の減少だけではなく、市場価格の低下、病気、けがなど農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填する公的保険制度になります。青色申告をしていらっしゃいます農業者個人、法人が対象で品目の枠にとらわれず農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応するのが特徴です。保険期間の収入が基準収入の９割を下回った場合に下回った額の９割を上限に補填されます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。いろんな自然災害とか市場の変化があっても９割は補償していただけるということですよね。次にですね加入の状況もお尋ねを致したいと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。町での加入件数は令和４年１１１件、令和５年１３０件、令和６年１５３件と年々増加しております。内訳として、令和６年度におきましては認定農業者１１７人、認定新規就農者２人、認定以外の農家が３４人となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　未加入の方もお願い出来ますか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。未加入の農家の方々の理由といいますか、そちらにつきましては、主な理由として考えられるのが保険料の負担、複雑な申請手続が挙げられると考えております。まず保険料は収入に応じて保険料が算定されるため、負担が大きいと感じられることや加入または保険金を受け取るための申請手続が複雑であるため、手間がかかると感じられることが理由だと考えております。以上です。それと保険のですね、加入の負担軽減につきましても少しお話をさせていただきたいと思います。本町では令和６年度から保険料の５分の２以内で保険料の支援を行っておりますけれども、新規加入の場合に個人８万円、法人に１５万円、継続加入の場合個人が１万円、法人が３万円を上限に助成を行っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。私が聞いています範囲ではですね加入時の負担金が大変大きいので今の経営では掛金が高くて加入するのが難しいという考え方です。あさぎり町で安心して農業を将来まで続けていくためには、この収入保険はどうしても欠かせないものと思っておりま

すが、補助率をですね町で十分対応してですね今の国民健康保険のような感じでですね、農家の方がみんなこうかけられて、あさぎり町で安心して将来ともにやっていけるような制度が必要ではないかなと思います。今の補助金をアップするということです。町長としてこのことについてはどう思われますでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。農業者の経営安定そして生産の維持拡大を図るためには、この収入保険というものは非常にこう唯一のセーフティーネットといいますか、そういった収入保険制度だと思います。税率アップ等に関しましてはですねやはりこれは令和６年度からの事業でありまして、一応３年間ということになっておりますが今後継続するに当たってはですねやはりそういった３年間の課題等をですねもう１回積み上げて、そしてその後の継続の形というものを見いだしていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。この優良農地を守ってですね、あさぎり町の人口を少しでも減らさないようにですね、この農地を守るっていらっしゃる農家のために是非この収入保険制度の助成のアップについてはよろしくお願いしたいと思います。次に農業対策の２つ目でございますが、農業機械の購入に補助制度がありますが、この制度について補助率等も含めてですね少し詳しい説明をお願い頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい、町で単独で実施しております農業機械の導入補助事業は農業振興補助金の農業施設機械整備事業になります。当該事業は、農作業の省力化、生産性、品質向上、労働負担・環境負担の軽減、営農体制の継続的な維持を図るため、農業機械等の導入を支援するものとして、補助率は３分の１以内で認定農業者は上限７５万円、認定新規就農者は上限５０万円、法人の認定農業者は上限１００万円の補助を実施しております。補助事業対象者は町内に住所を有する個人または町内に主たる事業者を有する法人の認定農業者・認定新規就農者で、地域の担い手として今後１０年間以上農業経営を行う経営体としております。また本年度より機械利用組合、農作業受託事業者の機械導入や認定農業者または認定新規就農者が導入しますスマート農機器に対しましても、３００万円を上限に費用の２分の１の補助を実施しております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい、ありがとうございました。認定農業者の方はですね、経営規模も大変大きく当然農業機械も大きくなります。その分購入金額が大きくなります。１台当たり１，０００万円前後する機械がざらあると聞いております。修理代もですね、数百万に上がるとも聞いております。高齢化で耕作されない農地も認定農業者の方々が受託されるようになり段々と規模拡大となっております。機械もだんだんと大型化している。大型化した農業機械の導入については、価格も高額となり、このことが経営を圧迫していると言われております。ここにですね、補助率を３分の１以内をですね、さらに上げてですね、経営の安定化の支援のひとつにすることは出来ないか、町長にお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。本議会で提案予定といいますかこれ予算内で執行できるということですけれども、農業振興補助金におきまして機械利用組合、そして農作業受託事業者、スマート農業推進者の支援を制度化して補助要件を緩和することとしております。現時点ではそういったところになります。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。前向きにですね実行できるようによろしくお願い致します。次はですね、認定農業者以外の方は補助対象外となっておりますが間違いないかお尋ね致します。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。こちらの農業施設機械整備事業につきましては、平成２９年度から令和元年度の期間におきましては、全農家を対象に補助事業を実施しております。令和元年度は認定農業者以外の申請件数が１４３件、補助額約９，３００万円の事業実績となっております。今後、対象者を全農家としていく場合、町の財政の逼迫につながることや農家の施設及び機械への過剰投資などを防ぐために、令和２年度から事業対象者を県や国の補助事業と同様に町の基本構想に示された農業経営の目標が達成できる、または達成の見込みのある認定農業者または認定新規就農者としております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。ありがとうございました。認定農家以外の農家の方はですね、認定農業者より規模が小さいと思います。先祖から受け継がれた自分の農地や、高齢化や転出された方の農地の耕作をされながら、会社勤めや他の自営業を多くされておられる兼業農家が大部分だと思います。最近の兼業農家のキーポイントが農業機械です。土曜日曜祭日あるいは朝夕農業されて、普通の日は人吉球磨地域内の会社、商工業に勤務をされましてですね、１人２役をされているわけです。このキーポイントは農業機械です。機械があるからこそ兼業が出来ます。兼業農家の役割は非常にこの地域では大きいと思います。こういう状況につきましては町長どのように思われますか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。兼業農家におきましてもですねやはり耕作を継続して行っていただいているということに関しましては、やはり優良な担い手だというふうに捉えているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。次に林業の雇用についてお尋ね致します。あさぎり町には農地農家に広大な山林がございます。この山林の経済林としての維持管理のための労働力が必要と思いますが、現在は山林で働いてくださる方が非常に少なくなっていると聞いてます。あさぎり町が組合員となっている森林組合では、地域の新聞では利用が増加する中、職員が減少しているので人材確保に尽力をしているとの記載がありました。別の地域の森林組合では、ネパール人の林業技能実習生を受入れ、また労働力が不足しており、組合で森林整備が実行できない部分は協力事業体の力添えで実行していく。今後も現業職員の労働条件を改善し、人材流出を防ぎ、新規

人材確保へ向けた情報発信をしていきたいとの記載がありました。そこで、あさぎり町有林の維持管理に貢献をされている山林監視員さんがいらっしゃいますが、この監視員さんの雇用状況は現状ではどうであるか、農林振興課長にお尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。町有林の管理につきましては、球磨中央森林組合に業務を委託し、９名の山林監視員において上地区、岡原地区、須恵・深田地区の３班で町有林の管理を行っていただいております。業務の日数は１か月当たり１９日以内で、業務の内容としましては支障木伐採、下刈り、林道周辺の監視、保守、草刈り等を行っていただいております。球磨郡市の山林監視員の雇用状況ですが人吉市、湯前町、相良村は森林組合に委託、直営で雇用しております錦町は６名、多良木町は７名、五木村は２名、水上村も２名で球磨村、山江村については雇用はない状況です。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。この山林監視員さんに対してですね労働条件を大幅に改善してですね、そしてこの山を利用した雇用を拡大して若者が残れるですね、若者が進んで山林の仕事に行けるようにですね、人口増・流出をとめることを目的に大幅にその待遇改善をしてするということについては町長どうでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　現状はですね、球磨中央森林組合に委託業務として行っておりますが球磨郡管内人吉球磨管内の山林監視員さんたちの作業内容・業務内容というものは様々でありまして、そういった業務内容の適正化というものを図りながらですね、処遇等につきましては精査していきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。これまでですね、産業振興に支援をして人口流出を防ぐという形で事業についてお尋ねをしてきましたが、財政課のほうに再度また財政に元に返りましてですね、あさぎり町の財政が熊本県下でどのような状況にあるのかをお尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　ただいま資料を送信いたしました。熊本県が作成、公表している令和５年度市町村別決算状況一覧表をもとに県内における本町の基金残高について御説明致します。令和６年度の市町村別決算一覧表は、現在県で集計作業中のため、今回は令和５年度のデータを基にした説明となります。表の右から５列目赤枠部分が各市町村の基金積立金の現在高を示しております。さらにその右側に基金種別ごとの内訳が記載されております。表の下から５行目赤枠部分が本町のデータとなります。本町の令和５年度末基金残高につきましては、県内市町村と比較しても高い水準にあり、財政調整基金は標準財政規模比で７４％と県内４位。減債基金や特定目的基金を含む全体では１５２％と県内６位となっております。これを単なる余裕と捉えるのではなく、財政課としては将来にわたる持続可能な行政サービスの提供や地域活力維持を見据えた財政運営のための備えであるというふうに認識をしているところでございます。そういったことから人口減少対策等の重点施策については、各年度の予算編成において特定目的基金を財源の一

部として活用し、選択と集中の原則に基づき必要な財源を優先的に投入しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。ありがとうございました。今課長から説明頂いたこの基金の状況ですが、あさぎり町がですね下から５行目 財政調整基金を見てみますと、下から５行目の右から４列目４８億２，９００万ですよね。球磨村が１２億、山江村が９億、五木村が９億、相良村が１９億、水上村が７億、湯前が８億、多良木町が１０億、錦町が１４億です。あさぎり町は今４８億と本当に断トツでございます。この財政調整右から４列目の１番上 熊本市がありますが、熊本が５０億ですね。１番右が標準財政規模ですがあさぎり町は６５億、熊本の標準財政規模は、２，０００ですね２，０７９億。これだけの財政規模が違います。でも基金の財政調整基金はおおむね２億しか違わない状況でございますよね。この財政調整基金は先ほど課長からの説明があったようにですね、年度間の財源の調整や大規模災害などの不測の事態が生じた場合に初期対応に必要な額ということで、この１番右の標準財政規模の約２割ぐらいが適当だろうということで県の指導があっております。で、あさぎり町のですね１番右の標準財政規模が６５億ですのでこの２割とした時に１３億ぐらいで、これでも大丈夫だろうということでそれが４８億で、熊本市並みの財調を抱えていると。熊本市の下、上から２番目を見ていただきますと八代市が３４億ですね、人吉市が９億、荒尾市が３２億、水俣市が２２億、あさぎり町は本当にこう人口はですね７３万５，０００人です。八代市が１２万５，０００人です。あさぎり町は１万４，０００人です、全然規模が小さいのにですね、この財調は異様に突出している金額だと思いますが、これだけの人口減少に備えた財源がこれだけ必要、あるにこしたことはないんですが、このバランスですね対策事業と財政調整基金のこのバランスについてはですね、もう少しですね人口減少対策に回してもいいんじゃないかなというふうに思います。この表を見てですね、町長はどのように思われるのかお尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。合併後ですね、やはり三位一体改革がありましてそしてやはり交付税の一本算定に対する危機感というものが非常にこう強まったということから、行革の成果もありますけれどもやはり合併特例債を活用してまちづくり基金に積みまして、そして毎年の予算編成のために２億円ずつ取崩してきたという経緯もあります。そういったこともありまして、やはりこれまでこういったことに関わってこの基金を積み上げていただいた関係者の方に感謝しますとともにですね、持続可能な行政運営を進めていく責任というものを改めて感じているところであります。このまちづくり基金２５億円につきましても令和１１年度には終了するということで、その後はやはり当初予算を編成する段階では、少し窮屈な状況になってくるのかなというふうには思っているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。町長の考え分かりました。繰り返しになりますが、人口減少対策として本町では人口の増減に直接関係ある産業振興にも他町村でも余り見られないくらい十分な取組が繰り返しになりますが取組がなされているのも事実です。財政的にも安定している。

人口減少対策に関する産業振興にもしっかりと対策がなされていると。この両面、このバランスについてもう一度町長にお尋ねを致したいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですねやはり人口減少が与える影響というものは非常に大きいと思われますけれども、やはり産業振興も当然進めなければならない。今後もそういった産業振興も図ってまいりますけれども、やはり一般の生活をされる上での福祉面であったり教育面であったり、そういったものを一緒になってですね、推進していくということも重要だと思っておりますので、どうか御理解を頂きながら行政運営を進めてまいりたいというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい、ありがとうございました。またですね繰り返しになりますが、事務局長学校区のですね児童生徒数の調べをタブレットのほうに回していただければと思います。この表はですね前回の議会の時に使わせていただいた資料でございますが１番左の０歳のとこを見ていただければと思いますが、昨年の４月２日から今年の４月１日までに生まれた子供さんたちですが、上小学校１２、免田２６、岡原５、須恵２、深田７、合計５２ですね。このような状況です。この後ですね、今年の４月２日からどのような状況になっているのかなあという気がかりなりましたので、もし町民課長資料分かればお尋ねを致したいと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹町民課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい。加藤議員のほうから資料請求もあっておりましたのでただいまから説明をさせていただきます。令和７年４月２日から８月３１日までの出生者数について説明をさせていただきます。上の段から説明をさせていただきます。上小学校が男子が３名、女子が０人、合計３人です。免田小学校が男子７人、女子６人、合計１３人です。岡原小学校は男子２人、女子５人、合計７人です。須恵小学校は男子０人、女子１人、合計１人です。深田小学校は男子３人、女子２人、合計５人です。あさぎり町全体と致してはですね、男子は１５人、女子１４人、合計２９人です。なお堀角地区の新入生は、現状免田小学校へ通学していますので免田小学校へ計上しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい、ありがとうございました。これが７年後の予想される小学校の入学者数ですね。まだ半年になっていないんですが、本当にこうこの数字を見てですね、上小も今のところ７年後の入学は３名かなあと思って力を落としているところでございます。このような状況で産業振興にですね、による人口減少対策としてこれまで問わせていただきました４項目について、この対策を図ってですね、産業のさらなる活性化につなげ、少しでも人口減少に歯止めをかける必要があるかと思います。今回調査があっておりますが総務省、国土交通省の調査で、今後１０年以内にですね、無人になる可能性があると懸念する集落は４８８になるとの報告があっておりました。これまでの対策以上にですね、思い切った対策を実施しないと本当に全国あさぎり町だけじゃないんですね。もう全国的になんですが、効果は見えないような気がします。最後に繰り返しになりますが、全国的なこれも何回も繰り返しますが全国的な課題であり非常に

難しいことではあると思いますが、本町では、農業問題を頭にですね、産業振興対策としてまとめとしてですね、町長どのように思われますか、最後にお尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。この人口減少対策につきましてはですね、前回の議会でも答弁したと思いますけれども、やはり自然減の緩和と要するに社会減の対策を両輪で進める必要があると言われています。自然減対策としましては、子育て支援の拡充や結婚、出産しやすい環境を整えることや健康寿命を延ばす取組。一方で社会減対策としては、若者や女性にとって魅力的な地域環境を整備し、移住定住を促進する取組ということが挙げられております。こういったものも引き続き今後も推進していかなければならないというふうに感じております。そして農業につきましてはですねやはり中山間地の最大の資源というものは、農業だと思います。やはり農業の未来なくしては、こちらの中山間地の未来は開けないというふうに捉えて、今後も農業振興につきましては、取り組んでいきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。いろいろ質問にお答え頂きましてありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもお世話になりました。

◎議長（小見田　和行 君）　これで

◎議長（小見田　和行 君）　２番 加藤弘議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　次に私が一般質問を行いますので議長席を永井副議長と交代します。ここで１０分間休憩致します。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時　６分

◎副議長（永井　英治 君）　議長と交代して一般質問を続けます。

◎副議長（永井　英治 君）　次に１４番 小見田和行議員の一般質問です。小見田議員。

○議員（１４番　小見田　和行 君）　一応議長はあんまり一般質問はしないようにという事務局からの通達ではございましたけど、一応今度残り少ない時間を利用しまして是非ともと思うことがございましたので一般質問をさせていただくことになりました。去る８月７日から１１日～１２日にかけましての大雨による被害に対しましては心よりお見舞いを申し上げますとともに、この暑い酷暑の中に片づけをされている皆さんのことを思う時にですね、非常に健康に十分留意されますよう御祈念いたすところでございます。一刻も早い復旧を願っております。では通告には従いまして一般質問をさせていただきます。今回はひとつの議題を質問させていただきます。次世代につなぐあさぎり町農業・農村の振興策について伺ってまいりたいと思っております。日本の

基幹的農業従事者の推移は２０２０年に１３６万人、２０２３年には１１６万人、現在は総人口の１％程度が農業従事者ということになっております。その中身につきましても６５歳以上が７割ということでございます。資料１をお願い致します。今送っていただきました人吉球磨の地域農業の現状ということでここに２０００年から２０２０年の基幹的農業従事者の推移と基幹的農業従事者の年齢構成がこれは農業センサスをもとに示されております。農業の従事者も２０年で３４％が減少致しておりまして、あさぎり町におきましても１,９５３人が１,３３７人。人吉球磨地域の農業の年齢構成から見ましても２０００年から２０２０年におきまして、かなり高齢化が進んでいることは見て取れるところでございます。このような状況の中、将来に農地を誰が受け手となって利用していくかということが非常に危惧されるところでございますけど、２０２３年の農業経営基盤強化促進法改正によりまして２０２５年３月まで地域計画策定が求められております。では地域計画の分析と検証について伺ってまいりたいと思います。資料２と３の提示を願います。ただいま農業経営基盤強化促進法第１９条第８項の規定に基づきまして交付されましたあさぎり町５校区の地域計画でございます。このことにつきまして通告しておりました、まず分析と検証につきます内容が４項目ほど農水省のほうから出されておりますので、これに基づいて担当課長より説明を願いたいと思います。まずは、区画内の農地の有効利用が実質的に進むものになっているのか。つまり目標地図の完成度はどの程度なのか。２番が農地の集約を進めるには何が必要か、進まない理由は何か。３が将来の受け手が位置づけられていない農地は正しく把握されているのか。このような農地の解消を進めるには何が必要か。４、将来の農地利用に向けた課題は何かということにつきまして、それらを含めたところで５校区に対する地域計画の内容説明を願いたいと思います。

◎副議長（永井　英治 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい農業の現状につきましては先ほど小見田議員より申し上げられたとおり農業従事者の高齢化、担い手不足そして耕作放棄地の増加など喫緊の課題が山積しておりますが、今回の地域計画につきましては、おおむね１０年後の地域の農地利用の姿を明確化した設計図でありまして、誰がどのように農地を使って農業を行い、地域の農業をどのように維持していくのかを地域の話合いに基づきまとめられたものです。これらを踏まえて農地管理機構の利用促進や若年層の就業支援を進め、今後、継続的な修正と補完を通じて計画の実現に向けて取り組んでいくことが重要だというふうに言われております。詳細につきましては担当課より説明申し上げます。

◎副議長（永井　英治 君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。地域計画のまず説明というところで説明をさせていただきます。地域計画は、あさぎり町を上・免田・岡原・須恵・深田の５地域に区分し、地域ごとに農業の将来の在り方や農地の利用に関する目標及び目標を達成するために必要な措置を定めております。計画の策定に当たりましては、人農地プランを策定するために実施した地域の話合いの結果と令和５年度に実施しましたアンケートに基づき計画を策定しております。まず１今資料出していただいております資料の中の１番の地域における農業の将来の在り方（１）地域計画の区域の状況ですけれども、区域内の農用地等面積につきましては、①の農業振興地域のうち農用地

区域内の農地面積。こちらは、農業振興地域のうち農用地区域内の農地等は農業振興を図る上で重要な農地として位置づけられ、安易な転用などの実施によりまして農業の振興が妨げとならないように縛りをかけた農地に農業用施設用地、公衆用道路、用悪水路等の面積を加えた面積になります。①につきましては、②の田の面積、③の畑の面積が合計した数値となっております。④につきましては、アンケートによりまして規模縮小の意向のある方の面積の合計です。と⑤につきましては、アンケートの中で農地の経営の規模を拡大したいという回答のあった方々の農地の面積の合計になります。参考としまして本町の地域計画につきましては８０歳以上の農業者の農地が１０年後には９０となるということで、今後営農が難しいというところの位置づけを持ちまして、参考としまして８０歳以上の農家の方々の農地面積を記しております。と、内その中で後継者不在の農業者の農地の面積がその内数ということになっております。④と３項を合計した農地につきましては、農地の担い手が必要となるという農地として位置づけまして、⑤の規模拡大をする農家の方々の面積との比較によりましてこの地域がどのような状況になっているかというのを読み取るいうような状況です。（２）のその下になりますが地域農業の現状及び課題につきましては、人農地プラン策定時に実施しました地域の話合いの内容により作成しております。（３）の地域における農業の将来の在り方、こちらにつきましては令和５年度の実数と同年に実施したアンケート調査の結果により作成しておりまして、内容としましては規模拡大の農家と規模縮小、引き受けてが必要になる農家の面積の比較等をここに記しております。次のページをお願いします。次に２番の農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標と致しまして、（１）の農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する方針につきましては、農地中間管理機構等の貸付けを進めながら規模拡大を希望する農家に集積集約を進めていくという方針になっております。次の現状の集積率とアンケートに規模縮小を希望される８０戸または８０歳以上の農家の方を担い手に集積した場合の集積率が将来の目標となる集積率となっております。（３）の農用地の集団化、集約化に関する目標につきましては、目標地図の適正な配置を進めながら担い手を検討していくというような目標となっております。３番の農業者及び区域内の関係者が２の目標を達成とするべき必要な措置につきましては、（１）の農用地の集積集団化の取組、こちらは入作等々も考えながら規模拡大のほうの農家に集約をしていくというような方針で設定しております。（２）の農地中間管理機構との活用方法につきましては、積極的に農地中間管理機構に貸付けを行っていただいて、目標地図による適正な担い手を検討して段階的に集約化を進めていくということとしております。（３）の基盤整備事業への取組、こちらはおおむね本町においては基盤整備が完了しておりますけれども、質問等々もありましたが農地の大区画化について希望される農家のニーズを踏まえながら推進をしていくということで定めております。（４）多様な経営体の確保育成の取組につきましては、兼業農家につきまして優良なあさぎり町の担い手と位置づけまして支援を進めていくというふうに定めております。（５）農業組合・協同組合等の農業サービス事業体の農作業委託の取組につきましては、本町にあります農業支援サービス事業体とあとまた農業支援センター、こちらに作業委託を行いながら遊休農地の発生防止を図ることとしております。その下になります。４番の地域内の農業を担う者の一覧。こちらにつきましては、現状につきましては、一筆ごとの農業委員会の農地データに転作の水田活用の直

接支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、川辺川土地改良区等のデータやＪＡから頂きました果樹の面積データをもとに所有者情報や聞き取りなどを行い、耕作者のひも付けを行い集計したものになります。１０年後の目標、こちらにつきましては、アンケートの調査を反映し作成しております。こちらには大変時間かかりまして８か月ぐらいの時間を要し、ここは整理をしております。５番の農業支援サービス事業体の一覧につきましては、あさぎり町の農業支援サービス事業体と農業支援センターを記載をしているところです。以上です。

◎副議長（永井　英治 君）　小見田議員。

○議員（１４番　小見田　和行 君）　はい。長い説明を頂きましてありがとうございます。これをもとにですね今のここは上地区だけの地域計画でございましたけど、これをめくっていただきますと全地区の地域計画が出来ておりまして、見方につきましても今課長の説明のとおりでございますので、各議員さんにおかれましても各地元の地域計画をですね、十分理解していただきまして将来の農村農政の基幹となるものでございますので、どうぞ御活用願いたいという意味合いも含めまして時間をかけて説明を願いました。これを作りますのにまず地区内の有効が実質的に進むかどうかということで目標地図を作ってございます。資料の１番、この今の資料ずっとめくっていただきますと目標地図の分類の実施というところでございますのでそこを見ていただくと分かるのですが、この５つの類型に分類してございます。本町におきましては、どの分類に当たるのか、まずそれを伺いたいと思います。

◎副議長（永井　英治 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。こちらは農林水産省のほうが目標地図の傾向について５つの分類をしておりますけれども、私どもの町につきましては、現況地図を落とし込んでる目標地図それと将来の受け手が不在であることを明確化したというところで、総務省のほうが目標として掲げておりますこの資料の中の１番左の図まではまだ不足しているかなと、十分対応出来ていないかなという認識でおります。以上です。

◎副議長（永井　英治 君）　小見田議員。

○議員（１４番　小見田　和行 君）　ということはこの真ん中の現況地図にほぼ近い目標地図となっているということで理解してよろしいんでしょうか。

◎副議長（永井　英治 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい、現時点ではそのように認識はしているところです。

◎副議長（永井　英治 君）　小見田議員。

○議員（１４番　小見田　和行 君）　この説明にもありますように１０年後の目標でございますけど、現在の農地利用の状況を把握するにとどまって１０年後の姿まで協議ができなかった地域と付してございますので、そのように理解していいのか。当町においては、その状況はこの説明どおりでいいのか。それはどういうふうになっておりますか。

◎副議長（永井　英治 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。少しこちらの表現に対しての書いてあるようなニュアンスとはまた違いまして、本町においては集積率は７０％を超えてるというところで県内でも上位に入ってる集積率でございます。確かに現状として落とし込んでいる状況ではございます

けれども、これから先につきましては、この受け手の部分そして高齢者、規模縮小の方たちの課題も明確されましたので、随時情報を反映していって精度を上げていくという考え方でおりますので、この分類からすると少しニュアンスが違うというふうには認識しております。

◎副議長（永井　英治 君）　小見田議員。

○議員（１４番　小見田　和行 君）　はい。これは一応農林水産省が分析をし、分析といいましても３月に集計いや４月に集まったものを分析したということで、まだおっしゃるとおりまだまだ数的なサンプルの少ない中においての分析結果でありますので、うちの町みたいな農業委員会がしっかりしてですね、こういう活動されているところによってはが全て当たっているものではないとは思ったのですが、一応こういうふうにございました。その隣にあります資料に見ますと、その結果全国的にですね、これは平地農業地域でございますけど、もう２７．４％おおむね将来の受け手が位置づけられていないというふうになっておりまして、中山間になりますと４１．９％というふうにこれはもう全国的な分析の結果でございますので、これが全てあさぎり町に当たってと思いませんけどやはりこういう傾向があると。地域計画を見ました時にこのような分析で受け手が位置づけられていない面積だというのは深田が一部あったのみで、他の４校区においてはそういう心配はないというふうなことで地域計画にありますけどそれでよございますか。

◎副議長（永井　英治 君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。地域計画の中で議員御指摘のとおり深田地区につきましては、規模拡大をする意向のある農家の方より規模縮小または８０歳以上の方が耕作または所有されてるの面積のほうが多いという状況です。上・免田・岡原・須恵につきましての中でも、須恵地区につきましては、個人の規模拡大の農家の意向っていうのが１１点ちょっとなんですが、須恵かちゃあのほうが今回今年度設立をされ、そこが２０ヘクタール程度の集積を予定されていることから深田地区についても規模拡大といいますか、に農地の引受け手のほうが多い状況です。上・免田・岡原につきまして今現状での数値となります。こちらにつきましても１年後または３年後５年後、そうやっていろんな事情等々でその状況は変わっていくと思います。ですので、現在は十分な対応ができるというような数値的な状況になっておりますけれども、今後も毎年毎年見直しを行いながら適正に計画の見直しをしていくべきと考えております。以上です。

◎副議長（永井　英治 君）　小見田議員。

○議員（１４番　小見田　和行 君）　さっきの農林水産省の分析のところに出てきます分析と検証という資料の中にありますが、将来の受け手が位置づけられてない農地の面積に係る分析の結論としまして、特に２の現況地図にほぼ近い目標地図としている地域計画は、１０年後の農業者の農業者過大に位置づけられている傾向がある。結果、将来の受け手が位置づけられていない農地が過小となっている可能性があるというふうに分析が出ております。これがこれは全国的な分析でございますのでわが町に当たるかどうかはまた別問題としましても、その辺の乖離というのは１０年先とかですね、非常に中々読み取れないところでございますけど。さっき初め１番示しましたように農業を担う人の年齢構成を見た時に２０代３０代と極端に少なくて、６０代７０代が１０年後目になった場合ですね、この目標地図となりうるのかという非常にその心配はあるわけでございます。それについて今後見直しをしながらブラッシュアップしながらということで１年

に１回していくということでございますので、そういうところはもう中々誰も読めないことなんですけど、それに向けた対策としましてここによく出てまいりますように農業サービス事業体とかそれから農地中間管理機構、やはりその辺のところも頼りにしているところが多く見えますけど、これらの育成については今後どのようにお考えかですね。そのようにまずは、お考えなのかをちょっと伺いたいと思います。

◎副議長（永井　英治 君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。農業サービス事業体の育成というところですけれども、こちらにつきましてはそうですね須恵のかちゃあのように地域でそういう意向が出てくるというところがあればそういう農事組合法人の部分というのもあるでしょうし、そういう部分がない場合には、またそれに対する対応、検討は必要というふうに考えております。以上です。

◎副議長（永井　英治 君）　小見田議員。

○議員（１４番　小見田　和行 君）　実は前一般質問したことあるんですけど、今、農業サービス事業体の経営自体がこういう機械とかいろいろ資材関係が高い状況で存続することを非常に危惧を持っておりまして、これに対して農林振興課としましてもですね、随分話を聞いていただいて、いろいろ善処されていくでございますので非常に期待をしているところでございますけど、やはり後でも出てまいりますけど、やはりこういう地域計画の中におけるアンケートの中というのはですね非常に素直な農民のその声というのが表れているというふうに思うわけでございまして、それに向けてやはり支援ばかりを補助というばかりは申しませんけど、やはり国あたりとのいろんな関係をつながりながらですね、全国同じような事例だということはもう十分分かっておりますので、それに向けてうちの町としてはどういうふうにやるのかということですね、今後考えていきたい、頂きたいと思います。次の２番の質問に入ります。農村振興における大きな要素となる食料供給機能と国土保全、水源涵養、自然環境保全などの多面的機能について伺いたいと思います。これに入ります前に農村振興とはということでちょっとおつなぎをしたいと思うんですけど。この農村振興とは先人から受け継がれました農地や水を守り発展させる農業、農村の基盤整備と地域の特性や資源を生かした所得、雇用機会の確保、生活環境の整備、土地利用、活力創造などの施策を通じて魅力ある農業・農村を次世代に引き継ぐことを指しますとあります。ちなみにですね農村振興といった場合に、ハード面の基盤の整備とかいろいろありますけど、これは今後、構造改善もですねもう５０年以上経ちまして畦畔も水路も劣化が進んでおります。いずれ大規模な補修が必要な時期が来ることはもう目に見えておりますけど、このことは先に送りまして今あの１番よく目につきます農民ばかりと言いませんけど昨日同僚議員の話も出てまいりましたとおり、歴史的景観や伝統自然の保全というか、この景観というのは非常に農村の宝だと思います。景観がですね非常に雑草で覆われて、都会から見た時に美しい棚田とか、刈こまれた畦畔とか、それを見た時に農村に移住してみたいなとか思うんであろうと思うんですけどやはり荒れ放題なふるさとはやはりもう若者も出ていくひとつの要因だろうと思います。やはり昨日からありますように草が何でこんなにこうも繁茂するんだろうかということを考えました時にも、やはり担い手の高齢化とからもう担い手不足がもうメインだろうと思います。単なるお金だけではないそこ辺の問題をどう克服するか。これはただ環境だけでなくて地域の活性化、いずれまた来るで

あろう農村の脚光を浴びる時期に向けて我々が次の次世代に何を引き継ぐかということで、１番その現時点を担っている我々の責務だと思いますけど、それについて農村振興すなわち地域環境景観を含めたもう全てのですね、農村の魅力をどう引き継がれていくかについて、現時点の町長の感想と将来に向けた考えを伺いたいと思います。

◎副議長（永井　英治 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。現在、農業支援センターという組織がございましてその組織のほうで中山間地域の除草作業等を行っておりますけれども中々追いついていないというのが現状だと思います。そしてやはり中山間地域においてはですねやはり水源涵養であったり国土保全といった多機能な部分の役割もあるということから、やはりこの環境というものは今後も維持していかなければならないというふうに考えているところであります。そして景観につきましてはですね先ほど除草作業等もありましたけれども、やはりこういったもので観光に結びつけるという事例もたくさんございます。例えば棚田であったりとかですね、そういった農泊であったり、そういったものにも活用が進んでいる地域もございますので、そういったことも前例等を参考にしながらですね、今後、あさぎり町の中山間地域についての農業振興について考えていければというふうに思っております。

◎副議長（永井　英治 君）　小見田議員。

〇議員（１４番　小見田　和行 君）　雑草対策ということで、昨日からはもうかるとる。その機械を使って刈取る人力で刈取るといろいろ方法はございますけど、やはり方法論としてマンパワーが足りなくなるならば機械を使うか、草が生えるところはもうコンクリート化するか、防草シート化するか。それらもひとつの考え方だと思います。やはりその辺につきまして、今舗装された水路との間をコンクリート化されておりまして我々も非常に助かってる部分もございますけど、今後そのようなことをどのように考えている。ただ刈るだけなのか、対策として。それに対する機械化でそれに予算をつけて刈取りをして、できれば機械を使って行うのか。それとも未然にもう草が出ないような対策を打って、何十年ももう草刈りはやらないか、防草シートを張るか。やはりその辺のやっぱり試行というのはですね、今の状況この現象を見た時に我々もずっとこう町内を走ります時に、もう町道が半分ぐらい草がですね覆いかぶさってもう離合もできないようなところもあるのも事実でございますので、これを毎年繰り返すのかと。やはりそれじゃなくて今言ったような対策はいろいろございますので、前委員会でも言ったんですけども、除草剤じゃない抑草剤というような草を抑える材料もありまして、そういう環境にちゃんとマッチしたものもございますのでその辺のところのやっぱりこう何ですかね、試行といいますか、それは課内ちゅうか、考えられたことはございませんですか。

◎副議長（永井　英治 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今の段階では、そういった対策については考えておりませんが、やはり場所によっては、そういう対応が必要かと思います。例えば、防草シートもあり、コンクリート舗装もありという対策も必要な場所によっては出てくるかと思います。

◎副議長（永井　英治 君）　小田建設課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　はい。草の問題なんですけど、今、道路改良等を何本かやってるん

ですけど、路線によってはですねもう防草コンクリートをやったり、防草シートを張ったりっていうこう対策はしております。また今後舗装の補修等の工事が出てきた場合、その路線によりますけど防草でこうできるのであれば、そういうことでこう対応していきたいと考えております。

◎副議長（永井　英治 君）　小見田議員。

○議員（１４番　小見田　和行 君）　一応そういうことでですね進めていただきたいと思っております。多面的機能とか中山間地域とですね作業等におきましても、我々も多面的の作業で草刈り、溝の泥上げとかするんですけど、もうどんどんこう年おってきますと溝から上がりきらんという理由で作業する人がどんどん減ってきましてですね、もうやっぱり年々とやはり手が入れていないような状況になってきました。だからその辺のところもやっぱ考えながら今後は取り組んで頂きたいと思います。では最後のですねこれ１番今日のメインにお尋ねしたいということで出しているのがですね、３番目の質問に入りますけどもう今までいろいろ出てきました人口減少や従事者の高齢化や担い手不足のもうこれ課題山積の中にですね、課題を克服するために町はより積極的な関与は今後避けられないものと私は思っております。国や県の補助金の活用を想定しながら、今うちにあります農業支援センターやあさぎり地域事業協同組合とか受託組織法人の可能性をですね、フルに稼働した新たな取組体制の早急な構築の必要性を感じるところでございます。要は３と４の資料、お願いします。実はですね、はい。この新聞を今送っていただいたと思うんですけどこれ丁度常日頃こういうもうここまでこのような今草が伸びるとか、人がいなくなっていく中での農業の維持とかをずっと考えた時にやはりもう、もう少し町が力を入れていく。財政的なことばかりでなくてですね、もうちょっと前に向いてこの問題をどう克服するのかということをですね取り組む。それもひとつ地域計画でもあるんですけど、そういうことを考える矢先にたまたまこの日本農業新聞にですねこういう記事がございましたので、これでちょっとはっとしたといいますか。町が１００％出資の株式会社でそういう問題に当たっている地域があるということで、佐藤貢さんに会いたくてですね日之影町に行ってまいりました。だから、たまたま佐藤町長は宮崎県の町村会の会長をなされてて非常に多忙だということでその時は不在でございまして、農林振興課長の工藤さんという方に説明を頂きまして帰ってきたところでございますけど、やはり考え方というかですねこの新聞の中で私は感銘を受けたのは、自治体農政がこの国の農政の基本であり、下のほうにございました２段目でございますけど、現場のことを末端と言う人もいるが国はその末端に軸足を置いていないとかじ取りをたがえると。上面の聞こえのよい今だけ所得だけの視点でなく、しっかりと政策のかじ取りをして欲しい。これ現政権というのは石破政権だったと思うんですけど、が進める地方創生はチャンスと捉え、産学官を進める人たちをつくっていく段階。ひもつきで「こうしたらいかん」「ああしたらいかん」とか縛るのではない政策だと認識しているがこの町が未来へつながっていくことに挑みたいということでございましたので、非常にこういう考え方のある町長にちょっとあえてはないということで出たところでございますがさっき申したとおりでございます。これにつきまして１００％出資した株式会社の法人のですね、ひのかげアグリファームという資料が添付してありますのでよろしくお願いします。この資料はですねその時頂いた資料でございまして公表していいという許可をもらっておりますので皆さんにお示ししてございますけど、この表紙にありますのは、ＪＡの加工施設を払下げていただ

きました事務所となっておりまして、この中身について詳しくは時間の関係上は、見ていただければ分かるんで詳しくは述べませんけど一応出資金として１億４，０００万を計上してスタートしたということでございますけどこれにつきましては過疎債を使うとかですね。それからこの社長はもちろん町長でありまして、社員の取締役も農林振興課の課長とその下の役場の職員さん。でオペレーターを今２人でパートが２０名というふうになっております。一応この中にですねいろいろ事業実績とかございますけど、この話の中に出てきましたのが初めはやっぱりいろいろ農業経営でウコンとかトマトとか作ってこられましたけど、今はもう１番多いのは受託としまして農地の除草とか、やっぱり急傾斜地ということもありましてですね。そしてそういう除草とかの依頼が物すごく増えてきたということでやはりどこもやっぱり草対策です。現場で見ました時にやっぱりアーム型のクローラ型のアーム型の草刈り機で、急傾斜地を刈っている姿を見ました。これも多分この会社がやってることだと思いましてですね。これはもう町直営でやっているところでございまして、やはり中々昔は第三セクターという非常に嫌われた存在でございましたけど、今後におきましてはこういうのもひとつの考えるべき時が来ているのかなというふうに思いましたので、この資料を合わせまして日之影町の紹介をしたところでございます。ここにちょっと気づいたのがワーキングホリデーとか、高校生のインターンシップとかですねいろいろ人材に対してのアピールもございまして、実際行ってみますとこういったなんですけど、畦畔とか道路とか草ぼうぼうのとこはございません。やはり非常に立地条件悪いんですけど、そこに何か働いてああいう環境、景観棚田を作ってるんだなあというふうに思っております。そして実際この経営をされる時に１年間に約１，０００万から１，５００万の赤字が出るそうでございますけど、こういうにつきましては、過疎債を充てて７割は過疎債、交付税措置がされると。やっぱりそういういろいろなヒントをですね、見いだしながら補助金を使いながら、一般財源をできるだけ抑えながら、こういう経営をされております。１番後ろに書いた宮崎日日新聞というのがつけてございましたのでこれ読んでみますとですね。これは単なる棚田の保全とか農業の保全だけでなくて、高齢者の農業の継続に非常に貢献しておりまして、やりがいを残していく。それを手伝ってやらないと農業断念しなければならない高齢者でもある部分の畦畔の草刈りとか、いろいろそういう危険のあるようなところをこの会社が受託してやると、ずっと農業を継続して健康を維持する、やりがいのある農業づくりをやっているというようなことをここに書いてございます。だからこういうことを見た時ですね、うちの町としましてまだ環境としてこういう急傾斜じゃないんですけどいずれ来るだろう未来のあさぎり町かなとも考えられないでもないもんですから、やはりこういうことについて今すぐ何かをつくろうというんじゃなくて、それを想定したやっぱり検討委員会等をつくってですね、今の草の繁茂とか今農業の後継者の不足とか、受けたことに対してはもう動き出すのには早過ぎる時ではないと我々肌感覚で感じておりますけど、町長はいかがでしょうか。

◎副議長（永井　英治 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。将来を見据えてですね、こういった先進事例も参考しながら進めていく必要があるかと思いますけれども。現在、町で農業支援センターそして２つの農作業受託組織がございます。そして須恵地区に法人化された組織がございます。そういった課題等を見ますとですね、非常に大きな課題も見えてくると思います。例えばやっぱり人材確保であったり、

そして費用負担であったり、そういったものをですね総合的に見てそして調整することが重要かなとは思いますが、須恵地区においてはまだ法人化が出来て始まったばかりであります。そして農作業受託につきましてはですね、いろいろ経営の中身も見ますとちょっとやはり公益的な部分と収益的な部分のバランスというものが非常に崩れている部分も見受けられるということもありますので、そういったことも勘案しながらですね、やはりそういった農作業受託システムというものを勉強してみたいと思っております。以上です。

◎副議長（永井　英治 君）　小見田議員。

○議員（１４番　小見田　和行 君）　はい。今、町長のお話にありました公益性というのがございますですね、今受託している組織が法人もありますし、多分須恵もそうだろうと思うんですけど、やはり効率からいくと公益性を捨てたほうが経営には必ずプラスになることは誰も分かっています。農村特に中山間になりますと、公益性を排除してしまうとさっき言いましたように荒れ放題になります。荒れた地域は、どうしても復旧しなければならない時期が必ず来ます。その時には莫大な金が要ることはもう分かっておりますので、やはり未然にそれを防いで景観を維持していくということは、やはり今後マイナスにずっとこう、こういう農村の状況がこういう状況でずっとこう疲弊していくだけとは考えられませんので世界の食料事情等を考えた時に、それまでに引き継ぐための我々の責務ですね。それはやっぱり非常に大なるものがあると思いますのでやっぱ真剣に考えていただいて、やっぱり検討委員会なり何なりでお聞きするじゃなくてですよ。もう現時点でその現象が出てるのは、現場で働いているものはよく分かります。もう実際草刈り私が出ますけど、出てる人って何人もおらんとですね、特に日中は。だからそういう昔は若い人が結構いたんですけど、そういう状況の中で果たして農地があと５年後１０年後に守れるのかな。草が伸び放題にならんかなとやっぱそれを考えた時には、もう何らかのアクションを起こす時期と私思っておりますけど、いかがでしょうか。

◎副議長（永井　英治 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですねそのような課題克服のためにですね、やはり町としてもこれまでいろんな農業の振興策を掲げてやってきておりますけれども根本的な部分でございますので真剣に検討してみたいと思います。

◎副議長（永井　英治 君）　小見田議員。

○議員（１４番　小見田　和行 君）　はい。今日はですねまだまだちょっと目に見えない、まだまだ余裕があるうちの町でございますけど、ここでちょっと日之影町の工藤課長にお話をする最後の中で彼が言われた言葉が非常に残ってるものがひとつございます。立ち上げに２年ぐらいかけられて、から今動き出して９年目ということでございます。初めからその課長がずっと関わっていたということでございますけどやはり余裕があるとき始めたらいいですよと。もうどうにもならんめって始めてはもう手後れですという言葉を聞いて帰ってきた時に、まさしくそうだと思います。私の経験上ですね、実は私と橋本課長は若い頃に岡原村の時に農林総合農政のほうで、私が青壮年部長と橋本課長は経済課のばりばりの職員さんで２人で随分と日本中の研修に行ったことがございましたね。その時にやっぱり岡原でも２０数年前は余裕が非常にありました。たばこもい草も盛んだし、屈指の農業産地でございましてですね、そういうサービス事業体をつくる必

要はないとみんなから言われながらも、将来２０年ぐらい見据えてあの頃動いたところが、今になってみるとやっぱりもうなくてはならない存在で、今ヘリコプターを飛ばしたりコンバインを使ったりしてですね、やはり農業を維持しています。ですから１０年先２０年先っていうのはすぐ来ますので、やはりそれに向けた検討については是非とも願いたいと思いまして、それを述べまして一般質問を終わります。答弁は要りません。

◎副議長（永井　英治 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　冒頭にありました地域計画、これらはやはり農業委員さんを中心に地域で話合いをされてまとめられたものであります。やはり地域の農業者、農家の方の意見等をですね、十分に把握しながら、この計画に従って進めていくことも重要かと思いますのでそういった方々との調整もしながら、この農作業受託組織につきましては、検討してまいりたいと思います。以上です。

◎副議長（永井　英治 君）　これで１４番 小見田和行議員の一般質問を終わります。

◎副議長（永井　英治 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午前１１時５３分　散会

令和７年度　あさぎり町議会第４回会議会議録（第８号）						
招集年月日	令和７年９月８日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年9月10日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和7年9月10日　午後　2時35分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松　英一	○	8	森岡　　勉	○
	2	加藤　　弘	○	9	豊永　喜一	○
	3	小谷　節雄	○	１０	山口　和幸	○
	4	岩本　恭典	○	１１	皆越　てる子	○
	5	難波　文美	○	１２	溝口　峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井　英治	○
	7	橋本　　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	１番　小松　英一　　２番　加藤　弘
出席した議会書記	事務局長　山本　祐二　　事務局書記　溝口　久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口　俊朗	○	教育長	椎葉　勇二	○
	副町長	土肥　克也	○	教育課長	山内　　悟	○
	デジタル政策審議監	長沼　宏季	○	高齢福祉課長	尾方　　圭	○
	総務課長	酒井　裕次	○	健康推進課長	荒川　誠一	○
	会計管理者	上田　日和	○	農林振興課長	橋本　英樹	○
	企画政策課長	万江幸一朗	○	商工観光課長	沖松　勝彦	○
	財政課長	中村　光成	○	建設課長	小田　　淳	○
	税務課長	高田　真之	○	上下水道課長	鬼塚　拓夫	○
	町民課長	中竹　健次	○	農業委員会事務局長	中神　啓介	○
	生活福祉課長	緒方　理恵	○	代表監査委員	尾方　正志	○

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第８号）

日程第　１	議案第２０号	あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びあさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　２	議案第２１号	あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　３	議案第２２号	あさぎり町立学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　４	議案第２３号	あさぎり町運動公園条例及びあさぎり中学校部活動地域移行検討協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　５	議案第２４号	令和７年度あさぎり町一般会計補正予算（第４号）について
日程第　６	議案第２５号	令和７年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第　７	議案第２６号	令和７年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第２号）について
日程第　８	議案第２７号	令和７年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第２号）について
日程第　９	議案第２９号	斉堂地区排水路改修工事（５工区）請負契約の締結について
日程第１０	議案第３０号	小型動力ポンプの買入れについて
日程第１１	認定第　１号	令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第１２	認定第　２号	令和６年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第１３	認定第　３号	令和６年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第１４	認定第　４号	令和６年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第１５	認定第　５号	令和６年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について（提案理由の説明）
日程第１６	議案第２８号	令和６年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１７　　認定第　６号　令和 6 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１８　　認定第　７号　令和 6 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

（代表監査委員より審査結果の報告）

本日の会議に付した事件

日程第　１　　議案第２０号　あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びあさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　２　　議案第２１号　あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　３　　議案第２２号　あさぎり町立学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　４　　議案第２３号　あさぎり町運動公園条例及びあさぎり中学校部活動地域移行検討協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　５　　議案第２４号　令和 7 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第　６　　議案第２５号　令和 7 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第　７　　議案第２６号　令和 7 年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第　８　　議案第２７号　令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第　９　　議案第２９号　斉堂地区排水路改修工事（５工区）請負契約の締結について

日程第１０　　議案第３０号　小型動力ポンプの買入れについて

日程第１１　　認定第　１号　令和 6 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１２　　認定第　２号　令和 6 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１３　　認定第　３号　令和 6 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１４　　認定第　４号　令和 6 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１５　　認定第　５号　令和６年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１６　　議案第２８号　令和 6 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１７　　認定第　６号　令和 6 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

日程第１８　　認定第　７号　令和 6 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

（代表監査委員より審査結果の報告）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、議案第２０号あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びあさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　おはようございます。本日もよろしくお願い致します。議案第２０号あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びあさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。それでは続きまして説明していきたいと思います。議案第２０号でございますが、今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によりまして、育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する規定の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。６ページをお願い致します。新旧対照表でございます。要点につきまして説明致します。あさぎり町職員の勤務

時間、休暇等に関する条例につきまして、新たに第１５条の３第１項としまして、妊娠、出産等を申入れた職員に対する意向確認等の規定を追加するものです。それから次の７ページになりますが、第２項としまして３歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の規定を追加するものです。次の８ページをお願いします。あさぎり町職員の育児休業等に関する条例につきまして、第１８条で現行の１日につき２時間以内の部分休業、これを第１号部分休業に改めまして、現行で規定しております勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能としている取扱いを削除するものです。次の９ページお願いします。新たに第１８条の２としまして、１日当たりの上限時間数なく取得が可能な第２号部分休業に関する規定を追加するものです。次の１０ページをお願いします。第１８条の３では、部分休業取得の１年の期間に関する規定を第１８条の４では２号部分休業の取得可能な時間を１０日相当時間数とする規定を、第１８条の５では部分休業の変更に関しての規定をそれぞれ追加するものです。５ページをお願いします。中ほど附則です。第１項でこの条例は、令和７年１０月１日から施行するものです。第２項では、３歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度の経過措置になります。第３項は２号部分休業の令和７年度における取得可能な時間の経過措置となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、１点お尋ね致します。今御説明頂いた１０ページの部分休業している職員の給与の取扱いの中で、勤務をしない場合には、その給与額を減額して給与を支給するとなっています。ということは、これは有給ではないというふうな考え方でよろしいのか。で、給与についてはそのように減額されておりますけれども期末手当等につきましてのこの部分休業の取扱いはどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　答弁調整のため暫時休憩致します。

休憩　午前１０時　６分

再開　午前１０時１２分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。給与への取扱いですが、まず期末勤勉手当に関しましてですが通常勤務で６か月全て勤めた場合１００％支給ということでございますが、５か月以上６か月未満の規定これは期末手当の場合ですがその場合は８掛けになると、８０％。それから勤勉手当につきましては、５か月１５日以上６か月未満が９５％の率になるということでございます。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。おおよそを想定はしておられると思うんですけど、ということは育児休業休暇を取得された場合は今おっしゃった勤務日数を基準とするということで特段の特例的な取扱いはないということで理解してよろしいですか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。今回の改正におきまして、特例の措置はないものというふうに認識しておるとこでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２０号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第２０号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第２、議案第２１号あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第２１号あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。業務基幹システムに「住登外者宛名番号管理機能」を実装することに伴い、当該機能を利用する事務を個人番号の独自利用を行う事務等として条例で規定する必要があるため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。それでは議案第２１号について御説明申し上げます。具体的な条例の改正部分につきましては、新旧対照表にて説明を致したいと思います。９ページをお願い致します。右側改正後案を御覧ください。上から第４条第４項を第５項とし、第３項の次に第４項として下線部を追加致します。次に別表第１中、次のページをお願い致します。第５号の次に第６号として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを追加。次に第６号を第７号に改め、第７号を削除致します。また第８号の次に９号を追加を致します。次に別表第２中、第１号から次のページをお願い致します。第５号の特定個人情報の欄の最後にそれぞれ住登外者宛名情報であって規則で定めるもの、を追加を致します。次に別表第３中、次のページをお願い致します。第３号の下に第４号を追加するものです。次のページをお願い致します。再び８ページをお願い致します。附則といたしまして、この条例は令和７年１２月８日から施行するものです。説明は以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２１号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議

案第２１号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３、議案第２２号あさぎり町立学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第２２号あさぎり町立学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。あさぎり町立学校体育施設への空調設備設置に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。議案第２２号につきまして説明致します。今回の改正につきましては、あさぎり中学校体育館の空調設備の設置使用に関しまして、関係条例の一部を改正するものでございます。３ページの新旧対照表を御覧ください。あさぎり町立学校体育施設の利用に関する条例、別表２中学校施設の表中下の備考の欄３行目の電力使用の場合の次に（冷暖房設備は除く。）を加え、１時間当たり３１０円を加算するの次に、冷暖房設備を使用する場合は、１時間当たり全面１,０００円を加算する。ただし半面の場合は、５００円を加算するを加えるものでございます。２ページをお願い致します。下のほう附則としまして、この条例は、令和７年１０月１日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、１点お尋ねを致します。今回中学校の体育施設が空調設備が入ったからということでこの改正になるんですが、ちょっと関連してちょっと広げる話になってしまいますが、他の体育施設も含めて現在の利用申請システムが正式な名前ちょっと分かりませんが、その中にこの中学校の体育館も入っていくのかということをお尋ねをしたいと思っております。と申しますのが、中学校の部活動と体育施設の利用がバッティングをして、いろいろ何ていうかな。利用者がかち合うというようなケースが特にこの夏休み期間中、多発致しました。今回、この仮に中学校の体育施設がそういうシステムで申込みをして、それが可能であれば言い方はあれですけど早い者勝ちという表現は適当じゃないかもしれませんが、そういうことが有りうるのかどうかですね。その点をちょっとお尋ねしたいと思います。何でこれ申し上げるかというとやっぱり中学校の体育施設ですので、中学校が利用されるのが当然優先されるんだろうとは想定しますが、一応その付近の確認の意味で。あわせてちょっと関連の意味でほかの体育施設もそういう形で今さっき言いましたように早い者勝ちという表現は、適当じゃないんですが、そういうシステム上でですね、申込みをした形が優先される状態で進んでいかれるのかちょっとその付近の確認の意味でお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　答弁協議のため暫時休憩致します。

休憩　午前１０時２４分

再開　午前１０時２８分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。山内教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい、施設の予約につきましては中学校のこの体育館の予約につきましてもシステムから出来るということと、ただシステム以外でも教育課のほうにですね、来ていただければ予約は当然できるということになっております。使用につきましては、部活動優先ということで部活動が入ってる場合は当然使用は出来ないというところで基本的にはそういう使用許可について行っているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。今回の改正の本筋とずれたお尋ねして大変申し訳なかったんですが要するに今、体育施設、社会体育含めてですね、もちろん学校の教育上の利用を含めて、こういった設備を入れていただくとですね、大変ありがたい中であの利用が集中することも想定できるもんですから確認をさせていただきました。学校施設以外の社会体育施設もちょっと個別の話になってしまいますが上総合体育館等も中学校の部活動で活用される中での先ほどちょっと申し上げたようなこともあって、部活に支障が出た、どこがいいとか悪いとかじゃなくて結果的にですね、そういう状況もございました。今、社会体育、部活動の社会体育移行云々というのもございますので、そういった施設利用の何ていうかな、円滑に何かうまくお互いが調整できるようなそういうシステム、システムと申しますかそういう調整機能はですね、何かの形で働かせていただければというような気がしております。システムに電算システムの中に全て任せて人が介在しないと、何かそういう何かずれというんですかね、そういうのがあったんじゃないかなというな気がしてるもんですからお尋ねをしたところです。ちょっと話が広がって申し訳なかったんですがよろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい、中学校の部活動との使用の兼ね合いということでこれにつきまして部活動、中学校のほうにもですね、しっかりどの施設を使うかということをしっかり連絡していただきますよう、していきたいというふうに思います。以上です。ほかに条例の一部を改正する条例の制定についての質疑はございませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　町外者の使用料金は上記料金の倍額とするというようなことで示してありますけども、やはりあさ中をですね、町外の方が利用される方が団体また個人でもですね、どれくらいおられるのか把握しておられたらお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。はい。利用の状況ではですね、町外の方の利用の人数までは把握をしてないところでございます。皆越議員。はい。把握してですね、後でもいいですから

お伝えお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい、しっかり調べてですね、後ほど報告させていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第２２号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第４、議案第２３号あさぎり町運動公園条例及びあさぎり中学校部活動地域移行検討協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第２３号あさぎり町運動公園条例及びあさぎり中学校部活動地域移行検討協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。あさぎり町体育協会からあさぎり町スポーツ協会へ名称を変更したことにより本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。議案第２３号につきまして御説明致します。今回の改正につきましては、あさぎり町体育協会の名称変更に伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。３ページの新旧対照表をお願い致します。あさぎり町運動公園条例第６条第１項中、及び次の４ページあさぎり中学校部活動地域移行検討協議会設置条例第３条第２項第２号中の体育協会をスポーツ協会に改めるものでございます。２ページをお願い致します。附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２３号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第２３号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第５、議案第２４号令和７年度あさぎり町一般会計補正予算第４号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

休憩　午前１１時　６分

再開　午前１１時１５分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。１７ページの目 農地費 測量設計委託料についてお尋ねを致します。斉堂地区の排水路改修工事のための設計委託料だろうというふうに思っておりますけれども、説明がありましたとおり１番最後にですね、井口川のほうに放水するというようなことで地質調査も兼ねて上げられているわけですけれども、検討協議の上で進められていると思うんですが。これが現在ある水路、水路あたりとですね１番最後に井口川のところに放水する。このところの検討の協議の結果、とですね、近くに湧水池が計画されていますけれどもそれとの絡みは全然関係性はないのかということについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。まず樋門のほうなんですがそちらにつきましては、従前今あります樋門の部分を大きく、排水路の断面が大きくするというところで大きくした従前の排水樋門を設置するという計画で県と協議を進めてまいりました。その協議の中で従前の樋門であるとその堤防の従前樋門が沈下したりとか、いろいろ樋門の下の地盤が沈下した場合にそちらから水が入ってしまい、堤防が壊れてしまうというような懸念があるというところで、今回の設計の中でそういう地盤が沈下した場合にも樋門が沈下し、堤防の中に空洞が出来ないような構造での樋門を設置をしてほしいということで県との協議を終えています。今後は、その重構造物というような樋門の設計を行いまして、樋門設計をもって県との協議をまた開始するというところの状況です。遊水池につきましては、今まだ県のほうで計画中というところで掘り下げる遊水池の掘り下げる深さとか、いろんなところの今協議をやっているところです。で計画的には、排水路の一部を少しなんて言うんですかね。ここは低くするというような状況にしてそちらのほうの遊水池のほうに排水路の水を入れながらやっていくというところで、まずはまだ今は遊水池につきましては計画が県がされているという状況になっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。今現在工事、放水路、かなり前の排水路よりも倍ぐらい大きいですよね。あれが大雨になった時にまず今のところは大きく流れてきてないからですね実感として湧かないわけですけれども、あれだけ大きくなりますと非常に下のほうに流す時のですね、あれもう言われたように大きくしないとかなり無理があるんではなかろうかというふうなことが危惧されます。令和２年の時の大雨の時もですね、井口川の堤防あたりも何か所か決壊した部分がありまして、１番最後に流れてくるところが１番低いんですよね。１番低いところにあるわけ

でして非常にその点が非常に心配されるわけですけれども、検討の協議の中で進められるというようなことでありますんで、できればですね、遊水池地あたりのあれも最大限活用していただいてですね、やっていただければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。その断面が配水量が大きくなるということで、流入してくる水の量も大きくなるというところになります。大きくなった水をそのまま井口川に放流するということは、いろんな部分で難しい部分がありますのでその分につきましては遊水池に導くという計画になっておりますので、その辺りもしっかりと県と協議しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい、６番です。ページは２０ページ教育課についてお伺いします。給食センターで先ほど学校給食費の補助金の増額ということでアレルギー食への対応という説明がございましたが、現在学校給食が食べられずにお弁当を持参している子供さんとかはいらっしゃらないかお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。今回の予算の部分で言いますとアレルギー対応で補助金を増額するという人数ですけども、小学校が１名中学校が１名と合わせて２名分を予算化しておるところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい、弁当については２人ということでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。本当食育といいながらもアレルギーのある子供たちにとっては給食っていうのが負担になる部分っていう相反する部分がありますし、本当にアナフラキシーとか起こす場合には命にも関わるっていう大きい給食に関してですね抱えている部分がありますので、十分な配慮をお願いしていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。はい、小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。１６ページでございます。衛生費の予防接種事業費でございますが、今回おたふく風邪の予防接種に対する助成事業始められるということでございます。その趣旨というか方向性そのものは非常にありがたい話で思っておりますが、で２点お尋ねをしたいと思います。まず今回この予算計上頂いたその事業の実施の根拠となりますのが要綱等のですね制定がもう既になされておるものなのかどうか。と申しますのは、もう１点でございますが今回は任意接種ということで定期接種と異なって万が一の健康被害等が発生した場合の対処方法というか、その対応が全然法的にも異なってまいりますので、そこあたりの関連でまず要綱等何がしかのそういった事務を執行する根拠となるものが制定されているのかが１点と、もうひとつは、定期接種と今回の場合の任意接種の場合の健康被害が万が一発生した場合のですね、対応方法の違い、その２点の御説明をお願いを致したいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。お答え致します。まず１点目の要綱等の設置につきましては、今回ですね任意の接種であることから償還払いとしたいというふうに考えております。これにつきましては現在償還払いの規則等がありますのでそちらのほうに追加もしくはそちらを改正させていただきたいというふうに思っております。それから２点目の健康被害の件ですけども、まず定期接種につきましては予防接種健康被害救済制度というものがありまして、こちらにつきましては、国の制度に従いまして救済の給付を受けていただくということになっております。それから任意につきましては、医療品副作用被害救済制度というものがありましてこちらのほうを任意のほうは受けていただくということになります。内容につきましては、独立行政法人医療品医薬機器総合機構によります救済制度となりますので、定期接種とは若干補償内容が違ってくるという部分があるというふうにお聞きしております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。今、課長のほうから御説明頂いたところで任意接種の場合ですね今ございましたとおり個人あるいは本人または保護者の意思と責任で接種を行うというのは任意接種、一言で言いますですね。そういうふうなものであるというふうに私認識しておりますので、これをここで申し上げてるのはですね、保護者あるいは御本人というか子供さんですから本人の意思というのは中々難しいので保護者の方の受け取り。負担がないということはそれはありがたいことなんすけどイコール定期接種とですね、その任意接種の違いというのは中々御理解はされてる方ももちろんあると思いますけど、中々難しいと思いますのでそこあたりのですね、意味合いというのをうまくお伝え頂くというか、そういう意味でそのちょっと要望とかどうなってるのかなという疑問、疑問というかあれがあったのでお尋ねしたところです。で、ここで確認をしたいのは、そういうことでこのこれの事業を実施していただく中でですね、新しくそのそういうふうに費用負担を軽減して接種の率を上げてそして結果的に疾病の予防をするということで、それ非常にありがたい話で積極的にやっていただくことに何ら異存ないわけですが、その付近の住民の方々保護者の御理解をですね、きちんと正確にお伝えした上でのですね、実施をお願いしたいというのがここでこの話をさせていただいておる根拠でございます。あってはならないんですが医療過誤、過誤というかいろんな問題が仮に出た時ですね、その大元でそういう話は知らんかったぞみたいな話にですねならないように是非お願いをしたいというのがここで申し上げてる理由でございますので、その点の何ていうかな広報というか周知の方法ですね、そこあたりはですね、どのようにお考えなのかをちょっとお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。周知につきましては、やはり広報紙及びホームページを使用したいとは思っております。しかしながら個人さんが特定出来ておりますので、その方についてはですね、丁寧な通知を差し上げるなりですね、そういった方向で御理解を頂きたいというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、お尋ね致します。財政課と企画、企画ですねそれから商工にそれぞれ１点ずつお尋ねを致します。財政課には全員協議会でもですね私お尋ねといいますか

お話ししたんですけど、補正予算と予備費充用あるいは節間流用ですね、補正予算に事細かくというか詳細に予算計上していただくことは私どもあるいは町民の皆さんにとっては非常に分かりやすいことなのかもしれませんけど、やはり執行部権限というのがあるわけですから軽微なと言ったら失礼ですが、予備費の充用あるいは節間流用等もですね、これは実際に運用されるてるべきかなというふうに思います。歳入でもですね、１１ページにあります過年度精算金あたりもこれを予算上計上するということの目的はいかがなものかというふうにも思うわけです。歳入超過ですから歳入欠陥にならない以上ですね、本当に担当課が精査して予算に計上すべきものなのか。決算時にそれが過年度分として精算金が入りましたよということで報告することでもたえられるんじゃないかなということもありますので、そういったことを含めてですね、財政運営上補正予算の取扱いと今言ったようなこと、これについての財政課長のお考えをお尋ね致します。それから企画政策課と商工観光同じようなことをお尋ねするんですけど。事業の効果測定といいますか。費用対効果が中々見えづらいのではないかと思ったのが１４ページのテレワーク施設の運営費の増額。それから商工観光で言いますと１８ページの移住支援サービス使用料。確かに説明としては私たちも理解しようとするんですけど、果たしてこれがですね、例えばテレワークですと少しずつ事業費が加算されてきてるんですね、年度重ねるごとに。結果的にですよ、どういうふうに事業をその展開して最終的な事業効果をどのように考えていくんだということの具体性がですね、小さい積み重ねかもしれませんけど追加追加で来ることが果たしてその事業費事業化の増大につながるのかっていうのが私ちょっと疑問に思うもんですから。今申し上げたのはその１例かもしれませんけど移住支援サービス使用料もやろうとされてる事業分かりますけど、それによってですねどのような効果を求めるんだということが中々説明の中では見えませんでしたのでお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい、１点目のお尋ねにつきましてお答えをさせていただきます。議員が今御発言されたとおりですね予算編成の方法としましては、まず歳出のほうでは流用ですね。と予備費あたりでですね、予算を補正予算を編成せずに歳出予算を確保するというふうな手法は確かにございます。今言われた御発言の内容でですね、どれぐらいの額であれば流用で対応するのか予備費で対応するのかというところにつきましては、中々額で定めるところは難しいというところでございます。特に予備費充用に当たりましてはですね、議会が通年議会になっておりますのでやはりその充用につきましては、新規のものは当然出来ないというふうな内部の判断基準として持っておりますが、追加のものにつきましても議会の皆様に御説明するべきものと判断すればですね、小さいものであっても予備費あとは流用等せずに補正予算にてあえて説明する目的で計上するようなこともございます。あと歳入の面で御指摘がありました国庫補助金、県補助金の精算金につきましては、当然歳入が超過する場合でございますので、財政運営についてはプラスになる方向ですからそこを説明するかというところはありますが、これにつきましては、やはりこれまであさぎり町が補正予算として、の手法としてですね取ってきたもの。その前例を見ながらですね、そこは大きく変えずに予算編成をしているところでございます。ただ執行権の範囲でやるべきっていうふうな御意見もございますのでですねそこら辺につきましては中々額で

定めることは難しいですが、そういった観点も持ちながら予算編成はやっておるつもりでございます。とにかく議員の皆様の捉え方もそれぞれございます。あると思います。小さいところでも説明していただきたいと思われる方もいらっしゃると思いますので、現時点では丁寧に御説明するというふうな観点で予算を編成しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。２点目についてですが、このＡＬＯＴ施設につきましてはですね確かにおっしゃるとおりにここが完成するまでにかなりの金額を投じて整備をしてまいりました。今回もですねもう最後になるかなという感覚ではいるんですが、消耗品、交流スペースへの対応として消耗品とか備品も含めてですね、そういったものも整備したいというふうに思ってますが。基本的にはこの施設というのがここを拠点として交流、地域のコミュニティーの拠点、それから交流人口を増やしたいというようないろんな意味合いを持つ施設として整備をしてきております。ただ実際現時点ではですね、確かに思うような成果というものが目に見えて上がっているわけではございません。ですので、今そこも含めたところでですね地域おこし協力隊でありますとか、いろんな方々を招きましてそういった活動のひとつも含めてですね活性化をしたいということで、いろんな取組をやっていただいておりますので。そうですね、本当にこの施設が重要なものと意味あるものとなるかどうかというものについては、現時点ではちょっと分からない部分もありますがそういった方向性を持ちながらですね、取り組んでやっているものということで御理解頂ければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいまのですね、移住定住のサービス使用料、この予算に関しまして中々事業効果がはかりづらいんじゃないかという御質問に対してのお答えになりますが、今回本庁で取組ますこの総務省が所管するワーキングホリデーといいますのは地方創生に資する取組のひとつでもありまして、また全国各地でもこういった取組を同様にされております。そういった中でやはりあさぎり町の取組、特にワーキングホリデーというあさぎり町内で仕事をしていただきながら地域の魅力やそこに暮らす人たちとの交流を深めてゆくゆくは移住定住につなげていくという最終目標を掲げておりますので、その取組のひとつとしてこのワーキングホリデーに今チャレンジをしようというところで動き出しているところです。また今回の移住定住のこのポータルサイトを活用する件につきましては、既に地域おこし協力隊が先駆的にテスト的にですねそのポータルサイトを活用してやりとりをした結果を踏まえて、今回新たに補正予算をお願いし、今後移住定住を目指していく方々とのやりとりをさらに広げられるように、予算立てを頂きながら町の情報発信あるいは来ていただくための情報をお伝えしていく、そういった丁寧な対応をするために今回補正予算をお願いしております。したがいまして今後、町としては、その関係人口、交流人口を増やすためにそのこのサービスを活用しながら丁寧な情報発信をやっていくという趣旨でお願いしておりますので、今後移住定住に向けた人員を増やしていくというのが最終目標でもありますので、その結果をひとつの事業効果として測定できるようにですね、取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。１点目については、財政課長とこういうやりとりはずっとしてるんですけど。要は私は事務手続のですね簡素化のひとつだというふうに理解をして発言してます。もちろん議会が否決したり、あるいは新規事業を予備費充用しましょうということはこれはもう違法の、違法といいますかあり得ないことですけど。決算認定でですね、見えて来ることも多いんですよね。ですから全てにおいて予算計上していくということはそれぞれの担当課においても、事務上の負担になると思いますので私は申し上げています。課長がおっしゃったように金額を設定するのではなくて、事の重要性っていいますか。予算に計上すべきかどうかというのは、財政課そして副町長・町長の判断の中で最終的に予算化するかどうかということをお考え頂ければというふうに思ってますので、今後もその点につきましてはですね、見させていただきたいと思います。企画政策課がおっしゃったテレワークについては、まだ中々やはり町民の方の理解といいますかですね、認識がどうも薄いといいますか。私自身もまだ完全には理解出来てませんが。そのような中でやはり投資をしていくということは町民の税金を使っていくわけですので、やっぱり町民の皆さん方にＡＬＯＴがこういう仕事をして、もちろん交流人口を増やすということはありがたいことではあるんですけど、地域住民の皆さん方の利活用もこういうふうにして積極的に御案内しますよということを含めてですね、今後その活用についての積極的な動きをお願いをできればと思います。商工観光課長がおっしゃったワーキングホリデーについては、確かに今全県的なというか、いろんなところで取り組んでおられますよね。悪い言い方をすれば金太郎飴みたいにどこの自治体行ってもこういう受入れがあるから、じゃ２、３か月だったりとかあるいはその期間は別としてあそこに行ってみようかと。それもひとつの目的ですよね。そこに行って体験をするっていう、あるいは観光も含めてですけど。それは分かるんです、趣旨はですね。分かるんですけど、じゃあさぎり町はどういうことで事業を展開しようという具体的な計画がどうも議会に説明されているのか分かりませんけど、中々抽象的でですね。あさぎり町のワーキングホリデーの取組はこういうことをやっていくんだということが見えてこないと今課長がおっしゃったように、まずじゃ予算化しましょう。じゃ今度は国の事業を使ってワーキングホリデー取組ますよと言われても、何を目的として何をその効果測定できるのか。そこら辺がまだ非常に抽象的に写るんですよ。ですからそこをですね、もう１回計画の重要性っていうか具体性をですね、私たちも示していただければと思うんです。今後、ワーキングホリデーに積極的に取り組まれるのであれば、尚更そのことをお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい、確かにですね、議員がおっしゃるようにこのワーキングホリデーっていう言葉だけを見ると中々その地域の中に入った時にどういった仕事があるのか、どういった魅力的な資源、人材、いろんな方々が住んでらっしゃるのか。そういったのが中々分かりづらいということで、地域との差別化も当然できませんし、そういったところも当然考慮しながら、きちんとあさぎり町でこういった産業でこういった仕事で地域との方との交流が出来ますよっていう、そういった具体的なものをですね、今後あさぎり町の強みとして地域外の方々に情報発信をするとともに、また議員の皆様方にも取組方あるいは考え方等もですね、きちんとお示しをしていきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。貴重な御意見っていいますか、御指摘ありがとうございました。今の御意見を踏まえましてですね、課内でも検討していかに住民の方々地域住民の方々にですね、理解をしていただいて、して効果的な活用ということで検討してまいりたいと思いますので。はい。引き続き御指導よろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

〇議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。私がお願いしたかったのは、両課そうですけど町民の方にとって何がこの事業で私たちに効果をもたらしてくれるのかという期待感。これを明確に示していただくということです。もちろん交流あるいは移住も含めて、町外の方とのそういう様々な事業の展開というのは分かるんですけど。町民、私たちがこの事業で何を得るのかっていうことは具体的にお示し頂かないと中々町民の方にも理解が進まないと思いますので、今後その点について十分な配慮をよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　答弁はいかがですか。この予算編成につきましてのお尋ねがあった時に２段目の時ですね。副町長・町長の編成に対する考え方というのも入ってきたようでございますのでそれについては答弁は要りませんですか。はい、町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。やはりこれらの事業につきましてはですね、やっぱり人口減少の抑制策としてやはり町のＰＲも兼ねているということで。やはり住民の方にもやっぱり理解頂くためにはやはりこういった事業を取り組んでますというような周知というものは必要だと思いますので、御指摘がありました件につきましては今後対処していきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。私のほうから予算のことになりますが、御指摘のとおり予算の執行権というものはありますので、それも適切に行っているというふうには認識しております。現に今回決算の認定をお願いするものでございますが決算書の中にも相当のやはり流用をさせていただいているものでございます。それによって流用元流用先も明記しておりますので、議員御指摘のとおりそこで十分その説明ができるということも承知しているものでございます。しかしながら予算を補正等を編成する際に、査定の中で先ほど財政課長が申し上げましたガイドラインといいますか、ルールの中で行ってまいります。これは流用で可とか、これは議会にしっかり説明が必要であるというものはそれぞれの項目によって判断をさせていただきますので、また査定でしっかりと議論した上で予算は計上していきたいと考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２４号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第２４号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩致します。再開は午後１時半と致します。

休憩　午前１１時４９分

再開　午後　１時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。まず議案に入る前に、執行部より発言の訂正の申出があっておりますのでこれを許可します。山内教育課課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。午前中の一般会計補正予算第４号の質疑の中で加賀山議員からの給食費補助のアレルギー関係の質疑の中で、弁当を持ってきている人数につきまして質問がありまして、小学生１人、中学生１人の２名というふうに答弁いたしましたけれども、現在弁当を持ってきている人数は、中学生１名ということですので訂正させていただきます。すいませんでした。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。午前中のあさぎり町職員の育児休業等に関する条例一部改正に関する小松議員からの質問で、期末勤勉手当に対しての答弁が誤っておりましたので訂正させていただきます。手当に関する在職期間につきましては、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例施行規則こちらに規定がございまして、期末手当に関しましては、特に規定がございませんので減算しないということでございます。それから勤勉手当に係る減算期間につきましては、その中に育児休業法のいわゆる部分休業に関する規定がございますが、勤務しなかった日が期間が３０日を超える場合には、その勤務しなかった期間分を期間から助算するということで記載がありますので訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第６、議案第２５号令和７年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第１号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第２５号令和７年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第１号について提案致します。令和７年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第１号は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億５７９万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１億６７０万１,０００円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　それでは議案第２５号について説明致します。第２項から読み上げます。第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。今回の補正内容は、令和６年度の介護保険特別会計の決算に伴い、予算計上するものが主なものとなっております。歳入から説明致します。７ページをお願いします。歳入です。１枠目、目２ その他一般会計繰入金の事務費繰入金は、町が負担すべき介護保険事務に係る経費を精算により追加で受け入れるものです。２枠目、目１

繰越金は令和６年度からの繰越金を補正予算の財源に充てております。３枠目、雑入の３項目は、介護保険制度の地域支援事業国庫交付金ですが令和６年度は申請額より少なく交付されておりましたので、精算による追加交付分を雑入で受け入れるものです。８ページをお願いします。歳出です。１枠目の目２償還金は、介護給付費国県負担金、地域支援事業費県交付金、支払基金交付金の令和６年度事業実績に基づき、国・県・支払基金へ返還するものです。２枠目、目１一般会計繰出金は、介護給付費などを精算した町負担分を一般会計へ返還するものです。３枠目、目１地域包括支援センター管理費と次ページにまたがる目４社会保障充実分事業費は、地域包括支援センター職員の人件費補正となります。１０ページをお願いします。このページ以降は給与費明細となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２５号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第２５号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第７、議案第２６号令和７年度あさぎり町水道事業会計補正予算第２号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第２６号令和７年度あさぎり町水道事業会計補正予算第２号について提案致します。第１条 令和７年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第２号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　議案第２６号について説明致します。第２条から読み上げます。第２条 令和７年度あさぎり町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出 第１款 水道事業費用、補正前の額３億８,１８２万３,０００円、補正額７１万９,０００円、計３億８,２５４万２,０００円。第３条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。詳細につきましては、別途調書で説明を致します。３ページをお願いします。第４条 予算第７条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費補正前の額４,１０７万１,０００円、補正額６４万９,０００円、計４,１７２万円。詳細につきましては、１２ページをお願いします。収益的支出です。１目 原水及び浄水費 節１手当等は時間外手当について今年４月に水道施設の不具合等が集中して発生し、その対応を行ったため今後の緊急時対応などの予算が不足するため補正をお願いするものです。その下、４目 総係費 節１７委託料は、令和８年４月からコンビニ収納代行業務が開始される予定となっており水道使用料についても対応することとなっておりますので、システムの初期導入経費として必要経費を補正するものです。５ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。右側下から３行目の資金増加額３,５１１万７,０００円、最下段の資金期末残高は７億４,９７６万２,０００円となる見込みとなっております。６ページをお願いします。このページから８ページにかけましては、給与費明細となっておりますので御覧頂きたいと思います。９ページをお願いします。債務負担

行為に関する調書です。コンビニ収納代行業務について、令和８年度から令和１０年度までの３年間の債務負担行為を設定するものです。限度額、財源内訳につきましては、記載のとおりとなっております。１０ページをお願いします。予定貸借対照表です。最下段の資産合計と次のページ最下段の負債資本合計はともに６０億４，１５７万９，７５６円の見込みとなっております。説明は以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい１点お尋ねです。７ページの職員の手当の内訳でお尋ねを致します。最下段のところに時間外手当の増額６４万９，０００円が記載されております。もともと補正前が１０７万円ということでおおよそ６割ほど増額になったというふうに理解しておりますが。このライフラインを守るためのですね、職員の皆さん方の普段の勤務に対しては本当に感謝を申し上げているところでございますが、こういう昨今の気候状況といいますか気象条件のを見ますとですね。本当に緊急時で対応せざるを得ないという場面がだんだん多くなっているというふうに感じております。そのところを担当課長はですね、職員の皆さん方の勤務状況とかを見て、今回この６０およそ５万円という非常に大きな増額は、私に言わせると元々少し当初予算が厳しかったんではないかというふうに思うところもあるんですけどその点いかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。今回ですね６５万円弱の増額ということで補正予算計上していますが、こちら当初予算の１０７万円といいますのが前年実績をもとに一応割増しをして、今後ですねまた対応が増えるだろうということで割増しをして計上しておったわけですが、予算の説明の時にも話したとおり４月にですね、免田地区とか深田地区、上地区それぞれで施設の老朽化に伴う修繕業務ですねこちらが発生しまして、年間予算のほぼ源水および上水のほうですけども、ほぼ９割程度をもう消化してしまったもんですから、今後の施設巡視とか浄水場の修繕等に係る経費、時間外が不足しますということで、今後予想される分について今回計上を行ったところです。実績を見ましてもですね、年々時間外の額というのは増えてきておりますので、来年度予算に向けてですねもう少し精査を行って時間外については計上していきたいというふうに考えます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。本当に水道というのはですねもう生活に直結しております。今年、今年今年度といいますか。あさぎり町内では、大きなですね災害がまだ起きてないとは言いませんけど、いざという時にですね職員の皆さんが安心して働ける環境ということで、是非今課長がおっしゃったような次年度の対応。それからもうひとつはやはり民間の水道事業者、水道工事の施工業者さんとも常日頃の連携はとれてると思うんですけれども、時間外においてのですねそういったいわゆる官民での連携というもの。これも大事にしていただいて町民生活に影響が少なくとも支障が少ないような水道事業を行って頂ければと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。ありがとうございます。今後ですね、今でもですけども

町の水道組合ともですね、有事の際には夜間とか休日問わずですね、連絡をしていただい、こちらからしてですね、対応は頂くようにですね、日頃から連絡は取っておりますので、今後もそのような関係をですね築きたいと築いていきたいというふうに考えております。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２６号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第２６号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第８、議案第２７号令和７年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第２号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第２７号令和７年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第２号について提案致します。第１条 令和７年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算第２号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。それでは議案第２７号について説明致します。第２条から読み上げていきます。第２条 令和７年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 第１款 下水道事業収益、補正前の額６億５,５５１万５,０００円、補正額３４万５,０００円、計６億５,５８６万円。支出 第１款 下水道事業費用、補正前の額５億８,７５７万５,０００円、補正額４万１,０００円、計５億８,７６１万６,０００円。３ページをお願いします。第３条 予算第４条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億５,３６２万３,０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額９８０万３,０００円、損益勘定留保資金１億９,０５７万３,０００円、利益剰余金処分額５,３２４万７,０００円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出 第１款 資本的支出、補正前の額５億９５３万６,０００円、補正額３４万６,０００円、計５億９８８万２,０００円。第４条 債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は次のとおりと定める。詳細につきましては、別途調書で説明致します。第５条 利益剰余金のうち５,３２４万７,０００円は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填に処分するものとする。１１ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入です。１目 受取利息及び配当金 節２基金利息は定期口座の利率変更により増額を行うものです。１２ページをお願いします。収益的支出です。４目総係費 節１８委託料は、水道事業と同様に令和８年４月に改修予定のコンビニ収納代行業務の初期導入経費として計上をしております。１３ページをお願いします。資本的支出です。１目 基金積立金 節１基金積立金は、収益的収入で説明しました基金利息の増額分を積み立てるものです。７ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。右側下から３行目 資金増加額１,７１８万３,０００円。最下段の資金期末残高は１億１,９７９万８,０００円となる見込みです。８ページをお願いします。債務負担行為に関する調書です。コンビニ収納代行業務について、令和８年度から令和１０年度までの３年間の債務負担行為を設定するものです。限度額、財源内訳は記載のとおりとなっております。９ページをお願いします。

予定貸借対照表です。右下の二重下線部資産合計と次のページ最下段の負債資本合計はともに９６億６，０１２万７，５５６円の見込みとなっております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２７号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第２７号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第９、議案第２９号斉堂地区排水路改修工事５工区の請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第２９号斉堂地区排水路改修工事５工区請負契約の締結について提案致します。提案理由を申し上げます。斉堂地区排水路改修工事５工区の請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。議案第２９号について説明致します。本件は、令和７年８月２７日に入札を行い、落札業者との仮契約を締結しているところです。契約の内容は、工事名 斉堂地区排水路改修工事（５工区）。工事内容 排水路工、暗渠工、樋門工。工事場所 球磨郡あさぎり町岡原南地内。契約金額 ８，４７０万円。契約の相手方 球磨郡あさぎり町免田東２６８４番地の９０ 株式会社上野建設 代表取締役 上野敏一。契約の方法 指名競争入札によるものです。なお、工期につきましては令和８年３月末を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２９号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第２９号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１０、議案第３０号小型動力ポンプの買入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第３０号小型動力ポンプの買入れについて提案致します。提案理由を申し上げます。小型動力ポンプの買入れについてあさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　それでは、小型動力ポンプの買入れにつきまして説明致します。買入れの入札につきましては、８月２７日に行いまして落札業者と仮契約を締結しているところです。内容につきましては、買入物件 小型動力ポンプ３台。納入場所 あさぎり町免田東地内。

買入価格 ７４２万５,０００円。契約の相手方 熊本市中央区上水前寺１丁目１０番５号 熊本いちはら工業株式会社 代表取締役 澤田悦幸。契約の方法 指名競争入札でございます。納期につきましては、令和８年２月末日を予定しているところでございます。なお全員協議会の際に橋本議員のほうからお尋ねがございましたが、入れ替える場所につきましては、２分団３部これは西別府になります。それから４分団２部永山狩所の地区です。それから９分団２部の桧山へ以上３か所の入替えとなります。説明は以上で終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第３０号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第３０号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１１、認定第１号令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第１５、認定第５号令和６年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について、日程第１６、議案第２８号令和６年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。及び日程第１７、認定第６号令和６年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第１８、認定第７号令和６年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを決算に関連がありますので一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　それでは令和６年度の決算認定について提案致します。認定第１号令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第２号令和６年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第３号令和６年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第４号令和６年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第５号令和６年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について。議案第２８号令和６年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。認定第６号令和６年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第７号令和６年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について。あさぎり町監査委員の決算審査意見書をつけて提出し、議会の認定に付するものでございます。どうか審議の上、認定を頂きますよう、よろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで暫時休憩致します。

休憩　午後１時５９分

再開　午後２時　２分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　ここで決算審査に当たられました尾方代表監査委員に審査結果の報告を求めます。尾方代表監査委員。

●代表監査委員（尾方　正志 君）　こんにちは。今日は代表監査委員の尾方でございます。よろしくお願い致します。皆様方には日頃よりあさぎり町の発展のために御尽力なされていることに対しまして心より敬意を表したいと思います。さて昨年、「消滅可能自治体」の報告があり、あさぎり町は消滅可能自治体から脱却はしましたが、「消滅可能性」ライン５０％を割り、４６．７％です。いつ「消滅可能自治体」になるか分からない状態です。あさぎり町の人口は、令和７年８月１日現在１万３，８３９人。男性６，４９６人、女性７，３４３人、世帯数５，７５５世帯です。ちなみに令和６年７月末で人口は１万４，１４１人です。これからも言えることですがあさぎり町の人口はこれから確実に減っていくと思われます。あさぎり町は、いわゆる住民の幸せを大切にする政策を重視すべきと考えます。少子高齢化が進んでも楽しく生活できるにはどうすればよいかを考えることに意味があると思います。さて、決算審査は決算のその他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものであり、難波監査委員とともに協力しながら審査を行ってきたところでございます。ここで、決算審査時に執行部から提出された調書の数字に間違いがありましたので訂正をお願いします。決算審査意見書９ページ第８表 保育所保護者負担金（私立）の収納状況の中で、令和６年度現年度分調定額９４３万８，０４０円を１，２４０万４，１４０円に。収入済額９４０万８，０４０円を１，２３５万４，１４０円に。収入未済額３万円を５万円に。徴収率９９．７％を９９．６％となります。申し訳ございませんでした。それでは、決算審査意見書については、御手元の資料に基づいて説明を申し上げます。審査に当たりましては１円単位まで審査しているところでございますが、説明に当たっては万円単位で切り捨てで説明させていただきます。まず２ページを御覧頂きたいと思います。審査の対象としたものが①の一般会計と②から⑥までの５つの特別会計でございます。項目の２から４までの審査期間、審査場所、審査要領を記載しておりますけれども省略させていただきます。５の決算の概要から７の財政構造と財政指数までは、御手元の決算審査意見書のとおりです。それでは、８審査の結果と意見２７ページにあります、について述べてまいりたいと思います。審査に付された令和６年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況に関する調書等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸表帳簿その他証憑書類と照合し、また担当職員の質問等により審査をした結果、適法かつ適正に処理されているものと認められました。財産管理に関しての在庫表についても例月現金出納検査等を通じまして、定期的に関係帳簿と照合し適切に管理されていることを確認しております。決算に関する総括的な意見は次のとおりであります。一般会計に関しましては、一般会計の歳入８．４％を占める町税の徴収率は９５．８％。ここ数年で最高の徴収率です。これは税務課の皆さんの効率的かつ綿密な努力の結果と思われます。しかし、不納欠損額は前年度より１，２９１万５，０００円大幅に減少しましたが３６９万８，０００円です。また、滞納が高額な案件や徴収困難な案件が存在することから、引き続き徴収努

力をお願い致します。特別会計に関しましては、いずれも実質収支ベースで黒字となっております。しかし、球磨郡障害認定審査事業及び球磨郡介護認定審査事業の特別会計以外については、不納欠損や収入未済があり、期限内に支払われている方が不公平感を持たないように、徴収努力でさらに健全な運営となるよう努めていただきたいと思います。財政構造に関しましては、本町の自主財源比率は、昨年より若干であるが下落し２５．３％です。まだ低い水準にあります。前年度に比べて町税や分担金及び負担金、使用料及び手数料は減収であり、寄附金は若干でありますが増収となっております。国県支出金については、国などの政策等により安定的に確保することができるか不安視されます。行政水準を維持するため、優先順位等を考慮した効率的で規律のある財政運営を努めていただきたいと思います。財政分析に関しましては、財政の弾力性を示す経営収支比率については、本年度９０．４％となり前年度に比べ４．７ポイント増加しました。この主な理由として、分子となる義務的経費である経常的な物件費及び人件費の増加が要因と言えます。今後、経常一般財源が伸長することは望みにくいことから経常収支比率は高くなっていくことが予想されます。財政力指数については０．２４０でここ数年大きな動きはありません。類似団体と比較しても低い水準にありますが、行財政改革等の取組を通じて財政基盤の強化に努めて頂きたいと思います。基金及び保有有価証券の状況に関してでは、基金及び保有有価証券の預入状況及び保有状況について証憑帳簿等の照合を行い、いずれの基金及び保有有価証券も適正に保管運用されていると認められます。以上が一般会計及び特別会計に関する決算審査の状況と総括的な意見であります。続きまして令和６年度あさぎり町水道事業会計決算について御報告致します。１の審査対象から４の審査要領につきましては、一般会計等の決算審査と同様ですので省略致します。５の審査結果であります。審査の対象といたしました令和６年度決算書及び附属書類の計数は関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認致しました。６の決算の状況につきましては、御手元の決算審査意見書のとおりです。７の審査の意見につきまして、当年度の収益的収支は事業収益３億９，４０６万円、事業費用３億７，７３５万円、純利益１，６７２万円です。これは大幅に事業収益が減収していることによるものであります。有収率については、７１．６％と前年に比べ５．０％下降しているが配水量の４分の１が失われていると思われます。原因の解明と対策を確実に行っていただきたいと思います。また水道使用料金の収納状況については第２表のとおりであり、収納率は９７．３％となり前年度に比べて０．１％減少しました。不納欠損額は１万５，０００円、収入未済額は過年度分を含め６０４万円と前年度に比べ３８万円増加しています。毎年５００万円以上の未収額が発生しており、さらなる徴収努力をお願い致します。１１ページの経営分析比率表で明らかなように固定資産構成比率が８２．６％、固定負債構成比率３３．８％と依然として事業の硬直化が懸念される数値であります。また収益は黒字となっていますが有収率から推測すると漏水等が発生していると考えられ、今後、老朽施設の改修等が増えていくことなど厳しい状況であり、さらなる経営改善を進めていく必要があると考えております。続きまして、令和６年度あさぎり町下水道事業会計決算について御報告致します。１の審査対象から４の審査要領につきましては、一般会計等の検査審査と同様ですので省略致します。５の審査結果であります。審査の対象と致しました令和６年度決算書及び附属書類の計数は関係諸帳簿及び証票書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認致しました。６の決

算の状況につきましては、御手元の決算審査意見書のとおりです。７の審査の審査の意見につきまして、当年度の年間汚水処理量は１０８万９，６１６立方メートルとなり、また接続率については、世帯数に対して８６．２％と前年に比べ０．６％増加しています。下水道使用料金の収納状況については、第２表の通りであり、収納率は９７．２％となり前年度と同様です。また不納欠損額は、２４万９，０００円であります。一方、収入未済額は、過年度も含めて４９３万円と前年度に比べ４１万円減少しているが毎年４９０万円以上の未収額が発生しており、さらなる徴収努力をお願い致します。下水料金の把握漏れが度々発生していることから、利用対象者の管理の徹底を図るようにお願い致します。１１ページの経営分析比率表で明らかなように固定資産構成比率が９８．６７％など、多くの分析項目が事業の硬直化が懸念される数値であります。収益は黒字でありますが、施設の経年劣化等が進んでいると考えられ、改修が今後増えていくことなど厳しい状況であり、さらなる経営改善を進めていく必要があると考えられます。企業会計の税務処理に当たっては、複雑な処理が必要となることから内部研修の充実を図るとともに専門家のアドバイスを受けるなどの方策を講じる必要があると考えられます。次に令和６年度の決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率等の審査意見についてであります。実質収支公債比率につきましては、年間の借金返済の額を表すもので、資金繰りの程度を表す指標で比率の低いほうが財政に余裕があり健全性が高いと言われています。令和６年度の実質公債比率は８．５％で前年度より０．１％増加しています。続きまして将来負担比率についてでありますが、土地改良区などを含めた将来の負担が見込まれる負債の割合を表すもので、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。本年も充当可能財源等が将来負担額を上回ったことにより分子がマイナスになったため指標は数値化されておりません。最後に資金不足比率についてでありますが公営企業に見る資金は不足が生じていないため、指標は数値化されておりません。今後、普通交付税が段階的に削減されることから、今後も健全財政に向けた取組を行っていく必要があると思います。以上で１年の決算審査に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（小見田　和行 君）　代表監査委員におかれましては、審査の結果の報告、大変お世話なりました。どうぞ自席へお戻りください。これから決算審査意見書について代表監査委員に質疑を許可します。質疑ありませんか。山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　はい。１０番 山口です。それではただいまあの決算審査の御報告を頂きました。大変尾方先生におかれましては、長い時間をかけての審査であったと思います。御苦労さまでございました。ここでお聞きすることがどうかって思っておりましたけれども、ひとつ先生の意見を聞かせていただきたいという思いで質問を致しますのでよろしくお願いしたいと思いますが、実は私ども議会ないし議会議員でございますが、「地方議会の果たすべき役割は」ということで、監視機能、決定機能、代表機能ということで、３つの役割を担っております。そういう中で監視機能のところではですね、行政部門に対するチェック機能、検査権、監査請求権そして調査権と改めて申し上げるまでもなく御存じかと思うんでありますが、そういう議会としての役割を担っておりますので、その中で実はこれは地方議会人という小冊子なんですよ。そちらのほうでチェック機能を果たすためには、決算審査に着目し、改善の方向性を展望した議会

における決算審査には、行政活動を財政面で事後的に精査評価する規範的に重要な役割があるというふうに書いてあります。さらに監査委員による決算審査意見書が有益な手がかりになり得ると。決算審査意見書では、自治体運営の問題点が具体的に指摘されており有能な情報元であると、ということです。もう私も改めて感ずるところがございましたが、実は私も職員の経験があります。それ議会に入りまして議選の監査委員で当時の代表監査委員と一緒に仕事をさせていただきましたが、その時に一緒にさせていただいた代表監査委員。やはり先生と一緒で税務行政出身者でございました。しかし一緒に仕事をしておりまして、税務行政に精通している方々の鋭いいわゆる調査というか検査というか、そういったことを目の当たり致しました。私も同じ書類を見てて、中々気づけなかったんです。先ほど先生からもお話がありました。下水道の賦課漏れあれは代表監査委員が発見をされたっていう。その時さすが税務署という感じを持ったことがございますが、そういうことで税務行政のみならずですねいろんな経験等をお持ちと思いますので、改めましてこういうふうに決算審査意見書ということで、今日も注意して聞いておりました。決算審査意見書のもう云々ということには申し上げるつもりはございませんが、中々分かりづらければですね、後でというふうに答えられて構いませんのでひとつお伺いしたいんですが、あさぎり町のいろんな課題についてもお話を頂きました。財政面についてもですね。その中で実はいろんな課題に向かって町長以下執行部、議会も一緒になって町民の皆さん方の幸福度を上げるためのいろんな施策を展開は致しておりますけれども、何せいろんな課題があるというような御指摘がありましたが。そういう中にあってですね、基金の状況等もお示し頂きました。それから財政の指標も提示頂きました。その中で財政調整基金これは実は一般質問でも出た案件なんでありますが、財政調整基金が約５３億あります。いわゆる標準財政規模があさぎり町は６６億か７億ぐらい。基金の保有は２０パーか２５ぐらいだったと思うんでありますが、あさぎり町の基金の保有高は熊本県でもトップクラス。いろんな課題を解決していく自治体の仕事の中でですね、もちろん財調はあればあるほどいいにこしたことありませんが、今、地域に住んでいる人たちの幸福度を上げるためにこの財調の取扱いは、やはり考えるべきだと思います。そこで様々な仕事で経験がおありの代表監査委員としてですね、この財調あさぎり町が抱える財調の在り方について、監査委員としてどういう意見がお持ちかをお聞かせ頂ければと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですけど暫時休憩致します。

休憩　午後２時２７分

再開　午後２時３１分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。尾方代表監査委員。

●代表監査委員（尾方　正志 君）　はい。先ほどの財調のことですけど私の意見として聞いていた

だきたいと思います。今後、財調が増えるとは思っていません。減っていくと思います。減っていくとしてもですね、その財調のほうをですねどのように町民とかですね、町のために有効に使っていくかということを皆さんで考えていただきたいということだけしか私のほうからは言えませんので、その点をよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　はい。大変ありがとうございました。当然ですね、執行部、議会共々先ほど申し上げましたとおり町民の皆さん方の幸福度を上げるための仕事をやっていくわけでありますので、その財調の運用についてはですね、やっぱりしっかり議論をしていきたいと。ただし、これだけを監査委員さんにも町民の方々にも考えていただきたいのは、やっぱり今しなければならない仕事についてはですね、やはり思い切った施策の展開をしていかなければならない。そのくらいこの人吉球磨地域は特に大変な事時期に状況にあるというふうに思っておりますので、是非監査委員さんにもいろんな面からの御支援を頂ければと思います。大変ありがたい御意見頂きまして感謝致します。終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　ほか質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで代表監査委員への質疑を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の審議について、１６日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分。１７日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行い、総括質疑及び採決を１９日に行いたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。従って１６日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分、１７日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行い、１９日に総括質疑及び採決を行うことに決定しました。なお御手元に配付しました文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告しておきます。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。明日１１日から１５日までは熊日金婚夫婦表彰式及び例月監査開催のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。従って明日１１日から１５日までは熊日金婚夫婦表彰及び例月監査等開催のため休会とすることに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午後２時３５分　散会

令和７年度　あさぎり町議会第４回会議会議録（第９号）						
招集年月日	令和７年９月８日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年9月16日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和7年9月16日　午後 3時57分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松英一	○	8	森岡　勉	○
	2	加藤　弘	○	9	豊永喜一	○
	3	小谷節雄	○	１０	山口和幸	○
	4	岩本恭典	○	１１	皆越てる子	○
	5	難波文美	○	１２	溝口峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井英治	○
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	１番　小松英一　　２番　加藤　弘
出席した議会書記	事務局長　山本祐二　　事務局書記　溝口久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口俊朗	○	農林振興課長	橋本英樹	○
	副町長	土肥克也	○	農林振興課長補佐	樅木寿礼	○
	デジタル政策審議監	長沼宏季	○	商工観光課長	沖松勝彦	○
	総務課長	酒井裕次	○	商工観光課長補佐	高田将一	○
	総務課長補佐	白石和博	○	建設課長	小田　淳	○
	危機管理監	福永　誠	○	建設課長補佐	田口宏幸	○
	企画政策課長	万江幸一朗	○	上下水道課長	鬼塚拓夫	○
	企画政策課長補佐	上渕浩規	○	上下水道課長補佐	小田英治	○
	財政課長	中村光成	○	農業委員会事務局長	中神啓介	○
	財政課審議員	水本八大	○	会計管理者	上田日和	○
	財政課長補佐	坂本幸治	○			

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第９号）

日程第　１　　認定第　１号　令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明及び質疑）

日程第　２　　認定第　５号　令和６年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について
（提案理由の説明及び質疑）

日程第　３　　議案第２８号　令和 6 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

本日の会議に付した事件

日程第　１　　認定第　１号　令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
（提案理由の説明及び質疑）

日程第　２　　認定第　５号　令和６年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について
（提案理由の説明及び質疑）

日程第　３　　議案第２８号　令和 6 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田　和行 君）　本日は総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、認定第１号令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし説明を求めます。上田会計管理者。

●会計管理者、会計課長（上田　日和 さん）　はい。おはようございます。それでは、最初に令和６年度一般会計歳入歳出決算につきまして総括的なところから御説明を致します。１２８ページをお願い致します。実質収支に関する調書でございます。令和６年度一般会計の歳入総額は、１

４４億1,１４４万5,０００円。歳出総額１３３億2,３０５万7,０００円。歳入歳出差引額１０億8,８３８万8,０００円。このうち翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額2億9,２０７万4,０００円。事故繰越繰越額６５万3,０００円。合計の2億9,２７２万7,０００円を繰越し、実質収支額は7億9,５６６万1,０００円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はございません。次に財産に関する調書について御説明を致します。次のページ１２９ページをお願い致します。このページから財産に関する調書でございます。１．公有財産（１）土地及び建物、１３１ページの（２）山林につきましては、後ほど財政課から説明を致します。１３２ページをお願い致します。２枠目の（４）出資による権利。出資証券は、決算年度中増減高が1億1,８６１万4,２５３円増加しております。これは、あさぎり町水道事業へ9,１３８万5,２５９円。あさぎり町下水道事業へ2,７２２万9,０００円の出資を行ったものでございます。その下、出捐証券は3万9,５５７円増加しております。これは、一般財団法人熊本さわやか長寿財団へ出捐しておりました旧須恵村分8万7,０００円の計上漏れ分と同財団が令和6年度から取崩しを行った4万7,４４３円の差額でございます。次4枠目、２ 物品です。２行目マイクロバスは2台売却、4行目給食運搬車は1台購入。6行目の消防車両1台と7行目の消防小型ポンプ1台は、処分計画により廃棄したものでございます。次に３ 基金です。ここには一般会計で保有しております財政調整基金から奨学金までの１２の基金について記載をしております。それぞれの基金、増減につきましては記載のとおりでございますが、この１２基金の決算年度末現在高は、１０３億5,７４９万5,５５４円で、前年度末から9,０１２万８４円増加しております。続きまして会計課所管分について御説明致します。２２ページをお願い致します。まず歳入でございます。中ほどの目２利子及び配当金は、備考欄に記載の１２の基金と特別会計の２つの基金を一括運用しておりまして、その運用益を各基金の現在高で案分し、それぞれの基金に配分したものでございます。２４ページをお願い致します。下から３つ目の目１町預金利子は、一般資金の定期及び普通預金の利子でございます。マイナス金利が解除され金利が大きく上昇したことにより、令和5年度と比較しまして１２７万8,２０７円の増となっております。２６ページをお願い致します。雑入になります。備考欄下から8番目各種保険料控除事務手数料は、職員の給与から控除しております生命保険料の事務手数料として。その下、過年度分定期預金中途解約時追加利子は、平成３０年度に中途解約した定期預金に対して金融機関から追加利息が支払われたものを受入れたものでございます。続きまして歳出を御説明致します。３１ページをお願い致します。款２総務費の目１一般管理費になりますが、この中で会計課所管分と致しましては、次のページ、３２ページをお願い致します。最下段、節１０需用費の備考欄 消耗品費３３５万7,５１５円のうち１５３万4,８０５円を用度管理分として町内事務用品の購入。ひとつ飛びまして印刷製本費は、庁内で使用する公用封筒と財務納付書の印刷費に支出しております。次に３６ページをお願い致します。目５会計管理費では、会計事務に係る経費を支出しております。主なものとしましては、会計課職員の人件費のほか最下段、節１１役務費では備考欄の口座振替手数料、その下、窓口収納手数料は金融機関で金融機関における各種公金の収納に係る手数料。その下、口座振込手数料は、令和6年１０月から導入された内国為替制度運営費に対応する経費として公金の口座振り込みに係る手数料。その下、データ伝送手数

料は同じく１０月から開始したデータ伝送に係る手数料を支出しております。３７ページをお願い致します。節１２委託料では、備考欄の電算システム改修委託料として口座振替データの伝送化に伴う口座システムの改修、年末調整システム導入業務の委託料を支出しております。その下、口座振替データ伝送業務委託料は令和６年１０月から開始した口座振替データ一括伝送サービスの委託料を支出しております。節１８負担金補助及び交付金では、会計課窓口に設置する指定金融機関派出所職員に係る人件費負担分を支出しております。その下、節２１補償補填及び賠償金では、源泉徴収税に係る延滞税を支出しております。以上で会計課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。それでは総務課所管分につきまして説明致します。１２ページをお願いします。歳入でございますが１番下の目１交通安全対策特別交付金につきましては、交通安全対策の経費としまして改良済み道路延長などの支障により配分されたものでございます。次の１３ページをお願いします。目の下から２番目で目１総務使用料 節１行政財産使用料につきましては、見守りカメラつき自動販売機３台に対するもので本庁舎・生涯学習センター・ポッポー館にそれぞれ設置しております。１７ページをお願いします。中ほどの目７消防費国庫補助金 節１消防防災施設等整備費補助金につきましては、防火水槽設置事業の補助金として受入れております。次の１８ページをお願いします。目の１番目で目１総務費国庫委託金 節１総務管理費委託金につきましては、自衛隊法に基づく法定受託事業事務として自衛官の募集事務の経費を受入れております。中ほどの目１総務費県負担金 節１派遣職員負担金につきましては、人事交流として県に派遣した職員の人件費を受入れたものです。１番下の目１総務費県補助金につきましては、次の１９ページをお願いします。節１総務管理費補助金で、権限移譲事務交付金につきまして１０件の権限移譲事務に対し交付されたものです。２１ページをお願いします。目７消防費県補助金 節１消防費補助金の球磨川水系防災・減災ソフト対策等事業補助金につきましては、防災対策の強化としまして、貯水機能付給水管それとマンホールトイレの設置などへの補助金になります。次の消防体制強化推進事業交付金につきましては、消防指令業務の共同運用事業としまして上球磨消防組合の負担金に対する交付金になります。目１総務費県委託金 節４選挙費委託金につきましては、衆議院議員選挙の執行経費として受入れております。２３ページをお願いします。目の２番目、目１指定寄附金で消防費寄附金につきましては、南部森林管理署などからの寄附金を受入れたものです。次の２４ページをお願いします。目９防災基金繰入金につきましては、建設課で行いました耐震化支援事業と河川監視カメラ設置事業の財源として繰入れております。次の２５ページをお願いします。目４雑入でございます。１行目のコピー使用料、次の電話使用料、３つ飛んで他団体支給旅費等、ひとつ飛んで雇用保険個人負担金から最下段の国派遣職員住居借上負担金、それから次の２６ページ上段の資源有価物売払収入から８行目の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金過年度分までが総務課所管でございまして、６行目の災害対策費用保険金につきましては、災害警戒や避難所開設に要した費用に対して受入れております。８行目の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金過年度分につきましては、消防団作業服の更新を繰越して実施したことで、事務手続上雑入での受入れとなっております。２８ページをお願いします。下段の町債で目１総務債 節４庁舎建設事業債につきましては、第二庁舎建設における起債となります。

次の２９ページをお願いします。目６消防債 節１消防施設整備事業債につきましては、防火水槽と消火栓の整備における起債です。次の節２防災基盤整備事業債につきましては、貯水機能付給水管やマンホールトイレなどの整備における起債となります。次の３０ページをお願いします。続きまして歳出でございますが、まず人件費につきまして全会計分で令和６年度の常勤職員数は特別職３名、一般職１８０名、再任用職員１１名でございます。常勤職員に係る人件費の総額は約１５億３，６６０万円でございまして、前年度に比較しまして約１億３，５６０万円の増となっております。増額となりました主な要因としましては、退職手当組合負担金が増額となったものでございますが、２年ごとに定年が延長となることで定年退職者が出なかった前年度におきましては特例措置で負担金が４分の１であったことによるものでございます。それでは歳出の主なものにつきまして説明致します。目１議会費につきましては、議会運営に要した経費としまして例年同様の支出となっておりますが、次の３１ページをお願いします。節１７備品購入費につきましては会議映像配信用の関連機器を購入したものでございます。次の目１一般管理費につきましては、行政区に関する経費、町長や総務課職員の人件費また職員の研修や福祉事業、入札契約及び本町の渉外的経費などを支出してございまして、令和５年度に比較しまして１億１，５００万円の増となっておりますが、主な要因としましては、退職手当組合負担金になりますが先ほど人件費の説明して申し上げましたとおり前年度令和５年度が定年延長により少なかったことによるものでございます。３４ページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金で、中ほどの派遣職員負担金につきましては、県からの派遣に係る人件費分の負担金でございます。次の目２文書管理費につきましては、文書例規及び情報管理に要する経費を支出しておりますが、節１報酬では、文書発送のための配達職員としまして３名の会計年度任用職員の報酬を支出しております。３７ページをお願いします。目６財産管理費につきましては総務課分としまして庁舎における維持管理のための経費になりますが、３９ページをお願いします。節１４工事請負費のうち総務課分としまして倉庫の屋根改修など２３１万３，０３６円を支出してございます。４２ページをお願いします。目９支所費につきましては、４つの支所を維持するための経常的な経費を支出しております。次の目１０公平委員会費につきましては、本町の公平委員会事務を熊本県人事委員会に委託するための費用を支出しております。次の目１１交通安全対策費につきまして、次の４３ページをお願いします。節１４工事請負費につきましては、道路の区画線の引き直しとカーブミラーを設置したものです。次の目１２防犯対策費につきましては、防犯灯及び防犯カメラの維持管理の経費を支出しておりまして、節１４工事請負費では防犯灯を２基設置しております。目１３諸費につきましては、人吉球磨広域行政組合負担金のほか各負担金を支出しております。次の４４ページをお願いします。目１４基金費 節２４積立金で下から４行目の防災基金積立金につきましては、預金利息分を積立てたものです。４６ページをお願いします。目１９庁舎建設費につきましては第二庁舎建設にかかる費用でありまして、節１２委託料で庁舎建設におけるＰＲ動画作成と工事管理を継続費の事故繰越としまして支出しております。次の４７ページをお願いします。節１４工事請負費につきまして、繰越明許では防災無線設備などの移設を行っておりますが、第二庁舎の建設にあわせて行う必要から繰越しで実施したものです。継続費としまして第二庁舎建設工事を行っておりますが、作業員の確保が困難だったということで年度内の完了ができずに事故

繰越として実施したものです。節１７備品購入費につきましては、第二庁舎用の備品になりますが庁舎建設の遅れにより繰越して購入しております。５２ページをお願いします。目１選挙管理委員会費につきましては、委員会の運営経費として経常的に支出したものです。次の目２選挙啓発費につきましても経常的な経費として支出したものです。次の目３町議会議員一般選挙費につきましては、無投票でございましたので選挙の執行はございませんでしたが選挙に係る経費を支出しておりまして、節１２委託料では、ポスター掲示板の設置を行っておりますが準備のために前年度から繰越して行っております。次の５３ページをお願いします。目４衆議院議員総選挙費につきましては、令和６年１０月に執行されました選挙に係る経費となります。５５ページをお願いします。目１監査委員費につきましては、監査委員会の運営経費を支出しております。飛びまして１０１ページをお願いします。目２非常備消防費でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ちょっと準備のため暫時休憩致します。

休憩　午前１０時２５分

再開　午前１０時２６分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい、失礼しました。１０１ページをお願いします。消防費につきまして目１消防総務費は、負担金の支出となりますが上球磨消防組合などへ支出しております。目２非常備消防費につきましては、消防団員の報酬や出動時の費用弁償、消防活動装備品など消防団活動に要する経費を支出しております。次の１０２ページをお願いします。節１７備品購入費では、消火栓ホース格納庫や消防用ホース、法被などを購入しております。また事故繰越での備品購入につきましては、消防団員の活動服の更新となりますが年度内の納品が困難とのことで繰越して購入しております。次の目３消防施設費につきましては消防詰所の維持管理経費のほか、節１４工事請負費で防火水槽２基の設置と防火水槽１基の撤去、消防詰所２か所の解体を行っております。目４防災管理費につきましては、防災体制や応急対応の経費となりますが次の１０３ページをお願いします。節１２委託料の設計委託料につきましては、生涯学習センターの敷地内に雨庭を設置するための設計を行ったものです。次の１０４ページをお願いします。節１４工事請負費につきましては支出はございませんが雨庭設置工事が入札の不調によりまして発注が遅れたことで翌年度への繰り越すとするもので、繰越明許費に計上しております。節１７備品購入費につきましては、防災倉庫とマンホールトイレ用の建具などを購入したものです。節１８負担金補助及び交付金につきまして、２行目で貯水機能付給水管設置負担金は、高山体育館に設置した分。４行目のマンホールトイレ設備設置負担金はもみじ館に設置した分を上下水道事業へ支出しております。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　万江企画政策課課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。それでは企画政策課所管分の説明を申し上げます。１３ページをお願い致します。歳入になります。１枠目、目１総務費負担金の鉄道事業再構築実施計画策定事業市町村負担金は、くま川鉄道株式会社が上下分離方式を導入するにあたり鉄道事業再構築実施計画の策定が必須となっておりますが、関係市町村を代表しあさぎり町が入札事務から契約関係事務を行い、その費用に対する負担金を受入れたものです。次に下段の目１総務使用料 節２総務施設使用料は、テレワーク施設のコワーキングスペース・シェアオフィス等の利用料金を受入れたものです。１６ページをお願い致します。上段の目１総務費国庫補助金 節３社会保障・税番号システム整備費補助金の２行目 社会保障・税番号システム整備費補助金は、自治体中間サーバープラットフォーム次期システムへの公開等に係る国費分を受入れたものです。次に４行目、同じく社会保障・税番号システム整備費補助金繰越明許は、前年度からの繰越し事業となりますが、歳出側電算システム改修事業における補助金を受入れたものです。次の節４地方創生臨時交付金は、定額減税給付金、学校給食費補助事業などに充当した交付金を受入れたものです。次に節５地域脱炭素移行再エネ推進交付金は、下段の繰越し分とあわせ公共施設へ太陽光パネル蓄電池を設置する費用を受入れたものです。次の節６地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、くま川鉄道再構築実施計画策定に伴い、国費分を受入れたものです。次の節７デジタル田園都市国家構想交付金は、あさぎり町の地域資源を活用した共創を軸とした町民活躍のまちづくり事業として、国費分を受入れたものです。次に節９特定地域づくり事業推進交付金は、あさぎり地域づくり協同組合の事業に対し、対象事業費の国費分４分の１の補助金を受入れたものです。１８ページをお願い致します。最下段、目１総務費県補助金、１９ページをお願い致します。最上段、節１総務管理費補助金の３行目生活交通維持活性化総合交付金は、町内を走っております路線バス運行に対する赤字補てん及び町デマンド交通に対する交付金になります。次のグリーンニューディール創造支援事業補助金は県の球磨川流域復興基金を活用した交付金で、令和２年７月豪雨からの創造的復興に向け地域課題解決に向けたプロジェクト事業の創出を目的とし、地域横断的な協議会等の構築運営に要する経費を支援するものを受入れたものです。次に物価高騰対応生活者支援交付金繰越明許は、町ＬＰガス価格高騰対応生活者支援事業補助金を受入れたものです。２１ページをお願い致します。下段の目１総務費県補助金 節１統計調査費委託金は、５つの調査等の事務費委託金を受入れたものです。次のページをお願い致します。財産収入となります。２３ページをお願い致します。上段の目２物品売払収入のうち９万８,０００円は、テレビ放送の難視聴対策となる機器の売払い収入になります。下段の枠、目２まちづくり基金繰入金は、前年度と同額を繰入れ、まちづくりに係る３０項目の事業に充当をしたものです。２５ページをお願い致します。中ほどの目４雑入になります。２８ページをお願い致します。３行目くま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金は、あさぎり町から派遣しております職員分について関係市町村からの負担金を受入れたものです。次の地方創生臨時交付金精算金は、令和５年度事業の低所得者支援給付金分の不足額を精算金として受入れたものです。また人吉球磨広域行政組合再計算余剰金還付金は、人吉球磨観地協との派遣協定廃止に伴い、余剰金を受入れたものです。次に節２デジタル基盤改革支援補助金は、新総合行政システム移行業務委託に係る補助金を受入れた

ものです。次に目１総務債 節２光基盤整備事業債は、現年度分及び繰越分ともに新たに整備した光ファイバー整備補助金に対する財源として起債を借入れたものです。また節３テレワーク拠点整備事業債についても、令和６年度事業分について借入れをしたものです。次のページをお願い致します。最下段の目８災害復旧債 節３その他公共施設・公用施設災害復旧事業債は、令和２年７月豪雨で被災したくま川鉄道の災害復旧事業に対する現年度分及び繰越分ともに市町村負担分を借入れたものです。続きまして３５ページをお願い致します。歳出になります。主なものを説明を致します。目３文書広報費 節７報償費ですが、ホームページや町のＰＲ時などの素材として使用することを目的とした写真コンテスト時の費用となります。次に節１２委託料のホームページ管理委託料は、保守管理業務費用になります。次のホームページリプレース委託料は、それまでのホームページの全体的なリニューアルを行ったものです。次に節１３使用料及び賃借料の３行目メール配信システム使用料は、メール・ＬＩＮＥ・Ｘ・気象警報・防災行政無線情報など住民への情報配信を行うための使用料ということになります。３９ページをお願い致します。下段の目７企画振興費です。節１報酬は、男女共同参画審議会における委員の報酬になります。次のページをお願い致します。節７報償費 男女共同参画ガイドライン監修講師謝金は、あさぎり町男女共同参画推進条例を制定しましたが、専門家の監修指導のもと住民向けガイドラインの作成等に係る講師への対価ということになります。次のあさぎり町の歌ダンス練習動画製作協力謝金は、２０周年記念事業として製作しておりますが南稜高校ダンス部へ協力をお願いした際の出演料ということになります。次の節１２委託料のあさぎり町の歌ダンス解説動画制作委託料は、合併２０周年記念事業として２通りを作成したものです。次のバイオ炭実証試験委託料は、脱炭素事業の一環として竹を活用してバイオ炭を製造したものです。次の食の連携事業委託料につきましては、令和５年度に引き続き南稜高校と連携をいたしまして地元食材を使って食を通した体験事業を実施したものです。次に節１７備品購入費は、脱炭素事業におけるバイオ炭の製造に伴い、分解型簡易炭化機３台を購入したものです。次の節１８負担金補助及び交付金の地域づくり団体助成金は、３つの団体へ支援したものです。次に４行目の地方バス運行等特別対策補助金は、町内を走る路線バスの赤字補てんに対します補助金となります。ひとつ飛んでくま川鉄道経営安定化補助金は、安定した運行を確保し地域住民の利便性向上のための補助金となります。最下段スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金は、スマートインターチェンジ工事負担金の公債費分を負担したものです。次のページをお願い致します。上段のくま川鉄道再生協議会負担金は、派遣職員の人件費などの負担金となります。次の物価高騰対応地域公共交通事業者支援金は、令和５年度に引き続き地方創生臨時交付金を活用して、燃料価格の高騰対策としてくま川鉄道に対し支援をしたものです。次に６行目、地域脱炭素推進補助金は、実績をもとに令和６年度事業分として、また最下段の繰越分についても実績に基づき歳入で受入れました補助金を事業者に対して支出をしたものです。次のひごラボプラットフォーム負担金は、歳入で説明しました地域課題解決に向けたプロジェクト事業の創出を行うひごラボに対して支出をしたものです。次の物価高騰対応生活者支援ＬＰガス協会補助金は、ＬＰガス価格高騰対策として実施したものです。次の節２２償還金利子及び割引料の重点支援地方交付金事業国庫補助金返還金は、令和５年度に物価高騰対応重点支援交付金として充当しておりました事業における精算額分を返還するものです。

次に目８電子計算費となります。節１１役務費の通信運搬費は、ポケットＷｉ－Ｆｉの年間利用料。それから節１２委託料 説明の１行目電算システム改修委託料は、歳入で説明しました新総合行政システム移行委託事業に係る改修分となります。また電算機器保守委託料 以下につきましては、職員が使用しているＰＣのリース料や庁舎の無線ＬＡＮ機器、プリンター使用料などの経費となります。次の町内施設接続拠点ネットワークサービス委託料は、庁舎や出先機関及び各公民館等とのネットワーク環境を維持するための経費となります。また住民システム改修委託料（繰越明許）は、総合行政システムにおける住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修等になります。次の節１３使用料及び賃借料は、職員が使用しますソフトウエア、電算機器、クラウドサービスなどの使用料を計上しております。次のページをお願い致します。上段の節１７備品購入費は、議員や職員が使用しているタブレットの経年劣化により一部入替えを行ったものです。それから次の節１８負担金補助及び交付金の３行目、自治体中間サーバープラットフォーム利用負担金は、マイナンバーに係る全国プラットフォームシステムの利用に係る負担金ということになります。４４ページをお願い致します。目１４基金費 節２４積立金の２行目まちづくり基金積立金は、会計課から説明のあった債券運用収入及び利子分を積立てたものです。次に目１５地域情報通信基盤整備事業費、４５ページをお願いします。節１２委託料の設計委託料は、次期屋外告知放送設備の更新に伴います設計業務を光ファイバー設備保守委託料、更新に伴います設計業務を、次の光ファイバー設備保守委託料は、ＩＰ告知システム地デジ再送信設備の管理費用ということになります。節１４工事請負費は難視聴対策の地デジ再送信に係る光ファイバーの引込みなどの工事経費となります。節１８負担金補助及び交付金は、新設する光ブロードバンド整備事業に係る補助金となります。令和５年度からの繰越分についても同様になります。次のページをお願い致します。目１８地方創生費は、総務省の外部専門人材制度を利用し任用した地域プロジェクトマネジャーの人件費などが主なものとなります。節１２委託料の地域プロジェクトマネジャー活動支援業務委託は、プロジェクトマネジャーの活動経費ということになります。次に節１８負担金及び交付金の特定地域づくり事業推進交付金は、あさぎり地域づくり協同組合の派遣職員人件費、事務局運営費に対して交付を行ったものです。次のページをお願い致します。中ほどの目２０デジタル推進費となります。次のページをお願い致します。上段の節１２委託料の自治体ＤＸ推進計画実装業務委託料は、町地域ＤＸ推進計画に基づき取り組むべき事項及び内容を具体化し、実現に向けた業務支援の経費になります。次に目２１テレワーク施設運営費は、施設を管理運営するために必要な経費となります。節７報償費は、テレワーク施設利用促進検討委員会における謝金となります。節１２委託料の設計委託料は、テレワーク施設拠点等における屋根防水工事設計における業務委託料となります。次のテレワーク拠点施設誘客促進業務委託料は、テレワーク施設の有効活用を図る図るため、町外からの関係人口を創出するための各種イベント等を行った交流事業に関するものとなります。次の地域おこし協力隊関係人口創出業務委託料は、テレワーク施設を拠点とした地方創生の実現に向けて運営管理を行った協力隊員の人件費と活動費になります。節１４工事請負費は、テレワーク施設の第２期工事を令和７年度に繰越しておりますが前払金を支出したものです。５３ページをお願い致します。下段の枠、目１統計調査費総務費から５５ページにつきましては、歳入で触れました各統計調査の委託金に対して要した経費

となります。１２６ページをお願い致します。中ほどの目１その他公共施設・公用施設災害復旧費のくま川鉄道経営安定化補助金は、令和６年度の災害復旧事業に対しまして支出した補助金となります。次の繰越明許分につきましては、令和５年度から繰越した事業における事業費における確定額ということになります。以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

休憩　午前１０時４８分

再開　午前１０時５８分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開します。中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　それでは財政課所管分について説明致します。１０ページをお願い致します。歳入からです。最下段の款２地方譲与税ですが、国税として徴収したものを一定の基準により地方に譲与されるものとなっております。項１地方揮発油譲与税及び項２自動車重量譲与税につきましては、市町村道の延長及び面積により案分し交付されたものです。次のページをお願い致します。項３森林環境譲与税は、私有林、人工林面積、林業就業者数及び人口により交付されたものです。その下の項４地方道路譲与税は、本年度の受入れはございません。次の款３利子割交付金とその下款４配当割交付金、款５株式等譲渡所得割交付金は、県に納付された額に対し、政令で定める率を乗じて得た額の５分の３を個人県民税の額で案文し交付されたものです。次の款６法人事業税交付金は、法人事業税の一部を従業者数により交付されたものです。次の款７地方消費税交付金は、県に納付された額の２分の１に相当する額を人口及び従業者数により交付されたものです。次のページをお願い致します。款８ゴルフ場利用税交付金は、本町に所在するゴルフ場利用税の１０分の７に相当する額を、次の款９環境性能割交付金は、市町村道路延長及び面積により交付されたものです。次の款１０地方特例交付金の項１地方特例交付金は、恒久減税及び経済対策として実施された定額減税の影響による地方税の減収分に対する減収補填特例交付金として。項２新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、中小企業者等への固定資産税の軽減措置に伴う減収分の補填として交付されたものです。次の款１１地方交付税ですが、まず普通交付税につきましては国の補正予算による臨時経済対策分の追加交付があり前年度対比で３，８９６万１，０００円の増額となっております。また特別交付税につきましては、令和７年豪雨災害に係る災害ルール分措置の終了により、前年度対比では３，４２３万４，０００円の減額となっております。次のページをお願い致します。下段の款１４使用料及び手数料 目１総務使用料は、旧庁舎及び行政財産の目的外使用に伴う行政財産使用料でございます。次に２２ページをお願い致します。款１７財産収入です。項１ 目１ 節１土地建物貸付収入は、普通財産の賃貸借契約に伴う貸付け収入です。土地建物貸付収入過年度分は、令和５年度の普通財産の賃

貸借契約に伴う貸付け収入です。また１行下の節２その他普通財産貸付収入 備考欄の物品貸付収入は、町で使用していない物品の貸付け収入です。下から２行目、項２財産売払収入 目１ 節１土地建物売払収入は、須恵分譲地、里道、水路等の土地売払い収入です。次のページをお願い致します。中ほどの款１９繰入金の目６公共施設整備基金繰入金は、岡留公園大型遊具設置事業等に係る財源として繰入れたものです。その次、目７減債基金繰入金は、個別施設計画に基づき実施した施設整備に係る地方債償還金の財源として繰入れたものです。次のページお願い致します。中ほど款２０繰越金は、前年度繰越金並びに繰越明許及び事故繰越分です。款２１諸収入につきまして、次のページをお願い致します。中ほどの項４ 目４雑入になります。財政課所管分としましては、備考欄の上から３つ目管内図代がございます。それから４つ下の市町村振興協会市町村交付金は、宝くじ収益金からの交付金となります。２８ページをお願い致します。備考欄中ほどの予算書代から１番下の公有自動車損害共済解約返戻金までが財産財政課所管分となります。次に款２２町債です。目１総務債 節１臨時財政対策債は、国の地方交付税の財源不足により地方債に振替られるものです。それから４つ下の節５集会施設整備事業債につきましては、旧須恵庁舎別館改修事業の財源として過疎債を借入れたものです。以上で歳入の説明を終わります。続きまして歳出になります。３５ページをお願いします。主なもののみ説明を致します。まず款２総務費の目４財政管理費ですが、次のページをお願い致します。中ほどの節１２委託料は、法会計に係る財務書類の作成し作成支援業務及び固定資産台帳のデータ作成支援業務の委託料を支出しております。次のページをお願い致します。目６財産管理費ですが、財政課所管分と致しましては旧庁舎跡地及びその他普通財産の維持管理費、また公用車の一括管理に伴う経費を支出しております。次のページをお願い致します。中ほど節１２委託料です。上から６番目 設計委託料は、旧須恵庁舎別館改修工事の設計委託料として支出しております。次のページをお願いいたします。節１４工事請負費のうち財政課所管分の主なものとしましては、１，９５０万円が旧須恵庁舎別館改修工事の前金払い分となります。節１７備品購入費は、公用車１台及び消火器の購入となります。次４４ページをお願い致します。中ほどの目１４基金費 節２４積立金です。備考欄の３行目公共施設整備基金積立金は、留保財源活用による積立て１億円のほか、基金の運用収入と土地売払収入を積立てたものです。その下の財政調整基金積立金は、運用収入と前年度繰越金の２分の１に相当する額の積立てによるものです。ひとつ飛んで減債基金積立金は、基金の運用収入と今後の公債費の償還の財源を積立てたものです。次１２６ページをお願い致します。中ほどより下款１１公債費になりますが目１元金及び目２利子につきましては長期債に伴う元利償還金となります。その下の款１２予備費ですが予算額８００万円に対して４９０万２，０００円の予備費充用を行っております。以上で歳出の説明を終わります。最後に財産に関する調書につきまして御説明致します。１２９ページをお願い致します。まず行政財産になります。決算年度中に増減があったものについて御説明致します。左側の土地について、消防施設の１３９平米の増は、黒田地区防火水槽用地の寄附採納による増、及び消防詰所用途廃止による減。その他施設の１，２０８平米の増は、あさぎり駅周辺整備用地の購入による増です。次に建物です。まず木造につきまして、公営住宅の３３平米の減は、永北団地の解体に伴う減です。非木造について、本庁舎の１，１８４平米の増は、第二庁舎新築に伴う増、及び旧議場の用途廃止に伴う減。その他施設の１，０８１平

米の増は、旧議場の上校区公民館への用途変更に伴う増です。次のページをお願い致します。普通財産になります。まず土地につきまして原野２，５５１平米の増、雑種地２，１９８平米の増は、宮川内公園の用途廃止に伴うものです。宅地３８３平米の増につきましては、消防詰所の用途廃止に伴うものです。次に建物の木造４１平米の増となっておりますが、これは消防詰所の用途廃止によるものです。次のページをお願いします。１枠目 土地及び建物の表が、行政財産と普通財産を合計した総括表となっております。２枠目 山林について、面積の増減はございません。立木の推定蓄積量につきましては、所有林が２３０立米の減、分収林が１３立米の増となっております。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。それでは、農業委員会所管分について歳入から説明します。１５ページをお願いします。上から３段目の目４農林水産手数料 節１農業手数料 備考の欄の２行目の耕作証明等手数料は、７９件分の手数料収入になります。２０ページをお願いします。目４農林水産事業県補助金 節１農業委員会費補助金 備考１行目の農業委員会交付金は、農業委員会が行う農地法などに定められた事務に要する経費の財源として交付されたもので農業委員報酬、職員の人件費などに充てております。２行目の機構集積支援事業補助金は、担い手への農地集積集約化を支援するための交付されたもので、農地の利用状況調査や農地の権利移動等の状況把握等に行う会計年度職員の報酬と手当、農業委員や職員の研修費等に充てております。３行目の農地利用最適化交付金は、農業委員が農地利用最適化に向けた活動に対して交付されたもので、農業委員報酬の能率給や委員タブレットの通信費等に充てております。４行目の国有農地管理処分事業事務取扱交付金は、あさぎり町内に国有農地に対して事務管理費用として交付されたもので需用費に充てております。次の２１ページをお願いします。備考欄の最上段１行目 節２農業費補助金の耕作放棄地解消事業補助金は、耕作放棄地の解消と発生防止に向けた取組を行い、あわせて担い手への集積を推進する事業として交付されたもので担い手に対する補助金に充てております。２５ページをお願いします。上段の目３農林水産費受託事業収入 節１農業委員会受託事業収入 備考１行目の農業者年金受託事業収入は、農業者年金基金から委託を受け農業者年金の業務を行う市町村に対して交付されたもので、主に職員の人件費に充てております。２行目の農業公社受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受け農地売買等の業務を行う市町村に対して取扱い実績に応じて交付されたもので、契約時に立会いをお願いする委員の費用弁償や事務に係る事業費に充てております。節２農業費受託事業収入の備考欄の農地中間管理機構受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受け農地を貸したい農家と借りたい農家との中間管理業務を行う市町村に対して交付されたもので、業務を行う会計年度職員の報酬と手当に充てています。次の２６ページをお願いします。雑入の備考欄の下から６行目 情報活動交付金は全国農業新聞の普及活動のために交付されたものです。次に歳出を説明します。７６ページをお願いします。最下段の目１農業委員会費については、次のページの７７ページにて説明致します。節１報酬 備考１行目の農業委員報酬は委員２６人の１年分の報酬になります。２行目の会計年度任用職員報酬と節３職員手当と節４共済費は、農地の相談受付業務をはじめ土地利用状況調査、農地パトロール時の資料作成や調査後の集計等の事務補助を行う会計年度職員１名分の人件費を支出していま

す。その下の５枠目の欄の節８旅費の費用弁償は、農業委員会総会や農地売買契約の立会い、１１月に実施した農地パトロールにおける費用弁償になります。その２つ下の節１１役務費の１行目 通信運搬費は、農業委員用のタブレット２６台の通信料、３行目 遊休農地調査手数料は、８月に実施した農地利用状況調査時の農業委員への調査手数料になります。次の欄の節１２委託料は、備考欄の１行目 農家台帳システム保守委託料と２行目の目標地図素案作成委託料につきましては、目標地図素案作成につきましては、昨年度目標地図を完成させましたのでその委託料として支出しております。次の欄の節１３使用料及び賃借料は、備考欄の１行目の農業委員の研修のためのバス借上料と２行目の農業委員用タブレット２６台のソフトウエア使用料、３行目の農政業務支援システム使用料は、農地地図情報システムの使用料として支出しております。次の７８ページをお願いします。備考欄の最上段の節１３使用料及び賃借料の続きです。農地台帳システム使用料に支出しております。その下の節１８負担金補助及び交付金の備考欄の最下段 耕作放棄地解消事業補助金は、担い手が遊休農地を借りて再生する農地に対して交付される県からの補助金として解消していただく担い手へ１件交付しております。次の目２農業者年金事務委託事業費は、農業者年金基金から委託を受けて行っている事業に対する人件費等が主な支出と、節１０需用費の印刷製本費では、６月と１２月の年２回農業委員会だよりを発行しております。次に８２ページをお願いします。最下段の目１１農地中間管理事業費は主に熊本県農業公社から委託を受け、農地を貸したい農家と借りたい農家との農地貸借の事務を行い、農地の集積業務を行う会計年度任用職員１名分の人件費となります。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい、農林振興課所管分について歳入から主なものについて説明し、また歳出で説明するものについては省略して説明申し上げます。１３ページをお願いします。６段目、目４農林水産業費負担金 節１農業費負担金は、国営川辺川総合土地改良事業に係る農家２０軒からの償還金です。１４ページをお願いします。３段目、目４農林水産使用料 節１農業施設使用料は、もみじ館、定住促進センター、畜産センター、薬草加工場の使用料です。１７ページをお願いします。２段目、目４農林水産業費国庫補助金 節１農業費補助金のデジタル田園都市国家構想交付金は、多面的機能支払交付金のＧＩＳシステムの導入に対する補助金です。その下、節２林業費補助金の農山漁村地域整備交付金は、林道の２６橋梁の点検費用に対する補助金です。最下段、目９災害復旧費補助金 節１農林水産施設災害復旧費補助金 説明１行目の林業施設災害復旧費補助金は、設計委託費１件と林道施設工事５か所の補助金として、その下、林業施設災害復旧費補助金繰越明許は、令和５年度から繰越した林道施設工事分の９か所分の補助金として、その下、農地等災害復旧費補助金繰越明許は、令和５年度から繰越した農業用施設１か所の補助金として、それぞれ受入れたものです。２０ページをお願いします。２段目、目４農林水産事業費県補助金 節２農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金は、１０件分の県補助金として、その３行下、農業次世代人材投資事業補助金は、令和３年度までに独立自営就農した認定新規就農者個人１名、夫婦１組の計３名分の補助金として、その下、経営所得安定対策推進事業費補助金は、町の地域農業再生協議会の事務補助金として、その５行下、水田産地化総合推進事業費補助金は、水田営農推進協議会委員の経費と町の地域農業再生協議会の推進事業事務費に

対する補助金として、その下、土地利用型農業支援事業補助金は、地域営農組織の育成支援として須恵かちゃあが導入した農業機械の県補助金として、その下、農業農村整備事業推進交付金は、斉堂地区排水路改修工事の補助金として、その下、農業制度資金保証料助成費補助金は、新型コロナウイルス対策緊急支援資金で９件の農家が借入れた資金に対する県補助金として、その下、経営開始資金事業補助金は、令和４年度より独立自営就農する認定新規就農者１名分の補助金として、その下、農地利用効率化等支援交付金は、経営改善の取組に必要な農業用機械を導入した１件の農家に対する国庫補助金として、その下、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金は、須恵かちゃあの法人登記及びパソコン導入費用に対する国の定額補助金として、その下、地域特産物産地づくり支援対策事業費補助金は、ミシマサイコの収穫機８台の導入とたばこ共同乾燥施設の省エネ化のための配電盤設置に対する県補助金として、その下、土地改良区決済金支援補助金は、令和５年度から始まった国の畑地化支援事業に伴い土地改良区に支払う除外決済金に対する国庫補助金として、２１ページをお願いします。備考の２行目 農業農村整備事業推進交付金繰越明許は、令和５年度から繰越した清水地区排水路改修工事の補助金としてそれぞれ受入れたものです。２段目の節３林業費補助金 備考の１行目 有害鳥獣駆除補助金は、鹿、猪、猿などの捕獲に対する国県補助金として、その下、造林事業補助金は、下刈り７．４７ヘクタール、間伐４９．８ヘクタールに対する補助金として、その下、間伐材安定供給対策事業拠出補助金は、実施した間伐５ヘクタールに対する補助金として、その下、森林作業道自立復旧支援事業補助金は、令和２年７月豪雨により被災した民有林内の作業道の補修に対する県補助金として、その下、造林事業補助金繰越は実施した間伐２５．７ヘクタールに対する補助金として、それぞれ受入れたものです。最下段 目２農林水産事業費県委託金 節１農業費委託金の広域基盤整備推進調査委託金は、川辺川事業で造成した農地の利用状況に対する県委託金を受入れたものです。２２ページをお願いします。最下段 目１不動産売払収入、節２その他不動産売払収入は、間伐事業により拠出した木材の売払いの収入です。２３ページをお願いします。４段目、目１指定寄附金 節１指定寄附金 備考の２行目 農林水産業費寄附金は、生薬生産に関わる従業員の拡充への取組の使途財源としていただいた株式会社ツムラ様からの寄附で、農業支援センターのパートタイマーの労働条件の改善として、賞与の支給、通勤手当の拡充、消耗品の支給に活用しております。２４ページをお願いします。３段目、目１０林業振興基金繰入金は、林業従事者に対しあさぎり町林業振興基金を活用した事業で、林業従事者育成事業として刈り払い機等の購入３件、林業振興基金等整備事業として、油圧ショベルの導入１件の申請に対し、財源として基金を繰入れたものです。２６ページをお願いします。目４雑入 備考の１４名、森林組合事業奨励金は、球磨中央森林組合の利用実績により交付される奨励金として、２行下、森林保険料返還金、その下、森林保険保険金は平成３０年９月の台風により被災した４．７３ヘクタールの町有林において森林組合の調査・資料作成、保険金請求後森林保険センターの審査が完了し、金額等が確定したことにより保険料の返還と保険金として、その下、中山間地域等直接支払交付金精算金は、令和２年７月豪雨により被災した農地において復旧を希望されなかった農地分の集落からの返還金として、その下、緑化苗木配布事業助成金は、人吉球磨地域みどり推進協会から令和７年３月に実施した植樹事業の苗木代としてそれぞれ受入れたものです。２９ページをお願いします。２段目、目３農林水産業債 節１農業

施設整備事業債は、斉堂地区排水路と一ノ木谷沈砂池整備に対する起債として、７段目、目８災害復旧債 節１農林水産施設災害復旧事業債の林道施設災害復旧事業債は、令和４年の台風１４号による林道施設４か所に対する起債として、その下の繰越明許分は、令和５年度から繰越した林道施設１０か所に対する起債としてそれぞれ受けて受入れたものです。４４ページをお願いします。次に歳出を説明致します。歳出についても主なものについて説明し、また歳入で説明したものについては省略して説明申し上げます。２段目、目１４基金費 ２４積立金 備考の下から３行目の森林環境除譲与税基金積立金は、事業費の残を、その下の林業振興基金積立金は基金運用利子分を積立てたものです。７８ページをお願いします。３段目、目３農業総務費は、職員の人件費や７９ページをお願いします。県または郡市協会等へ各種負担金を支出しております。節１８負担金補助及び交付金、備考の１行目 県水土里情報利活用協議会負担金は、協議会運営費、ＧＩＳシステムの保守料、令和７年度から運用する新ＧＩＳシステムの導入経費の負担金です。２段目、目４農業振興費 節７報償費は、毎年実施しておりますタバコ支部大会における町長表彰時の副賞金と農業次世代人材投資事業に係る指導農業士への謝金です。節１８負担金補助及び交付金備考の１行目 あさぎり地域農業振興協議会負担金は、町農業振興のためＪＡと折半する負担金として、その下、制度資金利子補給費補助金は、対象農家１０件の助成として、その下、農業共済掛金補助金は、共済掛金分が対象農家３５９件 ２８６万６,０００円。収入保険分が対象農家１５３件 ２４９万６,０００円の助成として、その下、有機農業推進補助金は生産部会１０団体へ、有機センター堆肥購入費の３分の１の助成として、その下、農業振興事業補助金は町単独事業で、農業施設機械整備に３５件 ２,１３０万５,０００円の助成と農業農業後継者の育成支援に２４名１,５３１万２,５００円の給付と、たばこ生産部会にコーティング種子代と専用播種機導入の助成と、大豆生産部会作付に係る種子代全額とライスセンターの利用料の２分の１の助成として、その２つ下、農業支援センター運営負担金は、産業活性化基金を活用し農業支援センターの運営費として、８０ページをお願いします。１段目、備考の２行目 農業振興イベント補助金は、豪農’Ｓ フェスタの支援として、その下、施設園芸燃油価格高騰対策支援金は、町単独事業で６０件の施設園芸農家への支援として、その下、法人組織育成支援補助金は、令和６年度に設立した須恵かちゃあの事務所整備や農業機械導入の支援として、それぞれ交付したものです。２段目、目５農業経営基盤強化促進対策事業費は、１回開催した町の諮問機関である総合農政協議会委員の報酬や会員２３５名の認定農業者協議会及び会員４５名の認定農業者女性の会の活動補助金を支出しています。３段目、目６農業後継者育成指導費は、令和２年度から実施していますあさ中農業体験ラボとＪＡ青壮年部へ委託している各小学校の学童に係る経費を支出しています。５段目、目８水田農業経営確立対策事業費は、２回開催した水田営農推進協議会や地区ごとに実施した計５回の水田現地確認等の経費を支出しています。８１ページをお願いします。２段目、目９農業施設管理費 節１０需用費と節１１役務費は、農林振興課で管理しております農業用施設、農村公園と薬草加工場分の経費です。節１２委託料 備考の１行目 トイレ清掃委託料から５行目の除草清掃委託料は、町内の農業用施設と農村公園の管理委託料として、６行目 農産加工センター指定管理委託料は、株式会社あさぎり商社へ、その下、天子の水公園管理委託料は、天子の水公園を守る会へその下、岡原農産物処理加工施設指定管理委託料は、岡原やったろ会へ、委託管理委託

料としてそれぞれ主取したものです。８２ページをお願いします。節１３使用料及び賃借料 備考の１行目、土地借上料は、天子の水公園の土地賃借料として、その２行下 仮設トイレリース料は、免田畜産センター除却に伴い設置した仮設のトイレのリース料としてそれぞれ支出したものです。節１４工事請負費は、農産加工センターの高圧ケーブル取替え工事、もみじ館と農産加工センター照明改修工事、定住促進センターの樋改修工事の支出です。節１７備品購入費は、定住促進センターともみじ館のＡＥＤもみじ館の消火器の購入費用です。２段目、目１０畜産事業費は、各品評会や共進会出品のための経費や振興事業費を支出しています。節１８負担金補助及び交付金 備考の１行目 畜産振興事業補助金は、優良家畜導入保留促進に３５件の農家の繁殖牛の導入９頭、保留４３頭、乳用牛の導入２頭、肥育素牛１１９頭の助成と、ヘルパー事業に１７件の利用農家の助成と悪臭や害虫対策などの環境対策に２２件の取組農家への助成として、その下、家畜伝染病防疫対策補助金資材は６件の農家へ消石灰の購入費用に対し２分の１の支援として、その下、畜産経営継続支援金は、飼料高騰及び畜産物の価格低迷対策として１１７件の農家へ飼養頭数に対して畜腫ごとの定額の支援としてそれぞれ支出したものです。８３ページをお願いします。２段目、目１２農業振興地域整備促進事業費は、２回開催した農業振興地域整備促進協議会の経費を支出しています。３段目、目１３中山間地域等直接支払制度事業債費は、現地確認１回を含め４回開催した中山間地域等直接支払制度推進協議会の経費や農地の傾斜度測量の業務委託協定に基づく４０集落への交付金を支出しています。節２２償還金利子及び割引料は、被災農地において未復旧農地分の交付金の返還として支出したものです。４段目、目１４多面的機能支払制度事業費 節１７備品購入費は、新ＧＩＳシステム用パソコンの購入経費です。その下、節１８負担金補助及び交付金 備考の１行目及び２行目 多面的機能支払交付金（農地維持、資源向上・共同）と資源向上長寿命化の交付金は、全６４組織分をあさぎり町広域協定で取りまとめて事業を行っております。最下段、目１５環境保全型農業直接支払制度事業費は８４ページをお願いします。化学肥料等を低減する取組として７件の農家の活動に対し交付金を支出しています。２番目、目１６農地費 節１０需用費の修繕料は、排水路や集水桝、農道等の農業用施設９か所の修繕です。節１２委託料は、斉堂地区排水路改修及び一ノ木谷川沈砂池に係る設計委託料です。節１３使用料及び賃借料 備考１行目の機械借上料は、用排水路における土砂撤去や法面報道除去に係る機械借り上げ２１件分です。節１４工事請負費 備考の１行目 工事請負費は、斉堂地区排水路改修及び一ノ木谷川沈砂池に係る工事前払金でその下、工事請負費繰越明許は、令和５年度から繰越した清水地区排水路改修工事になります。節１５原材料費は、排水路蓋と一ノ木谷川沈砂池整備に係る町獣害対策設置策に要した材料代です。節１６公有財産購入費は、斉堂地区排水路に係る用地買収費です。節１８負担金補助及び交付金 備考の２行目 土地改良区負担金は、令和２年７月豪雨を受け各土地改良区と締結した分担協定に基づいた負担金として、その下、県営土地改良事業負担金は、県の田んぼダム普及拡大モデル事業に係る町の負担金としてそれぞれ支出したものです。節２１補償補填及び賠償金は、斉堂地区排水路改修に係る用地内にあった農業用ハウス等の移転費用です。３段目、目１７川辺川総合土地改良事業費は、１回開催した川辺川総合土地改良事業推進協議会の経費と町で一括納付した事業農家負担金の償還金にかかる徴収システム開発委託料や川辺川土地改良区の運営補助金等を支出しています。８６ページをお願いします。２段

目、目１林業総務費 節１１役務費 備考の２行目 森林経営管理森林保険料と節１２委託料、８７ページをお願いします。備考の３行目 森林経営管理造林委託料は、森林経営管理制度に基づき森林環境譲与税を活用し契約を結んだ上地区の１か所 面積０．６８ヘクタールに係るものです。その下、町有林管理業務委託料は、町有林の監視や維持管理などの委託料です。節１４工事請負費は、高山展望台の改修工事費です。節１５原材料費は、清水公民館建設材として町産材の８５本を支給したものです。１８負担金補助及び交付金 備考の１行目 間伐材安定供給対策事業拠出補助金は、須恵地区の私有林５ヘクタールから拠出された間伐材２５９立米の運搬費の支援として支出したものです。２段目、目２林業振興費 節１８負担金補助及び交付金 備考の１行目 林業活性化推進協議会負担金は、林業木材産業の活性化と町のＰＲを目的にポッポー館と早川倉庫で開催した手仕事展の支援として、その２行下、森林山村多面的機能発揮対策事業負担金は、荒廃が進む竹林４．６ヘクタールの保全管理を実施したあさぎり町放置竹林再生協議会の補助金として、その３行下、椎茸生産促進事業補助金は、５戸の農家の種駒購入に対して事業費の２分の１の補助金としてそれぞれ支出したものです。８８ページをお願いします。１段目、目３公有林整備事業費 節１１役務費 備考の１行目 組合手数料は、間伐材を市場等で販売した額に対し、組合分５％市場分６％の１１％と、市場での椪積料合算した額を手数料として、その下、森林保険料は、間伐実施済みのりんぱん２６１．８９ヘクタールの掛金として、その下、組合手数料繰越分は、間伐材を市場等で販売した額の５％の手数料として、その２行下、市場手数料繰越分は、市場での椪積料と間伐材を市場で販売した額の６％を手数料としてそれぞれ支出したものです。節１２委託料 備考の１行目と４行目 素材生産委託料は間伐１０件分の市場等への運搬委託料として、２行目と６行目 造林委託料は、繰越分を含め間伐８９．９８ヘクタール、下刈り７．４７ヘクタール、支障木伐採０．２２ヘクタールの委託料としてそれぞれ支出したものです。節１５原材料費は、植樹事業で使用した苗木代です。２段目、目４林道維持費 節１０需用費 修繕料は、林道施設である林道路肩や路面等の比較的軽微なものの修繕２か所を行ったものです。節１２委託料は、林道の２６橋梁の点検委託料です。節１３使用料及び賃借料の機械借上料は、各林道の法面、路面補修、清掃等で必要となった機械等１８件の借り上げ等を行ったものです。節１４工事請負費は、林道防護柵設置工事と林道災害復旧工事です。節１５原材料費は、修繕や補修工事に付随する大型土のうや資機材などを支出しております。３段目、目５鳥獣被害防止事業費 節１１役務費、８９ページをお願いします。備考の施設賠償責任保険料は、実施体が設置する罠に対する保険料となります。節１８負担金補助及び交付金 備考の２行目 有害鳥獣被害防止対策協議会補助金は、協議会の運営費、狩猟免許取得補助、箱罠等の購入、ワイヤーメッシュ柵の設置のほか、若手狩猟者育成促進事業として、南稜高校生を対象に箱罠、くくり罠の研修会や講座及びジビエ教室などを実施するための補助金として、その下、有害鳥獣捕獲補助金は、鹿９８２頭、猪４７８頭、猿２５頭、烏１８羽、アナグマ１２３頭の捕獲実績に対する補助金として、その下、獣害対策事業補助金は、申請のあった１０件に対し、電気柵等の設置の３分の１の助成としてそれぞれ支出したものです。３段目、目１水産業総務費 節１２委託料は、あさぎり町内の６河川にヤマメの稚魚３万６，０００匹を放流したものです。１２５ページをお願いします。４段目、目１農地等災害復旧費 節１４工事請負費は、令和４年台風１４号に係るもので令和５年度の繰越し分として２件

を実施したものです。節１６公有財産購入費は、令和４年災の災害復旧に係るもので令和５年度の繰越し分３件の用地買収費です。５段目、目２林業施設災害復旧費、１２６ページをお願いします。節１２委託料は、令和６年台風１０号による被災か所４件分の設計委託料です。節１４工事請負費 備考の１行目工事請負費は、令和４年災４か所と令和６年災４か所の計８か所の災害復旧工事を実施したものです。その下、繰越明許は、令和４年災６か所と令和５年災３か所の計９か所の災害復旧工事を実施したものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。それでは、商工観光課所管分について御説明致します。１４ページをお願いします。歳入です。４行目の目５ 節１商工施設使用料はポッポー館使用料とＪＡくま免田支所の月額９万円の賃借料となります。次に１７ページ目をお願いします。３行目の目５ 節１観光費補助金の備考欄 デジタル田園都市国家構想交付金は、人吉球磨観光地域づくり協議会への負担金として受入れたものです。次に２１ページをお願い致します。２行目の目５節１定住促進費補助金の備考欄 結婚新生活支援事業補助金は、１組分の補助金を受入れたものです。次に２３ページをお願い致します。４行目の目１ 節１の指定寄附金は、備考欄４行目のふるさと寄附金とその下の企業版ふるさと寄附金の実績額となります。中ほどの目３ 節１のふるさと基金繰入金は、２１の事業に充当をしたものです。またその下の目４ 節１のまちひとしごと創生推進基金繰入金は、５つの事業に充当したものです。その下の目５ 節１産業活性化基金繰入金につきましては、農業支援センター運営費等補助金と商工業振興補助金、また新たに須恵地区農事組合法人補助金にそれぞれ充当したものです。次に２５ページ目をお願い致します。中ほどの目４雑入です。次の２６ページ目をお願いします。備考欄の中ほどの商工コミュニティーセンター電気料につきましては、くま川鉄道分とＪＡ分の電気料を受入れたものです。ひとつ飛びまして地域観光新発見事業補助金は、今年の２月末にリリース致しましたあさぎりリクエストに関する補助金を受入れたものです。２９ページ目をお願いします。３行目の目４ 節１販路拡大事業債につきましては、あさぎり商社で販路拡大事業の財源として借入れたものです。次に４４ページをお願い致します。歳出です。主なものについて御説明致します。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですが一応歳入のところで休憩致します。再開は午後１時３０分と致します。

休憩　午前１１時５１分

再開　午後　１時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。午前中の説明に引き続きまして商工観光課から説明を致

します。その前にひとつ追加説明をさせていただきたいと思います。資料の２３ページですけども目２物品売払収入 節１物品売払収入のうちビハ公園キャンプ場に設置しておりましたトレーラーハウス３台分を売却した費用２２９万８,９９４円を受入れたものです。次に歳出となります。主なものについて説明致します。４４ページを御覧ください。２行目の目１４基金費 節２４積立金 備考欄の１行目ふるさと基金積立金と７行目のまち・ひと・しごと創生推進基金積立金は、寄附金と債券運用の収入及び預金利子分を、そして５行目の産業活性化基金積立金は、債券運用の収入及び利子分を積立てたものです。次に４５ページ目をお願いします。中ほどの目１７ふるさと寄附対策費 節７報償費は、ふるさと寄附の返礼品などの必要な費用分となります。最下段の節１２委託料の１行目のふるさと寄附特産品発送業務委託料は、あさぎり商社へ寄附額の８％を手数料として支払ったものです。次に８９ページ目をお願いします。中ほどの目１商工総務費、次の９０ページをお願い致します。３行目の節１２委託料の地域おこし協力隊活動支援委託料は、あさぎり商社へ地域おこし協力隊として特産品関係業務で２名、地域の稼ぐ力関係業務で２名、移住定住促進業務で２名の計６名を雇用している分となります。その下の節１６公有財産購入費ですが、あさぎり駅前南側の民有地の購入費となります。その下の節１８負担金補助及び交付金の主なものとしまして、店舗改装事業補助金が３件の実績と、ひとつ飛びまして販路開拓強化支援事業は、歳入で御説明しましたあさぎり商社へ販路かき開拓事業として支出しております。その下の９行目の住宅リフォーム等補助金は、６７件の実績と商工業振興補助金が６０件の実績と、地域イベント等の補助金は、花菖蒲祭り、笑祭、ウインターライトフェスティバル等へのイベント補助を支出したものでございます。次に目２商工施設費 節１０需用費 備考欄の２行目の電気料につきましては、ポッポー館、商店街及び駅前中央広場の電灯、駐車場分となります。ひとつ飛びまして修繕料の主なものとしましては、あさぎり駅テラス屋根の雨樋と町内の商店街の街路灯の修繕費となります。次に９１ページ目をお願い致します。目２ 節１２委託料の備考欄 １行目の施設管理委託料は、休日及び夜間のポッポー館管理においてシルバー人材センターへ委託したものです。その下はポッポー館及び駅周辺に付随する委託について支出したものとなります。次に節１４工事請負費につきましては、あさぎり駅東側駐車場整地工事分と商工コミュニティーセンター消火ポンプ更新工事分となります。次に項２ 目１観光費 節１０需用費 備考欄の３行目の印刷製本費は、町内の観光パンフレット等の増刷分となります。その下の電気料は、電灯、街路灯分、ひとつ飛びまして修繕料の主なものは、谷水薬師トイレしんでん分離槽漏水の修繕費となります。最下段の節１１役務費 備考欄の２行目の広告料は、地域イベント開催の広告やあさぎりリクエストのＰＲチラシ等の分となります。その下の産業廃棄物処理手数料は、ビハ公園キャンプ場の研修棟周辺に一時的に保管しておりました電化製品、木くず等を処分した費用となります。次に９２ページをお願い致します。上から２行目の節１２委託料の主なものは、備考欄３行目のおかどめ幸福駅売店指定管理委託料や１０行目のビハ公園キャンプ場の現況調査及び基本計画策定業務委託料、その下のくま川鉄道と連携して実施致しました観光振興コンテンツ企画制作業務委託料となります。５行目の節１８負担金補助及び交付金の主なものとしましては、最下段の人吉球磨観光地域づくり協議会負担金で歳入でも御説明しましたデジタル田園都市国家構想交付金と企業版ふるさと納税及び一般財源を合わせて支出したものでございます。次に項１ 目１定

住促進費 節１から節８ 備考欄の費用弁償までの定住対策支援員として配置しております会計年度職員の１名分の実績額となります。次に９３ページをお願い致します。３行目の節８旅費の普通旅費の主なものにつきましては、事業承継や移住定住ＰＲのための東京都に３回及び大阪府へ１回の計４回出張した分となります。中ほどの節１８負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、備考欄４行目の定住促進奨励補助金が８件の実績、また７行目の結婚新生活支援事業補助金は、歳入でも御説明しましたとおり１組分の実績となっております。以上で商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　建設課所管分につきまして説明致します。１４ページをお願いします。歳入でございますが目の４番目で目６土木使用料 節１住宅使用料につきましては、町営住宅使用料及び浄化槽使用料でありまして住宅使用料の現年分の徴収率としましては９８．２％となります。１７ページをお願いします。目５土木費国庫補助金 節１土木管理費補助金は、耐震化支援事業の補助金でありますが耐震診断１件と耐震改修工事３件、ブロック塀の改修２件に対するものです。節２道路橋梁費補助金につきましては、歩道整備、舗装補修、橋梁補修、法面改良及び自転車道整備に伴う補助金として現年分、繰越分をそれぞれに対して受入れております。収入未済額につきましては、令和７年度への繰越しによるものです。節３住宅費補助金につきましては、下道団地の改修工事に伴う補助金となります。次に目９災害復旧費補助金 節２公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、町道及び河川の災害復旧事業に伴う補助金として現年分、繰越分を受入れております。１８ページをお願いします。目の３番目の目３土木費国庫委託金 節１土木管理費委託金につきましては、球磨川の排水樋門の管理委託金になります。２１ページをお願いします。最下段の目２農林水産事業費県委託金 節１農業費委託金につきましては、次のページの１行目の清願寺ダム管理委託金につきましてダム管理経費の２分の１を県から受入れております。次の目３土木費県委託金 節１河川費委託金につきましては、県管理河川の護岸の雑草処理の委託金になります。２６ページをお願いします。雑入になりますが中ほどの１９行目で公営住宅火災共済機構住宅防火補助金につきましては、町営住宅の火災警報器の更新に伴う補助金になります。次の公共土木施設災害復旧費補助金は、５年災分といたしまして応急復旧分として受入れております。２９ページをお願いします。目５土木債 節１道路橋梁債につきましては、道路改良や舗装補修事業等の財源と致しまして過疎債、公共事業等債を借入れたものです。次の節２河川債につきましては、町管理河川のしゅんせつ事業や改修事業の財源と致しまして緊急しゅんせつ推進事業債と緊急自然災害防止対策事業債を借入れたものです。２つ下の目８災害復旧債 節２公共土木施設災害復旧事業債につきましては、道路の災害復旧における借入れであります。８５ページをお願いします。歳出でございますが主なものを説明させていただきます。目１８清願寺ダム管理費につきましては、ダム管理に要する費用でありまして主なものにつきましては、節１２委託料で機械設備の保守点検や清掃委託、観測業務の費用、次のページの節１８負担金補助及び交付金は、清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金につきましてダムに堆積した土砂の撤去における負担金となります。９３ページをお願いします。目１土木総務費につきましては、会計年度任用職員の報酬などのほか、次のページの節１８負担金補助及び交付金につきましては、耐震化支援事業

の補助金でありますが現年分で耐震診断１件と耐震改修工事３件、ブロック塀の改修２件が行われております。なお２件分は繰越しをしております。目２環境整備資材等支給事業費につきましては、住民協働事業に伴う支出でございますが１６件の事業が実施されております。節１３使用料及び賃借料で、道路整備や支障木伐採に伴う機械借り上げの費用、それから節１５原材料費で道路整備に要する生コンや法面の防草シート、ごみ収集場の改修に伴う資材費となります。次の目１道路橋梁総務費につきまして、節１２委託料は、道路改良等で延長や道路幅に変更が生じている部分についての道路台帳の補正を行ったものです。次のページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金は、各期成会の負担金と県工事負担金につきましては、単県事業で実施されました国道の側溝整備に伴う負担金であります。次の目２道路維持費につきましては、節１０需用費の４行目で修繕料は、主に舗装の修繕を行ったものです。節１２委託料の設計委託料につきましては、橋梁の点検及び法面改良設計などを行ったものです。道路維持委託料につきましては、除草業務などを委託したものです。調査設計委託料につきましては、舗装構造調査を行っております。道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料につきましては、作業員１０名の派遣費用です。節１３使用料及び賃借料は機械借り上げ借上料につきまして、町道の土砂撤去などに要したものです。９６ページをお願いします。節１４工事請負費につきましては、舗装補修や橋梁補修、自転車道の整備、防護柵設置、排水対策工事などを行っております。繰越明許による工事につきましては、舗装補修改良工事を行っております。翌年度への繰越しといたしまして舗装補修、法面改良などの工事になります。節１５原材料費につきましては、舗装補修用合材や側溝の蓋など道路補修のための資材を購入したものです。節１７備品購入費につきましては、道路の維持管理作業用で刈払機３台とコンプレッサーを購入しております。次の目３道路新設改良につきましては、節１２委託料では、鷺巣村中山本線の道路改良のための測量設計を行っております。節１４工事請負費につきましては、上村岡原線の改良工事の支出であります。次のページをお願いします。繰越明許の工事につきましては、柳別府岡原線、薬師堂線の改良工事となります。節１６公有財産購入費につきましては、薬師堂線と今井中学校線の用地取得分となります。次の目３道路改良費につきましては、節１４工事請負につきましては、今井中学校線の改良工事、免田町中央通線の安全対策工事になり、黒田古町線、岡原免田線は翌年度への繰越しとしております。繰越明許の工事につきましては、黒田古町線、岡原免田線の改良工事です。節１６公有財産購入費につきましては、現年分、繰越分ともに黒田古町線、岡原免田線の用地取得であります。節２１補償補填及び賠償金につきましては、黒田古町線、岡原免田線の改良工事に伴う補償費です。次のページをお願いします。目１河川総務費につきまして節１２委託料で樋管操作員委託料につきましては、球磨川の樋管１９か所の管理費です。県河川除草委託料につきましては、県管理河川７河川の除草を行ったものです。水門操作委託料につきましては田頭川排水路の水門の管理費です。節１３使用料及び賃借料につきましては、流木の撤去などのために機械を借り上げたものです。節１４工事請負費につきましては、伊賀川カメラ監視カメラの設置を行っております。次の目２河川改修費につきまして、節１２委託料は、伊賀川内水の対策の測量設計です。節１４工事請負費につきましては、現年分、繰越分で河川の改修やしゅんせつを行っております。また、しゅんせつ１か所、河川改修工事２か所を繰越しとしております。次の目１公園費につきましては、岡留

公園、向町親水公園、中島親水公園の管理費用でありますが、次のページの節１４工事請負費につきましては、岡留公園に大型遊具設置工事を行いましたが繰越事業としております。次の目１住宅管理費につきましては、町営住宅の管理に要した費用となりますが節１０需用費で次のページの修繕料につきましては、住宅の壁や床、水回りの修繕などで経年劣化により修繕を行ったものです。節１１役務費の５行目で建物災害保険料につきましては、町営住宅の火災保険の掛金です。節１２委託料の２行目で浄化槽管理委託料につきましては、４団地分の保守点検の費用です。次の火災報知機設置取替業務委託料につきましては、火災警報器の更新で住宅１２０戸分４３３個の取り替えを行っております。次の目２住宅建設費につきましては、節１２委託料では、住生活基本計画の策定業務、下道団地の工事監理業務委託料を繰越しとしております。２つ下の節１４工事請負費につきましては、永北団地の解体工事をしておりますが下道団地の改修工事につきましては、繰越しとしております。なお工事請負費の支払いは、解体工事、改修工事の前払い分となります。１２６ページをお願いします。目１公共土木施設災害復旧費 節１２委託料につきましては、令和６年８月の台風１０号により被災した道路、河川の測量設計を行ったものです。節１４工事請負費につきましては、令和５年発生の災害で１か所の復旧を行いまして、繰越明許での工事につきましては、令和４年発生の災害で２か所の復旧を行っております。節１６公有財産購入費につきましては、災害復旧工事のための用地購入費となります。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。それでは上下水道課分について説明致します。まず歳入です。１６ページをお願いします。最下段の目３衛生費国庫補助金 内容につきましては、１７ページをお願いします。節１保健衛生費補助金 備考欄１行目の浄化槽設置交付金は、下水道区域外に浄化槽を設置された個人に対して補助金を交付しており、国県町それぞれ３分の１を負担しており、その国庫補助分について受入れたものです。次に１９ページをお願いします。下段の目３衛生費県補助金 節１保健衛生費補助金 備考欄２行目の浄化槽設置事業費補助金は、先ほど説明しました国庫補助金と同様に合併浄化槽の設置に係る補助金で県補助分を受入れたものです。次に歳出です。７１ページをお願いします。目３環境保全費について、次のページをお願いします。中ほどの節１８負担金補助及び交付金 備考欄２行目の浄化槽設置整備事業補助金は、個人で設置された浄化槽１０基に対し交付をしたものです。その下、合併浄化槽維持管理費補助金は、下水道処理区域外の合併浄化槽設置世帯に対し、下水道使用料相当額と合併浄化槽維持管理費の差額を補助したもので個人で３０７件、公民館７区に補助金を交付しております。次に７６ページをお願いします。目の２つ目、目１０水道費 節１８負担金補助及び交付金は、水道事業会計補助金として総務省通知の公営企業繰出基準相当額に基づき繰り出しを行ったものです。その下、節２３投資及び出資金は、主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部として繰り出しを行ったものです。次に１０１ページをお願いします。目１下水道費 節１８負担金補助及び交付金は、下水道事業会計補助金として総務省通知による公営企業繰出基準相当額を繰り出したものです。次の節２３投資及び出資金は、主に起債の償還元金や建設改良費の財源の一部となっております。上下水道課所管分につきましては以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　追加説明はありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それでまだ質疑が足りないようであれば一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　それでは最初は会計課分です。質疑ありませんか。会計課分に質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は総務課分です。質疑ありませんか。はい、小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。１点お尋ね、事業についてお尋ねします。４２ページにですね交通安全対策費がございまして、カーブミラーの記載もございます。カーブミラーですね、これは最近ですと中々見えづらいとかっていう声も聞きますので、清掃といいますか点検そういったもの、あるいはまた新設についての内容をお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。カーブミラーにつきましてちょっと清掃してるかどうかちょっと確認できませんが、取り替え等につきましては、破損があったりとか古くなって見えづらい場合には、取り替えを行っているいうところでありまして、清掃につきましては、交通指導員さんのほうにですねお願いしまして年に１回ですかね８月に実施しているというような状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、交通指導員さんも非常にボランティアといいますか活動が多様な中で点検もしていただくというのは、中々難しい場面もあろうかと思うんですよ。同じ地区内でも相当数設置されているところもありますので、この工事請負費ではないかもしれませんけどあるいは委託料、そういった中でのそのカーブミラーの点検あるいは清掃というものは、これまでにもなされてないのか。今言われた指導員さんの目視あるいはそれによってどうしてもっていう場合の交換、そういった実績であるのか。その点をお調べ頂いて、後ででもお知らせ頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井総務課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。ここ１０年ぐらいではですね、委託して清掃したということはないということでございまして、現状交通指導員さんのほうに出ていただいて対応しているということで、汚れたり見えにくい場合がですね対応してもらってますので全体的に確認は都度都度してもらってるというふうに思ってます。これまで同様に見にくい状況であればその都度対応していくということでしていきたいと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに総務課に質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　４３ページの防犯カメラについてですが、これが充足してるのかどうかということを確認したいんですが、昨年は県外で発見された消防団では大変お世話になるわけですけれどもたまたまですね去年の場合は社協の職員さんが通りかかって、お世話になってたということで知り合いだっていったらおかしいですけどねそういうことで発見されたわけですが。それを考えた時に防犯カメラが本当に充足しているのかなということを疑問に思ったわけ

ですけれども。今の状況はどうなってるんですか。それともう１点は、先ほど建設課のほうでは説明がありました伊賀川に河川カメラを設置したと。橋本管理監のお話の中で前ですね、河川については、そこの隣のモニターで見ることができるいうお話でした。この防犯カメラについては、私はもうデジタル化の時代でそこで一元管理とかいうか見ることが出来ないものなのかなあと。そうするといち早く発見も早いような感じがするんですけれども、その辺りはどのようにお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。まず防犯カメラのですね活用については、主に行方不明者の捜索とか、あるいは交通事故関係で警察からの依頼があってるというところで昨年度はその活用はございませんでした。ちなみに５年度が２件、令和４年度が３件、令和３年度が３件というふうな状況でございます。今ございます防犯カメラにつきましては、その場で録画して必要に応じて後で確認するということでございます。さっきおっしゃいましたとおり河川カメラ等につきましては、災害時にリアルタイムでですね確認必要があるということで通信機能を持たせたカメラということになっております。この防犯カメラにつきましては、リアルタイムでする場合には当然人の確認が要りますが常時人が見るわけではございませんので、必要に応じて確認するということで現状で当面は行っていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい現在の防犯カメラ設置台数ですが、あさぎり町で１９台ございます。場所につきましては町村界が主でございますので、当初行方不明者の捜索等の目的ということでそういう設置がなされたと思っております。まちなか等については各事業者等で防犯カメラ等は設置されていると思いますので、現状で何とか事足りるんかなあというふうな感じはしております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　十分足りてるということでありますが去年の錦で発見された方については、カメラには写ってなかったですか。それ検証されたんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。去年の話を聞いたところですね深田方面で行方不明になられたということでそちら方面の防犯カメラの確認をしていたというところで何か見つかったということですので、実際に移動された上のほうの捜索まではまだ及ばずに発見されたという状況でございますので、まだ上のほうのカメラの確認までは至っていなかったという状況かと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　１９台、本当に境界、町道、県道それぞれ交わって境界に入っていくんですけれども町村堺。それが１９台で全て網羅してるんですかこれほんなら。間違いなく。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。各旧町村界のですね主要な道路でございますのでもう枝線

まで入れればとてもそれは網羅しているとは言えませんが、現状最低限といいますか、必要となる部分については設置されているものというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、ほかに総務課に質疑ありませんか。永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。４３ページのですね、節１４工事請負費。これ白線の引き直しというような説明があったと思います。どういう白線の種類かまずは教えてください。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい、交通安全対策ということで区画線の切れかかった薄いところの引き直しを行っておりますが、令和６年度におきましては、１１路線で行っております。内容としましては実線、要は区画線、外側の区画線になりますがそれは５２３メーター。それから車道中央部の波線ですね、これが1,９６０メーター。それから路肩のグリーンベルトこれカラー舗装になりますが、それが１８平方メートル。それから停止線とか横断歩道とかゼブラマークですが、それが３２２メーター。それから「止まれ」とか「速度落とせ」の表示、これが２０８メーター分ということで整備してございます。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい、何て言いますか白線を扱うといいますか。それには、警察の許可とか道路だから何か要るんではなかろうかとちょっと思いまして。がそれがひとつですね。それともうひとつ、そういった白線が消えてるとか消えかかっている、これは補修しなければいけないなというような考えというのは、例えば住民さんから指摘されてそれに答える形で補修されるとか、いやいや職員の皆さんが日頃目にかかったところを補修していくとかいうところは、どうなさっているんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井課長。

●総務課長（ 酒井　裕次 君）　はい。区画線等の取扱いにつきましては、まず警察で行われるのがですね、横断歩道と停止線ですね。こちらは県の公安の管轄になると思いますので主に警察のほうがされるというところでございます。ただ道路改良等云々の場合にはですね町のほうで引く場合もございます。それから実施か所につきましては、今おっしゃったように住民の皆さんからの要望もございますがあとは通学路点検等で危険か所の確認とかあってそれに応じて対応するという部分もございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに総務課に質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は企画政策課分です。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　すいません４１ページのですね、物価高騰対応生活支援ＬＰガス協会補助金ですね。これは繰越明許って書いてありますけど第１弾、第２弾、第３弾まで今現在出て、その分の協会からの通知による予算の計上とだと思ってますけど、第４弾っていうのを今ちょっと出てるのは出てるんですよね。これ本当認定の方なんでちょっとこういう質問もどうかと思うんですけど、ただちょっと時期的にちょっと必要なことだったもんですから、この４弾に関してはあさぎり町は人吉球磨郡の自治体の中では申請多分協会のほうから申請の通知が来てると思うんですけど補正も組んでないということで、それはどういう理由かというのをちょっと教えてほしいんですけど。

◎議長（小見田　和行 君）　７年度のお話になりますかね。決算とかねがねで。万江企画政策課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。このＬＰガス支援はですね議員からお話がありましたとおり第３弾、令和５年度から始まりまして初年度が４，０００円の補助と。それから５年度につきましては、ちょっと待ってください。６，０００円ですね。そして第２弾の令和６年度分につきましては、支援金額が４，０００円と。本年度実施されているものが第３弾ということになりますが５，０００円ということで追加で２，０００円ほどの上乗せということで通知が来ておりました。この支援事業といいますのが地方創生臨時交付金を活用したものということで基本的にはなっているわけですが、町の考え方としてですね、第１弾から４，０００円６，０００円で今回が５，０００円ということで支援をしております。ただ今回につきましては今回の２，０００円分の上乗せにつきましてはですね、ちょうど今時期的に生活応援券のほうを合わせてやっておりますので、言えばＬＰガスに対しての支援というのがですね、申請者数も全世帯の５０％未満ということから、生活応援券はもう全員に対してと、全住民に対してということでありますので、そちらのほうの兼ね合いで今回の２，０００円の上乗せは実施しないという結論に至ったところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。今回追加分なもんですからちょっとその辺の部分もあったと思うし、調整する臨時交付金に関してはメニューがある程度その中で決まっていて、その中で行政側が判断して予算を計上するということになったもんですから、生活応援券っていうのは町民全員にっていう対象になってますんで。その点から考えると妥当だと私は思ってます。ただ、これがですね何で緊急を要するかっていうとこれテレビで協会のほうが放送するんですね。そうすっとやっぱり町民の方から苦情が出るんですよ。第１弾時にですねある自治体がこれに申請しなかったもんですから、物すごい数の苦情が販売店あるいは自治体のほうにあったと聞いてるもんで、今回もそういうことがないようにですね町民の方に私たち分かりますけど町民の方は聞いてると何であさぎり町今度もらえないんだっていうことになるとですね、物すごい苦情が来ると思うんである程度そういうことを町民の方に周知しておくとですね、そういう意味でっていうことなるんもんですから。その辺をどうにか通知の仕方が出来ないもんかなあとこういう放送があった時にはもう手後れで相当苦情がまた入るのかなっていう販売店さんのほうからもそういう心配の声が出てるもんですから、そういった点で行政のほうからどうにかできないかなあと思ってお伺いしたんですけど。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい、この今やっているですね第３弾の５，０００円の支援金ですね、の事業につきましては、県内ではですね３７市町村ぐらいなんですね。例えば他所の近隣の町村なんですけど、今回第１弾、第２弾やられてなくて第３弾に手を挙げられて初めてやられているというところもあります。そうですね、中々そのテレビで確かにコマーシャル等で流されている部分はあるんですが、そこに対して「町はこうこうこういう理由でですね今回の上乗せ分についてはやりません」というような周知をですね図るのは中々難しいかなという部分はあると考えてます。そうですね。それについては、確かにその苦情というものは現時点ではありま

せんが、役場役場に対してはありませんが、そうですね一応協議をですね、してみたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい、今課長が言ったように中々これをもう町民の方に周知するのは難しい点はあると思うんですけど、できればどうにか周知とかそういう広報なんかを使ってすることはできないと思うんですけど。やり方としては、どうにか伝わる方法がですねあれば町民の方も納得して今回こういうことで出ないんだなっていうことで。そうしないとそういう町民の方から苦情が販売店の方も来られると思うし、行政にそういう苦情があるかどうか分からないですけどですね。その辺のことがちょっと心配されるもんですから。その辺は、何か打開策があればですね、考えてみていただきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに企画政策課についての質疑はありませんか。永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。ページは４０ページですね。バイオ炭実証試験委託料。この実証試験というのはどの辺りまで進んでおりますか。例えばもう土壌改良材として田んぼにもこう何ていうか、田んぼを使った実証もしているのか、いないのか。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。バイオ炭に関する進捗の状況ですが、そうですね。令和６年度から一応バイオ炭の製造というのをですね、商社のほうに委託しまして製造をしていただいたところです。で、それをですね本年度なりますが、ある程度のストックができた分で水稲それから薬草農家ですねそれから畜産農家、今試験的に使用していただいているような状況です。ただまだその成分っていうかですね栽培された作物に対してどのような効果とかがあるのかとかですね、そういったものについては、中々まだ分析方法とかいろんなものが確立されていないような状況ですんで、それが今の課題ではありまして、ちょっと協議をですね急ぎ確立する必要があるのかなということで考えているところです。本年度につきましても引き続き商社のほうに委託をしてましてですね、それとともに土壌分析関係ですね、そちらも一緒に込みでお願いしているというような状況になっているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。土壌改良剤にはですね非常に効果があるというのは、これはもう農家の方も皆さん分かっておられると思いますので、その辺りのですねちょうど農振課長の頃からの話だと思います。そのところを今の今そういった結果は出ないかもしれませんが、できる限りですねそういう情報があれば、いろいろ情報として農家の皆さんにも知らしめていって欲しいと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。御指摘のとおりですね目的とすればより多くの方にですね、その有効性といいますか、そこも含めた上で分かっていただいた上で広く使用してもらうと使ってもらうというのが１番の目的でもありますんで、そのようにしていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに企画政策課に質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は財政課分です質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　７番 橋本です。目６財産管理費の１２委託料ページ３９ページの中のですね,

ちょっと見えもんで眼鏡はい、まずはですね財産管理費が１１９万６,４２１円とありますが今回中のですねちょっとお聞きしたいのが、作業の明細と作業回数、委託をしてますがどういうことをしたのかをちょっと教えていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。財産管理作業委託料 決算額１１９万６,４２１円の内容ですけれども、主に町有地の除草作業に係る委託料でございましてシルバー人材センターと農業支援センターにそれぞれ委託を行っているところでございます。委託場所につきましては、上地区が５施設、免田地区が５施設、岡原地区が４施設、須恵地区が３施設、深田地区が２施設の計１９施設ですが、主に主なところ申し上げますと旧庁舎の跡地であったりとかですね、あと旧中学校の跡地ですね。あとは向井町の公園等が主な委託か所になっております。除草時期は５月から１１月にかけてというところで除草を実施しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　はい。そしたら作業回数は何回にされてですね作業日数はさっき作業員は何人でしてるかっちゅうのは分かっとですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。各か所に係る作業員の人員につきましては委託ですのでそれぞれ委託先にお任せをしておりまして当然請求書の時に明細来ますが、こちらのほうで人夫数等は集計しておりませんので回数でお答えさせていただきますが、それぞれ箇所に場所によりましてですね、３回から２回ですね、多いところで３回。平均２回少ないところ１か所のとこもありますが、おおむね２回は除草作業を実施している状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　今作業の回数はちょっと言われましたが、今の予算で十分だと課長としては思われますか。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。財政課が管理している所管しているところ以外の雑草の繁茂状況につきましては、昨年度から総務建設経済常任委員会で２回現地視察を行われておりますので、その重要性につきましてはしっかり認識しているところでございまして、昨年度の現地視察を受けまして今年度は主に課題として挙げられましたおかどめ幸福駅周辺につきましては除草回数を増やしているところでございます。先ほど申し上げました除草回数につきましては、おおむね全施設２回程度を除草できるような予算を計上しておりましてあとはその時の状況に応じてですね、臨機応変に幾らか対応できる分につきましては現予算で確保しております。そういったことから７年度のおかどめ幸福駅に対する除草の回数を増やしましたけれども現予算の中で対応出来ているような状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに財政課に質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。１１ページでございますが、上から２枠でございますかね。

森林環境譲与税。これ財源的には一般財源化されるものと思いますがこの制度が始まりましてもうすいません正確ではないですけど、もう３～４年、４～５年ぐらい経ったのかなという気がしておりますが、これの使途ですね使途。使途が今この譲与税の交付額よりも結果的に使途が少なくて、基金のほうに積立てているという状況がずっと続いてるような気がしております。今年度も１，０００万ぐらい積立てに回ったわけですね。で、それがいいとか悪いとかじゃないんですけど。結局、譲与税ですから最初言いましたように一般財源ですから自由と言えば自由でしょうけども、一応あの使途が何ていうかな明記されてるような状況かと思いますので。これの活用をですねもうちょっと積極的にしていったらいいのではないかなという意見を私は個人的に思っておりますが。財政課の考え方としてですね、こういった譲与税なんですけど基金に積み増していく状態。これあのもう１点あるんですけど財調のほうもですね、財調が多過ぎ、多過ぎるじゃないけど適正よりもちょっと多いということで。目的基金のほうに積み変えようとする中で、結果的には決算を見ますとですね、増えている。だけんその結果がどうこうじゃなくて。ですから考え方として、財調もしかりですけどこの譲与税ですねこれについてもその指定され、指定というか明記されてる目的に従った使い方を恐らく充当していけばまだ使える予算が私あるような気がするんですが、そこあたりの考え方ですね、財政課としてどうお考えかですね。森林環境譲与税は、やっぱりその今、日本全体でそういうことに力を入れようということで森林をいっぱい持っているこの地域としてですね。それに対する使途をやっぱり積極活用したほうがいいんじゃないかという気がしています。もちろん事業執行課の問題、考え方もありますが、財政課はどのようにお考えかちょっとお尋ねしたいんですが。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。御指摘の森林環境譲与税につきましては一般財源でございますが、当然使途につきましては、国のほう等にも報告する必要がございまして今お話もありましたように基金に積立てている部分がございますが、これはやはり当然全てその年に譲与されたものにつきましては活用するのが原則でございまして、その年度のたまたま町の財政需要と合わない場合は積立てて翌年度以降に活用していいというふうなところでございますので、予算査定におきましてもやはり使っていただくところを前提とした査定をしておりまして。当然積立てたいと、積立ててくださいとか、当然ながらそういったところ制度に反するような考えも持っておりませんし、なるだけですね譲与の目的、譲与税の目的に沿った活用ができるようにということで担当課と査定の場でですね、話はしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。財政課としてそういうお答え頂きましたのであと町全体の考え方だと思いますが、ふるさと寄附金ちょっと話があれですけど似たような、まあ似たようなというか寄附金を頂いて今年度は、何ていうかな、寄附額よりも執行額のほうが多いと。何べんもいいますけどこれいいとか悪いとかじゃなくてですね、やっぱりそういったいろんな形で入ってくるもの。あるいはそういう、そういう目的を持った寄附金等含めてですね、私は財政課としてですよ、その付近は積極的に先ほどお答え頂いたようにですね積極的というかの目的に沿って積極的にですね、それをそちらのほうに財政運営としてですね、誘導というのはちょっと適当じ

ゃないかもしれませんが、そういう考え方でやっていただいた頂いたほうが今のあさぎりの状況から考えた時にですね、いいんじゃないかと思っておりますので、もう１回だけちょっとお願い出来ますか。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。ふるさと寄付金も含め森林環境譲与税も含めて、今議員が御発言されたような内容と同じような同様の考えを持っておりまして、これを充てて一般財源を作りだそうであるとかそういった気持ちは当然ございませんので、やはりそれぞれの基金の目的に沿って積極的に活用していくべきかなというふうに思っているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに財政課に質疑ございませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

休憩　午後２時３１分

再開　午後２時４１分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開します。次は農業委員会分です。質疑ありませんか。豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい、２５ページの農業公社それから農地中間管理機構の受託事業についてお尋ねを致します。このことにつきまして、農地の斡旋あるいは農地の売買等が主な業務だろうというふうに思いますけれども、この事業内容とですね、成果についてまずはお尋ね致します。

◎議長（小見田　和行 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。中間管理機構の農業公社の中間管理機構の仕事ですけれども、農地を出したい人と借りたい人の間に入りまして売買もしくは貸借の契約を、その業務を私どもの農業委員会のほうで担っているというのが仕組みとなっております。成果なんですけれども農業公社の売買の実績ですけれども、令和６年度で４１筆、面積が９万８,９６０平方メートルの売買のことの実績があります。また農地貸借のほうも行っておりますけれどもそちらのほうが２０７筆、面積が３６万飛んで９２４平米の農地を貸借ということで実績が出ております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい、今の成果ということで今言われた数字は農業公社の数字ですか。

◎議長（小見田　和行 君）　中神事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい、農業公社を通じての成果の数字です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。私が聞きたかったのは、結局農地中間管理機構という組織が出来てからですね、その役割といいますか農業公社との役割。それぞれ役割があるんだろうというふうに思いますけれども、今言われたのは農業公社の数字というふうに言われましたけれども、農地中間管理機構も農地の貸借の斡旋あたりをされているわけですよね。でですね、そこんとこちょっとごちゃごちゃ私の頭の中もなっとるかもしれませんが、農業公社の役割と農地中間管理機構の役割というものが明確にされているのかなあというちょっと疑問があるわけですよ。そこんところがその農業委員会がですね今業務がその受託事業としてこなす中で明確になっているのかちょっとお聞きしたいということがあったもんですから。それとですね、農業公社のほうにはもう前からと言えばおかしいんですけど出資金を３４０万ほど出されているわけですよね、昔て言えば語弊があっとですけどそういった役割が十分されてきたことは私も理解出来るんですが、農地中間管理機構が出来たところで農業公社の役割そのものが若干今の時代にですね、違ってきてるんではなかろうかというふうに思ったもんですから、そこのところをちょっとお聞きしたいんですが。

◎議長（小見田　和行 君）　答弁調整のため暫時休憩致します。

休憩　午後２時４６分

再開　午後２時５２分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。まず組織の形について御説明させていただきたいと思います。農業公社がございまして、そこに指定を受けまして中間管理機構という組織がございます。で、そこに今度は特例事業の部分での事業も行っていると。公社がありまして、そして指定を受けて中間管理機構ここで貸借のほうを行う。そしてその中の中間管理機構の中の特例を受けまして売買のほうを行うというふうな形になっておりますので、すいません私のほうも説明がちょっと違ってたかと思いますけれども、それを踏まえての数字で中間管理機構農地の貸借が先ほど２０７筆と。それと特例の方での売買が４１筆というふうな数字で６年度の実績となっております。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員、今回４回目の質疑になりますけど１回目の質疑の中に答弁がずれた分に回数が増えてまいりましたけど１回追加の分に関しましては許可します。はい、豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。結局、農業公社と農地中間管理機構がする行う業務については何ら変わりはないということで解釈してもいいとは思うんですけれども、その現在あるです

ね、その所在地あたりはもう一緒の場所でされてるんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　中神局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。同じ場所で事務をされてるということで聞いております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに農業委員会に質疑ございませんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　次は農林振興課分です。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。ですね２２ページについてですが、素材生産の売払い収入が上がっております。聞くところによれば、これまでは市場に一括で持ち込んでそこで市場価格によって収入を得るということで販売を行っておられるというふうにお聞きしておりますけれども、現在は品目ごと、例えばもう極端に言うと名木１本１本というですねそういう競りの中で販売するという方法もあるというふうに伺いますけど。現在町で行っておられる競りの方法については、どの手法をとっておられるのかお尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。売上げの形態ですが一括でされているということやられています。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。これまでもですね、多分にそのような手法でやってこられたと思うんですけど。現在木材単価も中々思うようには上がっていない現状ですので、出来たらやはり有利な販売方法ということでいきますと私最後の後のほうで言いましたような、そのもう例えばトラック１台じゃないですけど、それを一山で売るのではなくて、この木は売るけどもこれは安かったらもう持って帰りますよというような、そのような市の形態、販売ですね。これについては、町のほうでは考えておられないのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。今のところ考えてないというところなんですが、それをすることによって収入のほうが高くなるのか、いろんな経費のほうが高くなるとか、そういうところがあって落ちてしまうのか。その辺りはちょっとまた素材生産等をお願いするところともお話ししながら検証の上で考えてみたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　農林振興課分に質疑ありませんか。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　次は商工観光課分です。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　ではないようでございますので次は建設課分に入ります。建設課分、質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　７番、橋本です。ですね３点のことでちょっと伺いたいと思います。ひとつはですね主要施策の成果説明書の中で先ほど説明があった住宅・建築ストック形成事業の中の、の中でですね、耐震の金額が戸建ての木造耐震が１件で耐震が３件の２件こういう説明ありましたが、熊本地震の時はですねそういう皆さん危機感があってよかったね。喉元過ぎればあんまりしなくなったというのもあるしお金の問題もあると思いますが、実際この中でですね耐震にされてる住宅はどんだけあるのかをひとつ聞きたいのと、次にですね住宅協働次の同じページ

のですね、住民協働による環境資材支給事業の中の今回は６年度は１６か所あったとありますがどのような作業がまずあったのか教えてもらいたい。それとですねページの９５の道路、あ、そこの下にもありますね、作業員による一緒ですばってん。ページ９５の道路施設等維持管理現場作業員の派遣時業務委託料３，８８５万５，６１７円とありましたが、作業員の人数は１０人ということで言われましたが実際作業としてやってるのは何回しているのか。まずはその３点のことをお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　はい。耐震につきましてですけど令和５年度から相談件数等をちょっと示したいと思います。通知送付件数令和５年度が２，４１９件、相談件数１６件、耐震診断２件、耐震改修１件。令和６年度が通知送付件数２，２００、相談件数２９件、耐震診断１件、耐震改修５件です。耐震診断につきましては５年度と６年度で３件と耐震改修、耐震の設計プラス建て替えだったり改修だったりするのが令和５年度で１件とあと令和６年度で５件なんですけどそのうち２件は繰越し事業としております。住民協働事業の内容ですけど、ごみ収集場改修・新設が４件、リサイクル場改修が１件、法面防草シートが３件、里道コンクリート舗装が４件、公民館周辺整備が３件、支障木伐採が１件となっております。３番目の質問で作業員派遣にする作業の内容でよろしかったでしょうか。一応契約書の中ではですね、町道、排水路、公園等の施設の除草・清掃、樹木剪定、点検補修に関することと書いてあります。実際にはやはり道路の作業に関しましては主に除草作業あるいは道路維持、補修ですね穴が開いた時に補修材でするっていうことですね。公園管理に２名配置してますけど公園の管理をしていただいているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　１番目のですね住宅・建築安全ストック形成事業に関してはですね、中々実際進んでいないのが現状だと思います。町はですね各対象の家庭に送られていますが中々お金もかかるやろうしということで進んでないのが現状ですけど、今このような状況の中においてはですねもう耐震もう震度７、６なりなった場合はもう倒壊する家が多分に多く出ると思いますんでやっぱしそこはですね地区の地区の常会とかそういう時にですね、やっぱ支援員がおられますんで各支援員が２人、２名ずつおられるでしょ。そん時にでもやっぱそういう説明をしたりいうことで十分にやっていかんばですね、今後いつ災害がいつ起こるか分からない。地震があった場合は、大変ですんでそこのことをやっぱ周知していただければと思いますんでよろしくお願い致します。それと２番目の住民協働についてはですね、ごみが４件の各協働いろんな説明を受けましたが、今後やっぱし協働作業でいろんなことをやっていかんばんと思いますんでその面はやっぱ十分周知していただければと思います。３番目の道路管理のことで何で言ったかというと今回ですね一般質問の中でですね、議長と副議長もされてます。繁茂の問題を言われてますが、今現状としてもう簡単にいっとらんのが現状だと思うんですよ、予算も立っとらんじゃないですか。だけんですねやっぱ予算ば組んででも回数が今２回さっき言われましたが２回の３回にするなりして、やっぱしやるところにお金かけるとこにはかけていかんば分からんじゃなかですか。もうそこそぎゃしていただければ地域のですねやっぱもう繁茂の状況が打破できると思いますん

で、その旨を考えて今度の予算でも補正でもしてでもやっぱりやっていただかんばそこはやっぱちゃんとしていただければと思いますがどうですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　まず耐震の事業の推進ということで町の行政の支援員さんを通してっていう話を御提案頂きましたけどこれについてはまた総務課等と協議をして支援員で十分そこ説明ができるのかもありますので、そこは十分検討していきたいと思います。また引き続きこの耐震事業につきましては丁寧に町民の方には御説明をしてまいりたいと考えております。あと住民協働につきましては、年々ですね件数のほうがおかげさまで増えております。まず４月の区長会で大まかなこう説明をさせていただくんですけどやはりこう住民協働ということでですね、もう本当大切な大事な事業だと考えております。今後も区長さんが相談に来られましたら、また丁寧に対応していきたいと考えております。最後の作業員のことでですね、除草回数が足らないんじゃないかともう何回もこう言われている件ではあります。令和７年度、もちろん私も町道等を車等で走ってる時にはこう気になる部分ではあります。私としてはですね、今の令和７年度に関しては今の予算内で対応して８年度以降にですね、また７年度６年度検証して予算のほうを考えていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　耐震、耐震のストックに関してはですね、先ほど検討するということですんで十分検討して頂ければと思います。住民協働はですね、今後やっぱ増えると思いますんでそこの予算は十分見ていただいて今後もやっていただければと思います。最後のですね道路の維持管理、繁茂状況はですね、私はもうその補正予算でもしてでもですね、もう今の現状がですね、きれいならですよ、きれいなかしばらばらですよ。よかとこもあれば、してましてちょっと本来であればあっちの通学路の問題で言おうか思ったんですが、２学期あたりやっぱし通る道がやっぱきたなかっていうよりもそら昨年もそぎゃやったですよ。今年も同じようになっとってやっでやっぱそこは考えていくのが本当やと思いますんで十分そこは検討していただければと思いますんでよろしくお願いいたします。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　建設課に質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　８５ページをお願いします。ダム管理に関わる問題ですけれども、あそこにたまった砂利の搬出をすることについて地元皆越地区の皆さん方に説明会をされてますもんね、去年も。山の上にその砂利を持っていくということでダンプが１日１２台ぐらい往復１０回。今までは迂回路があったからある程度道路の傷みも少なかったわけですけど、今度は一本道で全て往復するとかなりのその痛みが激しいことは予想出来ますよね。町道の場合は、舗装の厚みが県道・国道と違いますからですね。ちょっと写真もお願いします。その時に住民説明会の時に、町も県も道路が傷んだ後はしっかりと対応しますという約束をされてますもんね。今回も終わってから区長さんが何回も出向いて建設課に、一応県が補修はしてくれてますけれども今写真を御覧のなると分かるように、これは暗渠が詰まったそのままですね。今年の草刈りの時に暗渠はある程度土砂が詰まってる部分は取り除いておるようですけれども、現状はこうです、まだ。こうやって暗渠や横断工それから側溝を詰まったままに置いとくと、当然路肩は崩壊しま

すもんね。道路に水が今度は流れ出すわけですから。まずこういったことの人的災害がまず起こることが確認出来ます。それからずっとここ写真を見ていただくとこれは下からずーっと撮って上がってるんですよね。こういう状況ですよ。県がこれを見て、これでいいという判断をされたですか。あるいは県と町はどういう協議をなされてこれぐらいまでは、県でやってくださいと、あとは町がやりますからとか、そういう約束事がなされとっとですか。その辺分かりませんからしっかり説明頂けませんか。約束をされたことはしっかり果たしていただきたいというのは住民の思いですよ。その辺りをまずはお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　はい。皆越地区区民へのこの説明会というのがちょっと私の記憶でちょっと私はちょっと記憶にはないんですけど、もちろん住民にとっての大事な生活道路ですのでしゅんせつ等で道路が傷んだら補修を随時やっていく必要はあるかとは認識しているところです。またこの補修の内容といいますか、か所につきましては令和６年度が集落の下のほうが２か所１０メートル１０メートル程度が２か所。あと集落の上が搬出場所までは舗装されていると確認はとれております。そのか所について、その町と県がここをしましょうっていうのは、中々出来てないんじゃないかなと思ってるところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　住民の皆さん方は、もう住宅から上は通勤にも使わないんで、要は１番上の住宅から下ですよね。がこういう状況ですよね。非常にお困りです。これで町として、してはあとどういうふうにしたいと思っておられるんですか。町長もこれを見て現況を。住民説明会には県も町も事業者も行ってるんですよ。３者そろって皆さん方によろしく御迷惑かけますがよろしくお願いしますと。あと傷んだ道路についてはしっかりと整備いたしますからっていう約束をされてるわけですもんね去年。確認してください。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。実は皆越地区の道路及び法面工事につきましてはですね、先月、土木事務所に担当課と一緒に同席して土木事務所長と協議をしてまいりました。どうしても町の単独じゃもう工事も進まないということで県の代行は出来ないかというような要望をしてきたわけですけれども、中々代行工事には厳しい条件があるということだったんですけれども。このやはり砂利運搬によって、この道路も傷んでいるという現状もお話をしてまいりました。こういった陥没した写真はお見せしてませんけれども、地図上でのこのか所とこのか所とこのか所は何年に災害を受けて、何年に工事を予定というような説明しかしてませんので再度ですね、この道路の路面の状況もですねお見せして、再度県に協議を進めたいと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　本当にこれは県が責任持ってしていかにゃいかんことだと私は思うんですね。本来はダムより下に砂利を持ってくるのが本来の姿だろうと思うんですけれども山の上まで持って上がるということ自体が本末転倒だと私は思ってます。しかしながら今年からは下のほうにおろすという話ですから痛みは大分違うと思うんですけれども、しかしながら６年度やった事業においての結果は、しっかりと県のほうで対応していただくように強く申入れてい

ただいて、住民の皆さん方がですよ安心して通勤できるように対応していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。再度。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。再度協議をしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほか建設課に質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。ページあちこちわたると思います。道路改良全般の話なんですけども今の特に用地的に問題が、問題ないというかそういうところとか、通行者の要件があるんだと思いますが、歩道をかなりの幅員をとった歩道というのを整備されていかれております。特に通学路関係ですね。そのこと自体は大変ありがたい話なんですがちょっとここでお尋ねしたいのは、まずそういう交付金事業あるいは補助事業等で何かいろんな要件があると思いますが、自転車通行可の歩道ですか。それはまた道路交通法の要件だろうと思うんですけどそこ付近であの今かなりの私が素人目で見て、私たちが素人目で見てかなりの幅員の幅員とかの歩道の幅員ですね幅ですね、が取れた改良工事後は、ほぼほぼ全ての自転車通行可になっているのかどうか。それあの工事される整備の担当課と総務課あたりとの関係もあると思いますが。その付近がですね、どうなってるのかをちょっとお尋ねをしたいと思います。と申しますのは、もう御承知のとおり道路交通法ですかね。二輪のあの今度規制というかあれがかなりハードルが上がってまいりますよね。要するにながら運転はどうとか、いろいろあるいは今まではあったんでしょうけど、そのそういった自転車通行可でない歩道で、歩行者とやったら子供さんも云々とかですね。これはもうその話はもう以前からあったと思うんですが法令上はですね。ということで、要するに歩道を整備したがゆえにですねそこで自転車が通っていってそこであるかないか分かりませんけども事故を誘発するようなケースもないとも言えない。で私がさっきお尋ねしたかったのはですからそういうところは、整備後ですね今度は道路交通法になるんですかね。二輪が可とか不可とかいろいろあると思いますが、そういうのを全部二輪化に自転車通行可にされていっているのかどうか。ちょっとそれをちょっとお尋ねをしたいところです。

◎議長（小見田　和行 君）　ここで１０分間休憩を致します。

休憩　午後３時２０分

再開　午後３時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。小田建設課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　はい。歩道を自転車通れる基準っていうことですけど、自転車歩行者道の幅員は歩行者の交通量が多い道路にあっては４メートル以上、その他の道路にあっては３メートル以上とする。３メートル以上があれば歩道を自転車も通行可となってます。また２メー

トル、２．５メートル以下でも警察との協議でそこの歩道が通行者が少なかったら自転車のほうも通行可という協議が警察でおりて標識によって自転車もいいですよっていう歩道となります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、ありがとうございました。はい、実は私もその法的な部分はですね、調べられる範囲で一応確認してみました。これをですね、お尋ねしようと思ったのはですね。先ほどのその質疑もちょっとございましたけど、通学路の安全点検等いろいろ教育サイド、教育委員会サイド、学校サイドではされます。で、そういう情報も含めての道路改良もやられていかれると思いますが、結果的にですねお金をかけてそれだけの歩道を整備されて今主に通学路だと思いますが、多くのところはですね。それで交通量の問題、車の交通量はともかくとして自転車の数あるいは歩行者の数そう多くない。その付近が何と申しますか。道路整備は道路整備。そういう交安あるいは警察関係の指定をして、今度はそういうふうな子供さんも含めての自転車等の交通安全教育は交通安全教育。なんかその付近が、何か合致してないような部分をちょっと私は感じたりするんですよ。せっかく広い歩道を整備されてても、その横を車道を子供たちが３列並んでいくとかですね。交通量がほとんどないケースがあったらそれで実質的な安全性はいいんですけども、ですからもしそこが自転車道の自転車通行可なのかどうかは確認はれないんですが、そういう場面をよく見るんです私は。だったらその道路整備、歩道の整備ですね。は何だったのかって。歩行者はほとんどおられない。そういうのがあるもんですからその付近やっぱり何ていうかな、連携というかそういうのがないと、何か結果としてそういった歩行者、二輪ですね特に自転車。の安全が確保できるのかなあという疑問があったりするもんですから、そういう意味でちょっと先ほどお尋ねしたところです。ですから先ほど制度上の話はそれで理解できるんですが是非その付近の連携をですね、どうなってるのかなという疑問が先ほどあったのでお尋ねしたとおりです。逆に言うとここではお願いっちゅうのは本来おかしいんですけど、その付近の連携はしっかりとっていただいて、投資効果があるような道路整備をですね進めていっていただければありがたいなと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　小田課長。

●建設課長（ 小田　淳 君）　はい。今町の道路改良につきましては、ほぼほぼ歩道が２．５メートルでこうしております。先ほど言われたとおり２．５メートルでも警察の協議があれば通行可ってなりますので、その辺も十分に関係機関と協議しながら自転車走行が安全安心で出来るように進めてまいりたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに、建設課に質疑はありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　最後は上下水道課分です。質疑ありませんか。ありませんね。

◎議長（小見田　和行 君）　各課について質疑頂きましたけど全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

◎**議長（小見田　和行 君）**　次に日程第２、認定第５号令和６年度あさぎり町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。鬼塚上下水道課課長。

●**上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）**　はい。それでは令和６年度水道事業会計決算書について説明致します。３ページをお願いします。令和６年度水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出です。上の枠 収入の最上段 第１款水道事業収益、右側の決算額４億３，３５９万７，４３５円です。下の枠 支出の最上段 第１款水道事業費用、右側の決算額３億８，８４１万６，０９４円を支出しております。この金額については税込み金額となっております。詳細につきましては、１９ページをお願いします。主なものについて説明をさせていただきます。収益費用明細書です。こちらの金額は税抜きで表示しております。収入の部としまして目の上段、１目給水収益 節１水道使用料は１億９，５９３万９，６６５円となっております。目の最下段 ３目他会計補助金 節１他会計補助金は、次のページにかけまして総務省通知の繰出基準等に基づく繰入金となります。２０ページ、４目長期前受金戻入、節１長期前受金戻入は工事等で資産取得する際に得た補助金等のうち今年度減価償却に見合う分を計上したものです。２枠下の７目資本費繰入収益 節１資本費繰入収益につきましては、総務省通知の繰出基準に基づく一般会計繰入金で旧簡易水道事業債償還元金に係るものになります。収入につきましては以上です。２１ページをお願いします。１目原水及び浄水費 節１４委託料につきましては、備考欄に記載のとおり水質検査や浄水場の維持管理に係る委託料となっております。次の節１７修繕費は、浄水施設の修繕及び老朽化した施設の更新等を行っております。２２ページをお願いします。２目配水及び給水費の主なものとしまして中ほどの節１４委託料につきましては、備考欄記載のとおり水道施設電気保安業務委託や配水地清掃業務委託などを行っております。節１７修繕費の主なものとしましては、旧配水管の漏水修繕や次のページ上段の量水器交換の費用を支出しております。次に目４総係費は職員の給与費ほか事業活動全般に係る一般管理費を支出しております。２５ページをお願いします。５目業務費 節２委託料は、量水器検針業務及び水道施設管理業務委託費を水道事業分と下水道事業分を業務案分して支出しております。６目減価償却費 節１有形固定資産減価償却費につきましては、２７ページに明細書を載せております。後ほど御覧頂きたいと思います。次の７目資産減耗費につきましては２６ページをお願いします。節１固定資産除却費は、配水管布設替工事による取り替え前の配水管や公用車更新による車両の処分により除却したものとなります。次の１目支払利息及び企業債取扱諸費 節１企業債利息につきましては、企業債償還利息を支出したものとなります。ページを戻っていただきまして４ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。まず収入の最上段 第１款資本的収入につきましては、右から３列目の決算額４億５，０１２万８４５円です。次の枠、第１項企業債につきましては免田地区の重要給水施設配水管布設替工事、また再編整備事業で須恵送水ポンプ場整備と吉井水源から新設する岡原配水ポンプ場までの送水管の布設を行っており、その財源として収入をしております。第２項出資金につきましては、一般会計からの繰入金として建設改良費と償還元金の不足分に充てております。第３項工事負担金は、免田地区の布設替工事に伴う消火栓１基の更新と深田地区に設置した貯水機能付給水管の設計委託料と工事費分を一般会計から受入れているものです。ひとつ飛びまして第５項補助金につきま

しては、免田地区配水管布設替及び須恵地区送水ポンプ場建設にそれぞれ生活基盤施設耐震化等交付金を受入れております。支出につきましては、下の枠２段目 第１項建設改良費は、岡原地区送水管新設工事。それから免田地区配水管布設替工事と須恵送水ポンプ場建設工事が主なものとなっております。第２項企業債償還金は起債償還の状況を３０ページから３２ページに掲載しておりますので後ほど御覧頂きたいと思います。第３項投資につきましては、水道事業基金の定期利息及び運用利息を積立てたものです。次に下の枠の欄外になりますが、資本的収入額４億５，０１２万８４５円が資本的支出額５億５，１５３万５７４円に対して、１億１４０万９，７２９円不足しております。記載のとおり過年度分損益勘定留保資金７，８５９万１，４５７円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，２８１万８，２７２円で補填をしております。５ページをお願いします。損益計算書です。６ページをお願いします。下から４段目の当年度純利益は、１，６７２万２，９９７円。その下、前年度繰越利益剰余金を合わせた最下段の当年度未処分利益剰余金は、記載のとおり５，６４５万５，５０５円でございます。７ページをお願いします。剰余金計算書でございます。前年度末及び当年度末の剰余金等の増減をあらわしたものでございます。８ページをお願いします。令和６年度水道事業会計剰余金処分計算書でございます。当年度未処分利益剰余金につきまして、処分を行わずそのまま繰越利益剰余金とするものです。９ページをお願いします。貸借対照表でございます。このページの右下の資産合計額と１１ページ最下段の負債資本合計はともに５７億６，５５２万５，８５１円となっております。１４ページをお願いします。水道事業報告書です。このページから１７ページにかけまして業務状況の詳細や事業収支等の前年度比較を掲載しております。詳細の説明につきましては省略をさせていただきます。１８ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。この計算書によりまして年度内の資金増加額は、右下３行目７，６５７万８，３３３円。資金期末残高は、最下段７億１，４６４万５，９９７円でございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

◎議長（小見田　和行 君）　次に日程第３、議案第２８号令和６年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。それでは、令和６年度下水道事業会計決算書について説明を致します。３ページをお願いします。決算報告書の収益的収入及び支出です。上の枠収入の１行目、第１款下水道事業収益、右側の決算額６億６，４８５万７，０７５円です。下の枠、支出の１行目、第１款下水道事業費用、右側の決算額５億８，０３４万７，３８４円を支出しております。この金額については税込み金額となっております。詳細につきましては、１８ページをお願いします。収益費用明細書です。こちらは税抜き金額となります。主なものについて説明を致します。まず収入の部としまして１目下水道使用料 節１突貫下水道使用料は１億６，６１０万１，７０３円。節２簡易配水施設使用料は５１万６，９００円となっております。２目雨水処理負担金は、総務省通知による基準内繰入額を受入れたものとなっております。１９ページをお願いします。目の２つ目、２目国庫補助金は、下水道接続に係る排水設備助成金事業費の２分の１を国から受入れたものです。４目他会計補助金 節１突貫下水道他会計補助金は、総務省通知による基準内基

準内繰入れと基準外繰入れを一般会計から受入れたもので分流式下水道に要する経費や償還金利息等に充てております。節２簡易排水施設他会計補助金は、使用料で賄えない経費を一般会計から受入れたものです。次の目５長期前受金戻入は、節１国庫補助金長期前受金戻入から節３分担金長期前受金戻入まで、これまでに工事等で資産取得した際の補助金や受益者分担金を今年度償却に見合う額を計上したものです。節５工事負担金長期前受金戻入は、マンホールトイレ設置工事分を計上しております。収入は以上になります。続きまして２１ページをお願いします。支出です。１目汚水管渠費 節１３委託料は、町内４６か所のマンホールポンプについて年間を通じ管理委託を行ったものとなっております。ひとつ飛ばしまして節１６修繕費は、マンホールポンプのオイル交換や機器故障時等の修繕などを行っております。２２ページをお願いします。３目簡易排水施設費は、深田草津山地区の簡易排水施設の維持管理費用です。４目総係費は、事業活動全般に係る費用を支出しております。２４ページをお願いします。５目業務費 節１８委託料は、量水器検針業務を水道事業との業務案分により支出したものです。２５ページをお願いします。節３３排水設備助成金は、下水道に接続した２４件分となります。次に６目流域下水道維持管理負担金は、下水道処理場へ流入する令和６年度計画水量分と資本費負担分を合わせた額を支出しております。７目減価償却費は、節１有形固定資産減価償却費 節２無形固定資産減価償却費、それぞれ２７ページと２８ページに明細書を載せております。後ほど御覧頂きたいと思います。次の８目資産減耗費 節１固定資産除却費は、マンホールポンプ更新に伴い、更新前の機器設備、機械設備の除却費用を計上したものです。次の１目支払利息及び企業債取扱諸費は企業債償還利息を支出したものです。２６ページをお願いします。５目過年度損益修正損は、令和５年１１月から令和６年３月分の漏水による減免１６件分と使用料分担金の不納欠損分となっております。ページ戻りまして４ページをお願いします。資本的収入及び支出です。上の枠１行目 第１款資本的収入、右側の決算額２億６，４４６万６，１３７円です。次の第１項企業債は、舗装復旧工事やマンホールポンプ更新の財源または資本費平準化債を収入したものです。第２項出資金は、一般会計からの繰入金で、建設改良費や元金償還金の一部として収入をしております。第３項負担金は、マンホールトイレの設置工事分を一般会計から受入れたものです。第４項補助金は、舗装復旧とマンホールポンプ更新工事の国庫補助金となっております。第５項分担金は、下水道に接続された受益者の分担金です。第７項基金は、下水道事業減債基金を取崩し、償還元金に充てております。次に支出です。下の枠１行目 第１款資本的支出決算額５億１，３１７万９，０２６円。次の第１項建設改良費は、舗装復旧、マンホールポンプ更新、公共汚水枡設置工事、マンホールトイレ設置工事を行っております。また県による球磨川上流浄化センターの改修工事等の工事負担金も支出しております。第２項企業債償還金は企業債明細書３０ページから３７ページ載せております。後ほど御覧頂きたいと思います。次に下の枠の枠外に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して２億４，８７１万２，８８９円不足しておりますが、記載のとおり消費税及び地方消費税資本的収支調整額損益勘定留保資金繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金で補填をしております。５ページをお願いします。損益計算書です。６ページをお願いします。下から４行目、当年度純利益は９，１２７万２，４７０円。最下段の当年度未処分利益剰余金は、１億２，１０８万７，９９７円となっております。７ページをお願いします。剰余金計算書です。前年度末及

び当年度末の剰余金等をあらわしたものです。８ページをお願いします。剰余金処分計算書案です。当年度未処分利益剰余金を議決を頂きまして処分をさせていただくものです。右側の未処分利益剰余金２行目の処分額５，００７万３，２４８円を組入資本金の積立てとして処分させていただくものです。本案のとおり処分させていただきますよう、よろしくお願い致します。９ページをお願いします。貸借対照表です。右下の二重下線部資産合計と１０ページ最下段負債資本合計はともに９９億４，３５３万６，７９１円となっております。１３ページをお願いします。下水道事業報告書です。このページから１６ページにかけまして業務状況の詳細や事業収支等の前年度比較を載せております。内容の説明等につきましては省略をさせていただきます。１７ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。この計算書によりまして年度内の資金増加額は、右側下から３行目１，６２４万１，０７８円。右側最下段の資金期末残高は１億２６１万５，８５１円となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午後３時５７分　散会

令和７年度　あさぎり町議会第４回会議会議録（第１０号）						
招集年月日	令和７年９月８日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年9月17日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和7年9月17日　午後 3時52分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松　英一	○	8	森岡　勉	○
	2	加藤　弘	○	9	豊永　喜一	○
	3	小谷　節雄	○	１０	山口　和幸	○
	4	岩本　恭典	○	１１	皆越　てる子	○
	5	難波　文美	○	１２	溝口　峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井　英治	○
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	１番　小松　英一　　２番　加藤　弘
出席した議会書記	事務局長　山本　祐二　　事務局書記　溝口　久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口　俊朗	○	教育長	椎葉　勇二	○
	副町長	土肥　克也	○	教育課長	山内　悟	○
	町民課長	中竹　健次	○	教育課長補佐	林田　考功	○
	町民課長補佐	塚本　浩史	○	教育課指導主事	別府　一英	○
	健康推進課長	荒川　誠一	○	生活福祉課長	緒方　理恵	○
	健康推進課長補佐	坂本　有吾	○	生活福祉課長補佐	那須　照正	○
	高齢福祉課長	尾方　圭	○	救護施設施設長	早田愛一郎	○
	高齢福祉課長補佐	吉武　哲雄	○	こども家庭センター長	荒木修治	○
	税務課長	高田　真之	○			
	税務課長補佐	早川　幹	○			

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第１０号）

日程第　１　　認定第　１号　令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　２　　認定第　２号　令和６年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　３　　認定第　３号　令和６年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　４　　認定第　４号　令和６年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　５　　認定第　６号　令和６年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　６　　認定第　７号　令和６年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

本日の会議に付した事件

日程第　１　　認定第　１号　令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　２　　認定第　２号　令和６年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　３　　認定第　３号　令和６年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　４　　認定第　４号　令和６年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　５　　認定第　６号　令和６年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

日程第　６　　認定第　７号　令和６年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田　和行 君）　ここで9月１０日議案第２２号において、執行部より補足説明の申出があっておりますのでこれを許可します。山内教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。先週9月１０日の議案第２２号あさぎり町立学校体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに関する質疑の中で、皆越議員から中学校体育施設の利用につきまして町外の利用者数についての質問がございました。この件につきましては、後日回答させていただきますというふうにしておりましたのでここで回答させていただきます。本年の４月から８月末までの集計結果となりますけれども、あさぎり中学校体育館の利用者の合計数は2,０９０人でございます。その中で町外の利用者は０人というふうになっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　本日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行います。日程第１、認定第１号令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。髙田税務課長。

●税務課長（高田　真之 君）　はい。それでは税務課所管分について説明致します。１０ページをお願い致します。歳入からになります。町税の収納状況でございます。１枠目　１市町村民税ですが前年度収入済額に対して、7,９１０万１６４円の減になっております。個人住民税の現年度分で6,４２２万5,５１４円。法人住民税の現年度分で1,５４３万6,１００円の減になります。主な理由は、市町村民税の現年度分は主に定額減税によるもの。法人住民税の現年度分は、主な法人の決算に伴う減になります。また徴収率は９８．２％で対前年度比０．１％下がっています。２枠目、項２固定資産税ですが前年度収入済額に対して、５５０万6,２０３円の減。徴収率は９２．８％で対前年度比２．６％上昇しています。３枠目、項３軽自動車税ですが前年度収入済額に対して８２万4,５００円の増。徴収率９８．８％で対前年度比０．１％上昇しています。４枠目、項４市町村たばこ税ですが前年度収入済額に対して１８万5,６０９円の減となっています。町税の合計、最上段になりますが前年度収入済額に対して、8,３９６万7,４７６円の減。徴収率９５．８％で対前年度比１．０２％上昇しています。現年度分については、前年度収入済額に対して8,４２７万8,９９２円の減。徴収率９９．４９％、前年度比０．０４％上昇しています。滞納繰越分については、前年度収入済額に対して３１万1,５１６円の増で徴収率１３．６７％、対前年度比３．６９％上昇しています。１４ページをお願い致します。最下段、目１総務手数料 節１徴税手数料ですが前年度収入済額に対して１４万6,４００円の減になります。こちらは町税督促手数料と１５ページの上段、税関係証明手数料の合計になります。２１ページをお願い致します。上から２枠目、目１総務費県委託金 節２徴税費委託金は、個人県民税を町が徴収事務を行ってい

るため個人県民税納税義務者６，８５７人に３，０００円を乗じた金額及び令和５年度精算額の合計額となります。２４ページをお願い致します。上から３枠目、目１延滞金は、主に過年度分の町税の延滞金になります。４８ページをお願い致します。次に歳出になります。主立っものを説明させていただきます。４９ページをお願い致します。上から１枠目、目１税務総務費 最上段節３職員手当等 備考欄の上から３行目 時間外勤務手当は、申告相談のための給与支払報告書の入力作業や相談当日の申告書整理作業、各種税の賦課処理作業、徴収などの時間外勤務手当になります。中ほど節１２委託料 備考欄の固定資産土地評価業務委託料は、３年に１回の評価替えに備え、年度ごとに土地の評価調整をするために委託したものでございます。その下の固定資産家屋評価業務委託料は、新・増築分合わせて今回５２棟の家屋評価委託をしたものになります。節１３使用料及び賃借料の統合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウドサービスソフトウエア使用料になります。節１８負担金補助及び交付金の備考欄の１番下のデマンド交通無料乗車補助金は、申告会場が遠くなった方や交通手段のない方への往復の無料補助になります。実績につきましては、往復片道合わせて２５人の方に御利用を頂いております。２枠目、目２賦課徴収費 最下段の節１２委託料 電算システム改修委託料は、地方税電子化対応に伴うシステム改修の委託料になります。５０ページをお願い致します。最上段 節１３使用料及び賃借料の備考欄の１行目 地方税電子申告支援サービス利用料は、共通納税分の給与者給与特しょう分、法人住民税申告、償却資産申告、給与支払報告書などの電子申告サービス利用料でございます。節１８負担金補助及び交付金の備考欄の１行目 地方税共同機構負担金は、地方税の電子化の業務を行っている地方税共同機構への負担金です。節２２償還金利子及び割引料の備考欄 町税還付金は個人住民税や法人住民税、固定資産税等の申告等による更正などのための過年度分の還付金となります。法人の修正申告による高額の案件のための増額が主な要因です。２枠目、目３定額減税調整給付事業費 節１報酬 節３職員手当等 節４共済費は、事業対応のための会計年度職員１名分の費用になります。節１２委託料は、調整給付金対象者を把握するための電算システム改修の委託料になります。節１８負担金補助及び交付金は、対象者２，９０３人分の調整給付金になります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹町民課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい。町民課所管分を説明申し上げます。歳入です。１３ページをお願い致します。１枠目、款１３ 項１ 目３衛生費負担金 節１保健衛生費負担金は、墓地公園管理料で６年度２件お墓の建立があり、永代管理料２件と年間管理料２６件分です。２枠目、款１４ 項１、次のページをお願い致します。目２段目、目３衛生使用料 節１保健衛生施設使用料 備考の墓地公園永代使用料は、新規購入分１件分です。最下段、項２ 目１総務手数料、次のページをお願い致します。節２から節５までは、戸籍住民登録、印鑑証明、諸証明手数料になります。町民課と４支所合わせて１万４，３８５件受入れており、昨年度より１，７５９件の減となります。目３衛生手数料 節１衛生手数料 備考の犬登録手数料は４８頭分です。その下、狂犬病予防注射手数料は６８６頭分です。４月、７月、１０月にかけて７日間の集団接種を行いうち２日間は日曜日に行った結果、注射済み率は９３．２％です。その下、一般廃棄物処理業等清掃許可手数料は、一般廃棄物収集運搬処理業６件、浄化槽清掃業１件、検査手数料２３件分です。２枠目、款１５、

次のページをお願い致します。項２　目１総務費国庫補助金　節１戸籍住民基本台帳費補助金　備考の個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカード交付に係る会計年度任用職員の人件費等に関する補助金です。節３社会保障税番号システム整備費補助金　備考１行目の法務省社会保障税番号システム整備費補助金は、戸籍システム改修に係る補助金です。３行目の繰越分の法務省社会保障税番号システム整備費補助金は、戸籍に氏名のふり仮名を追加するための機能の整備分です。１８ページをお願い致します。項３　目１総務費国庫委託金　節２戸籍住民基本台帳費委託金　備考の中長期在留者住居地届出等事務委託金は、外国人の転出入や転居等、住居地の届出に対する事務処理に係る委託金です。目２民生費国庫委託金　節２国民年金事務委託金は、国民年金事務に係ます人件費及び物件費です。次のページをお願い致します。最下段、目３衛生費県補助金　節１保健衛生費補助金　備考のプラスチックごみ分別収集支援補助金は、プラスチック分別を始めた自治体に対して交付される補助金です。２１ページをお願い致します。項２段目、項３　目１総務費県委託金　節３住民基本台帳費委託金　備考の人口動態調査事務委託金は、出生や死亡等の自然増減、転出入等の社会増減の報告に関する事務費です。２４ページをお願い致します。３枠目、款２１、次のページをお願い致します。項４　目４雑入　節１雑入、次のページをお願い致します。備考１行目の資源有価物売払収入は、アルミ缶などの１５品目の資源有価物の回収に伴う単価契約による売払収入となります。９行目の諸証明郵送料は、マイナンバーカード入りの住民票を本人以外が取得される場合、本人へ郵送する際に頂く費用となります。以上で歳入の説明を終わります。続きまして歳出です。３１ページをお願い致します。款２　項１、４５ページをお願い致します。目２段目、目１６旅券費です。パスポートの申請受付及び発行に伴います事務費です。５０ページをお願い致します。２段目、項３　目１戸籍住民基本台帳費です。主に正職員と会計年度任用職員の人件費と戸籍や住基ネットシステム、マイナンバーカード交付関連等の経費になります。あさぎり町のマイナンバーカード保有率は、令和７年８月３１日現在で８３．８％、全国平均７９．２％を上回る保有率となっております。次のページをお願い致します。節１２委託料　備考１行目の電算システム改修委託料は、住基ネットを更新しましたので構築の委託料となります。５行目の戸籍情報システム改修委託料は、戸籍の氏名ふり仮名を通知する機能を整備するための改修となります。７行目の戸籍システム無停電電源装置点検委託は、メーカーの保守点検の延長に伴う点検整備に伴うものです。８行目の戸籍システム国籍地域対応改修業務は、今まで戸籍の身分事項に国籍だけを記載するだけでしたが省令の改正により国籍に合わせて地域名を記載できるようになったために改修を行ったものです。最後の行の戸籍システム改修業務繰越明許は、戸籍ふり仮名の機能を整備するものです。節１３使用料及び賃借料は戸籍システムのリース料と使用料、住基ネットリース料とマイナンバーカード対応記載台の使用料になります。５５ページをお願い致します。最下段、款３　項１、６０ページをお願い致します。目５国民年金事務費です。歳入で説明しました国庫委託金を充当しています。主に職員の人件費となります。６９ページをお願い致します。款４　項１、次のページをお願い致します。目２予防費は狂犬病予防に関する支出です。次のページをお願い致します。節１２委託料は町道での動物死骸処理委託料です。目３環境保全費で節７報償費は、不法投棄を監視するために巡回していただく環境美化監視員１０名分と各行政区から選出されました廃棄物減量等推進員５３名分の謝金となります。最下段、

節１０需用費 備考１行目の消耗品費は、生ごみバケツ再配布６行政区分とプラスチック分別収集用の土のう袋と回収袋を購入したものが主なものとなります。次のページをお願い致します。節１２委託料の備考１行目は可燃物不燃物のごみ収集分となります。２行目と３行目は生ごみ収集と処理、５行目は不燃物の選別処分のための委託料となります。６行目は地球温暖化対策実行計画区域施策編策定委託料です。８行目 不法投棄物処理委託は、公共用地に不法投棄してある所有者不明の廃棄物を処理する費用となります。昨年度、町道薬師堂線にタイヤや塩化ビニールなどの不法投棄物が大量にありましたので処理を致しました。節１８負担金補助及び交付金の備考４行目の資源有価物回収交付金は、各行政区及び協力団体へ回収重量に応じて交付したものです。７６ページをお願い致します。項２段目、項２ 目１塵芥処理費 節１９負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合へごみ処理費、し尿処理費、斎場費として支出したものです。前年比で可燃物が１２９トンの減少、不燃ごみが３トン減少となっております。以上で町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　生活福祉課所管分につきまして説明させていただきます。１３ページをお願いします。まず款１３です。項１ 目２民生費負担金 節２の障害者福祉費負担金の地域活動支援センター事業市町村負担金は、町内の地域活動支援センターを町外の方が利用された実績に対して受入れた負担金になります。その下段、節３児童福祉費負担金は、令和６年度、過年度分の保育所負担金の受入れたもの。病児病後児保育事業費町村負担金として構成３町村からの負担金を受入れたものです。その下段、節４養育医療事業費負担金は、入院して療育の必要な乳児に係る医療費の保護者負担分を受入れたものとなっております。次に款１４ 項１、次の１５ページをお願いします。目の２段目、目２ 節１の民生手数料は現年分か年分の保育料督促手数料を受入れたものとなります。同じページ款１５ 項１ 目１ 節２障害者福祉費負担金の１行目です。障害者の方の医療費を軽減するための公的医療制度で実績に基づき受入れた障害者医療費負担金と、２行目は障害者自立支援給付費負担金、障害者の方の行動支援や相談支援、補装具などのサービスについて実績に基づき国の負担分を受入れたものです。節４児童福祉総務費負担金の子供のための教育保育給付交付金は、認定こども園、保育園に支払う運営費に対する国の負担分を。その下、障害児給付費等負担金は、障害児及び発達障害児等に対する通所支援費のうち国の負担分を受入れたものです。その下です。子育てのための施設等利用給付交付金は、保育料無償化に伴う認定こども園の午後の預かり保育利用料に対する交付金で国の負担分を受入れております。節５児童手当事業費負担金は、高校生以下の児童に支給される児童手当において国の負担割合分を受入れたものです。節６養育医療事業費負担金は、入院して療育の必要な乳児に係る医療費の保護者負担分を除いた２分の１を国庫負担金として受入れたものとなります。１６ページをお願いします。項２ 目２ 節１社会福祉費補助金の１行目です。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、重層的支援体制整備事業への移行準備事業に対し、国からの補助を受入れたものです。下の段です。節２障害者福祉費補助金の地域生活支援事業補助金は、対象者に対する日常生活用具の購入や地域活動支援センター事業などに要する費用について国の負担割合分を受入れたものとなっております。その下、障害総合支援事業費補助金は、障害福祉サービス等報酬改定に

係るシステム改修に伴う補助金を受入れたものです。次の節３児童福祉総務費補助金の子ども・子育て支援交付金は、延長保育や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などに対する国の負担分を受入れたものです。その下、出産・子育て応援交付金は、妊娠時出産時にそれぞれ支給します給付事業の国負担分を受入れたものです。その下です。保育所等性被害防止対策設備等支援事業補助金は、保育所等における設備等支援事業費に対する国の負担分を受入れたものです。その下、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、巡回支援専門員整備事業に対する費用について国の負担分を受入れております。その下です。子ども・子育て支援事業費補助金は、法改正により児童手当拡充に伴うシステム改修費等の事務費に対する国補助を受入れたものです。１８ページをお願いします。項３ 目２ 節１障害者福祉費委託金は、特別児童扶養手当の事務に対する委託金を受入れたものです。同じページ款１６ 項１ 目２ 節２と節４から節６の各負担金ですが、いずれも国庫支出金で説明しました費用に対する県負担割合分を受入れたものです。節７救護施設費負担金は、各福祉事務所から受入れました施設に対する事務費と利用者に対する保護費となっております。１９ページをお願いします。目２ 節１社会福祉総務費補助金は、民生委員児童委員活動に対する補助金を県から受入れたものです。節３障害者福祉費補助金の重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、重度の障害をお持ちの方より申請があり助成した医療費に対する県の負担分を受入れたものです。その下です。地域生活支援事業補助金は、国の補助同様に県の負担分を受入れたものです。その下の難聴児補聴器購入費助成事業費補助金は、補装具費の支給対象とならない軽度・中度の聴覚障害のある難聴児に対し助成する費用の県補助分を受入れております。節４児童福祉費補助金の多子世帯子育て支援事業費補助金は、第三子以降の保育料無償化に対する県の負担分を。その下、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金は、認定こども園、保育園に支払う運営費のうち県の負担分を。その下、子ども・子育て支援補助金は、国の補助同様に県の負担分を受入れたものです。その下の保育対策総合支援事業補助金は、保育資格を持たない補助職員を園が雇い上げる際の経費に対する補助金を受入れたものとなっております。その下です。出産・子育て応援交付金とその下 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金ですが、国の補助同様に県の負担割合の交付金を受入れたものです。その下、保育所等物価高騰対策支援金補助金は、保育園に支給した支援金についての県の補助金を受入れたものです。節５子ども医療費助成事業費補助金と節６ひとり親家庭福祉費補助金は、どちらも県からの補助金を受入れたものです。２５ページをお願いします。項４の目１ 節１救護施設費納付金は、救護施設入所者の自己負担金を受入れたものとなっております。次に目４ 節１雑入です。２７ページをお願いします。備考欄５行目記載のしらがね寮給食費は、職員の宿直時の給食費を受入れたものとなります。同じ備考欄の中ほどに記載のあります社会福祉協議会運営費補助金返還金とふれあい福祉センター指定管理委託料返還金は、どちらも令和５年度補助金の確定・精算に伴い生じました不用額についての返還金を受入れたものです。２８ページをお願いします。項５ 目１節１の貸付金元利収入ですが県の災害援護資金貸付けを受けた被災者からの償還金を受入れたものです。款２２ 項１ 目２の節１から次のページに続きますが目の１段目 節３まで、いずれもそれぞれの事業におきまして事業債を受入れたものとなります。次に５５ページをお願い致します。歳出です。主なものにつきまして説明させていただきま

す。款３　項１　目１社会福祉総務費です。節１報酬は、保健福祉総合計画策定委員会開催における委員報酬です。４回開催しております。５６ページをお願いします。節１２委託料の地域おこし協力隊活動支援委託料は、協力隊の所属先である社会福祉協議会への委託料。その下の保健福祉総合計画策定支援業務委託料は、アンケート調査等をはじめ会議運営支援や計画書製本に至るまで、計画策定に係る業務の委託料です。その２つ下の行になります。災害時避難要援護者支援システム保守委託料と、下の段の節１３災害時避難要援護者支援システムリース料は、避難行動要支援者名簿の作成、維持管理のために導入していますシステムに係るものです。その下の事業は、共にデマンド交通システムの使用料となっております。次に節１８負担金補助及び交付金は、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会運営費、遺族会や次の５７ページに続きますが備考欄の２行目　デマンド交通タクシー運行に対する補助金を支出しているものです。５８ページをお願いします。目４障害者福祉費です。節１報酬は、保健福祉総合計画障害者計画策定委員会の委員報酬と障害支援区分認定調査員１名の報酬になっております。５９ページをお願いします。節１２委託料におきましては、意思疎通支援や移動支援、日中一時支援そして地域活動支援センターなど地域生活支援に係る事業所に対する委託料になります。次の節１３使用料及び賃借料では、障害者の方のサービス請求内容チェックシステムの使用料を節１８負担金補助及び交付金は、各団体への負担金を支出しております。６０ページをお願いします。備考欄の２行目になります。障害福祉施設等物価高騰対策支援金の繰越明許分は、町内６事業所に対する物価高騰支援の補助金を支出したものです。同じページ節１９扶助費は、障害者の方の医療費や補装具、日常生活や福祉年金給付金、福祉タクシー料金助成に対して支出しているものです。節２７繰出金は、球磨郡障害認定審査事業特別会計への繰出金となります。６１ページをお願いします。目７社会福祉施設費でございますが節１２委託料では、ヘルシーランド指定管理委託料とふれあい福祉センター指定管理委託料を支出しております。次のページです。６２ページをお願いします。節の欄３段目になります。節１４工事請負費は、ふれあい福祉センター漏水修理及びデイサービス用ボイラー時更新工事。また繰越明許分につきましては、ヘルシーランドの給水ポンプ等交換工事分となっております。節１７備品購入費は、ふれあい福祉センターのＡＥＤ購入と消火器更新、デイサービス入浴ストレッチャー購入において支出したものになります。同じページ目８低所得世帯支援事業費ですが、節３から節１８まで令和６年度住民税非課税世帯とその世帯に属する子供を対象とした物価高騰対策給付金事業。また繰越明許分に関しましては、低所得者及び定額減税補足給付金に対する支出分となっております。項の最下段、項２児童福祉費です。６３ページをお願いします。目１児童福祉総務費ですが節１報酬は、こども家庭センターに配置しました専門職１名と保健福祉総合計画子供計画策定委員会会議時の委員報酬となっております。節７報償費の出生祝い金につきましては、４８名の出生児に対しまして祝い金を支給したものです。節１２委託料の２行目と５行目は、子ども計画策定に係る計画書等の製本等における業務の委託料。同じ節３行目の病児・病後児保育事業委託料は、公立多良木病院事業団へ支出しております。節１８負担金補助及び交付金の１行目　施設型給付費負担金は、認定こども園、保育園の運営費として支出したものです。その下、放課後児童健全育成事業補助金は、町内８か所の放課後児童クラブへの運営費に対する補助。その下の保育対策総合支援事業補助金は、主に保育補助者雇上強化の補

助金。最下行の出産・子育て応援給付金は、妊娠出産の届出後、決められた調査面談を修了された子育て世帯に対し、妊娠時出産時に支給したものになります。６４ページをお願いします。備考欄の１段目１行目です。保育所や学童クラブ等が対象となります性被害防止対策に係る設備等支援事業に対して支出しました補助金です。備考欄２行目から６行目まで、町内の認定こども園、保育園へ対象事業を実施している園に対し支出しました補助金です。同じ欄の下から２行目 障害福祉施設等物価高騰対策支援金の繰越明許分ですが、町内の障害児通所支援事業所４か所に対する支援金です。節１９扶助費の障害児通所支援費は、障害児及び発達障害児等の放課後デイサービス等への支援費を支出したものです。節２２償還金利子及び割引料は、各事業の国及び県への実績による返還金となっております。目２児童手当事業費は、令和６年１０月より児童手当制度の拡充がなされ所得制限の廃止、高校生年代まで対象となりました。児童手当を支給した事業費となっております。６５ページをお願いします。目３子ども医療費助成事業費は、令和６年１月から現物給付へと移行しておりますがシステムの委託料と給付金が主なものとなっております。目４ひとり親家庭福祉費は、医療費助成金が主なものですが延べ２６４人へ助成を行っているものです。目５養育医療事業費につきましては、入院して療育の必要な乳児に係る医療費を支給した事業費となっております。続きまして項３救護施設費となります。目１救護施設総務費につきましては、施設の運営に係ります人件費や調理業務の委託料が主なものとなっております。６７ページをお願いします。節１４工事請負費につきましては、しらがね寮の屋根改修工事や既存木柵の撤去及びフェンス新設工事、非常灯取替え工事になります。６８ページをお願いします。目２救護施設事業費につきましては、利用者の生活支援、相談支援や各種活動に要するものとなっております。次に項４、６９ページに続きます。目１災害救助費です。節１８は、福祉避難所に避難された要配慮者を受入れていただいた福祉施設への運営費。節１９は、建物火災１件に対する災害見舞金。節２２は、災害援護資金の県への償還金になります。以上で生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。高齢福祉課所管分について説明致します。１３ページをお願い致します。歳入の款１３分担金及び負担金の目２民生費負担金 節１老人福祉費負担金の養護老人ホーム入所者負担金は、あさぎり町と人吉市の２施設に入所されている方の令和６年度の入所者負担金となります。令和６年度末の入所者数は１７名です。１４ページをお願いします。備考最上段は白寿荘使用料で、利用者数、使用料とも前年度と同じ程度です。１５ページをお願いします。下段の款１５国庫支出金 節１老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金は、６５歳以上の第１号被保険者で低所得者の高齢者の介護保険料を軽減するものです。国・県・町が公費負担し、その国庫負担分となります。１６ページをお願いします。中ほどの目２民生費国庫補助金 節１社会福祉費補助金の生活困窮者就労準備支援事業費補助金は、人吉球磨成年後見センターの委託料の一部に対する国庫補助金です。人吉球磨１０市町村共同で人吉市社会福祉協議会に運営事業を委託し、広域での後見人の育成、相談体制の整備などを行っております。１８ページをお願いします。款１６県支出金 目２民生費県負担金 節１老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金は、先ほど説明しました介護保険料軽減事業の県負担分です。１９ページをお願いしま

す。目２民生費県補助金 節２老人福祉費補助金の老人クラブ活動等事業費補助金は、町が老人クラブに助成している経費への県補助金で補助率は３分の２です。その下、低所得者利用者負担対策事業費補助金は、所得が少ない介護サービス利用者の自己負担分の一部を社会福祉法人が負担し、その負担額に応じて社会福祉法人に交付される県補助金です。補助率は４分の３です。その下、権利擁護人材育成事業補助金は、先ほど説明しました人吉球磨成年後見センター委託料の一部に対する補助金で、事業内容ごとに２種類の補助金を活用しております。２４ページをお願いします。上段の項２特別会計繰入金 節２介護保険特別会計繰入金の過年度分精算繰入金につきましては、介護保険特別会計へ繰り出した金額を精算し、一般会計へ繰入れたものです。２７ページをお願いします。雑入になります。備考欄下から６行目の白寿荘光熱水費は、シルバー人材センター事務所の光熱水費を徴収しております。その下、球磨郡介護認定審査会振替分は、高齢福祉課職員が審査会業務に当たった人件費分であさぎり町が支出していたものを振替えたものです。その下、高齢者免許返納対策効果実証調査支援金は、国の調査協力をすることにより町が支出した８か月分を助成されたものです。５７ページをお願いします。歳出につきまして、主なものを説明します。目２老人福祉費 節７報償費の金婚式記念品は昭和４９年に結婚された夫婦４５組の表彰経費です。その下、敬老祝い金は８０歳・９０歳・１００歳到達の２８２名分です。節１２委託料１行目　人吉球磨成年後見センター運営業務委託料につきましては、成年後見制度利用に関する相談方法及び担い手育成並びに後見人の支援などを人吉市社会福祉協議会に委託しております。裁判所の資料では、本町で成年後見制度を利用されている方は、令和６年末で８８名であります。委託料の３行目 生活管理指導短期宿泊事業委託料は、一時的に養護する必要がある高齢者が介護施設等に宿泊し、生活環境を整える目的で委託したもので利用実績は４名です。その下、緊急通報システム管理業務委託料は、独居老人の急病や災害時に対応するための緊急通報対応を民間警備会社へ業務委託したもので利用者は１６名です。備考１番下の敬老会式典業務委託料は、５３行政区及び町内の介護サービス事業所１１事業所へ委託したものです。対象者は７５歳以上の在宅の方３,０５４名と施設に入所されている方２５１名です。５８ページをお願いします。上段の節１８負担金補助及び交付金　1行目 運転免許自主返納支援事業補助金は、令和６年度から開始した事業で４６名の申請となっております。その下、低所得者負担軽減補助金は、所得が少ない介護サービス利用者の自己負担分の一部を社会福祉法人が負担し、その負担額に応じて１法人に交付したものです。7行目 老人クラブ補助金は、あさぎり町老人クラブ連合会への補助金で対象会員数は３３クラブ1,６８８人となっております。その下、シルバーヘルパー活動助成金は、老人クラブ会員による高齢者の安否確認や地域福祉活動等の活動に対して助成したものです。その下、高齢者施設等物価高騰対策支援金は、物価高騰の影響を受けても利用者へ価格転嫁できない高齢者施設等に対する支援金で、町内の１０法人に対し交付しております。対象外であった法人もあることから不用額が８０万7,０００円となっております。その下、１９扶助費は、高齢者住宅改造助成事業費で実績はありません。その下、節２２償還金利子及び割引料の全ては令和５年度精算による返還金となります。その下、節２７繰出金 介護保険特別会計繰出金は、介護給付費、一般事務費等の町負担分を介護保険特別会計へ繰り出したものです。目３老人保護費 節１８負担金補助及び交付金の球磨圏域福祉サービス協議会負担金は、養護老人ホームへの入所措置を

判定するため１０市町村で構成する協議会の運営負担金です。その下、節１９扶助費 老人施設入所措置費は、歳入で説明しました養護老人ホーム入所者の令和６年度入所措置費になります。６１ページをお願いします。目７の社会福祉施設費の中で高齢福祉課所管の白寿荘に関する主な経費は、節１０需用費のうち電気料の３４万６，０００円と節１２委託料の清掃委託料が主なものとなります。以上で高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩致します。

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１１時　１分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　それでは、健康推進課所管分について説明致します。１４ページをお願い致します。歳入です。目の最上段、目３衛生使用料 節１保健衛生施設使用料 備考の２行目は、免田及び岡原の保健センターの使用料です。１５ページをお願い致します。目の最下段、目１民生費国庫負担金 節３国民健康保険事務費負担金は、低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で補填する保険者支援分と低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険料軽減分の負担金を一般会計で繰入れ、国民健康保険特別会計へ繰り出したものです。１６ページをお願い致します。目の最下段、目３衛生費国庫補助金、次のページをお願い致します。節の１番上、節１保健衛生費補助金は、備考の２行目は、健幸運動教室健幸ポイントデジタル化事業分、次の３行目は、産後ケア事業分、共に事業費の２分の１を受入れたものです。次に４行目はきゅうかワクチン、子宮頸がん、接種記録、マイナンバー連携に伴いますシステム改修費に対します事業費の３分の２を受入れたものでございます。次に節２衛生費国庫補助金は、風疹の予防接種で接種機会がなかった男性に対する抗体検査や接種費用に対し、事業費の２分の１を受入れたものでございます。１８ページをお願い致します。目の中ほど目２民生費県補助金 節１老人福祉費負担金は、備考の２行目 後期高齢者分保険基盤安定拠出金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填される負担金で、一般会計で繰入れ後期高齢者医療特別会計へ繰り出しております。ひとつ飛びまして節３国民健康保険事務費負担金は、国庫負担金と同様に保険者支援分と保険料軽減分の県負担金を一般会計で受入れ、国民健康保険特別会計へ繰り出しております。１９ページをお願い致します。目の最下段、目３衛生費県補助金 節１保健衛生費補助金は、備考の３行目は、自殺対策事業で心の相談、心理士によるメンタルヘルス相談に対し、事業費の２分の１を受入れたものです。次は虫歯予防事業で、フッ化物洗口の薬剤費、歯科衛生士の業務に対する補助金です。次は風疹予防接種事業で、妊娠を希望される方、その配偶者の方に対する予防接種に対し、事業費の２分の１を受入れたものでございます。２０ページをお願い致します。備考の１番上、１行

目は母子保健推進員の戸別訪問活動等に係る対象経費３分の１を、次は不妊治療早産予防事業に対し、対象事業の４分の３を受入れたものです。次は、こども家庭センターに係る補助金です。次は、健康増進法に基づく特定健診や特定保健指導に要する経費に対し事業費の３分の２を、次は、がん患者の経済的心理的負担軽減に対する補助金で事業費の２分の１を受入れたものでございます。２４ページをお願い致します。目の３つ目、目１特別会計繰入金は、節１国民健康保険特別会計繰入金におきましては、健幸運動教室ヘルスアップ事業に対し事業費の約６７％と過年度分第３者納付金で納付があった分を繰入れたものでございます。目の下から２つ目、目１民生費受託事業収入 節１老人福祉費受託事業収入は、熊本県後期高齢者医療広域連合から高齢者の特定健診審査事業に係る費用を受入れたものです。次に目２衛生費受託事業収入、次のページをお願い致します。節１保健衛生総務費受託事業収入は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に係る経費を受入れたものです。目の３つ目、目２衛生費納付金 節１保健衛生費徴収金は、町内で実施致しました集団健診の個人負担金を徴収したものです。ひとつ飛びまして目４雑入 節１雑入 備考の上から６行目 他団体支給旅費等のうち１万円は、全国食生活改善大会に会長が出席されましたのでその時の支給旅費を受入れたものでございます。２７ページをお願い致します。備考の下から３行目 実習謝礼金は管理栄養士臨時実習者を受入れたことによる謝礼金を受入れたものです。次に運動教室会費は、運動教室参加者約８８名分で５期生及び短期教室の入会費及び月額会費等を徴収したものです。次に新型コロナワクチン予防接種助成金は、高齢者１，０８３人分の助成金を受入れたものでございます。５７ページをお願い致します。続きまして歳出になります。主なもののみ説明致します。目２老人福祉費 節２給料から節４共済費は、後期高齢者医療事務に係る職員２名分１，６５２万８，０００円の人件費、節１２委託料 備考の２行目は後期高齢者の特定健診特定健康診査に係る費用、次のページをお願い致します。節１８負担金補助及び交付金は、備考の３行目から５行目は、後期高齢者医療広域連合への負担金を、節２７繰出金 備考の２行目は、後期高齢者医療特別会計への繰出金となります。６１ページをお願い致します。目６国民健康保険事務費は、国民健康保険事務に係る職員２名分の人件費と国民健康保険特別会計の保険基盤安定出産育児一時金、財政安定化支援事業及び法定内の一般事務分を繰り出しております。６９ページをお願い致します。目の２つ目、目１保健衛生総務費には、職員の人件費、健康管理システムに係る費用、各種関係機関への負担金や補助金となります。節１報酬から節４共済費には職員の給与及び職員の育児休暇代替職員と致しまして会計年度任用職員の人件費となります。７０ページをお願い致します。節７報償費は、町内医療連携会議時の医師への謝金、節１２委託料 備考の２つ目の改修委託料は、第４期特定健診特定健康指導対応分と、子宮頸がんワクチン、マイナンバー連携に伴う健康管理システムの改修費用、節１８負担金及び交付金の主なものとしまして備考の１行目 病院事業負担金は、公立病院への負担金。次の病院群輪番制病院運営事業負担金は、休日夜間対応の負担金とほか各種関係機関への負担金、鍼灸治療やアピアランスケア推進事業の助成金。下から２行目、繰越明許費は、病院、診療所、薬局等医療機関に対し、物価高騰対策支援を行ったものでございます。７２ページをお願い致します。目の中ほど目４健康増進事業費は、集団検診に対します人件費、各種健康通知の発送業務や集団検診に関します必要経費が主なものです。節１２委託料 備考の２行目は、集団検診、わっかもん健診、コスモ婦人

科検診、人間ドック型検診及び特定検診に対します委託料で延べ５，０５１人が受診されております。目の最下段、目５母子保健事業費、次のページをお願い致します。母子保健事業費には、乳幼児健診、妊婦の健康管理事業、母子保健推進員による赤ちゃん訪問事業などに対します医師報酬、看護師、母子保健推進員への謝金及び事務にかかる費用となります。目６予防接種事業は、子供の定期予防接種、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種及び新型コロナワクチン接種予防接種に係る費用です。７４ページをお願い致します。節１２委託料は、子供を対象としたＡ類と高齢者を対象としたＢ類の定期予防接種他の委託料。節１９負担金補助及び交付金は、妊娠希望者に対します予防接種や里帰り出産時の予防接種に対する助成。節２２償還金利子及び割引料は、共に令和５年度の実績で接種者の減少とそれに伴う接種日を短縮したことにより不用額が生じ、補助金を返還するものです。目７健康づくり推進事業費は、職員の人件費や食育、食生活改善、歯科保健事業、自殺対策事業に必要な経費を支出しております。節１報酬から節４共済費には、職員及び会計年度任用職員１名分の人件費です。節７報償費は、次のページにかけまして心の相談、メンタルヘルス相談時の医師及び心理士への謝金となります。７５ページをお願い致します。節１２委託料には、健幸ポイントの商品券換金業務委託料や、各計画の更新策定事業委託料を支出しております。目８スマートウエルネスシティ事業は、健幸運動教室運営に必要な職員の時間外勤務手当、地域おこし協力隊員の活動費、健幸教室における各種データの収集、分析、デジタルポイント事業の経費や運動指導員業務委託などの費用を支出しております。７６ページをお願い致します。目の１番上、目９保健センター管理費は、免田、岡原の保健センターの水道、ガス、電気、修繕料や電気工作物保安管理業務点検業務委託料など維持管理に必要な経費を支出しております。節１４工事請負費は、こども家庭センター事務所設置に伴います施設内の配線器具等の移設工事に伴う支出でございます。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。それでは、教育課所管分につきまして御説明致します。１３ページをお願い致します。歳入です。中ほどの目５教育費負担金 節１小学校費負担金と、その下節２中学校費負担金の日本スポーツ振興センター負担金は、学校の管理下で起きますけが等の事故等に対して医療費等を給付する共済制度の保護者負担金を受入れたものです。次に１４ページをお願いします。中ほどの目７教育使用料 節１学校施設使用料は、小・中学校の体育施設の使用料を受入れたものです。節２教職員住宅使用料は、深田地区にあります教職員住宅３軒分の使用料を受入れたものです。現在、ＡＬＴが入居しております。節３生涯学習施設使用料は、文化ホール、せきれい館、生涯学習センターなどの使用料を受入れたものです。節４保健体育施設使用料は、町内の運動施設とＢ＆Ｇ海洋センターなどの使用料を受入れたものでございます。次１７ページをお願い致します。下から２枠目、目８教育費国庫補助金 節１学校施設環境改善交付金は、あさぎり中学校の屋内運動場を長寿命化改修事業分として受入れたものです。補助率は３分の１となります。節２体育施設費補助金は、体育施設予約管理システムに係る補助金でデジタル田園都市国家構想交付金として受入れたもので補助率は２分の１となります。節３公立学校情報機器整備費補助金は、ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業に対する補助金で補助率は３分の１になります。次２１ページをお願い致します。中ほどで目８教育費県補助金 節１教育費補助金

の水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金は、各小学校の５年生を対象として水俣を訪問し、環境問題を学習するための補助金で補助率は２分の１です。次の地域学校共同活動推進費補助金は、放課後や夏季休業日に小学校３年生と中学校３年生を対象として学習支援を行うあさぎりチャレンジ塾や地域未来塾に対する補助金で補助率は３分の２です。その下、中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、英語検定を受験する中学３年生を対象として検定料の３分の１を県が補助するものです。次に２２ページをお願いします。上の段で２枠目、目４教育費県委託金 節１教育費委託金の人権啓発活動事業委託金は、免田小学校における人権啓発活動事業である人権の花運動の委託金として受入れたものです。次に２３ページをお願いします。２枠目、目１ 節１指定寄附金の備考欄３行目の教育費寄附金は、あさぎり町中部ふるさと会から頂きました寄附金でございます。最下段の目８学校教育施設整備基金繰入金で、次の２４ページの最上段節１学校教育施設整備基金繰入金は、あさぎり中学校屋内運動場長寿命化改修事業等の財源として受入れたものでございます。次に２５ページをお願いします。中ほどで項４ 目３給食事業収入 節１学校給食費は、学校職員等の給食費負担分を受入れたものでございます。その下目４ 節１雑入ですが次の２６ページをお願いします。備考の欄下から５行目の書籍販売料から次の２７ページ上から４行目の学校施設工事光熱水費使用料までが教育課所管分となります。須恵文化ホール、自主事業の入場料などを受入れております。次２９ページをお願いします。下から２枠目、目７教育債 節１学校施設整備事業債は、あさぎり中学校屋内運動場長寿命化改修事業分などになります。その下、節２社会教育施設整備事業債は、清水区公民館施設整備事業補助分について借入れたものです。次に歳出となります。１０４ページをお願いします。教育費の歳出の主なものにつきまして御説明致します。下段の目１教育委員会費は教育委員会議開催に要する費用でございます。報酬、費用弁償などとなっております。令和６年度におきましては、教育委員会議を１４回開催しております。その下、目２事務局費です。主に教育課関係職員の人件費などになります。次１０５ページをお願いします。中ほどの下、節１８負担金補助及び交付金の日本スポーツ振興センター負担金は、歳入で説明致しました学校管理下でのけがなどに対して医療費等を給付する共済制度の負担金でございます。その下の段、目３教育振興費ですが節１報酬につきましては、主にＡＬＴとＡＬＴの英語サポーター、また学校教育の充実を図る教育審議員、学校規模適正化審議会委員などの報酬でございます。次１０６ページをお願いします。節７報償費につきましては、各種委員会委員への謝金などでございます。節１０需用費の修繕料は、電子黒板などの故障修繕に対応したものでございます。節１１役務費の電話料は、各学校に配備しております緊急連絡用の携帯電話使用料になります。節１２委託料は、次の１０７ページで備考欄１行目 学校ＩＣＴ支援員業務委託料は、教職員へのＩＣＴ活用の支援を行うための業務委託です。その下、ＧＩＧＡスクール運営支援センター業務委託料は、タブレットの障害時や通信トラブル、機器の故障などの対応業務の委託料になります。節１３使用料及び賃借料は、学校で使用します出席・成績・授業時数・保険等を管理する校務システムや教職員用の端末、機器等の使用料となります。節１７備品購入費は、児童生徒用のデスク天板拡張器具を購入したものでございます。節１８負担金補助及び交付金ですが下から２行目 子ども育成奨励支援金は、令和６年度につきましては７９件の申請があっております。目４教職員住宅費は、深田校区にあります３棟の管理費として支出したものです。次１０８

ページをお願いします。項２小学校費 目１学校管理費は、町内５つの小学校の管理費になります。節１報酬 節３職員手当等 節４共済費 節８旅費は、主に特別支援教育支援員１４名を配置した人件費になります。節１０需用費で備考の１行目消耗品費は、４年に１度の教科書改訂に伴う教職員の指導書等購入費で令和５年度の決算と比較しますと１,８００万円ほどの増となっております。備考欄５行目ガス代から７行目まで光熱水費等を支出しております。節１１役務費は、各手数料となります。次１０９ページをお願いします。節１２委託料の上から２行目 学校用務業務委託料は、学校庁務員５名の委託料となります。次１１０ページをお願いします。最上段の委託料 図書司書派遣委託料は、学校図書司書補５名の委託料です。節１４工事請負費は、免田小プール補修工事と須恵小学校事務室と空調更新工事でございます。中ほど項３中学校費 目１学校管理費は、あさぎり中学校に係る管理費の支出となります。節１報酬は、主に３行目の特別教育支援員５名とその２行下、心の教室相談員１名、その下、学校事務補助員１名を配置した経費になります。次の１１１ページ、節１０需用費につきましては、水道・下水道使用料、電気料などを支出しております。下の枠、節１２委託料で次の１１２ページをお願いします。備考の欄上から６行目の設計委託料は、あさぎり中学校屋内運動場等長寿命化改修工事監理業務委託分でございます。中ほどの節１４工事請負費は、あさぎり中学校屋内運動場等長寿命化改修工事などでございます。節１８負担金補助及び交付金は、修学旅行旅費補助金などを支出しております。次１１３ページをお願いします。上の枠、目２スクールバス運行費は須恵、深田各２路線、皆越１路線の経費でございます。利用生徒は５９名でございました。中ほどの項４生涯学習費 目１生涯学習総務費は主に、社会教育関係職員の人件費及び次の１１４ページ節１８負担金補助及び交付金として、各種社会教育団体への支援に関する経費を支出しております。下の枠、目２公民館費で次の１１５ページをお願いします。２枠目 節７報償費、記念品などは成人式における新成人者への記念品です。対象者は１６５名中１３４名が出席しております。次の行、講師謝金は主に地域未来塾などの講師謝金になります。次１１６ページをお願いします。節１７備品購入費は、せきれい館のＡＥＤの更新購入などになります。その下、節１８負担金補助及び交付金の２行目 公民館等施設整備費補助金は、主に清水区公民分館建設に係る補助金になります。下の枠の目３文化財保護費は、町内文化財の保護継承などに関する経費を支出しております。次１１７ページをお願いします。節１４工事請負費は、深田の灰塚遺跡整地工事分となります。節１８負担金補助及び交付金 備考欄の下から２行目の文化財修理費補助金は築串六地蔵周辺の立木伐採などの補助金でございます。この事故繰越分につきましては、清願寺阿弥陀堂屋根改修工事の補助金を事故繰越しております。下の枠、目４文化ホール運営費は、主に経常的な施設の管理費となります。次の１１８ページをお願いします。節１２委託料、下から５行目 自主文化事業を委託料は、落語会開催などの委託料となります。次に１１９ページをお願いします。目５図書館費ですが中ほどの下、節１７備品購入費の図書購入費は、生涯学習センター図書館の２５１冊とせきれい館図書館の１９２冊の図書購入費となります。その下、目６生涯学習センター事業費は主に経常的な施設の管理と管理費となります。次の１２０ページ。節１２委託料の備考欄４行目の設計委託料は、生涯学習センター西棟屋根改修工事の設計委託料です。下の枠、項５保健体育費 目１保健体育総務費で、次の１２１ページ中ほど節１２委託料の備考欄２行目 看板作成委託料は、全国のスポーツ大会やコンクー

ル等に出場する町民の方を紹介・応援するための横断幕作成料で２２件分を作成しております。下段の節１８負担金補助及び交付金で備考欄の３行目 体育協会補助金、５行目は奥球磨駅伝大会に負担金を支出しております。１２２ページをお願いします。目２体育施設費は、節１報酬から節４共済費までＢ＆Ｇプールの受付・監視員６名分の人件費となります。年間利用者は８，９９１人でございました。なお全国２２３か所のＢ＆Ｇプールのうち７位の利用者数となっております。最下段、節１２委託料の１行目 設計委託料は、高山運動体育館トイレ改修工事設計業務委託料、次の１２３ページ備考欄１行目の樹木伐採委託料は、上総合運動公園周辺の樹木伐採などの委託料となります。備考欄下から３行目予約管理システム導入業務委託料は、体育施設予約管理システム導入に関する委託料となります。節１４工事請負費は、高山運動公園体育館トイレ改修工事などとなります。その下、節１７備品購入費は、森園カントリーパークの乗用芝刈機などを購入したものでございます。最下段、項６学校給食費 目１給食センター運営費になります。次の１２４ページをお願いします。下から２枠目 節１０需用費で５行目の賄い材料費は、学校給食に係る材料費となります。次１２５ページをお願いします。節１４工事請負費は調理室照明器具更新工事などに支出したものでございます。節１７備品購入費、繰越明許は、給食センター配送車両を更新したものでございます。以上で教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　追加説明はありませんか。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それでまだ質疑が足りないようであれば一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　それでは最初は税務課分です。質疑ありませんか。ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　ないようでありますので次は町民課分、質疑ありませんか。ありませんね。

◎議長（小見田　和行 君）　次は生活福祉課分です。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。２点ですね、簡潔に御説明頂ければと思いますが。２７ページの社会福祉協議会運営費補助金返還金、額がちょっと大きいようにも見受けられましたのでその理由等をお聞かせ頂きたい。それから５７ページのデマンド交通運行補助金ですけど、これはもう私ももちろん一般質問しましたし同僚議員からも町内５地区ですね、公立病院への通院に係る費用負担の公平性といいますか。そのことを強く執行部にお願いをしてきましたけれども、その後の検討をなされているのかということをお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。今御質問頂きましたまず１点目の質問に対しまして、社会福祉協議会運営費の補助金の返還分ということかと思います。令和５年度職員分の人件費につきましてが大幅に減額の決算額となっております。原因につきましては、退職２名の退職がいらっしゃいましてその件で不用額といいますか残が残ったものですから、今回の返還金の主な１，１８２万３，２６５円のうちの１，１５４万３，０００円分に関しましては、この人件費分になっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　２点目の公共交通、デマンド交通につきましては、私のほうから回答さ

せていただきますが、デマンド交通ということで公共交通ということで企画政策課のほうが窓口で交渉しておりまして、これまでですね、幾度となく産交バスそしてタクシー会社と協議をしてまいったわけですけれども。中々こう打開策が見つけられなかったわけですけれども、ようやくですね、５地区平等な形で公立病院まで乗り入れが可能なような考えがまとまりましたので、後日の議会全協なり懇談会のほうで御提案したいというふうに考えております。現在まだ詳細のことにつきましては、詰めておりますのでこの場ではちょっと控えさせていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。町長から大変丁寧な御説明頂きましてありがとうございます。私どもつい先日敬老会がですね地元でございまして、やはり公立病院っていうのはひとつの大きな課題になっているという話題になりましたので、この場で今、町長からあったことに対して今後また期待をしておきたいと思います。それから社協運営費については明確に退職者が２名ということでございましたが、その後、職員の採用なりで補充をされているのか、そこら辺の状況が分かりましたら御案内頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。退職者の補充に関しましてはですね、随時採用試験を行って補充がされているところであります。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。ページは６４ページになります。保育所等性被害防止対策設備等支援事業補助金というのが計上されておりますが、実際に申請されている保育所の数等は何園ほどありますか。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。こちらが保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援の補助金になっておりまして、全部で６か所です。ただこの内訳としましては認定こども園が１か所、保育園が２か所そして放課後児童クラブが３か所という形で、６年度につきましてはこの６か所に補助金のほうを支出しております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。今子供たちへの性被害という信じられないような事案が発生しておりますが、田舎ではないだろうという考えていきたいんですけれど、こういう補助金というか助成金がありますっていうことで、少しでも子供たちが安心安全に過ごせるよう町としてもお知らせ頂いて、きちんとしたプライバシー保護に関してですね、対応していただければと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方生活福祉課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。今後もこういったプライバシー保護の観点からも保育所、放課後学童クラブにつきましての運営について、こういった補助金も利用していただきながら、こちらとしましてもこういう情報の発信は続けていきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　主要な施策の成果説明書の８ページから９ページにかけて、少子

化対策の一環としてそれぞれ政策が掲げてあるわけですけれども、出生祝い金事業で令和６年度は４８人が対象というようなことでございますけれども、ここで様々な施策の成果というようなことで。ただどういう成果があったかという話をちょっと疑問に思うもんですから、結局出生率が毎年下がってきてるわけですよね。いろんな政策を打ち出して、効果があったのかということをお聞きしたいんですが。中々この少子化対策については結びつかない点も難しい面もあろうかというふうに思いますけれども、担当課としてこういうことは継続あるいはこういった政策が見直しという考えがあればお聞かせ頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　緒方課長。

●生活福祉課長（緒方　理恵 さん）　はい。生活福祉課としましてのっていうところになりますけれども、現在継続しております事業につきましては、やはり引き続き継続してやっていきたいと考えているところでございます。どれをどういうふうにしたらいいのかというのは今この時点では、申し訳ありません、ちょっと考えがないんですけれども。いろいろな方面からですね、考えながら何か支援が出来ていけたらというふうな部分に関しましては常に考えていけたらと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい中々ですね、一概にこれを打てば効果につながるみたいな話はなかろうかというふうに思いますけれども、ただ１点ですね出生祝い金事業は１０万円という話ずっと続いているだろうと思いますが、町長にお尋ねいたしますが、この金額については他町村との絡みもあるかもしれませんけれども、結局、人口減少あるいは人口をですね横ばいあるいは維持するためには、他町村に負けない施策と言えば語弊があるんですけれども、そういった単価の見直し等あたりは全く考えていらっしゃらないんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。これまで子育て支援でですね、給食の無償化であったり保育料の無償化であったりそして出生祝い金もありますけれども、やはりこういったもので出生率につながるかというのは非常に疑問といいますか難しい面があるかもしれませんが、やはり子育てをする環境整備をしておかなければ、やはりそういった子供たちも出生率もにもつながってこないということですから、こういった環境づくりをまず進めていきながら、そういった出生率の上昇につなげていくというふうにしか今とらえられないので、そこの出生祝い金の上げる、下げるということに関しましては、まだ庁内でも協議が必要かと思います。町村によってはですね第一子から第三子まで金額が上がっていくという町村もありますが、逆に一子目に金額を充当するという町村もあるみたいですので、そういった先進地の事例等もですねちょっと考慮してみたいというふうには思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　では、次は高齢福祉課分です。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　ないようであれば次は健康推進課分です。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　１１番 皆越です。産後ケア事業ですね。この主な施策の

成果説明書の中の１５ページの中にですね、産後ケア事業のことを書いてありますけども、この申請者数とか利用回数とか詳しく書いてあるんですけども、この内容について若干御説明をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。お答えいたします。内容につきましては、出産後の母親もしくは子供さんに対しますケアを行うものでございます。これにつきましては指定された、病院等ですね、こちらのほうに入所もしくは通所。後はですね自宅のほうに訪問というところで実施をしている事業となります。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。この周知についてはいかがされておりますでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。こちらにつきましては、広報紙もしくはホームページ。後はですね出産の届けをされた時にですね、こういった事業がありますというところでお伝えをしているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、分かりました。母子手帳のですね交付とかの申請にこられた時にも、やはりその件については周知されておると思います。この方達のですね治癒になったという報告もあるんですかね。完治になったって。治癒の報告はあるんですか。例えば利用回数、短期入所って書いてあるんですけども通所型２８名とか書いてあるんですけども、この治癒の報告は本人からあるんですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。この利用者数につきましては病院のほうからですね請求が来ますので、どなたが利用されたというところではこちらのほうで把握しているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。７０ページでございますが、の中ほど１８の負担金補助交付金の最上段ですね、病院事業負担金。決算がこういう形で出ております。病院企業団のほうも決算がなされておりますが、保健担当課長会議というんですか正式名称は分かりませんが、そういう形でこの負担金の算定等ですねいろいろな議論があってると思います。課長のほうで参加頂いた中でですね、現在の負担金の算定についていろんな議論がどの程度あってるかという、その付近が何か最近動きあってるのかどうか、それをちょっとお尋ねしたいんですが。と申しますのはこれ私、予算の時も確か申し上げたかと思うんですけれども、町の行政側としてですね、として何を病院に求めているかと。その結果としてこの負担金というのが出てきてると思うんですが。細かな話結構なんですけど、何かそういう話が今担当課長会議等でですね、なされているのかどうか。それともそういうのは全然触れていないのか。ちょっとそこだけ教えていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。この負担金の話につきましては年１回ですね担当課と財政課、町のほうでですね、１２月通頃だったと思いますがそこで公立病院のほうから説明を受けております。内容につきましては、決算、予算、このあたりの話のみでですね、どういったこう事業展開をされますかとかというですねこちらに投げかけ等はちょっとなかったかというところになります。ですので、あくまでも公立病院側からですね、示された資料の説明を受けるというところになっております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　結果として予算編成これやって決算がなっとるわけですけれども、もう町長がまた小谷がこれを始めたというふうに聞いとらるっかもしれませんが、町長としてですね、その付近の担当もそれぞれの財政とかですね。そういう保健福祉担当課のほうですね。の方の４町村のすり合わせというかそういうのが今の状態でよろしいかどうかですね。その付近あの町長としてどうお考えですかね。と申しますのは、結局その結果が予算になって決算なってくるわけですよね。その付近の今の状態です今の現状。その付近に関してのお考えがもしありましたらお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。病院事業の地方財政措置ということで、多分担当課また財政も含めたところでの協議がなされていると思うんですけれども。私どもの開設者協議会の中に上がってくる段階ではですね、そういった会議の協議内容等についてはですね伝わってませんので、どのような意見が出たかというものを今後ですね、確認して開設者協議会には臨んでみたいと思っておりますので、担当者、担当課長会議の内容をもう少し私も勉強しなければならないというふうに感じております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに健康推進課分、質疑ありませんか。はい。ないようでございますので、ここで会議の途中ですけど休憩致します。再開は午後１時３０分と致します。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。最後は教育課分です。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　５番 難波です。教育課に１点だけ質問をしたいと思います。１０７ページでございます。１０７ページの負担金補助及び交付金のところなんですが、自治体国際化協会負担金というものが２７万６，０００円と出ております。毎年これは出ている項目だっ

たと思うんですけれども、この内訳というものはどのようになっているのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。自治体国際化協会負担金ということで通称クレアという協会ということでございます。６年度の決算が２７万６，０００円ということになっておりますけれども、これＪＥＴプログラムに関する運営についての負担金ということでございましてＡＬＴのＪＥＴ参加者１人当たりが９万２，０００円ということになっておりますので今６年度は３名ＡＬＴがおりましたので９万２，０００円の３名分２７万６，０００円の負担をしておるところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい、ありがとうございます。令和２年３年の決算書を以前調べておりましたら９万２，０００円だけの計上でございましたので、令和４年からですねこの金額になっておりました。その前はやはりコロナということでＡＬＴが来てなかったーということでよろしいでしょうか。それで１人分だったということですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。議員今言われますとおり令和２年と令和３年度につきましては、新型コロナが世界的にですね感染拡大をしておったというところで２年と３年につきましては、ＡＬＴにつきましては１名しか在職しておりませんでしたので９万２，０００円が令和２年と令和３年の９万２，０００円になっております。その前の令和元年度以前は３名在職しておりまして、令和２年と令和３年度だけが１名ということでしたので９万２，０００円の負担金を支払っておったということでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい、よく分かりました。あさぎり町には３名のＡＬＴを派遣していただいておりまして５つの小学校そして中学校で非常に充実した外国語の学習にですね取り組んでおられると思います。今後ともですね、こういうこのような有益な負担金でございましたらば喜んでではございませんけれども議会のほうもですねしっかりと確認をしながら許可を許可といいますか、認定をしてまいりたいと思いますので今後ともよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい、ありがとうございます。今ＡＬＴ３人勤務頂いておりますけども、それぞれが非常に幼稚園生から含めてまた一般の方の英会話教室も含めて、学校のみならずいろんなところで活躍しているところです。子供たちを含め町全体のですね国際化も含めて頑張ってまいりたいというふうに思ってるところです。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　１１９ページのですね、図書費の件でこれをお尋ねするわけですが、１１０ページにもありますが小学校・中学校の図書司書ですね。これが現在派遣であるわけですけれども会計年度任用職員として採用した場合、その職員にはどちらが有利なんですか。それとあわせてどっちどの様どっちのほうを町としては重要視されるお考えですかね。働く側からすれば、その給料もらえる側が給料が高いほうがいいんですけれども、そのほかに何かメリット・デメリット等があれは教えていただきたいと思います。それとですね、１２３ページの体育

施設の委託料で、樹木伐採経費が出されております。これはかなり高額ですけれども。そこで質問がここの部分については４項目ほどあるんですけれども、まずは写真を出していただけますか。事務局、すいません。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。まずははじめの司書関係だけ答えていただきまして、あとの４項目についてまた別途答え質問してもらったがよかかもしれんですね。（３回しか出来んでしょ。）まずは図書司書に関してのことのみにまたお答えください。

◎議長（小見田　和行 君）　答弁調整中につきまして暫時休憩致します。

休憩　午後１時３６分

再開　午後１時４０分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい、御質問がありました各学校におりますは配置しております図書司書補につきましては、派遣業務ということで今在籍していただいております。それから生涯学習センターの図書館の職員につきましては、会計年度任用職員を１名配置しております。違いといいますのは、勤務時間が学校のほうはもうフルタイムということですけど会計年度任用職員さんにつきましては、基本９時から４時まで等で不在の場合はですね、教育課の職員がその分をカバーしておるといいますか、業務を行うこともあってしております。と費用につきましては、金額につきましては当然会計年度は会計年度ですけど、業務委託派遣につきましては、業務の会社との契約ということになりますので基本そこは違うということ。基本的に違うのは勤務時間が違うということでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。勤務時間が違う。それともう１点は手取りですよね。業務委託の場合は委託された会社が手数料をかなり支払わなきゃなりませんので、手取りはもうそれは我々分かりませんが。働く人のですね、立場に立ってやっぱり有利な方を処遇改善といいますか環境整備をするが上には、そのような取り計らいをしていただいたほうがいいんじゃないのかなというふうな思いがありますので。実質収入としていただける額をもう１回比較検討して、はい、頂いて、次回にでもまたどちらが本当に働く人にとっては１番いいのかということを御判断頂ければというふうに思います。続けてよろしいですか。

◎議長（小見田　和行 君）　この件についてはこれでよかですか。（はい。）山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい、会計年度任用職員さんの手取りといいますか収入の額とそれからは派遣業務の方の額というものを調べてですね、また来年度以降の予算編成等でも検討していきたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに教育課に質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。２点についてお尋ねをしたいと思います。１１２ページに中学校の英語検定料の補助金が出ております。これは歳入側でも県からの補助があったというふうに説明をされました。中学校においてはですね、この英語検定以外に検定試験を受けるという場面はないのか、その点をまずはお尋ねをしたいと思います。これ中学校に限らず小学校でもそのような場面があるとすれば、お答え願えればと思います。というのが、中学校の部活動については補助金が出ますよね、大会出場に対して九州大会全国大会まで手厚く支援をしていただいてます。こういう教科ごとの検定というのは、生徒さんにとってもやはり自分の将来に向けた試金石といいますか、そういう場面があると思いますのでお尋ねをしたいと思っております。それからもう１点はですね。これ１２２ページなんですけど、補正予算を２２９万３,０００円減額されてますよね。この目の減額をするという目的といいますか、事情があってのことでしょうけど。せっかく予算を組んであるのにですね、これほどの額を減額されるというのはいかがなものかなというふうにちょっと疑問に思うんですよ。これは管轄が非常に広いわけですのでほかにやるべき事業がなかったのか。その点について２点お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　協議調整につきまして暫時休憩致します。

休憩　午後１時４６分

再開　午後１時４９分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。まず最初の検定についてお答えさせていただきます。議員のほうからもお話ありましたとおり英語については熊本県も英語日本一っていうことをうたわれてるとおり、中学３年生に対しての英語検定料の３分の１を助成頂いているところです。それに加えて町から３分の１、中学３年生には助成をして、トータル３分の２を助成して個人負担が３分の１という状況です。と中学１、２年生につきましては町から３分の２を助成するということで、中学３年生と同等の助成の割合ということで進めているところです。他の検定につきましてですが、検定としては、数学検定、理科検定、社会検定それからよく知られてる漢字検定があります。ただこれに関しましては、どれぐらい受験してるかっていうのをこちらのほうではまだ把握はしていないところです。また把握していないと同様に助成も行ってはいないっていうのが現状です。受験等についての活動についてはまた後日こちらから御報告させていただければなというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい、２点目の体育施設費の年間通したところでの補正予算の減額の

御質問でございました。これにつきましては、体育施設のですね予約管理システムにつきまして、主なものは当初予算で1,２００万ぐらいの予算を組んでおりましたけれども実際の契約が約３００万ということでしたのでその入札残を最終補正８号補正で落としたものが主にこの体育施設費の減額の理由ということでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。英語検定に限らずやはり児童生徒の皆さんがですね、自分の得意とする分野を伸ばしていこうというチャレンジの場をですね、英語に限定する必要はないんじゃないかなというふうに思われる当事者あるいは保護者おられると思いますので、教育長御答弁にありましたように現状そして今後ですねそういった生徒さん方への支援の在り方、是非御検討頂きたいと思います。それから体育施設ですがこれは今、厚生文教に限らず総務建設経済でも盛んにですね、雑草の繁茂等々施設管理についての議論をされておられます。その中で体育施設の減額というのがですね、ちょっと数字的に目立つんですよね。ですので最終の補正で減額されたということではございますけれども、この数字だけを見るとやはりもう少し積極的なですね、予算の取組というものも考えていただければというふうに思っておりますので、今後はそのような見方も含めて予算編成の場で御検討頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい、ありがとうございます。まずこのそれぞれ自分の得意な部分もあるし伸ばしていきたい。あるいは、これを極めていきたいというものもあると思います。今議員がおっしゃっていましたようにそれぞれの子供たちの状況を把握しながらですね、応援出来る体制を検討していきたいというふうに思います。また補正の減額につきましては度々施設等の整備・管理等については御指摘を頂いているところです。おっしゃられましたことを大事にですね、しっかり施設管理を行いながら施設の保全整備に努めてまいりたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。これは１１９ページですかね。一応決算書上は図書館費でございますが、図書館の生涯学習センターにある正式名称はちょっと分かりません図書館ですね。から深田のほうにあるせきれい館にある。そういったところの利用率と申しますか、利用数といいますかですね。それ傾向的に今どんな感じでいってるのか。要するに町が意図してるほどの利用があってるのか。子供さんの利用なんかかなりあってるような私イメージしか持ってないんですけども、特に一般というか社会人というかですね。そこあたりの利用状況というのがもしお分かりだったらお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。まず生涯学習センターの図書館の来館者数です。１年間で5,５４４名、月平均の４６２人になっております。それからせきれい館の図書館につきましては、年間1,５５４人で月平均の１２６人というふうな数字になっております。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。その数字がですね町として教育委員会として目指してる部

分でその多いのか少ないのかちょっとよく分かりませんけどもそういう数だけの問題じゃないと思うんですが、ちょっとここでお尋ねしたいのはですね実は昨年だったですかね、我々議会のほうの厚生常任委員会で図書館の検証もさせてもらったんですが、その中で電子図書ですね。電子図書。それいろいろ話は聞くこともありますし実際あるところで見させていただいたんですが、今のこういったデジタル化の中でですね、子供さん方もタブレットを利用されている。から大人の世界でもほぼほぼパソコンなりスマートフォンとかいろいろあってですね。ですから図書というのは本来はやっぱ紙ベースのという考え方ももちろんあると思いますし私もそれは否定はしないんですが、電子図書という発想というか考え方。そういったものはもちろん費用対効果の問題があると思いますが、御検討をされたことがあるか。あるいは今後検討されるような余地があるのかどうかですね。私個人的な意見ではですね、そういうのも最終的にどうするかは別としてですね、今デジタル化を進めていく、この世の中全般の中でひとつの選択肢として十分検討する余地があるんじゃないか。それによって結果的にその利用がですね進んでいけば、それはそれでひとつの方法ではないかなということを思っておりますが。その辺り現時点でのお答えということになるかと思いますが。何かこれまでも検討された事があるかどうかも含めてお願いできればと。

◎議長（小見田　和行 君）　教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。まず電子図書についてですが、県内幾つかうちよりも小さい自治体でも導入されているところがあられます。そういったことも含めて１回担当とは電子図書の導入はどうだろうかという話で、それこそ時間を設けてっていう形じゃありませんけども話をして検討したことはあります。ただ先ほどお話もありましたように費用対効果とか細かいところは詰めておりませんが、今のところちょっとまだ導入まではどうかなという状況で話は中途で終わっているところです。ただ今現在利用されている図書館を利用されてる方ですが、せきれい館はお子様連れの年齢の低い方がたくさん利用頂いていると。生涯学習センターのほうはもう毎日同じ顔ぶれで朝から御利用頂いてる方が数名いらっしゃいます。から夏休みは中・高生が勉強に訪れて、から放課後小学生が訪れたりしながら、それなりに図書を読むという以外の利用もありますが電子図書については、中々こう行きたいけどもいけないっていう交通手段としてですね、いけないという方にとっては非常に便利なものかなということは思うところです。そういったことも含めてこれ検討する必要があるかなあというふうなことはお話を聞いて思ったところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに教育課に質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　先ほどお話をした１２３ページの伐採の委託料の問題ですが、まず、写真を出していただければありがたいんですが。はい、まずこの委託の中の２か所ありますが、１か所が今出てきているテニスコートの横のヒノキの伐採ですね。これについては仕様書をですねホームページで入札に付された時の内容ですが、ヒノキの伐採を１０本やりますということで伐採した樹木の処分については、処分前に発注者と協議の上、適切に行ってくださいというのが特記仕様書に記載されております。こういう形で伐採して玉切りして、あとは搬出ということになるわけです。ずっともう１枚開けていただくと、グーグルで白いところが上総合の運動公園です、運動場ですね。真ん中のグリーンが今回２か所目の伐採した全部ですねこの檜林です。

もう１枚開けていただくと檜、雑が何本かありますが檜も７０年生６０年生かなり年数送ってる檜。これはテニスコートの横も同じです。大体同じぐらいの植林だったと思っております。今の現況は１枚開けてもらうと草ぼうぼうの更地になっております。１番最後がこれはすぐ隣の総合運動の運動場ですね、草ぼうぼうですけれども。そこでですねお伺いするわけですが、まず上総合運動公園の樹木伐採については、特記仕様書に本数がありませんでした。これは何本伐採されたのか。それと同時にですね、金額がここの予定価格は２７４万でした。テニスコートは、８６万１，３００円。これが予定価格です。この予定価格を出すに至っては、多分見積りをとられたんだろうと思うんですね。何者から見積りをとって比較検討されてこの予定価格の設定になったのか。今２つですね、言いましたね。何本切ったのかっていうことと、今、予定価格の設定の妥当性を今聞いておりますけれども比較検討してこれがまさしく適切な金額だったいうことなのかどうか。まずは、そこを聞きたいと思います。はい。

◎議長（小見田　和行 君）　答弁協議中につき暫時休憩致します。

休憩　午後２時４分

再開　午後２時５分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開します。山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。まず１点目の御質問で総合運動公園付近の町有地伐採について何本伐採したのかというところですけれども、檜、クヌギ、雑木合わせて８０本程度というふうにしております。それから２つ目の御質問、この予定価格をこの設計を作るのに参考で何者から、何者から見積り書を取ったのかということでございますが、３者から見積り書を徴収しております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　この３者というのは造園業ですか、それとも林業搬出専門の業者ですか。なぜ聞くかといいますとですね、私が今皆越の山の処分をするために業者から専門の業者にですね見積り取りました。面積が１．４ヘクタールで杉・檜合わせてこれは檜だけですが５０４立米、かなりの本数ですね５０４立米ですから。これがですよ、２６０万なんですよ。これ集材かけてです。架線を引いて搬出するための経費ですけど２６０万という明細がきました。それから見るとですね。８０本を出すのに平地でこれだけの金額がかかるんかという疑問が私はわいてきたっですよ、現実に。まずは見積り３者がどうであったのかということ。それとあわせて搬出する場合は協議をしなさいという話でしたが、両方ともこれはどのような搬出をされたんでしょうか。私はですね、前課長時代にも何回もこれは言ってきましたが財産ですから金にしなきゃいかんよって。もう７０年８０年も経っとる木だから製品にはならないかも分からんと。だけ

どチップで出せば、お金になるんだいう話をしてきました。だからそれは協議しますということでしたが、今回の雑入のを見ても収入が入ってません。これ、どこにどのような形で搬出されたんでしょうか。それとあわせて申し上げますが、切った後については、しっかり管理をするなり目的を持って伐採をしなきゃいかんですよということも言ってきました。その当時は課長は、まだ後の利用については白紙だということでした。で、伐採した後、駐車場にするということになると抜根せんと駐車出来ないんですよね。根が残ってます。かなり上から切ってありますから。駐車場に出来ないんだったら桜でも植えて植樹をして、みんなであそこで公園化検討もしてもいいんじゃないかという話をして、植林については、私たちの石坂区の範疇ですから私たちがあそこは年２回、周囲をずっと払ってます。運動公園、畜産センターそれから武道館周りも。そういうこともあるんでやっぱり親しみがあるんで、植樹は我々がするんで桜を提供して欲しいというような話までしたんですけれども、現況は草ぼうぼうの状況ですよね。今後どうするんかという話です。そこもあわせて御答弁頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。はい。まず１点目の御質問で３者から見積りをとっておりますけれども、どういう業態の会社かということにつきましては、３者とも町内の造園業者から見積りを取っております。それからどのような方法で搬出、処分したのかということでございますけれども、内訳書につきましては、切り枝の運搬と切り枝の処理ということで業者さんのほうに処理をしていただくという形でしております。それと最後にその伐採した土地の今後の利用方法ですけれども、これにつきましては、まだ具体的にですねどういうふうに利用していくのか、また先ほど議員言われましたとおり駐車場の利用の需要が見込めるのか。そこら付近もあわせてですねその土地の今後の利活用方法については、検討していきたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　私は仕事中にも何回も課長にも申し上げてきたのが、少しでもお金になるようにしなさいっていう話をしてきたわけですね。ここにもあるように搬出については、「処分前に発注者と協議の上に適切に行ってください」という特記仕様がどちらにも入ってるんです。なぜ皆さん方は、少しでもお金にしようという考え方にならんとですかね。これだけの材木ですよ。８０本も９０本も檜ですよ。錦のグリーンパワーで木のチップパルプで出しても立米１，５３２円、これは普通の雑でも。檜だったらですね３，３６７円、立米。これは私は農林振興課の林務担当に調べさせて確認しました。あんたたちも教育委員会にちょっと助言してくれんかっていう話をしましたが、いや担当課違いますからそれはちょっとっていうような頭抱えてましたが。財産ですよ、町民の。これをこういうふうな書き方もしてありますが、先ほどから言うように何でお金にししようと、少しでも。考えにならないのかなって思うんですけれども。そこ、これだけの材木ですから、今先ほど写真も見せましたが。しっかりしたメーターを計って、玉切りしてあるわけですからお金になるんですよ、これは。なぜ１円も収入に充てるようなことを考えなかったのかって。お答えください。

◎議長（小見田　和行 君）　答弁協議につき暫時休憩致します。

休憩　午後２時１５分

再開　午後２時５６分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。先ほど議会運営委員会が開催されておりますので委員長の報告を許します。山口議会運営委員長。

◎議会運営委員長（山口　和幸 君）　ただいま臨時の議会運営委員会で溝口議員からの質疑に関する教育課の回答について協議を致しました。その結果、本日は回答を求めずあさって１９日総括質疑の際に回答頂くことと致しましたので対応方よろしくお願い致します。以上。

◎議長（小見田　和行 君）　なお、このことに関しまして全員協議会を本会議終了後開催致しますので、議員各位及び関係各課長さんの参集を願います。

◎議長（小見田　和行 君）　では、教育課分についての質疑を続けてまいります。質疑ありませんか。ありませんね。

◎議長（小見田　和行 君）　各課について質疑頂きましたけど全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　健康推進課にですねお尋ねをしたいと思います。７５ページにスマートウェルネスの事業費がございます。この中の運動スポーツ習慣化促進事業と運動指導業務委託料のこの２点の内容をお示し頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。お答え致します。この２点の委託料につきましては、運動指導業務委託料につきましては、指導員の先生をお願いしておりますのでその委託料となります。それから運動スポーツ習慣化事業につきましては、今タニタさんにお願いしております健康プログラムのですね、事業費ということで分析もしくはですね、あとにつきましては健幸ポイント事業、こちらのほうの費用を委託しているというところになります。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。でですねタニタさんのほうの事業委託については、単年度ということだろうと思う、単年度といいますか限定された内容だと思うんですけど。運動指導業務委託料については、これはもちろん保健師も関係しての運動教室を開催されているものと思います。私前にもですねちょっとお話をさせてもらいましたけれども、この委託料については、やはり公的にやるべきものなのか御検討頂きたいということを話したことがあると思うんですよ。というのがやはり今は民間でですね、このような運動教室、ジムっていうよりも運動教室ですね。そういったものを展開されているところも多数ございますのではっきり言って保健師さんたちの業務負担あるいは公に委託料を支出しなければならないというような、

その根拠といいますかですね。そういったものを今１度御検討頂ければ、どのような形にすればその民間でこの事業が展開できるのか。もちろんターゲットが保健師さんに言わせると自分たちがやはり関わらないと難しい人たちですよっていうこともおっしゃいますが、もう少しですね、そこの柔軟さを求めれば民間でも出来る事業という考え方が出来ないのか。もう一度担当課長に御答弁をお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。お答え致します。運動教室につきましては、現在ですね協力隊員３名も入りまして事業を今行っているところではございます。やはり説明会等ですねその辺りの業務につきましては、やはり業務の担当もしくは保健師が入りましていろいろ説明会また運動教室の方針、その辺りの説明を行っているところでございます。先ほど議員が言われましたとおり民間への移行ということも検討する必要があるかとは思いますが、中々民間の企業さんが入られたときの負担金ですね。個人負担金がやはりそれなりに高額でありますので、その辺りをですね、町がどうやってカバーするのか。今の状態で町主導で拠出をしていくのか。その辺りにつきましては今後やはり検討する必要があるかと思っておりますので、ちょっといろいろなデータを見まして課内の方、また町の方でも検討させていただきたいというふうに思っております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございました。私もですね、全てを民間にということでは申し上げていないつもりです。要は、町の職員の負担を少しでも減らすということと、それから民間のよく言われますよね官民連携とかって言われますけど、民間の方にやっていただけるものは、極力ですね民間の経済活動を重点的活性化させるといいますか。そこに公的な資金を幾らか投入するというようなことも考え方としてはあるのかなと思います。非常に組立ては難しいと思うんですけど。今後ですね、今課長がおっしゃったように新しい取組の工夫といいますか、そういったものも検討していただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。ありがとうございます。議員がおっしゃられたとおりですね、今後ですね十分な検討をさせていただきたいと思っております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい１点だけ４４ページのですね、人吉市の准看護学校の負担金が出てますが、やりとりの窓口は健康推進課ということで課長からお伺いしましたんで質問致しますが、回答は町長に求めたいと思います。令和６年度ですね、ここの学校にはあさぎり町から５名の方が入学をされておられます。准看護学院というのは私も初めて調査して分かったんですが、昭和３１年の１０月に第１回の入学式が行われてかなり古い学院のようです。今年の３月に卒業された方々含めると２,３１４名。これほどの方々が卒業されてそれぞれの職場で頑張っておられるということになるわけでありますが、近年こうやって資料を見させていただきますとあさぎり町はですね、の出身者３３名です、近年。昨年の５名も含めたところでですね。非常にあさぎり町の皆さん方も看護師を目指して学院に入って勉強されて、それぞれの病院施設等で頑張

っておられるひとつの大きなきっかけになってる役員じゃないのかなというふうに思うわけでありますが、そこで学院から要望書が来ているということは町長も御存じのとおりであります。学院の閉鎖もですね全国的にこう言われているような状況の中で、今申し上げたように非常に期待されている学院でもありますし、人吉の医師会、球磨郡の医師会も存続、絶対これは必要性があるんで要望書も出てるわけでありますが首長会議ですね、市町村長会議。これ市長も入る当然の学校でありますんで、会議の中ではここの捉え方といいますか、どのようにお考えでそしてなおかつどのような支援を今後していこうとか、そういう話合いがなされているのか。またなされてないとするならば、町長としてはどのようなお考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。この人吉球磨准看護学院につきましてはですね、今現在、医療関係スタッフ、医師、看護師、介護職員と非常に不足している状況もあるということでこの存在というものは非常に今後も重要ではないかなというふうに考えているところであります。この負担金に関しましてはですね、人吉医師会から要望書も上がってきております。町村長の中でも協議をしたわけですけれども、以前からのやっぱりいきさつ等もあってですね、やはり人吉市の負担という部分に関してですね、ある程度の負担をしていただかないと球磨郡もちょっと対応出来ないというような意向もあるみたいです。ですから郡の町村会、町村長会としましてはですね、その人吉の負担の割合がはっきりすれば対応していこうというふうにはなっているようであります。ですからまだ今後ですね、要望書を持ってこられた時が市が参加されてなかったものですから、人吉市のほうにも要望書を上げてお互い同じ席で協議をしていく必要がありますので、今後また検討がなされると思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

〇議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。数字的に見ますとですね、やっぱり令和６年度にしては入学生が２４名ですが、人吉が７名して球磨郡が１５名ですもんね。その中のあさぎり町が５名。非常に全体的にこれ数年を平均してももう半分半分ですね、人吉市と球磨郡が５０５０ぐらい。で、その中でもやはりあさぎり町は人口も多いだけにやっぱり入学者も多い。やっぱりあさぎり町が果たす役割というのは結構大きいものがあるんじゃないのかなというふうにも思います。人吉市も当然半分はですね、比率から見ても半分は当然お願いせにゃいかんことでしょうけれどもやっぱり半分をまた球磨郡で支援をしていくいうことは、当然これは数字的にパーセント見ても言えるんじゃないのかなあというふうに思います。存続できるように是非強力なリーダーシップの中で発揮していただければというふうに思います。よろしくお願いしときます。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今後の成り行きでですね、やはり存続というものは、皆さん感じていらっしゃることだと思いますので存続に向けて、各町村負担していけるようにですね、話を進めていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　全課にわたっての質疑を継続しておりますが質疑ありませんか。質疑ありませんかね。はい。

◎議長（小見田　和行 君）　では次に日程第２、認定第２号令和６年度あさぎり町国民健康保険特

別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。坂本健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（坂本　有吾 君）　はい。令和６年度あさぎり町国民健康特別会計歳入歳出決算について説明致します。まず概要を御説明致します。資料を御覧ください。令和６年度末の被保険者数は3,１５７人で後期高齢者医療への移行などにより前年度から１５５人4.７%減少しています。５年前の令和元年度と比較した場合、８２４人２１%減少しております。次、医療にかかった費用、保険給付費ですが総額１４億3,９６０万円で前年度と比較すると4,０４２万円減少しており、その１番の要因は、被保険者数の減少が挙げられると思われます。ただ１人当たりの医療費は４５万6,０００円で前年度より約9,０００円増加しており、その要因と致しましては、高額なレセプトが増加したことが挙げられると考えております。なお、主な疾病としましては、前年度同様 がん、糖尿秒、高血圧症、脳梗塞、心疾患、精神疾患などで医療費全体の半数を占めています。それでは、詳細について説明させていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　早川税務課課長補佐。

●税務課長補佐（早川　幹 君）　それでは、税務課所管分を説明致します。まず歳入からです。７ページをお願いします。上段を御覧ください。目１一般被保険者分と目２退職被保険者分とに分かれておりますが、目２は廃止されました退職者医療制度の分です。経過措置として令和元年度までは対象者がいましたが、令和２年度からは新規の課税がありませんので滞納繰越分のみとなります。国保税全体で調定額３億6,４５４万3,８７９円。収入済額３億3,５０４万4,７１８円。不納欠損額２１０万4,３５５円。収入未済額2,７３９万4,８０６円です。徴収率は９１.９%で前年度より１.３ポイント減少となっております。なお徴収率の現年度分、滞納繰越分の別では、現年度分では９７.６%で前年度より０.３ポイントの減少となり、滞納繰越分が１８.４%で9.０ポイントの減少となっております。続きまして最下段の目１督促手数料です。収入済額１４万3,３００円。不納欠損額7,４００円です。次に９ページをお願いします。下段の目１延滞金です。収入済額４９万7,０００円となっております。続きまして歳出の説明になります。１１ページをお願いします。下から２段目、目１賦課徴収費 節１０需用費 備考欄の印刷製本費ですが、これは納税通知書及び督促状などの印刷費になります。次に１５ページをお願いします。２枠目の目１一般被保険者保険税還付金 節２２償還金利子及び割引料ですが、支出済額は９１万5,４００円です。これは、年度を遡って被保険者の資格喪失や所得の修正申告をされるなど過年度の税額が減額となった場合に歳出還付したものです。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　坂本健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（坂本　有吾 君）　続きまして健康推進課所管分を説明致します。８ページをお願いします。上段の款４国庫支出金 項２国庫補助金 目１社会保障税番号制度システム整備費等補助金は、マイナンバーと健康保険証の一体化に向けたシステム改修のために交付されたものです。中段の款６県支出金 項１県負担金・補助金 節１保険給付費等交付金普通交付金は、保険給付に要した費用に対して交付されるものです。次に節２保険給付費等交付金特別交付金につきましては、備考欄を御覧ください。保険者努力支援分として医療費適正化や予防・健康づくり等の取組状況に応じ、交付される交付金のほかに国からの特別調整交付金、県繰入金、国及び県からの特定健康診査等負担金があります。９ページをお願いします。最上段の款８繰入金 目１一般

会計繰入金 節１保険料軽減分保険基盤安定繰入金ですが、これは低所得者に係る保険税の軽減相当分を県４分の３、町４分の１とし繰り入れるものです。節２保険者支援分保険基盤安定繰入金は、保険税軽減の対象となった低所得者数に応じて平均保険料の一定割合を国２分の１、県と町から４分の１ずつ繰り入れるものです。また節４財政安定化支援事業繰入金は、低所得世帯や高齢者割合、病床数などを勘案して算定された額の繰入金です。節５未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児がいる世帯の保険税負担の軽減を図るための繰入金です。節７産前産後期間保険料繰入金は、令和６年１月から始まった産前産後における国民健康保険税の軽減分に対する繰入金です。節１から節７までを合わせました約１億１，９７９万円を一般会計から法定内で繰入れております。次の項２基金繰入金は、１億１，２３１万３，０００円を財政調整基金から繰入れしております。基金繰入金が増額となった主な要因は、被保険者数の減少に伴い税収が減収したこと等が大きいと考えております。１０ページをお願いします。上段の項３雑入 目１一般被保険者第三者納付金は、交通事故など第三者行為の医療費を一旦国保で立替えて受け入れるもので昨年度は２件分を受入れております。収入未済額の約１，４００万円は、平成３０年度に上地区で発生した交通事故に係るもので電話や訪問により相手方との接触を図っておりますが十分な納付にはつながっておりません。次に歳出のうち主なもののみ説明します。１１ページをお願いします。款１総務費 項１総務管理費は、レセプト点検員２名に係る費用、マイナンバーと健康保険証の一体化に向けたシステム改修委託料等となっています。１２ページをお願いします。款２保険給付費、下から３段目 項４出産育児諸費ですが、国保の方が出産された場合にその費用を給付するもので令和５年４月以降１人当たり５０万円を給付しており、昨年度の実績は７件でございました。項５葬祭諸費は、被保険者が死亡した場合に２万円を交付しており、昨年度の実績は２６件でした。１３ページをお願いします。款３国民健康保険事業納付金です。これは県に納付するもので項１医療給付費分は医療分の保険者負担金であり、項２後期高齢者支援金等分及び項３介護納付金分は、それぞれ後期高齢者医療制度と介護保険制度を支えるための保険者負担分となります。１３ページの下段から１４ページにかけて款５保健事業費の記載がございます。１４ページをお願いします。項２特定健康診査等事業費の節１から節８までは会計年度任用職員２名分にかかる費用で、特定健診未受診者や医師からの紹介状が届いた方への受診勧奨を行っております。昨年度は御自宅への訪問と電話での受診勧奨を合計２７２件実施しております。１５ページをお願いします。款８諸支出金 項２繰出金ですが、健幸運動教室ヘルスアップ事業交付金分を一般会計へ繰り出しております。１６ページをお願いします。令和６年度実質収支に関する調書となります。歳入総額２０億５，５００万６，０００円。歳出総額２０億４，７７７万９，０００円。歳入歳出差引額７２２万８，０００円。翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額７２２万８，０００円うち基金繰入れはございません。１７ページをお願いします。財産に関する調書です。国民健康保険財政調整基金前年度末現在高３億６４６万７，５４７円。決算年度中増減高マイナス９，７０９万７，１３８円。決算年度末現在高２億９３７万４０９円となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に日程第３、認定第３号令和６年度あさぎり町後期高齢者医療特別

会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。坂本健康推進課課長補佐。

●**健康推進課長補佐（坂本　有吾 君）**　はい、令和６年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明致します。まず概要から御説明致します。資料を御覧ください。被保険者数の平均は3,１０７人で対前年度比２．３％、人数は７０人増えております。また１人当たりの医療費は、年額９６万6,２４４円で対前年度比２．６％、金額で約２万5,０００円減少しており、要因としましては、長期入院の方の割合や人工透析を必要とされる方の減少があると考えております。では、歳入から説明致します。５ページをお願いします。上段、款１後期高齢者医療保険料です。節１現年度分特別徴収保険料は年金からの天引き分です。節２現年度分普通徴収保険料は納付書または口座振替により徴収している分です。節３は、滞納繰越分普通徴収保険料です。節１から節３までの保険料を合算した調定額が１億８,７９３万9,７００円。収入済額が１億８,７５６万8,０３０円で徴収率は９９．８％となっております。中段、款３繰入金です。一般会計から繰入れをしております。主なものは、節２保険基盤安定繰入金であり低所得者等の保険料軽減分として、県４分の３、町４分の１を繰入れしております。下段の款４諸収入 項２受託事業収入は、歯科口腔健診費用として熊本県後期高齢者医療広域連合から受託したことによるものです。６ページをお願いします。款５繰越金です。前年度からの繰越金となります。以上で歳入の説明を終わります。続きまして、歳出を説明致します。７ページをお願いします。上段の款１総務費です。保険料や保険証の通知など事務全般に係る経費となります。２段目の款２後期高齢者医療広域連合納付金ですが、被保険者保険料と一般会計から繰入れました基盤安定負担金を合算しまして広域連合へ納めております。款３保健事業費は、歯科口腔健診の委託料で高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎を予防する目的で行っており、令和６年度は１３１名対象者の４．６％の方が受診されております。款４諸支出金は、被保険者が死亡した場合や所得更正等があった場合に保険料を還付するものです。以上で歳出の説明を終わります。９ページをお願いします。令和６年度実質収支に関する調書です。歳入総額３億４５５万7,０００円。歳出総額２億7,５０５万8,０００円。歳入歳出差引額2,９４９万9,０００円。翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額2,９４９万9,０００円うち基金繰入れはございません。以上で説明を終わります。

◎**議長（小見田　和行 君）**　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎**議長（小見田　和行 君）**　次に日程第４、認定第４号令和６年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。吉武高齢福祉課課長補佐。

●**高齢福祉課長補佐（吉武　哲雄 君）**　令和６年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明致します。資料の令和６年度あさぎり町介護保険の概要を御覧ください。最初に介護保険の概要について説明致します。図１を御覧ください。被保険者数の推移ですが左から令和４年度、５年度、６年度順です。令和６年度は６５歳以上の青色で表示されています第１号被保険者が5,４９３名、４０歳から６４歳までのオレンジ色で表示されております第２号被保険者が4,１１４名、合計の9,６０７名で昨年より１３６名減となります。次に右側の図２を御覧ください。要介護者・要支援者の認定者数は、第１号被保険者９２７名、第２号被保険者１６名の合計９４３名で昨年より３０名増えております。図３の介護保険給付費の推移ですが、昨年から比較すると減少しておりますが特別養護老人ホームの待機者の存在や町内にある居宅介護事業所の休業と

ケアマネジャーなどの介護人材不足など課題が多く見られます。それでは決算につきまして歳入から説明致します。決算書の７ページをお願い致します。上段の款１保険料は、第１号被保険者の現年度分の特別徴収、普通徴収及び滞納繰越分の普通徴収の介護保険料収入です。款３　項１　目１介護給付費負担金は、介護給付費及び予防給付費等に要する費用に係る国の負担金です。項２　目１の調整交付金は、市町村ごとの後期高齢者の割合や高齢者の所得状況の格差調整するために交付されるものであります。その下、目２の地域支援事業交付金は、町が行っています介護保険日常生活支援総合事業と包括的支援事業等に対する交付金です。最下段の目３保険者機能強化交付金と次の８ページをお願いします。目４保険者努力支援交付金は、市町村の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の達成状況を評価しその事業ごとの評価に対して交付金が支払われるものです。款４支払基金交付金は、第２号被保険者の介護保険料が社会保険料報酬支払基金から交付されるものです。ページ中ほどの款５県支出金は先ほど御説明致しました国からの介護給付費負担金及び地域支援事業交付金と同様に県の負担割合で交付されたものであります。最下段、款７　項１　目１介護給付費繰入金から次の９ページをお願いします。目３地域支援事業繰入金は、介護給付費等の各事業における町の負担分を繰り入れるものです。目４低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の介護保険料を軽減を行うものです。款９　項２　目１第三者納付金は、第三者行為求償事務を委託している国保連合会より第三者からの損害賠償を受入れたものになります。１０ページをお願い致します。款１０サービス収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画書及び介護予防ケアマネジメント収入として、国保連合会から受入れたものです。以上、歳入合計は２１億６,９９６万５,４９１円となります。続きまして歳出について説明致します。１１ページをお願い致します。款１　項１　目１一般管理費は、地域包括支援センター運営協議会委員報酬や介護保険システムや地域包括支援センター管理システムなどの管理委託料や使用料が主なもので、介護保険事務の事務経費です。項２　目１介護認定審査会費は、介護認定を行う上での調査員の報酬や主治医意見書の手数料、また球磨郡介護認定審査会事業特別会計負担金が主なものになります。１２ページをお願い致します。款２保険給付費は、介護保険特別会計の約９割を占めており介護サービス、介護予防サービスに対する給付費等です。前年度と比較すると約２,０００万円程度の減となっております。１３ページをお願い致します。款３　項１　償還金及び還付加算金は、過年度の所得修正等による保険料の還付金や令和５年度分の介護給付費等の精算に伴う国・県・支払基金への償還金となります。款２基金積立や介護保険給付費準備基金に積立てたものになります。項３繰出金は、令和５年度の介護保険給付費と地域支援事業に係る町負担分の精算で一般会計へ繰り出しております。款４地域支援事業費は、元気な高齢者から要介護認定者など全ての高齢者が対象で介護予防事業や地域の支え合い、及び医療介護の多職種連携、成年後見制度など幅広く事業を行っています。項１介護予防日常生活支援総合事業費は、訪問・通所・配食などの介護予防生活支援サービス事業や一般介護予防事業として地域サロンや認知症予防の脳いきいき教室等に係る費用になります。１４ページをお願い致します。中ほどから１７ページにかけての項２包括的支援事業費は、地域包括支援センターへの人件費や低所得者へのグループホームの家賃助成、ささえあいの地域づくりを推進する生活支援体制整備等の各種事業に係る費用になります。１７ページをお願いします。以上、歳出合計は１９億９,８８２万１,

５２９円となります。１８ページをお願い致します。令和６年度実質収支に関する調書です。歳入総額２１億６，９９６万５，０００円。歳出総額１９億９，８８２万２，０００円。歳入差引額１億７，１１４万４，０００円で実質収支額も同額となります。１９ページをお願い致します。最後に財産に関する調書です。介護保険給付費準備基金は、前年度末現在高１億８，８６５万３８１円に決算年度中１億５８万３，１５７円を追加しまして、決算年度末残高は２億８，９２３万３，５３８円となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、お尋ねします。この介護特会なのか一般会計なのか私ちょっと判断がつきませんが。人材確保ですね、介護高齢者の。特に今ざっとした認識しかないんですが、在宅介護いろんな訪問系等ですね。のほうが特にと申しますか、具体的に言うとホームヘルパーさんとかそういった職種あるいはケアマネさん。そこあたりの人材確保が民間さん、官民含めてですね、非常に言葉悪いですけど争奪戦なってるようなイメージを私持っておりますが、そういうことに対して民間ももちろんいろいろやってるようなことを聞いておりますが、公、町として行政としてあさぎり単独で云々ちゅうちょっと難しいと思うんですが、そういった県あたりも含めてですね、人材育成とか確保とかそういう視点で何か具体的な動きというのはこの人吉球磨圏域という範疇でいいんですが、何かそういうのがなされているのかですね。というのがもう非常に私さっき言いましたように、ヘルパーさんあたりが何か今から先どうなるのかなって。もしかして我々もそういうお世話になるような世代になっていかんでもないのでですね。というのはちょっとそういう意味での何か懸念っていうか危機感というかそういうのを感じてるんですが、何かそういうのが具体的な動きございますですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。議員おっしゃられるとおり介護人材不足はもうかなり深刻な状態かなとは感じているところです。人吉球磨全体での独自の取組っていうのはですね余りこう聞くことはないんですが、あさぎり町におきましては、今年度からケアマネジャーさんの確保のための更新費用だったり受験費用を助成するというものを始めているところです。県の単位とかになりますと外国人人材の受入れに対する助成というものがありますが、人吉球磨においてはまだ具体的には進めていないというのが現状であります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に日程第５、認定第６号令和６年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。吉武高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（吉武　哲雄 君）　はい。令和６年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算について、歳入から説明致します。５ページをお願い致します。上段の款１　項１　目１総務費負担金は、球磨郡障害認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算出した事務局所在地のあさぎり町を除いた８町村の負担金です。款２　項１　目１繰入金は、あさぎり町の負担金を繰入れたものです。款３　項１　目１繰入金は、令和５年度の繰越金です。以上、歳入合計は、１，０９２万９，９２１円となります。続きまして歳出について説明致します。６ページ

をお願い致します。款１ 項１ 目１一般管理費は、審査委員の報酬、費用弁償や審査委員会事務局の会計年度任用職員の人件費のほか、事務用品や事務機器使用料など審査会事務局の事務経費になります。令和６年度は審査会を年間２４回開催し、１７５件の審査判定を行いました。７ページをお願い致します。歳出合計は６７１万６,７４４円となります。８ページをお願い致します。令和６年度実質収支に関する調書です。歳入総額１,０９３万円。歳出総額６７１万７,０００円。歳入歳出差引き額４２１万３,０００円で実質収支額も同額となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に日程第６、認定第７号令和６年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。吉武高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（吉武　哲雄 君）　令和６年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算について説明致します。５ページをお願い致します。歳入です。上段の款１ 項１ 目１総務費負担金は、球磨郡介護認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算出した事務局所在地のあさぎり町を除いた８町村の負担金です。款２ 項１目１繰入金は、あさぎり町の負担金を繰入れたものです。款３ 項１ 目１繰越金は、令和５年度の繰越金です。以上、歳入合計は、５,３０９万５,６０６円となります。続きまして歳出について説明致します。６ページをお願い致します。款１ 項１ 目１一般管理費は、審査委員の報酬、費用弁償や審査会事務局の再任用職員と会計年度任用職員の人件費のほか、事務用品や事務機器使用料などの審査会事務局の事務経費となります。令和６年度は審査会を１２４回開催し、３,５９０件の審査判定を行いました。７ページをお願い致します。歳出合計は３,６２９万３,０６８円となります。８ページをお願い致します。最後に令和６年度実質収支に関する調書です。歳入総額５,３０９万６,０００円。歳出総額３,６２９万３,０００円。歳入歳出差引額１,６８０万３,０００円で実質収支額も同額となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。明日１８日は各種委員会等開催予定のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、明日１８日は各種委員会等開催予定のため休会とすることに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午後３時５２分　散会

令和７年度　あさぎり町議会第４回会議会議録（第１１号）						
招集年月日	令和７年９月８日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年9月19日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和7年9月19日　午後 5時 1分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松　英一	○	8	森岡　勉	○
	2	加藤　弘	○	9	豊永　喜一	○
	3	小谷　節雄	○	１０	山口　和幸	○
	4	岩本　恭典	○	１１	皆越　てる子	○
	5	難波　文美	○	１２	溝口　峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井　英治	○
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	１番　小松　英一　　２番　加藤　弘
出席した議会書記	事務局長　山本　祐二　　事務局書記　溝口　久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口　俊朗	○	教育長	椎葉　勇二	○
	副町長	土肥　克也	○	教育課長	山内　悟	○
	デジタル政策審議監	長沼　宏季	○	高齢福祉課長	尾方　圭	○
	総務課長	酒井　裕次	○	健康推進課長	荒川　誠一	○
	会計管理者	上田　日和	○	農林振興課長	橋本　英樹	○
	企画政策課長	万江幸一朗	○	商工観光課長	沖松　勝彦	○
	財政課長	中村　光成	○	建設課長	小田　淳	○
	税務課長	高田　真之	○	上下水道課長	鬼塚　拓夫	○
	町民課長	中竹　健次	○	農業委員会事務局長	中神　啓介	○
	生活福祉課長	緒方　理恵	○			

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第１１号）

日程第　１		発言取消申出書について
日程第　２	認定第　１号	令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　３	決議第　１号	「令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定」に対する附帯決議について
日程第　４	認定第　２号	令和 6 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　５	認定第　３号	令和 6 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　６	認定第　４号	令和 6 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　７	認定第　５号	令和６年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について
日程第　８	議案第２８号	令和 6 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第　９	認定第　６号	令和 6 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１０	認定第　７号	令和 6 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１	報告第１１号	令和６年度あさぎり町一般会計継続費精算報告書の報告について
日程第１２	報告第１２号	令和６年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第１３	報告第１３号	令和６年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第１４	報告第１４号	令和６年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について
日程第１５	報告第１５号	権利の放棄について
日程第１６		厚生文教常任委員会の報告について（令和７年度陳情第４号）
日程第１７	発委第１号	町道及び学校等の公共施設における雑草繁茂に関するへの環境整備に関する意見書案について
日程第１８		発言取消申出書について
日程第１９		議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第　1		発言取消申出書について
日程第　2	認定第　1号	令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　3	決議第　1号	「令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定」に対する附帯決議について
日程第　4	認定第　2号	令和 6 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　5	認定第　3号	令和 6 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　6	認定第　4号	令和６年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　7	認定第　5号	令和６年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について
日程第　8	議案第２８号	令和 6 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第　9	認定第　6号	令和 6 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１０	認定第　7号	令和 6 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１	報告第１１号	令和６年度あさぎり町一般会計継続費精算報告書の報告について
日程第１２	報告第１２号	令和６年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第１３	報告第１３号	令和６年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第１４	報告第１４号	令和６年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について
日程第１５	報告第１５号	権利の放棄について
日程第１６		厚生文教常任委員会の報告について（令和７年度陳情第４号）
日程第１７	発委第１号	町道及び学校等の公共施設における雑草繁茂に関するへの環境整備に関する意見書案について

日程第１８　　発言取消申出書について

日程第１９　　議員派遣の件について

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、発言発言取消申出書についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました申出書のとおり、溝口議員から９月１７日における令和６年度一般会計の歳入歳出決算書の審議においての発言について、発言の取消しが提出されておりますので内容について溝口議員から説明を求めます。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　許可を頂きましたので取消しの内容について若干触れさせていただきたいと思います。ただいま議長のほうからございましたように、今回の認定についての教育委員会所管課、総合運動公園テニスコート樹木伐採、あるいはまた上総合運動公園付近の町有地における樹木の伐採業務委託についての質疑の中での発言であります。これは、今回の入札において業者は、適正な価格といいますか、手順に従って落札をしておられまして、そのあと町の指示によって業務を処理されております。しかしながら、一部私が業者が行ったであろうことを推測で発言を致しております。このことは、業者の方が聞かれますと業者の非というふうに受け止められない発言ではないかということで発言の取消しを申出たものであります。別紙に内容は記載を致しておりますが、ここの部分であります。「業者はほんならどこに持っていって処分した。自分たちで販売したのかも分かりませんよ。」ということの発言であります。この部分はですね聞く者にとっては、勝手に処分したというふうに受け取られかねないものでありますので、実際は、町の指示によって業務が遂行されているということでありますので業者において非はございません。そのことをしっかりと申入れたいと思いまして今回のその部分についての発言の取消しを申し上げたところでございます。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員からの説明が終わりました。説明のとおり発言取消しの内容について、これを許可したいと思いますが御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって、申出書のとおり発言を取り消すことを許可することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第２、認定第１号令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。山内教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。９月１７日の厚生文教常任委員会所管課分の認定第１号令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について、小松議員から英語検定料補助金に関して

英語検定以外の検定の種目に関しましての質疑がございましたので答弁させていただきます。まず本年度の英語検定受験予定者につきましては、中学校が１２４人、小学校１８人となっております。その他の検定の種類と受験者予定者数としましては、主なもので漢字検定が中学生が１９人と小学生が８人。算数検定が小学生が３人。それからプログラミング検定が中学生が１人、そろばん検定が中学生が１人、小学生が６人。それから暗算検定が中学生が１人などとなっております。中学生の英語検定以外の検定に対する町の補助につきましては、受験状況や費用につきまして状況等を確認把握しながら、今後の補助の在り方を検討していきたいと考えております。次に溝口議員から上総合運動公園付近の樹木伐採業務委託に関しまして、質疑がございましたので答弁させていただきます。まず今回の業務委託発注の委託料の積算に当たっては、造園業者から参考見積りを聴取しております。これにつきましては、教育課が管理します施設や学校等の樹木の剪定などの維持管理業務を勘案しまして、造園業者から参考見積りを聴取したところでございます。次に伐採した樹木の処理について、なぜお金になるような処理をしなかったのかという質疑につきましては、業務委託の特記仕様書に伐採した樹木の処分については、処分前に発注者と協議の上、適切に行ってくださいという文言を入れております。このことにより、業者との業務委託の契約後に業者と担当者で樹木の処分について口頭による協議を行っております。その内容につきましては、業者からは、伐採後の樹木を製品として出すのは厳しく、お金にならないということでございました。また伐採した後の樹木により収入を得るような場合は、事前に担当者と協議を行うように説明しておった次第でございます。そこでその後の樹木伐採において業者から収入を得るというような協議は特にいなかったため、当初予定どおりの処分をするという判断をした次第でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに補足説明はございませんですか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　おはようございます。一つちょっとお伺いしますが、主な施策の内容、施策の成果説明書のページ１０ページの敬老会の開催についての委託の説明がありましたが、このときですね、ちょっと私聞けばよかったんですが、開催したところと開催してないところのあれが、１回１案もらったんですがちょっと分かればちょっと教えていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。敬老会の式典開催の実施状況、令和６年度は、式典開催を行った地区２２地区と、記念品の配布のみを行ったところが３１地区となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　結局、何で私がこれお話をするかというのはですね、年々高齢化になってきて、時期的なもんがちょっとあると思うんですね。もう今は温暖化になって、１か月ぐらいちょっとずれてるぐらいな感じになっとるですもんね。ですから、できればですね、今後ですね、開催の時期とかそういうのをですね検討していただいてですよ。例えば９月１５日が敬老会の日なんですが、場所によっては、日が違うところへずらしたとこなんかもあると思いますが、

今後はやっぱ敬老会自体の祝う会をですよ。ちょっとずらすとか、いう指導的なもんができるのかどうかあれば、そういう検討をできるか、お願いしたいんですが、どうでしょうかね。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。開催時期につきましては、各地区の判断としておりまして、実際、今年度も、地区の方のコロナの状況とかによって時期を１０月とかにずらされている地区もあります。高齢福祉課としましては、そこら辺は柔軟な対応をして実施地区に対しての助成を出す方向で考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。森岡議員。

○議員（８番　森岡　勉 君）　おはようございます。私のほうは総括ということで二階にちょっとお尋ねしたいということで、本日になりました。まず、農業委員会のほうにお尋ねしたいんですけれども、８月におきまして農地中間管理機構による貸付けにおいて、固定資産税の過大徴収があったというお話を伺いました。その後新聞等で報道されたとおり、全国でもどこそこ発生したということで、その後の件数、税額等について分かっておるところがお願いしたいと思いますし、それを聞いてからまた質問に移りたいと思います。よろしくお願います。

◎議長（小見田　和行 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい、８月４日の全員協議会の報告時点で、所有名義人において４８件ということで御報告いたしました。その後、税務課とも協議し再確認をいたしまして、調査対象者数が所有名義人で３９件というところで、現在、件数のほうを把握しているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　森岡議員。

○議員（８番　森岡　勉 君）　はい前回より若干減ってございますけれども、この特例適用がですね、除外された分があったかと思いますけれども、その折に大体固定資産税額で大体６０万ぐらいだろうというお話でございました。地区によってこの標準税額が変わりますので、一律に幾らということは言えんかもしれませんけれども、この税額がですね、何、何年度分まで、遡って発生したのか。また税務課でそういったとこが、対応把握できておれば教えていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　高田税務課長。

●税務課長（高田　真之 君）　それではお答えいたします。全協の際に、還付等ということでお話をしましたが、まず、返還金ということになりまして、遡及につきましては、あさぎり町固定資産税返還金支払い要綱に基づきまして、期間につきましては、支払いを決定した日の属する年度の前年度から１０か年度の遡及となります。金額につきましては、約６０万と申し上げておりましたけども、まだ調査の段階では５４万ぐらいということになっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　森岡議員。

○議員（８番　森岡　勉 君）　私が尋ねたい要旨は、毎年発生したということであれば、決算の調定がですね、正しくなかったという私の捉え方をしてございますので、毎年度ちゃんと固定資産税は正しく調整するべきだろうと思います。それが町の財政運営になっているございますので、そういったことで起きたものはどうしてもございませんけれども、今後そういったところはです

ね、関係部署の連携をとりながら、そういった全国も起きた例の含めましてですね、税の徴収等につきましては町税が１番の基本でございますので、そこんとこやっていただかないと、決算の認定という段階になってですね、こうございましたということで、返せばいいという問題じゃないと思っております。そういったところでこの再発防止、それから今後のですね歳入に対する税務課との連携、そういった最後のとり方について、お話を頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神　啓介 君）　はい。今回の今後の再発防止なんですけれども、農業委員会のほうで中間管理機構を通じての貸し借りの事務手続を行っております。その際、きちんと対象者リストの作成時には確認をし、そして、今回の要件の中にもありますとおり、他町村の農地の所有というのもございますけれども、そういった詳細な情報をしっかりと確認しまして、税務課のほうへ情報提供をきちんと行っていきたいと考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　教育課に伝統芸能継承についてお尋ねをいたします。１１７ページに伝統芸能継承補助金があります。２７万円ですね、これは６団体に交付されていると計算しましたが、令和６年度町内には伝統芸能保持団体が２２団体あると思っております。伝統芸能継承団体の活動状況、これは、把握されておりますか。

◎議長（小見田　和行 君）　山口教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。活動の内容でございますけども、これ下免田の大綱取り保存会というものは毎年ですね、免田地区の秋季大祭等において、こういう伝統の太鼓踊り等を練習されて、披露されておるというところについては、承知しております。と、ほかにもあるかと思いますけども、特に昨年は須恵地区におきまして小学校の１５０周年がございました。その折に、棒踊りですかね、それのそれを小学生に教えていただいたというような活動がありますけれども、この団体につきましては、この補助金の対象にはなっておりませんけれども、そういう活動をされてる団体があるということは承知しております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　今、課長が言われましたような団体はですね、非常に何て言いますか、それこそ未来に向かって継承されていくんだなあと思っておりますけども、現在ですね私の地区の伝統芸能を含めまして、伝統芸能の継承が活発に行われてる団体はですね、大変数少ないと私は本当に心配しております。その原因はですね、これは私、うちの地区の現状を例えて言いますけども、私の地区には太鼓通りがあります。はい。があるんですけども、なかなか踊り手の後継者が少ない。それから、なかなか踊りがですね、役踊りとかがんがら踊りとかいろいろございますので、それを覚えるのにですね大変な時間がかかります、難しい。本当に難しい踊りでございます。それと今度はですね、なかなか踊りの発表する場がない。それからここ近年のコロナ、新型コロナウイルスの影響でいろいろなことが活動ができなかったというようなことも原因と思っております。様々な要因でですね、そういった伝統芸能の継承というのは本当に危機に瀕していると私は思っておりますけども、教育課としてはそういった認識はどうですか。ございますか。

◎議長（小見田　和行 君）　山口課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい、確かに議員は言われますとおり、まず発表の場といいますか、何かこう、落成式であったりとかですね、地区の落成式であったりとか、そういうのものがあれば、それに向かって活動を練習されるというようなことも想定はされますけれども、現在なかなかそういうものがないということで、なかなかそういう継承につながっていっていないということ等は考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。第三次の総合計画の中でもですね、伝統芸能の保存継承というところで、必要な指導助言、支援を行います。伝統芸能の後世の継承につなげる、記録の作成にも努めます。こういったことがはっきり明記してあります。そういったことを考えますとですね、現在の伝統芸能継承団体の現状を把握されてですね、把握するということはやっぱり、団体の代表の方ぐらいの話は１回一堂に会してもらうか、そういったことも考えられて、現状をまず把握された上で、いろいろな支援が必要になって、行政からの支援がですね、必要になってくると思っております。で、私は例えば、今課長が言われました発表の場が少ないということで、一つ免田地区の例を挙げますと、太鼓おどりの団体が一応四つあります。一応という言葉をちょっとですけども、４団体あります。その団体が、各それぞれの団体の太鼓踊りは、実際はもう違う踊りでいきますけども、一つ二つは共通の踊りがあります。その共通の踊りは案外簡単な踊りになります。でですね、免田地区の時代、免田町の時代に、その４団体が集まって、一緒に踊ったことがあったんです。これは実際にですね。そういったことでですね、行政から何かしらの発表の場をつくる。そしてそれに向けて、とにかく支援ですね。行政がもうこのあたりで手を打たないと、もうこのままならば本当にどの団体も、今言われました黒田の太鼓踊りあたりは本当に毎年毎年、祭りがあり、あるというところで発表の場がある。活発に練習もされます。しかしそのほかの団体は、これはもう継承されるのかな、危ないというような感じで私はもう受けております。そういったことでですねここでは本当に行政がもう、手を差し伸べる時期にきている。私は本当に思っております。３回目ですからこのあたりまでですかね。はい。教育長、そういったところどうお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　議員のほうからもおっしゃられましたけども、後継者がいない。しかも覚えるのにとても難しく時間がかかる。そういったことを乗り越えるためにはやっぱ、ここで発表する発表があるから練習しようっていうやっぱこう意気込みを持たせられるような場というのがまず、１つかなというのを今お話を聞きながら感じたところです。６団体だけ、６団体にしかまだ助成しておりませんけども、裏を返せばもうなかなかこう、団体はあるけども、活動が休眠状態っていうところがあるのかなというふうなところ思っております。改めてまたそういった団体についての活動状況を確認しながらですね、支援の在り方として、どういうものがあるかということ。また保存の仕方についても他県とかでは何かもう３Ｄ使ってハイテクで保存をしていくっていうのも何かテレビとかでも報道がありました。そういったことも含めながら、現在から継続ちゅうか永年に続くようなですね、保存の在り方を検討してまいりたいというふうに思いま

す。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。先ほどの私の答弁の中で須恵の棒踊りについての補助、補助金は出していないという話をしましたけれども、６年度、失礼しました。支出しておりましたので訂正させていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、１１番皆越です。商工観光課にお尋ねします。おかどめ幸福駅売店の指定契約がなされております。

◎議長（小見田　和行 君）　ページは何ページになりましょうか。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　９２ページです。おかどめ幸福駅売店指定管理委託料ですね。この件についてお尋ねいたします。私は、当事者とのですね、コミュニケーションが希薄ではないかなあという感じがしておりますので、その辺のところの御説明をお願いいたします。それとですね、あと１点は、令和５年度のですね、主要な施策の成果説明書が出されておりました。そこにはですね、令和５年の１１月２５日に、台湾との交付金において、くま川鉄道の増免疫友好協定締結を行ったというようなことで、あさぎり町からも同名駅の幸福駅が町として、町長も同席した。今後、くま川鉄道を通じ、各種交流のきっかけと捉えているというようなことでございますので、６年度はですね、これに向けた取組。全線くま川鉄道が開通するまでですね、やはりこういう課題をきっかけといたしまして、やはり交流人口を図らなければならないという観点があると思いますので、その辺のところの、どういった協議がなされておるかお伺いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいまの御質疑、御質問に対しましてお答えいたします。現在、おかどめ幸福駅売店のほうにつきましては、指定管理者制度によって、一応今年度までの委託期間ということで今契約をし、管理を頂いているところでございます。先ほどもありましたように、このおかどめ幸福駅及び幸福駅売店の指定管理につきましては、その業者さんがその周辺を維持管理をしていくということで、協定を結びまして今委託をお願いしてるところなんですけども、一部、公園周辺の緑地帯あるいは花壇、植樹帯等々にですね、管理が一部行き届いてない点があったというような御指摘も、今回の議会でもあっておりました。そういった状況を踏まえて、今どういう取組をしてますかと言いますと、町と指定管理を受けてる業者さんの間で、毎月１回、その指定管理における協議の場を設けております。具体的には、毎月指定管理で行っていただいた業者さんから月次報告というものが上がってまいります。この月次報告には、幸福駅売店を利用されたお客様あるいは飲食販売、物産販売ですね、そういったものをどれぐらい上がったのかという数字が報告されます。また、特記事項といいますか、その月において気づかれた点あたりもですね、町のほうに報告をしていただくということで今、やりとりをしているところでございます。二つ目ですけども、令和５年度の決算認定の主要事業成果報告の中に、台湾の鉄道会社ですね、新北、新北鉄道というところと連携協定を結んだというお話がありましたが、こちらは令和５年度に連携協定を締結し、今後、台湾にあります幸福駅を超す新北、鉄道さんとくま川鉄道さんが連携をして、お互い交流を深めていきましょうということで、連携協定を結ば

れておりますが、その後の状況としましては、お互いに交流を活性化しましょうということではありますが、実は昨日ですね、台湾のインフルエンサーと言われる方が熊本県下を回っておられまして、その最終コースにおかどめ幸福駅に訪れておられます。一応４名の方がお見えなんですけども、その方が、幸福駅において、くま川鉄道が走る様子であったりとか、あるいはそこから降りてくる高校生あたりとの交流もちょっとやられたというふうに伺っておりますので、そのような情報発信をですね、今後、台湾のそういうインフルエンサーの方ともいい意味で連携をしながら、情報発信に努めていけたらと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　分かりました。ですねこの指定管理者との毎月１回の協議会というようなことでございましたけども、今年の場合ですね、なかなかですね、外回りがですねなかなかうまくいってないで、雑草がですね、もう花壇の中にも生い茂っていてですね、あれが幸福駅の周りかなあという感じがしました。一般質問もありましたように防草シートをですね、階段に花壇にまいてありましたので、私もこの防草シートではどうかなあと思いながら、許可を得まして、半分だけ花をさせていただきました。もうそれもですね、山口副委員長がですね、８月の１１日にあまり草が茂ってるから、総務建設常任委員会で１回見ようじゃないかというようなことで提案頂きましたので、現場に行って感じたわけですけども、そういうことで、なかなか花壇の手入れもできてない、本当にもう情けなくてですね、そういうことでございましたので、私この委託契約者と協議がなされてるかなあって思って感じていました。で、月１回ですけども、これをですね、月２回とかですね、増やしていただいて、外回りも確認頂きながら、協議をしていただくと結構かな、そんな思いをしたわけでございます。それとこの令和５年度の決算を見て、一方ですね、踏み出していただいたということは結構なことと思いますので、これからもですね、交流の人口に心がけて頂ければと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。はい、ただいま溝口議員からもですね御指摘を賜りました。すいません失礼しました。皆越議員です。失礼しました。皆越議員から御指摘を頂きました、指定管理者との町との協議につきましては、毎月１回ということで申し上げましたが、やはりその回数に限らずですね、必要に応じて、やはり周辺の管理業において、行き届いてない点がありましたら、その都度また打合せをしながら、改善に向けてコミュニケーションを図っていきたいというふうに思っております。また先ほど言いました、台湾の交流関係につきましてもですね、同じ幸福の名のつく駅を持つ関係会社ということで新北鉄道とくま川鉄道、また幸福駅を有するあさぎり町はですね、この核となる幸福駅を中心に、関係人口、交流人口を増やしていけるように、今後指定管理者ともですね、連携をしながら、あるいは今後、地元の黒田地区の新たな任意組織も立ち上げるような計画もございますので、そことも連携を図りながらですね、やはり魅力的な幸福駅及びこの幸福駅売店にしていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。２番、加藤でございます。決算書のですね、９２ページの件でお尋ねをいたします。商工観光課です。１２の委託料、下から２番目のですね、ビハ公園キャ

ンプ場管理委託で７５０、７００万程度ですね。これ、６年度の決算ですので、この調査依頼をした結果をですね、どのような結果になったのかを、概要で結構ですので、お尋ねしたいと思います。それから、３点ですが一つ、もう一つはですね、自前でこれを調査する場合と、今回７００万円で外部委託専門業者に委託をされておりますが、この違いについてですね、外部委託で、こういうところがよかったなということがあったりですね、自前でしたほうがよかったなというとこもあるかと思いますが、これについての見解をお聞かせ頂ければと思います。それから３点目ですが、この調査結果を受けてですね、専門家の調査結果を受けて、今後、このビハ公園をどのようにされたいのか、どのような方向に持っていかれるのかをお尋ねをいたします。この３点です。その前にですね、平成８年にビハ公園キャンプ場として整備をされて、それから、開業から２８年が経過して、施設の整備の老朽化についてですね、今後のキャンプのニーズに合わせた施設整備や維持管理も含めた当該施設の在り方ということで、この金額を通した効果についてですね、３点をお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいまの御質問に対してお答えいたします。先ほども議員からもおっしゃられましたとおり、ビハ公園キャンプ場はですね、平成８年にオープンしまして、整備後２８年が経過しているということで、今後の活用方法を検討するために、公募型プロポーザルによって、民間業者を選定し、基本調査を実施したところでございます。この調査結果につきましては、これまでの指定管理者制度による活用方法では、その活用法の手法がですね、現状を維持するという形での方法になりますのでなかなか現状変わらないという結果が出ております。また、そういった状況の中で、やはり民間のノウハウを生かすということがですね、十分ではなく、今の利用者のサービスの向上につながりにくいというような調査結果でありました。今回ビハ公園キャンプ場の利用につきましては、キャンプ場の設計から整備、運営、また維持管理を民間業者へ町が一括発注方式で実施するという、ＤＢＯという方法がございますが、その方法ですることで、指定管理と比較しても、資金調達、この部分を行政が担うため、民間のリスクが低減され、民間事業者が参入しやすいという、調査結果が出ておりますし、また、民間のノウハウを生かした、サービス面の向上も図られるという調査結果が出されているところでございます。そういうことで今回、キャンプ場の調査結果等は出ているところです。次に二つ目ですけども、今回のキャンプ場のこの基本設計業務においてですね、町職員が実施する場合と、専門業者に委託する場合との比較はということでございますが、本来この業務をですね、町職員が実施する場合には、まずその調査を実施するためのアンケートをとる必要があろうかと思います。そういった情報収集や、あるいは先進地の優良事例の把握、またその調査分析を行うという必要がありますけども、現在のマンパワー不足等もちょっと危惧される状況でもありましたので、またこれらのキャンプ場のリニューアルに向けた現況調査、あるいは、基本設計の策定においては、全国の優良事例を踏まえた調査研究が必要となりますので、やはりその部分については、専門業者へ委託する方法がベターであろうということで公募型プロポーザルによって実施をしたところでございます。また、民間に委託したことによる効果といいますか、につきましては、現在の職員の状況を見ますと、キャンプ場を担当する職員がですね、観光や物産、複数の業務を抱えながら、

事務を行っておりますので、先ほど申し上げましたとおり、現況調査や先進地事例調査等を踏まえ、持続可能なキャンプ場のリニューアルを考える必要がありますので、そういったものについてはやはり時間を要する部分も出てまいりますから、やはり専門業者へ委託するほうが短時間で、専門的な知見を生かした基本設計書が出来上がる、基本計画書が策定できるものというふうに認識をしているところです。最後にですね、今回、この基本計画書の報告を受けて、町はどのようにしていくのかというお尋ねですけども、この計画書にもありましたとおり、ＤＢＯという設計兼整備、そして運営維持管理、これを一括して町が民間業者へ発注する方法がベターであるということで、調査結果が出ておりましたので、それに向けて今年度着手をする予定でありましたが、今年度は財政課においてですね、国交省の先導的官民連携支援事業というものが実施されておりまして、この中で、旧上庁舎の跡地や、あるいはビハ公園キャンプ場も含めた公共施設の利活用の調査が現在実施をされております。したがいまして、当該事業で出された調査結果も踏まえてですね、今後のビハ公園キャンプ場のリニューアルの方法についてもあわせて検討をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上で今回の調査結果を踏まえてですね、今後ビハ公園のキャンプ場のあるべきリニューアルの方法等についての御説明にかえさせていただきます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。確認ですが、今回、ビハ公園につきましては、もう設計から維持管理から全て民間に任せて、民間の業者のほうで運営していくという答えだったということで解釈していいですかね。もう町はもう、専門業者に委託して、もう内容には余り触れ得ることはないですよね。そのとおり、もうそれは方針はもう出されたんですか。専門業者から提案があった中ですが、今後については、今回の何ですかね。国交省の補助事業の中で抱き合わせて検討していくということで間違いないでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。今回といいますか、令和６年度のビハ公園キャンプ場の基本計画書は、調査結果で納品は頂いてるんですけども、その結果が先ほど申し上げましたＤＢＯという方式による、いわゆる設計整備、維持管理を一括して行ったほうがよりこの利用者のニーズに合ったビハ公園キャンプ場の整備ができるというような調査結果が出ております。その結果をもとに実施する方法もあるんですが、現在上庁舎跡地利用とビハ公園キャンプ場の位置的な関係も踏まえてですね、やはりその連携性、連動性を今回調査研究を財政課のほうでされるようになっておりますので、その調査結果もあわせて、町の方針を最終的に固めていくということで、現時点ではまだその方針は固まってる状況とは言えないというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　これで３回目ですけども、今のビハ公園ももう２８年になりますですね。この最初、非常に利用者が多かったんですが、今、子供たちも若者少なくなって、利用が少なくなって今の状況になって休園になったと思うんですが、都会のですね、キャンプ場と地方のキャンプ場をですね、全然利用度合いが違うということで、どういう方が応募されるのか、今後どうされるのか分かりませんが、しっかりとですね、もしそうされるのであれば、地元の意見

をしっかりと組入れた体制で協議して進められたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、その件についてお尋ねいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。確かにですね、ビハ公園キャンプ場をはじめ、人吉球磨管内には幾つかの自治体が抱えるキャンプ場がございますし、また都市部からおいで頂くお客様にとってどのようなキャンプ場が求められるのか、そういったところも、当然地元の関係者の皆さん方の意見も反映しつつ、整備の方法についてはですね、また検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。企画政策課と財政課にそれぞれお尋ねをいたします。企画政策課の事業ですけど、４１ページの地域脱炭素の推進補助金。これ繰越しを含めますと約２億３，０００万の補助を支出しておられます。この事業内容について、詳細の説明をお願いをできればと思います。それから財政課ですけど、これ全般に関わることなのでページ数はちょっと申し上げませんが、いわゆる電算システムですね。例の改修であったりあるいは新規導入、これの何て言いますかね、初期投資。いわゆるイニシャルコスト等はもう常々説明があるんですけど、その後の導入後の補修委託とかですね、様々な委託料が発生します。これらを見たときに、果たして本当にシステム化によってですね、事務の軽減でありますとか、事業の効率性というのが、その投資効果等を見たときに、いかがなものかっていうふうにも最近のＤＸ見ると、非常に広範囲に広がってますよね。いわゆる標準化も含めて、その点について財政課が予算を見られるときに、どのような観点で見ておられるのか。一つには人件費の抑制というのも片方にあるんですけど、果たしてそれに、つながっているのかというのがどうも見えづらいっていうか見えにくいので、その点をお尋ねをしたい。もう１点が財政課ですけど、４４ページにですね、財政調整基金の積立金が４億３，０００万ほど上がっております。６年度は繰入れはなさっておられないので、単純に財調はこれだけ増したということですね。それから、１２８ページには実質収支額が出ております。およそ８億円の収支の黒字決算をなさっておられます。この財調の積立金の額とですね、実質収支については、財政課が予算編成をされるときに想定された、計画にほぼ近いものなのか。その点をまずお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　企画政策課課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。１点目の質問、脱酸素事業についての回答をいたします。この脱酸素事業につきましては、町と連携協定をしております町内事業者です。が令和５年度から、取り組まれているものということになります。内容といたしましては、大きく三つの柱、太陽光パネル蓄電池の導入状況、それから、一般住宅向けの同じく太陽光パネルと蓄電池の設置と、それからもう一つがですね、ソーラーシェアリングというところで事業をなされているものとなります。５年度大町の事業の実績ですが、これは民間の施設になりますが、２件の民間施設で実証されておりまして、予算額に、そうですね。それに、２件の民間の事業者で、を対象としてなされております。それから、６年度ですが、５年度からの繰越し分ですね、こちらが、町内の町有施設の５か所で実施をされております。それから、６年度の現年度分ですね。こちら

につきましては、公共施設、同じく公共施設で８か所、実施されているところです。本年度の取組、計画なんですが、一般住宅系の繰越しも含めた分で６０世帯。それから、民間事業者への太陽光それから蓄電池の整備。それから公共施設につきましても、避難所を含めた、上、免田地区の８、八つの公共施設。それから、太陽光発電設備で、一般の民間施設ですね、等々が計画をなされているところです。その詳細についてなんですが、まず一般向けの太陽光の状況、設置状況ですが、現時点までにですね、一応３０件の申込みがあっている状況です。そのうちに１３件が手続中と、それから契約の完了が９件。それから、契約がですね、長期にわたるということもありまして、高齢者の高齢の方とか、いろいろおられましてですね、９件が辞退ということになっている状況です。引き続きですね、広報誌等でも周知を図っていきたいと思っておりますが、説明会も随時開催をされている状況でありまして、今、今月にもですね、９月の６日、それから２０日にもですね、説明会を実施されるというところで聞いているところです。それから、公共施設等における、民間になりますけど、太陽光の設置蓄電池の設置ですね。それで過去に計画変更のあった部分ですね。そちらの代替地もめどが立っているというような状況です。それから最後にソーラーシェアリングについてですが、５月の全協、全員協議会のときにも御説明はしておりますが、やはり遊休農地とかですね、優良農地、そして何よりも、農家からの理解ですね。手続等においても、現状的にはかなりハードルも高いのかなというふうなことを感じておりまして、ただ千葉県のですね、匝瑳市にも議員の皆様方出向かれたと思いますが、計画といたしましては、しっかりと進めていかなければならないということも考えておりますが、まずはですね、岡原地区の学童農園の圃場。こちらは、地権者の承諾を仮承諾を得ているところですが、米それからサツマイモの栽培ですね、こちらの圃場をまずモデル事業として、取り組んでいきたいというふうに考えております。それからそのほかでもですね、これについては、県の施設であります球磨農研ですね。そちらについても、薬草合同会社のほうで試験栽培をされるということもありますので、そちらも、そちらのほうに合わせてですね、ソーラーシェアリングということで、設置できないだろうかというところで現状現時点でですね、検討も含めたところで協議をしているような状況となっているところです。以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。まず１点目のシステムの維持管理経費と投資効果というところで、御質問頂きましたので、その点についてお答えをさせていただきたいと思います。近年ですね、特にＤＸ化の流れ等もございまして、新たなシステムであったりとか、今まで導入していたシステムの維持管理経費につきましても、物価、人件費の高騰で維持管理経費が増大しているというところは、財政課としても一つの課題として認識をしているところでございます。当然新規導入に際して、様々な効果ですね、業務数が削減されるというふうな資料をもとに、私たちも導入のときに査定をいたしますが、その後ですねそれを運用していくに当たって、継続的にその効果が発揮されていて、人件費、職員数ですよね。に対して反映できているのかと、それをずっと査定で追っていけているのかというところにつきましては、やはり非常に難しいところがございます。事務事業評価あたりでもですね、今取り組んでおりますけれども、１業務あたりにどれだけの職員数がかかっているのかというのをですね、事業ごとに職員数を案分割ってでですね、

どれだけ、事業ごとにトータルコストがかかっているのかというふうな取組もやっておりますが、やはりなかなかこういったものを明確に数字上でですね、査定をして金額に結びつけるまた人件、職員数に結びつけるというのはまだまだこれからの課題かなというふうに思っております。そういったところで、まずなかなか導入がその後の効果が検証しづらいというところもありますので、導入に当たりましてはですね、やはり、まずそこ、それが町民ニーズですね。町民の方のニーズがあるのかというところにつきまして、その点につきましては当然町民の方にも恩恵があるわけですから、職員の人件費を減らすばかりが目的ではございませんので、そこら辺については、やはり導入すべきものは導入していくというふうな考え方を持っております。で、もう一つ、今課題になっている業務の効率化に当たるところにつきましては、やはりそういったところで検証、１回導入しますと、検証が難しい面もございますので、やはり導入の際にですね、今全国的にそのようなことが、行政事務に対して求められているのか、全国、県内、郡内の導入状況はどうなのかというふうなところをしっかり確認をさせていただいてですね。導入をしているというところでございます。次に２点目ですけれども、６年度の実質収支、財政調整基金積立金、この結果、決算の結果が、当初、財政課が考えていたのとどのように相違しているのかというところでございますけれども、基本的には、毎年度いろいろ臨時の事業等もございますので、事業費の総額については、近年はちょっと高い傾向にありますが、実質収支につきましては、財政規律上は、やはり３億円は確保するというところで、財政運営を行っているところでございます。そういったところでしますと、６年度の実質収支は７億９，５６６万１，０００円というところで、非常にですね、倍以上の差が出ているというところ。これにつきまして少し要因を述べさせていただきますと、実質収支は、過去からの収支の累積でございますので、そういったところで、前年度、令和５年度のまず実施し、実質収支が８億３，５００万円ほどあったと。ということで、それが６年度に入ってきましたので、その半分はその年度の財源として、まず使えると。そういった中で普通交付税のほうがですね、国の増税の影響で、やはりしっかり交付を頂いたと。追加１２月には追加交付も頂いたと。いうところでしっかりと、令和６年度の一般財源が確保できたというところで、ほぼ５年度からの実質収支に近い額がまた７年度に引き継がれたと。いうふうなところでございます。次に、財政調整基金の積立金ですけれども、先ほど実質収支額を３億円が財政規律をしているというところでしたが、そういったところと、財政、財政調整基金の繰入金をですね、当初予算で３億円見ておりますが、そういったことからしますと、財政課の想定としましては、決算上、財政調整基金の残高が、１億５，０００万円のマイナスから、なるだけ、０ですね。残高、取崩しもしますが活用もしたときにゼロに近い額の幅の中で見ているところでございます。そういったところで、今年度の積立て額が４億円を超えているというところで、実質収支の要因とも、要因と一緒になりますけれども、そういった要因で財政課の想定よりは、多くの財政調整基金を積立て、積み立てることができたと。いうところで分析をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

休憩　午前１１時　９分

再開　午前１１時１７分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。両課の課長の答弁を頂きまして、まず地域政策課のですね、地域脱酸素ですけど、いわゆる蓄電池の導入について、これのメリットは、実際に導入された施設として、どうなのかですね。例えば、やはりこの太陽光パネルだけだとその瞬時とは言いませんけど、蓄電池がない場合には、なかなか利用する場面というのが限定されるというふうに伺っております。蓄電池の導入をする場合のその効果っていうものを、どのように把握されているのかをお尋ねをしたいのと、もう１点ですね、課長がこれ７年度のことをおっしゃったと思うんですけど、公民館に太陽光パネルを設置する場合に、の話をされました。これは区長会あたりで各地区に広く呼びかけをされてるのか。実際に地区としたらですね、公民館の運営費の中で、それが果たしてプラス面に働くのかっていうのは、どのように試算されているのか。お分かりでしたら、お尋ねをしたいと思います。それから財政課ですけど、やはり課長がおっしゃったようにですね、１点目のシステムっていうのは、これはもう標準化、避けて通れない。だから、導入をするということの是非というよりも、それをどう運営していくか運用していくかだと思うんですけど。なかなかこれを導入することでですよ、課長がよく言われる経常収支比率が上がると。あるいは物件費が上昇すると。余りよくない面がたくさん出てくるんですよ、電算システムというのは。だけど、それを打ち消すとまで言いませんけど、人件費の抑制であったり、そしてそこで生じた事務の効率化によって、例えば町村の場合は、直接的な町民との時間を有すると。いう何らかのですね、側面的な効果っていうものを期待するんですけど、なかなかその点は難しいのかなと。役場の今の事務の皆さん方を見ているとですね、思うんです。ですので、やはり今後もですね、様々なシステムが導入されると思います。そのときに、やはりランニングコストも十分考えておられると思うんですけど、プラスですね、そこによって、事務の効率化っていうものが、どう図られていくのか。データーの安全性というのはもう間違いなく上昇すると思うんですけど、やはり役場の限られた人材で、行政運営されていきますので、その点をいま１度ですね、お尋ねをしたいと思います。それから、財政の実質収支のところを課長おっしゃいました。令和５年度で約８億数千万の実質黒字。令和６年度の実質単年度収支は押さえておられると思うんですけど、それをお知らせ頂くのと、財政調整基金をですね。当初、３億繰入れて、そして、財政規律でいくと３億円の繰越しを計画するからその半分の１億５，０００万を積み立てる。実質３億繰り入れるけれども積立て１億５，０００で、１億５，０００の赤でスタートする、それで決算をするというそういう見込みで立てておられると思うんですが、実質はもうほぼほぼ繰入れはされてない。積立てだけが残ってくる。いうことで、実質単年度収支は多分大きくなってると思うんですよ。

加えてですね、６年度の地方債を見ると、元金償還は１０億８，０００万ほど決算されてます。借入れ額は１６億５，０００万ですよね。これは繰越し明許分があるので、単年度で見ると、ほぼほぼ借入れ額イコール償還額、元金額で予算化されてるんですけど、借入れ年度によってこういう大きな開きが出てるのは私も理解してます。ただですね、実質的に家計で言いますとですよ。これだけおよそ５億数千万のいわゆる借金が増えてるんですよね。償還する額よりも借入れた額が、６億弱増えてる。家計でいうと借金してきて、そして実質黒字になったと。収支がですね。そういうところを見れば、あまり深く掘り下げなくてもいいのかもしれないけれども、実質単年度収支をきちんと見ていけばですね。やはり町債の借入れの考え方、課長がもう、前におっしゃったので、それを理解してます。ただ、それをやはり私も含めて同僚議員、常々言ってるのは、財政調整基金でそこを賄うことができるんではないかと。さっき言ったように、仮繰入れをせずに積立てが４億からできてる。財調がですね。そのことを考えれば、やはり地方債を押さえておくということは、将来負担を減らしていくことですから、貯金が少なくなることをどう思うかよりも、私は、この財調を利活用するということの財政運営が必要ではないかなというふうに思ったので、いま１度そこのところを、地方債も含めてですね、財政課長としてのお考えをお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　企画政策課長。

●企画政策課長（ 万江　幸一朗 君）　はい。まず蓄電池の効果というところですが、蓄電池に関しましては、パネルの枚数に応じて、蓄電池の規模を決めていくと。いうことと、あとはですね、自家消費分に関わるもの。それから、自家消費以外、ほかのところに回す蓄電池ですね。そちらを施設にはほとんど併設型でですね、設置をすることになります。で、もちろんＰＰＡといいますが、オンサイトＰＴＡといいますが、自家消費分に関しては蓄電池を設置することで、その日のうちに使い切れない電力をためておくというものですが、例えば停電とかですね、そういった場合に、ある程度の電源、いろんな必要な電源、いろんなパターンがあると思いますが、それについて、ある一定の時間は確保できるというようなメリットがあります。相対、相対ですね、相対電源のほうは外部にそのまま使っていただくような形になりますので、そこについてはメリットはないのかなということで考えてます。７年度についてもですね計画につきましても、もちろん公共施設の中で指定避難所等のに乗せる設置する計画がなされておりますが、そちらについてもですね、停電した際等にもある一定時間は使えるというメリットといったところです。それから、７年度事業に関しまして、私のちょっと説明がですね、悪かったと思いますが、公民館ではなくてですね。民間のもう１回、御説明しますが、民間の一戸建ての個別の住宅ですね、そちらが６０件、６０世帯分。それから民間事業者への設置が１、２事業者。それから公共施設が、９施設。それからソーラーシェアリングというところの計画になっているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。まず１点目のシステムの維持管理費が、経常経費につながるものであるというふうなところの御質問ですけれども、まず、はい、まさに経常経費のにつながってですね１番経費の大きいものがシステムの維持管理費であると。いうところで、やはり１番、財政課としても気になるところです。先ほどなかなか導入の導入に対して、職員数が、その分削

減されていくのかという効果測定が難しいというふうなお話をしましたが、それは現状の今の段階であって、そこをやはりしっかりと効果を測定していかないと、やはり経常経費、経常収支比率というのは、もう６年度決算で９０％台に入ってまいりましたので、どんどん右肩上がりにこれ以上比率を上げることはできませんので、そういったところで、やはり人件費に対してどのような効果が出てくるのかというのは、必ず測定をしていく必要があります。いろいろシステムの中ででもですね、現状においても、システムの性質によっては、そのような効果測定をが、もう少し時間をかければできるところもございますので、そういったところからまず着手しまして、経常収支比率がですねこれ以上どんどん右肩上がりにならないようなところで査定をしていくというところは重要な課題として今取り組んでいるところでございます。次に財政運営の実質単年度収支です。まず実質単年度収支の額につきましては、議員が今御指摘のとおり、まず単年度収支ですね。令和５年度と令和６年度の実質収支額の差ですけれども、これが単年度収支と申しまして、６年度単年度の収支を表すものですが、これがまず、マイナス３，９８２万３５１円となっております。これに、財政調整基金積立て額を加算する必要がございます。それを加算したものが、実質単年度収支になるわけですが、これを足しますと、実質単年度収支は３億９，２７０万９，４８９円と、いうことで実質単年度収支はプラスというふうになっているところでございます。要因につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、片や、地方債残高が伸びていると。いうふうなところの御指摘を受けているところでございますけれども、これにつきましてはですね、以前、一般質問でも御質問を頂きましたけれども、やはり令和２年の７月豪雨災害復旧事業であったりとか、あとは個別施設計画に基づく、旧庁舎等の除却、あと第２庁舎の整備、あさぎり中学校の大規模改修と、いうふうなところの財政需要が重なったと。いうところと、合併特例債をやはり有効に活用すると。これらの課題を合併特例債を有効に活用して事業を推進すると。いろんなところで元年度からの５年間で１５億４，０００万円ほど地方債の残高が伸びているところでございます。今も、これはあくまでですね、財政の基本姿勢としましては、元金の償還額以下に借入れ額を抑えるというのは、これはもう、財政運営の基本としても常に持っておりますが、やはり今年度から来年度ぐらいまでかけては上回る可能性があると。繰越し先ほど御指摘頂いた繰越しもありますけれども、まだ光の整備事業等が残っておりますので、そういったところで特例的に増えておりますが、基本的にはやはり仮償還額以下に借入れ額は抑えたいと思っております。そういったところで、財政調整基金を活用すべきではないかというふうなお話を頂きましたが、やはりそういった中でですね、次どういう地方債を借りるかというのもやはり基本姿勢で持っておりまして、地方交付税の措置率が高いものですね。これを活用するということにしております。借りることによって、７０％ぐらい、過疎債、１番いいものであれば、７０％の措置が頂けますので、５０％から７０％ぐらいのもの。を中心に借りておりますが、そういったところで財政措置を受けることができるということと、やはり普通建設事業というのは世代間の負担の公平性ということで、これから長い間ですね、の世代でそれぞれの社会資本を使っていく中でやはり世代間の負担を公平にするためにも、借入れが必要だと、いうふうな考えのもと、借入れを行っております。ただ、議員の御指摘のとおり、措置率が低いもの。ですとか全くないもの。に対する財政需要がございます。これにつきましてはもう現状においてもですね、一般財源で対応し

たするであったり、場合によっては公共施設整備基金あたりを充当しまして事業を実施しているものもございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

〇議員（１番　小松　英一 君）　はい。１点目につきましてはですね、蓄電池。大体私どもが想定するメリットっていうのが、まずはもう、災害時とかですね停電時のやはり利用が非常にほかの一般世帯と比べて有利になるということは、今、課長から確認をとれたところだと思います。公共施設についてということでおっしゃいましたので、そのほか、今年度分についてはまた、後後ですね、決算等でお知らせ頂ければと思います。３回目ですので、財政課長、それから、システムにつきましては、デジタル政策審議監にもですね、この優位性といいますか。そのことについてのお答えを頂ければと思うんですけど。私は何もこの電算システムをですね。非難するものでもございませんし、もうこれは絶対的にというか、必要性のあるものを導入されているということは理解しているつもりです。ただ費用負担がですね、どうもあれもこれも担っていくと。これも標準化でですよとか、あるいはデーターのですね、安全性の確保のためには、ここまでグレードを上げないといけない。今は様々に各課お持ちのデータがございますので、必要性を否定はしませんけど、このことがですね、将来的にはもう当たり前の事務システムになってきますよね。そのときに、果たしてそれこそＤＸで言うところの人は何をするのかということと、少し飛躍し過ぎ、過ぎるかもしれませんけど、そういうところがどうも私たち私はちょっとまだまだ理解ができてないので、審議監のお答えが頂ければと思います。２点目ですね。課長がおっしゃるとおり、確かに地方債は優位なものということは分かるんです。それともう一つは、予算上ですね。公債費のいわゆる元金と借入れ額歳入側の借入れ額をほぼほぼ均等にすると。いうことは分かるんですけど、私は予算編成のときにですね、来年度のが元利償還がどうなのかっていうのを見られたら、繰越し分が当然そこに区が加算されてくるわけでしょ。当初予算にプラス前年度からの繰り繰越しが元金償還額がもっと膨らむというのが、年度によってあるのはもう当然なんですよね。ですから、６年度はそういった意味で、元利、元金償還よりも、借入れ額のほうが、少ないというかですね。逆か、元金償還額がどんどん大きくなってしまったと。借入れ額ですかね。そこはですね、もう１回考えられてもいいのかなと思うんですよ。要は地方交付税措置があることは私たちも理解できます。しかし、課長がおっしゃったように、過疎債で７０％ですよね。元利償還の７０％算入されるけど、残り３０％はやはり自治体が財源を調達しないといけない。それは今も変わってなければ、２年生おきで１０年の償還の中で、１２年償還を繰り返していくわけですから、やはり世代間で負担するという原則は分かりますけれども、財調も今まで積立ててきた財調です。今年度ぽんと増えたわけではないわけですから、それの運用というものももう少し考えられたら、地方債を優位なものだからといって借りてきても、結果的に、交付税措置以外の元利償還分は、自前で財源調達するということになったときにですね。仮にですけど、１億円の借入れをすれば３，０００万プラス、利子分は、１２年間で償還していかないといけないと。いうことですから、やはり将来負担比率が今もう全然数値にあらわれないぐらい立派なんですけど、地方債を抑えるという原則の考え方を片方に持って、財政調整基金の活用というものをですね、もう少し考えていただきたい。これもう３回目ですので、そういうところで再度お答えをお願い

したいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼　宏季 君）　はい。まず１点目御説明を頂きました。システムの優位性という点についてなんですけれども、まず今回の御質問の流れの中で、そのシステムの費用対効果という点に関して、ちょっとまず説明が必要かなというところとしてはですね、やっぱりこのシステムいろいろな目的を持ったものが多数導入されておりまして、それの目的によってちょっとなかなかここ一概に全て同じ考え方を適用できるというわけではないというところが１点あります。例えば、恐らくやはり高額な保守維持管理費がかかっているものとして、今回の４１ページのですね、電算システム改修委託費用ですとか、それから、こちらの総合行政システム使用料等が、やはり金額としては高額なものとしてあります。こちらの内容としてはですね、例えばですけれども、住民記録。すいません、住民基本台帳を取り扱うシステムであったりですとか、戸籍に関するシステムの使用料とか改修費用になっております。さらに、今回改修としてあっているもの、それから、まさに御発言の中にありました標準化というキーワードについてはですね、こちらは法律の改正に伴って事務の対応が変わる、それに伴ってシステムの改修を行う必要がある。直近のもので言いますと具体的には、マイナンバーカードにローマ字のふり仮名を新しく降らなければならないというようなことが戸籍法の改正によって対応しなければならなくなって、そのために、何、全面の改修費用が発生していると。いうようなことがありまして、標準化についても、全国一律で統一された仕様に合わせなければならないというふうに法律が定まってしまったので、その対応しなければならないという意味で、この改修費用というのが発生していたりするものがあると。したがいまして、こういったものについては、実は効率化、職員の事務負担軽減、と結びつけて考えることがちょっと一概にできないようなものもあるというところが、少しなかなか効果が見えにくくなっている要因の一つかなというふうに考えているところであります。一方で、間違いなく、事務負担軽減のために導入しているシステムもございます。例えば、昨年の令和６年度の決算の中で言いますと、新しく職員全員が使用できる、生成ＡＩのサービスというのを導入しました。それから、令和５年度にはロゴチャットというですね、いわゆるビジネスチャットツールというのも導入しております。これらについては間違いなくその事務負担軽減を目的にしたものでありまして、御指摘のありましたとおり、機実際にどれだけ効果が上がっているのかというところをきちんと検証しながら、導入時だけではなく、実際に動かしている中で検証しながらさらにその効果を高めていく取組を不断に行っていかなければならないものというふうに認識しておりますので、そこの取組を行いまして、ちゃんと、きちんとですね町民の方の対応時間確保ですとか、そういったところに時間を充てるという本来の目的を停止するようにしてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　はい。地方債飯野に対する御質問に対しましてお答えをさせていただきますが、財政基本、財政の規律の中に定めております、償還額、いかに借入れ額を以内に借入れ額を抑えるというふうなところにつきましては、毎年度、財政の規律の中の１番大きなところでもありますので、毎年度、そういったところで調整はしております。で、御指摘にもありま

した、繰越し額を見越した、翌年度当初予算での借入れ額の調整というところについてもですね、やはり、ある程度まだ、当初予算の段階で繰越し額が見えていないところもございますが、ある程度推測をしてですね、それを踏まえた上、翌年度の借入れ額にするようには努めており、おりますが、今年度来年度ぐらいまでかけてとにかく今の一つの事業に対する借入れ額が非常に大きい。大型の事業をやっておりますので、なかなか調整が難しいところがございまして、７年度においてはもうやはり、借入れ額が償還額をオーバーするのはやむを得ないというふうなところの調整を行ったところです。重ねて申し上げますけれども、やはり財政規律の中に定めている点については毎年度しっかりですね、財政規律に収まるような予算編成をするように、今後も努めてまいります。それと、措置率が高いものを、借りるという中でそれを踏まえても、やはり今の財政調整基金の残高を見たときに、それを活用すべきではないかと、いうふうな御指摘を頂きましたが、私が今申し上げた地方債を償還額以下に収めながら、借りる地方債については、交付税措置が高いもの。っていうのは、これまであさぎり町が行ってきた財政運営の地方債に対するある種これはどこの自治体もそうだと思いますが、王道といいますかで、どこもまず第１に考えておられるところですね、これを徹底して今やっていると。いうふうなところでございます。ただそれに加えて、財政調整基金の残高を踏まえて新しい考え方もあるのではないかというふうな御提案ですので、そこら辺、そこにつきましてはですねしっかりと今後の財政、８年度の当初予算編成に向けてですね、少し勉強させていただくとともに、重ねてまた同じような答弁になりますが、措置率が低いものについては、基金を基金なり、一般財源を活用した事業の検討を行っていきますし、あと一つ考えているのは繰上償還ですね、これにつきましても、やはり一つ有効な手法としてございますので、そういったところにつきましても、今後の財政運営の中でですね、その手法を取り入れられないかというふうな検討をするということで考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。はい。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。１２３ページにですが、１７日に質疑をいたしております。教育委員会への総合運動公園の樹木伐採、それからテニスコート等の樹木伐採、これに関してまずは、業者からですね、提出されております運動公園。今申し上げた伐採業務委託に関しての内訳書及び明細書、それから入札調書を提出頂いて、内容を御説明を頂くことがまず最初にお願いしたいと思います。と申し上げるのが、ずっと私も質疑をいたしておりますが、全議員が、また職員の皆さん方も、内容をですね、全てが網羅されて、熟知されてはおらないだろうというふうに考えますので、大体今申し上げた資料が出てきますと、こういうものだったのかと。こういう金額でされたのかというのが具体的に示されると思いますので、まずはそこから御説明を頂きたいというふうに思います。それともう１点。ついでに申し上げておきますが、この今回の財産処分につきましては、当然教育長の決裁は必要であるというふうに私は思います。そこで、副町長、教育長の決裁は、どのようであったのか。まずはそこを併せて、そこまで御答弁頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山口教育課長。

●教育課長（山内　悟 君）　はい。今、資料ありますのが、総合運動公園付近町有地の樹木伐採業務委託の積算の資料ということでございます。２ページにつきましては、伐採の直接工事費。そ

れから、下のほうに諸経費が４１万５,０００円とありますと、消費税を含めまして、本工事費が２７４万１００円ということになっております。３ページを御覧頂きたいと思います。これにつきましては明細表が載っておりまして、工種で造園工、普通作業員、あと使用する機械、運搬費、処分費、それぞれの明細がここに書いてありまして、合計が２０７万６,６６７円。ということになっておりますので、その表が２ページの１番上の樹木伐採のところにきております。と、４ページに御覧頂きたいと思います。これ特記仕様書ということで、このように書いておりますけども、特に、私が今日の議会の最初に答弁した部分につきましては、この５番で伐採した樹木の処分については、処分前に、発注者と協議の上に適切に行ってくださいというこういうこういう文言を入れておるところでございます。５ページが、この業務委託の開札調書でございます。１１月の６年、令和６年の１１月の２６日に、入札がございます。で、指名を５社、造園業者ありました中で、落札されたのは、ここに記載の業者が落札されたというこれが開札調書でございます。次に、６ページをお願いいたします。これにつきましては、総合運動公園テニスコートということを公園の入り口の樹木伐採業務委託の明細になっております。見方につきましては、先ほどと同一でございまして、７ページに、樹木伐採の直接工事費、それから諸経費、消費税を含んだところで、本工事費の価格が８６万１,３００円というふうになっております。８ページにつきましては、先ほどと同じく明細表ということで、工種によって、それぞれ明細が記載をしてございます。合計の６５万３,０６７円。その表、その金額が、７ページに出てきておるというところでございます。それから、９ページ。これは同じく特記仕様書でございます。全く先ほどの分と同じということで、５番について、こういう記載を行っておるところでございます。それから、１０ページが１２月の１９日に行った開札入札の開札調書でございます。指名５社全て辞退されたというところになっております。次に１１ページをお願いします。これにつきましては、テニスコート横の樹木伐採業務委託でございまして、全て辞退されたというところで設計の内容を見直しをしておりまして、１０、１３ページですね。１３ページの特にこの造園工と普通作業員の人数について変更をしてしたところでございます。この変更見直し後の金額が９６万４,７００円ということになっております。仕様書につきましては同一の仕様書をつけております。と、１５ページが、その分の開札の結果でございます。同じく、５社での入札で３社が辞退、一社が棄権ということで、残りが、２番の業者のみが応札されましたけども、１社のみということで、この入札は無効不調ということになっております。と、１６ページをお願いいたします。これにつきましては、同じく同じ業務委託になりますけれども、２回入札かけまして、そのうち２回目も１社しか応札されなかったと。いうところで最低で入札していただいた応札していただいた業者と随意契約をしたという、開札調書になっております。説明は以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。議員からもありましたように、私のほうに決裁がそれぞれ回ってまいります。入札関係それからまた、竣工関係も上がってまいります。で、入札関係については今課長が申しましたとおり入札不調もありましたけど、再度やり直しということで、そのときにはちょっと具体的な話を聞いて再度、実施してもらったところです。あと竣工に関しては、総合公園のところうに関して抜根はせずにそのまま伐採してありましたけども、伐採後切り株がこ

う鋭利なところが残っておりました。そういったところも含めて、一応、そういった大きなものに関しては、実際私も見に行って再度、鋭利な部分は切ってくださいというふうなことを担当に伝えてもらってですね、やって、決裁をしたところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。この案件につきましては予算執行また契約に関することですので、町部局での決裁も行います。金額によって、専決区分も設けておりますので、この二つの案件につきましては、私は決裁を行っているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。先ほど金額による決裁区分と申し上げました。ですから、２件につきましては、その規定に応じまして私はしております。ただ、１件につきましては、専決の金額に応じまして、私までの専決とになっております。金額の少ないほうが私の専決決裁でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩いたします。再開は午後１時３０分にといたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き、会議を再開致します。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。冒頭で教育課長からですね、明細書や内訳書、それぞれについて説明を頂きましたが、その中で、今までの教育委員会の事業を進める上においての延長線上として、造園業者に見積りであったり業者選定も全てお願いしたということでございます。今までのですね、延長線上という考え方が大きなウエートを占めてたようです。そこで農林振興課長、お伺いしますが、これだけの大きな、ヒノキの７０年生以上、８０本近くですが、町民の財産と言えば大きな財産だと私は思いますが、これを教育委員会が、担当課である農林振興課長へ相談をした。処分の方法は、どうでしょうかと。あったとするならば、どのような方法をお示しになりますか。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本　英樹 君）　はい。うちのほうの間伐等でいろいろお世話になる森林組合等々にそういうような状況を見ていただいて、そのところで助言を頂きながら、処理をしたというふうに考えます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。それが妥当な私は方法だと思います。このことは町長も

全協でお話がありましたが、見積りについても、森林組合を入れるべきだったというふうに考える。いうお話をされました。教育課長の説明の中でもう１点。お金にならないからということで業者からあったと。それを聞いて、担当はですね。もうそれはもう、処分してくださいと。いうことになったということであります。これだけのですね。大きな樹木伐採をする上において、私は造園業者が、立木を見る目、価値を見る目、町有林を伐採し搬出する業者が、立木を見る価値ですね。相当な開きがあるなというふうに感じました。私は１７日にも冒頭申し上げましたが、現場を見ていただきましたのは、町内の町有林の搬出業者でありますが、ヒノキばっかりですから、ほとんどが。これはお金になりますよという話でした。見積り全て終わった後、仕様書が、ホームページで出されておりましたし、入札会調書も出ておりましたんで、それを業者さんにお示し申し上げたら、たまげておられました。この処分にお金を出すんですかって町はって。何で立木をそのまま入札せんじゃったんですか。民間は、山主さんはほとんどが流立木はそのまま入札。業者さんにお願いをして、ですね、搬出をされるわけです。その手法をとれば、町はこれだけの委託費を払う必要もなかったんではないか。ましてや逆に収入があったんではないかというふうに、業者さんは、話されました。なぜ入札もし立木の入札が公募であれば、参加しましたよっていうことでした。で、もともとお話してるように、これだけの立木に対しての考え方捉え方。町民の財産の処分という頭がもう頭、冒頭から欠けてたんですね教育委員会には。もうそのことは、なくて、造園業者に委託すれば、今、農林課長は、森林組合等々の協議も頂いて、意見を聞いて対応し、するというお話でしたが、当然そうでありましょう。そこで、私は、最終的に町長にお伺いしますが、今までお話ししたように今回は、その意識が、本当に下から欠如してたことですよ。まず。町民の財産を処分するという意識が欠如した。してた。そして、入札に教育課長が言ったように、もう造園業者のみだけで、そのことで予定価格がぐんと上がってる。そしてまた造園業者を指名して、入札をした。そのことで、当然予定価格があれば、入札する金額も高いわけですよね。今回は不落にもなってますが、不落になった要因分かりますか。私は、棄権した業者にお伺いしましたが、一つは、処分の方法がこの特記事項に入ってなかったということです。だから、これを全部自分たちで処理するとなれば、かなりの土場を必要とする。そういう土場を持ってる造園業者はいないと。だから、だから参加しなかったという理由の一つであり、もともとここれを町民の財産として市一円でもですね、お金にしようという考えがあれば、当然特記事項に４メーターで伐採、伐採した後、４メーターで玉切ってあるわけですから、あれは。今回も造園業者が。そのまま市、市場にも出されるわけですよ。ヒノキですから、かなりの値段がしたはず。ほいで、２点は、やっぱり私は、課の連携がとれてなかったと。いうことが言えると思います。課の連携がとれて、助言がもしあったとするならばですね、ヒノキの７０年生以上８０本ばかりですよ。処分費をですね、支払って処分させるような方法は、私は、とらんだろうし、また市場に出すと売上げ代金が収入として受入れられたはずなんです。そこの明確性、今回もできてなかったと私は思います。最後にお伺いしますが、先ほどから言われてるように、言われた、話したように、民間でですね。こういった立木の処分は、先ほどから申し上げた方法があるわけですね、立ったままで入札をするほう。そういう方法も頭の中には、なかったからしなかったんでしょうたい。もともと。しかしながら、この決裁は副町長もね、決裁をしてるという話ですか

ら、そういう助言というのは全く協議もなく、済んでた結果なんですか。何回も質問できませんから。はい。お伺いしたいんですが。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今回、一連の流れと、議員のほうからもありましたとおり、学校施設、そして運動公園周辺の造園管理につきましては、全て造園業の方々にお願いをしているという流れがございます。そういった中で参考見積りを頂いた際に、やはりできるというふうな判断で今回造園業の皆さんに一般競争入札に参加していただいたという経緯であると思います。なお森林組合につきましてはですね、競争入札ができないということになりますので、あと、あくまでも参考でという形では取れたかと思いますけれども、今回の入札の設計書につきましては、処分につきましては、協議の上決めるということで進めたわけです。ただやはり財産という頭がですね。頭になかったというのは確かだと思います。やはり財産調書の中で、山林面積にも入っているわけでもありませんし、そういったところでちょっとこの山林を財産という感覚が薄れていたのは確かだと思います。御指摘ありましたとおり、今後やはり横断的にですね、連携をしながら、こういった立木処分につきましては、最善の方向で対処していきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ちょっとまだ、まだ決算のときの協議はなかったのかどうか、聞かれてます。はい、町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね、決算のときの協議はしておりません。

◎議長（小見田　和行 君）　もう１回、１回目のときの質疑の回数としましては、ちょっと資料に基づいた資料説明を要求されたということで、ありましたので、特段、もう１回、質疑を認めます。どうぞ。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　最後ですが、今、るる述べてきましたけれども今回の入札については、いろんな問題点が、疑問点があります。今、先ほど町長が言われたように財産としての認識がなかったことも、そうでしょ。そういったことから、今回はですね、あれだけの処分をするのに、一円のお金も収入として、受けることができなかったわけですね。本来は、あれだけの立木を処分する上においては、当然農林振興課あたりは、お金にする方法を当然考えたでしょうけど。それが全く今回は欠如していた。ということは、町に大きな損害を与えたということですね。言わば、私はそういうふうに受け止めてるんですよ。あれだけの７０年生ですよ。以上のヒノキですよ。それを処分するのに、委託費も多額なお金を払って。それも、どのような処分をされたか分かりませんが、一円も収入として受入れられなかった。このことはですね、本当に町にとっては、大きな損失であり、特にやっぱり職員の皆さん方においては、財政課も含めてですが、こういったことについての収入は、どうやって受け得るかということは常々考えておかにゃいかん話で、全くその認識がなかったということは、本当に私は大きな失態ではないかなというふうに思います。この責任は教育長、１番大きいですよ。担当所管課の長ですから、その責任は今どのようにお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。議員がおっしゃられたとおり、学校あるいは修繕費、周辺施設

の管理等については、造園業さんのほうにお願いしている関係上、頭が全くそれ以外のことについては及ばなかったというのが事実です。また、立木、立ち木に関してが財産として価値なるものになるということについても、認識不足でなっあったなというふうに深く反省しているところです。なかなかこういろんな業務の中で知らないこともたくさんありますので、この反省を生かして、いろんな関係課等も連携とりながら、進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。お尋ねいたします。まず１点目でございますが、今本庁に正確には１０名ですかね。地域おこし協力隊のすいません、人数が間違ってたら申し訳ありません。住民、住民、約１０人の隊員の方がおいで頂いていろいろ御活躍頂いております。基本それぞれのポジションポジションでですね、立場が、それぞれ立場というか業務が違っておりますが、御活躍を頂いていることで、ここの問題としてのことを申し上げるんじゃなくて、全体的な話としてお尋ねをしたいと思います。地域おこし協力隊の皆さんの募集をかけて、おいで頂いてやって町としてもですね、目的とか目指すものというのをですね、もう一度確認の意味でお尋ねをしたいと思います。と申しますのが、地域おこし協力隊の制度の目的の一つにその隊員の方の移住定住というのがあるかと思いますが、そういった部分で、なかなかそれがこの個人で来てるこの方のですね、いろんな事情もございますが、なかなかその付近の定住化率というんですかね。が、なかなか本町の場合低いんじゃないかなというイメージを私持ってるもんですから、正確な数字は分かりませんが、聞いてるところでは、今まで実績１名じゃなかったかなという気がしておりますが、これも含めてお答え頂ければと思いますが。いろんなデータを見ますと、すいません、これも不正確かもしれませんが、全国的には６割７割というようなデータもあるように私はどこかで見たような気がします。そういった意味も含めましてですねその地域おこし協力隊の町としてのですね採用をして、いろいろ各ポジションでやっていただくここ数年の流れの中で、何を目的に、そしてどういうものを目指し、目指すというか隊員の方にお願いをするというか、求めているのかそういった部分を、そしてその結果として効果というか成果というかそういったものをどのように捉えておられるか、いろいろ諸問題があるのは承知しておりますので、一概に全てをですね否定的に言う必要もないんですけど、現状をどうとらえておられるかをちょっとお尋ねをしたいと思います。それともう１点でございます。これまでの予算とかいろんな場面で私何回か申し上げましたが、いろんな各種の計画策定の業務委託、先ほど２番議員のほうからもありました、ビハ公園の計画策定の話もちょっと先ほど出ておりましたが、それも含めまして、今、今のこの決算を見ましても、ちょっとざっと拾っただけなんですが、恐らく４，０００万以上計画策定業務委託ですね。例を申し上げますと、企画振興費の総合計画策定から事務事業評価システム導入、それからこれちょっと特殊なもんですけど、くま川鉄道関係の鉄道事業の再編事業計画ですか。それから保健福祉総合計画策定が先ほどのビハ公園、それから観光振興コンテンツ企画、相当ずっとあります。それぞれ必要性があるんだろうと思いますが、先ほどもちょっと出ておりました。業計画策定を業務委託をやるときに、民間のいろんな知見を専門的なことを頂くにしましても、ちょっと表現悪いんですけど、全てをお任せしてしまうとですね、町の意思というのが計画策定どの程度入っていくのか。そういった部分のそうではない職員さんが全て関わっておられ

るとは思いますが、どうしてもそこにですね、町の実態との乖離が出てくるんじゃないかなという気は私はここ数年のいろんな計画策定見てもどうしてもそれが、あります。１例を申し上げます。総合計画策定。その導入の計画から、たしか３年ぐらいもかけて総合計画策定をされておると思いますが、それの実施計画につながっていくまでのですね、実施計画を見たときにですね。ほぼほぼ全てこれ私の見方ですけど、ほぼほぼこれまでの実施計画とそんな大きく変わってない。ただ、事業の何ていうかね位置図、新しく新規事業とか出てくるにしてもですね。何かまちづくりに関する総合計画策定の中で、これが専門家の方々の知見を入れて、していたのが最終的な実施計画予算にどう反映されているのかなというのが、私はちょっと疑問に思うもんですから、再度その各種計画のいろんな策定業務のそういった業務委託される部分、その成果がどういう形で出てきているのか、私は職員さんの業務の軽減というのは理解できるんですが、逆に職員さんのこれも前言ったかもしれませんが、ちょっと言い方難しいんですが、職員さんのスキルの低下にもしかするとつながってるんじゃないかなと。結果的に事業実施、自主事業にですね、何かマイナスの効果っておかしいんですけど、そういったイメージも若干あります。ここ考え方の違いというのもあると思いますが、いやいやそうじゃないと。そういった専門的なそういった業者さんに、発注をして、そういった計画を策定していただくことによって、こういう形、成果があるよというようなことがですね、先ほど言いました。今年度も４，０００万、ざっと拾っただけでも４、５，０００万ありますが、その成果がどういうものかですね、もし具体的に説明が難しいとは思いますが、現時点でのどこかの課でも結構でございますので、お願いできればと思います。もう１点です。三つ目でございます。一般、ここは一般会計ですが、特別会計ですべきかなと思いますが、二つにまたがりますので、ちょっとここでお尋ねしたいと思います。上下水道の関係でございます。二つの特別会計に絡みますので、負担金という視点で一般会計のほうで、この場でお尋ねしますが、上水道・下水道もともに経営戦略の計画が令和４年ぐらい策定されております。そしてその後もういます。３年ぐらいたってるんすかね。その計画の財政的な部分を主にで結構ですが、計画的、計画と実績のですね。何ていうかな、合致として、一致してるというか実際の計画の実績がどう違ってきているか。何を言いたいかというと、４年の戦略会議の時点からのその後のですね、いろんな例えば特に上水道関係はいろいろ対応していただいてます。それが計画とどう合致しているのか。私のイメージはですね計画よりも、やっぱり需要というか、上下水道に関してはですね、財政的な負担が増えてるんじゃないかなという、すいません。これイメージで物を言って申し訳ないですが、思ってるもんですから。もしその辺の比較をされている、あるいはどういう認識を持っているか、その辺をですね、お答えを頂ければと思います。これ細かな中身はひとまず置いとい、て先ほど言いましたように特別会計で聞くべきことかもしれませんが、上下水道合わせてですね、一般会計からの負担という意味での、そういう視点で結構でございますので、お答えを頂ければと思います。以上３点、お願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩　午後１時５５分

再開　午後２時　３分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き、会議を再開いたします。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。まず私のほうから地域おこし協力隊について、全般的にお話をさせていただきますが、地域おこし協力隊のやっぱり目的といいますのが、やはり地方に定住していただくということが最終目的だというふうに思っております。現在、あさぎり町には１２名の地域おこし協力隊がいまして、それぞれ目的を持って活動をされております。例えば、地域産品の生産加工についてと、そして医療保険などに関する活動、そして移住定住に関する空き家対策の活動など、そういったものが挙げられると思います。これまで今、１２名は任期中なんですけれども、３名が３年間の任期を終えて、活動を終えられましたけれども３名は残念ながら定住に至ってないというところに、が今現状になっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。では私のほうから２点目の質問について、町全体的な考えについて述べさせていただきます。計画策定等の業務委託の取扱いについてですが、議員御指摘のとおり、相当数、毎年度、業務委託を行っているものでございます。これにつきましては、議員からもちょっと触れていただきましたとおり、やはり専門的なコンサルであったり、業者に委託することで、そこで持つ見地、ノウハウ、また全国的ないろんなデーターを加味しての計画が策定であるというふうに考えて業務を委託しているところでございます。ただ、業務を委託して、全てをそちらにもお願いするものではなくて、その間には、お互いにやはり考えを示しながら、計画の策定には努めているところでございます。一例を挙げられました実施計画等につきましては、これにつきましては、まさに今から実施するものについて策定するものでございますので、やはり職員、執行部のほうで策定して、行っております。それに専門的な専門的な見地頂くのは、基本構想、基本計画等についてＫＰＩの設定であったりその辺には意見を頂いたところでございます。ということで、特に実施をする計画については、自分事といいますか、自分でどういうふうに事業を行っていくというものをしっかり考えて、作成し、結果、やはり前年、前回の計画には、やってくるというか踏襲しているものが多いというふうには考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。上水道事業と下水道事業の一般会計からの繰入金ということで、経営戦略等の計画値とどのように数値がなってるのかということですけども、今調べましたところですね、上水道事業については、今回の令和６年度決算ですが、約９，３００万円の一

般会計からの繰入れを頂いております。と、経営戦略で立てております令和６年度の数値と補助金といいますのが、一応９，７００万。ということで、今、今のところは水道事業については、計画値を下回っているということになっております。下水道事業につきましては、経営戦略での数、繰入金が２億９，５００万ほどと、今回の令和６年度決算については、３億４，６００万ということで、これ、昨年度もだったんですが、一応３億円を超えておりまして、計画値よりも、補助金を多く頂いていると、いうような状況になっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。すいません。分かりづらい、分かりづらい質問をしたかと思っております。地域おこし協力隊の件でございますが、すいません。これもですね、先ほど町長からもお話ありましたように、制度の立場というか隊員の方々ですね、いろんな業務と申しますか、分野で御活躍を頂いております。私も何名かの方といろんな場面ですけど、ちょっとお話をする場面でやっぱいろんな熱意を持ってお話を頂きますので、ここの皆さん方がですね、きちんとやっていたっちゅうことはもちろん、もう分かっておりますので、そういうことを言ってるわけではありませんので、再度申し上げておきたいと思います。よく言われる地域おこし協力隊の場合に、自治受け入れる自治体側が、計画というかミッションという言葉がよく使われるんですが、そういったものが明確でない場合もある。一般論ですね。そして、その協力隊の方のサポート体制が、弱いというか、不足しているというか、あるいはちょっと言葉はこれ難しいんですけど、受入れ側のただの人材の補填的な扱いというかですね、これちょっと言葉がきついんですけど。そういうのこれ一般論ですよ。そういうことで結果的に志を持って来ていただいた方々の定住がうまくいかないというようなことも。それはあくまでも一例なんですけど、そういうことをよくよくというか言われてるようですが、要するにそういうことが、そういう点についてはですね、あさぎり町はきちんとやっていただくとおかしいんですけど、そういうのは大丈夫でしょうかというような、そういったあれが気持ちは若干あります。それが結果的に、さっきちょっと言いました定住化率が余りうまくいってないんじゃないかなあというのは、これはすいません、私の見方ですので、いろんなフォローをやっていただいてるのは分かっておりますが、その付近で再度ちょっと御確認というかお答えを頂きたいと思います。そういった町として、こういう考えでこの業務をお願いします。これ。そして、こういう感じで、協力隊の皆さん方を受入れてますんで、将来的にもこうですよというその部分まで含めてですね、何かフォローというか、それをぜひお願いしたいという意味でお尋ねをしてるところです。各種計画策定業務につきましてはですね、これはもう何遍かこの場でいろいろお話をやりとりをさせていただいたことがありますので、なかなか見解の相違というあるいは立場の執行部側とこちらの立場との違いもあると思いますが、私も、基本職員さんでできることが、業務の業務量の軽減というか負担軽減という側面はもちろんあるん必要なんですが、計画は基本、極力頑張って職員さんでつくっていただくのが、いいんじゃないかと。もちろん全国的な情報とかそういった専門的なそういったコンサルさんの情報っちゅうのは大事なんですが、町市町村行政の自治体の１番末端。もう、この住民と接する国県のレベルと違うわけ。レベルというか立場が違うわけですから、町村特に本町のような小さい町村であればですね、それぞれの現状をどれだけくみ取った計画にするかというのが必要だと

思うんですよ。そういったときに、専門家の知識が要らないともちろん言いません。だけどその濃度、濃度というのはやっぱり私は職員さんの濃度が濃ゆくないと計画というか、その現状に合う実態に合うのになかなかつながっていかないんじゃないかなあというのが、そういう認識を持ってるもんですから、これを申し上げておりますコンサルさん専門業者さんにですね、何、全て何もかも頼むは全部自前でやれというそういうことを言ってるつもりはございませんので、そういった視点でやっていただき、いざやっていただいているものと思いますが、ちょっとそういうことでの業者さんは、ちょっと表現悪いですけど、地元の実態が分からない部分がやっぱどうしてもあると思うんですね。そこをどうやっていくかということだろうと思いますので、ちょっとそういう視点でお尋ねをしてるところです。再度やっぱり今のようなやり方を続けられるのか、今のようなやり方というのは、やっぱりその専門的な外部発注を、をベースに基本にやっていかれるのかですね。ちょっとその付近の考え方を再度お願いしたいと思います。上下水道の件はですね、私が申し上げたかったのは、そういうことで、下水道は若干計画よりも、増えているということですから、それの業務量が増えたらですね、必然的に負担は、一般会計から負担せざるを得なくなる。今の現状はですね、それは十分理解できるんですが、今後ですね。特に全国的に今の陥没事故等あってですね、耐用年数、すいません年数が違うかと思いますが全国的には緊急点検あるいは緊急何ていうか修繕と申しますか、対応が必要なケースも出てきてるし、本町の場合は、下水道はまだそこまで年数的な基本行かないのかなあるいは規模的にも違うのかなと思いますが、上水道も含めて今から当然、増えてまいりますよね。新規というよりも、何ていうんですかね、改修というか修繕と申しますか。今、水道のほうをやっていただいておりますが、下水道も今まで増えて、今から増えていくと思いますので、経営改善、何やったかな正式名称は。経営戦略ですか。が、４年前ですかね、ぐらいにつくっておられますが、あれの見直しもいま途中途中でやってはおられるのかなと気はしておりますが、前起債の話をした時には次のときにまた考えますようなお話をされてたんですが、その辺は、何ちゅうか、毎回の年次更新というかそういう考え方はされてないのかというのが、さっき言いましたように、上下水道、今いろんな動きやってますので、もし３０年たったら、実態とちょっとずれてくるんじゃないかなというイメージがあるもんですから、先ほど質問したところで、その点についてちょっとお尋ねを確認をさせていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。地域おこし協力隊につきましてはですね、募集の段階から、こういった業務というふうに募集しておりますので、あさぎり町もですね、指定この地域おこし協力隊を雇用するというか、採用する採用し初めの頃、やはり、お１人目を２人目のときにはかなり縛りが多かったのかなというふうに反省がありますので、やはり、やりたいことを自由にというのが本音ですけれども、ただいま、資格を持って取り組んでいらっしゃる部分もございますので、非常にスムーズに活動されているように感じております。そして、地域おこし協力隊同士も、ネットワークで大変結びつきもあるということで、非常に活動がなされているというふうに感じているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　多分町としてのフォローを聞かれたようでございますけど、町長。

●**町長（北口　俊朗 君）**　はい、町としてもですね、できる限りのフォローはやっておりますし、これが、３年目となりますと、企業支援の補助金等もありますので、そういった活用等も進めていきたいというふうに思っております。

◎**議長（小見田　和行 君）**　土肥副町長。

●**副町長（土肥　克也 君）**　はい。計画策定の業務関係についてなんですが、先ほど言いましたとおり、業務委託によって策定をしております。形式が今後全くとらないとれないということは考えることは難しいと思いますが、議員がありからありましたとおり、やはり実効性のある計画というものは、地域、また町のことを知らなければできないというものは事実でございます。そこを踏まえて、しっかりと地に足のついたといいますか、計画策定のために進めてまいりたいと思います。現に、コンサル等にお願いする場合にもかなり地域といいますか、町に入り込んでいろんな方の意見を聞いての策定というやり方も、今とっておりますのでやはり、最終的には、やはり実効性のある計画となるように進めてまいります。

◎**議長（小見田　和行 君）**　鬼塚上下水道課長。

●**上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）**　はい。まず最初に近年の下水道とか上水道の陥没事故等がありまして、下水道についてはですね緊急点検があったということで、全国的に実施をされておりますが、あさぎり町についてはその点検の基準に合わないといいますか、そもそもが関係が２メートル以上。１日当たり３０万トン以上流れるところについては、対象管路ということで点検し、して緊急度判定をして修理をするということになっておりましたけれども、あさぎり町については、まず該当がなかったということを報告しておきます。それから経営戦略の見直しについてなんですが、こちらですね、特に財政計画についてはですね、毎年の決算後に、その内容を分析して、内容をちょっと見直していくというようなお話もしてあったみたいなんですが、なかなか分析がですね難しくてですね、なかなか見直し、毎年の見直しには至っていない。という状況になっております。ただ、ただ令和７年度、今年にですね、下水道の経営戦略については、中間年度ということで、来年２月か３月だったですか、を工期として今計画を策定をしていただいているところです。水道事業につきましてもですね、令和１年遅れではありますが、令和８年度に、当初予算計上いたしまして、特に財政、財政計画ですね。岡原地区の整備もありましたし、上地食うのほうもですね、いくらかの整備計画が出てくると思いますので、その付近を踏まえた経営戦略の見直しということで策定をしていくようにしたいと考えております。

◎**議長（小見田　和行 君）**　ほかに質疑ありませんか。山口議員。

○**議員（１０番　山口　和幸 君）**　はい、議事進行をお願いします。

◎**議長（小見田　和行 君）**　山口議員。

○**議員（１０番　山口　和幸 君）**　今、議長の許可を頂きました。先ほどの１２番、溝口議員の質疑でございましたが、このことは、日程第２の認定第１号、令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について、いささか影響を及ぼす懸念がございます。したがいまして、認定の前に議会運営委員会を開催されるよう、議長の取り計らいをお願い致します。

◎**議長（小見田　和行 君）**　暫時休憩致します。

休憩　午後２時２１分

再開　午後３時４８分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引継ぎ、会議を再開致します。質疑は、ほかにございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　今回の決算認定に当たりまして反対、反対討論をいたします。教育委員会におきまして、総合運動公園テニスコート横及び上総合運動公園付近町有地のヒノキ７０年生以上の８０本余りが、伐採されておりますけれども、立木代金が１円も歳入として計上されておりません。このことは、質疑の中でもありましたが、町長、副町長、教育長並びに職員が町民の財産であるとの認識の欠如にあります。また、各課連携の希薄化が顕著にあらわれている事例でもあります。また見積り業者選定の不足であり、また入札指名業者選定の不足も明白であります。そのため、ヒノキ７０年生以上の８０本余りの処分は、業者に処分費を支払い、処分させたため、市場で販売できた売上金を収入として受入れられていないための損失が生じております。また、ヒノキ７０年生以上の８０本余りを立木のままで入札処分する方法をとれば、多額の委託費を支出せずとも、逆に立木売却代金が収入として町に入ってきたことも、考えられます。このことは、町、このことによって、町は、大きな損失をこうむったわけであります。町に多額の損失を与えた教育長並びに町長の責任は重いと私は考えます。その責任のとり方については、自ら考えていただきたいと思います。今回の事案については、町民の財産処分であります。私、議員の１人として、議会の役割を再認識して、是々非々の立場で住民の代表として、しっかりと賛否をここに明らかにいたします。そのことが住民の議会への信頼を得ることであり、住民の政治参加の意識を高めることにつながるものと考え、反対討論といたします。

◎議長（小見田　和行 君）　賛成討論はありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、賛成討論を行います。ただいま反対討論ございました。この案件につきましては私自身もですね、今回、本会、今定例会に入りまして、承知をしたところでございます。ただ、現在、私の認識といたしましては、いろんな質疑の中でも、全ての事実が具体的に明確になっているというふうには私は理解をしておりません。ただいま先ほどありましたとおり、財産の処分。確かに、価値がそれなりにあった立木かと思いますがそれが、具体的に、幾らの評価額で、具体的に経費が幾らかかって、最終的に町の収入がどうなったかという、そういったものの具体的な明確なデータが私どもに示されているわけでもございませんし、どうもさっき、今定例会の中でのいろんな議論の中では、その付近はまだ少なくとも私には明確な数値的な根拠と申しますか。状況が全てを把握されておりません。そういった中で、財産処分において

町に明確に損害を与えたかどうかというのが明確ではない段階で、それを、それをですね、断言することも私にはできませんし、それを理由に、今回の決算認定がですね、不適切だかあったかどうか、それについても、現時点では、明確に判断できません。仮にそういう状況であったとしたときですね。そういった事務処理上の手続のですね、不備があったことは、今日、今回の定例の中での議論の中でですね、あったんだろうというふうには推測いたしますが、それを含めてですね、その辺は今後、十分御検討頂いて、事務改善を行っていただきたいと思いますが、とにかく、ここで私申し上げたいのは、財産処分で、最終的に明確に町に損害を与えたということは断言をできないという判断を私は現在しております。ということで、それを根拠に反対ということは、私はしかねますし、ほかの案件につきましてもですね、反対決算認定について反対するだけの状況にはないと私は思っておりますので、今回の決算認定につきましては賛成といたします。

◎議長（小見田　和行 君）　反対討論ございませんか。賛成討論はございませんか。討論なしと認めます。これから、認定第１号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第１号は認定することに決定しました。先般、議会運営委員会が開催され、日程が追加されることとなっておりますので、配付いたします。日程第３、決議第１号、令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定に付するに対する附帯決議についてを議題といたします。議会運営委員長。山口議会運営委員長。はい、どうぞ。

◎議会運営委員長（山口　和幸 君）　決議第１号、認定第１号、令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定に対する附帯決議案。上記の決議をあさぎり町議会会議規則第１０条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出します。令和７年９月１９日、提出者、あさぎり町議会議員山口和幸。賛成者豊永喜一。賛成者溝口峰男。賛成者森岡勉。賛成者皆越てる子、賛成者、加賀山瑞津子。あさぎり町議会議長小見田和行様。認定第１号、令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定に対する附帯決議。令和６年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算のうち、上総合運動公園付近町有地及び上総合運動公園横の樹木伐採業務について、財産的価値の検証が不自由な、不十分なまま処分されてる。このことは町民の財産であるとの認識欠如と言われても仕方がない。今後、財産の処分に当たっては、全庁的に横の連携を保ちながら、慎重に執行されることを強く求めるものである。以上、決議する。令和７年９月１９日、あさぎり町議会

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの決議に、御異議ございませんか。異議なしと認めます。日程第４、認定第２号、令和６年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから、認定第２号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって認定第２号は認定することに決定しました。日程第５、認定第３号、令和６年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　１点お伺いします。ページは７ページです。歯科口腔健康

審査等委託料７３万1,９３３円が上がっております。対象者が１３１名、全体の４.６％という説明がございましたが、委託料については、令和４年、４４万6,９８１円。令和５年８３万9,１５７円でありました。２点お尋ねいたします。この対象者という中に施設の入居者の方も含まれているのでしょうか。２点目です。４.６％の数字を執行部としてどういうふうに捉えていらっしゃるのか、お伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。お答えいたします。対象者につきましては、施設等に入所されてる方はですね、除いたところの対象者となっております。それからですね４.６パー約４.６％ですね。こちらにつきましては、令和６年度の県内の状況といたしましては、１１番目に良い数字となっているところでございます。他のですね、うちより上の自治体を見ますと、やはり個別の通知を行って、それプラスですね、屋外告知などでの放送で呼びかけをしているというところもございますので、今後ですねこの４.６％をいかに上げるかというところにつきましては、やはり同じようにですね、現在、あさぎり町でもこうなっております個別の通知、またですね広報誌、また防災無線とかですね、屋外告知等でのですね、啓発に努めていきたいというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。実は高齢者の方にとってこの口腔ケアというのは、誤嚥性肺炎予防の有効な手段でもあり、ひいては、誤嚥性肺炎を起こした後の通院、入院費等の医療費の抑制にもつながっております。現在は、多分車などで通院できる元気な高齢者の利用がおもではないかなと思っておりますが、今後、例えばこの審査を受ける方の増加について考えていかれるのであれば、審査のお知らせに合わせて、交通弱者の方の通院支援として、デマンド交通の御案内を同封するとか、家族向けに誤嚥性肺炎にかからないための、すばらしい取組だよというお知らせを入れるとか、場合によっては、歯科医の出張審査なども検討されていかれるお考えはないでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。そこにつきましては、非常にですねありがたい御指摘というかですね、頂いたと思っております。やはりですね高齢者につきましては、自分で行けない方もいらっしゃいますので、そういったですねデマンドを使ったりとか、また、訪問ですね、個別訪問とかできるような体制がとれればというふうに思っておりますが、それにつきましてやはり費用的なものもございますので、十分にですね、検討させていただきまして、実施をしていければというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　１１番皆越です。関連ですけども、この口腔ケアですね、地域のサロンにおいてもですね、歯科衛生士の方が来て歯の指導をしていただきますので、その辺のところもですね、１３１名の４.６％って低い率ですので、そのときにでも周知していただくと結構かなと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。そこにつきましても十分にですね、資料と見やすい資料をですね、作成いたしまして、サロン等で配布もしくはですね、指導を行っていきたいというふうに考えております。以上であります。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めますこれから認定第３号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第３号は認定することに決定しました。日程第６、認定第４号、令和６年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。お尋ねをいたします。介護保険計画、現在第９期かと思います。令和６年度が初年度３年間の初年度、この計画づくりの段階でかなりその計画、事業費の見込み等あるいは介護保険料等の議論をしたことが記憶にありますが、１年半ほど経った中で、令和６年度１年分の決算が今度出てまいりました。この決算のある意味結果では、結果ではありますが、計画届、決算の総合と申しますかそれを含めてですね、現段階で１年間のこの決算を見られてですね、この第６期の３年のですね、事業の今後の見通しも含めてですね。現時点での後に決算を見られての御認識をですね、担当課のほうにお伺いしたいと思います。資料もなんか作っていただいてるようですのでその資料含めましてですね。御説明を頂ければ大変ありがたく思います。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。令和６年度の実績に基づいて資料での説明をさせていただきたいと思います。ただいま送りましたのが、要介護認定者及び介護保険標準給付費の実績と推計になります。令和６年度のところをお願いします。要介護認定者数につきましては、９２７名と、前年度より３０名増加している状況です。近年、５か年の中では１番高く数値が出ております。しかしながら、その下、介護保険標準給付費におきましては、約１７億６００万という実績となっております。計架空した数値につきましては、１８億９,９００万ですので、１億９,２００万程度が計画書より安くなっているというものになります。要因としましては、要支援者、要介護認定者のうち増加はしてるんですが、増加してるのは、経費が比較的安く上がる要支援認定者の増加が多くなっております。介護認定者は逆に削減しているところだったり、町内の介護事業所が人員不足等での休廃止してるところも何か所か出ております。こういった影響によりまして、給付費が計画値より減額となっているものであると思っております。次に、それに伴いまして９期で設定しました介護保険料の推移と見込みを上げているものです。令和６年度の決算で約１億７,１００万、繰越し額が出ております。今回の補正で国県の精算分としまして約１億７００万上げておりますので、純粋な保険料の繰越しとして、約６,３００万です。その下、介護保険準備、介護保険給付費準備基金としまして、今年度１億円積み増しており、積みまして、約２億８,９００万、合計の３億５,３００万という、介護保険料の金額が出ております。この金額につきましては、昨年度末の残高より、４,２００万程度の保険料の保有額の増加になったと思っております。今後の見込みとしましては、令和７年８年度では、給付費が少し伸びるとは予想しておりま

すが、９期が終わるところでも、今年度の実績から見ますと、そこまで大きく伸びないのではないかなと感じているところです。それによりまして、介護保険料の保有額としましては、９期前の金額、約３億円弱程度が保険料としては残るものなのかなと想定をしております。第９期と同様にですね、この保険料の保有額としましては、一定額の取崩しを行いまして、高齢者の介護保険料の負担軽減を行う予定ではあります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　ありがとうございました。まだ計画期間中ですので、あと今、令和８年度までですね、中でいくわけですから、この場面でその次の期の話をする場面ではないわけでございますが、結局、今日のこの資料の２ページのほうにございます１番最後の行にいみじくも書いてございますが、将来推計を行う見える化システムの規定値云々ですね、この部分の判断をどうするか。そこがやっぱり結果的にですね、３年間の介護保険料の問題含めてなりますので、そこはもうここにも明記してございますので、是非慎重にというか適正な御判断を頂きたいと思います。ただ１点だけ、先ほど御説明ですね。すいません、従業員さん従事者の方の不足で、事業所さんが何か業務をできていないというかそういうふうな御説明ございました。先日もちょっと申し上げましたがそういった、今、介護だけに限りませんけれども、そういったどの世界もかもしれませんが人材不足によって結果的にサービスを受けられない。そういうことが極力ないようにですね頑張ってそういう意味での必要なサービスは当然、この保険、介護計画、介護、特会がですね。保険給付が上がってもそれはもうやむを得ない話ですので、今現在いろんな予防事業等々で、もうそれぞれの分野で頑張っていただいてる中で結果的に低いほうに今動いてるわけですからそれはもう、結構な話でございますが、必要なサービスを受けられない方がもしそういったいろんな諸事業、事情でできないというのが今先ほど課長の御説明あっているようでございますので、そこはぜひ今後とも、町としてですね、力を入れて、まず、前回の質疑ともかぶってしまいますがお願いしたいと思います。その点再度お願いできればと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。まず１点目の将来推計の数値の設定につきましては、なかなか標準的な数値を持っていくというところで今選択をしてるんですが、やはり町の実情を見ながら、事業所数が減ってくるという状況も見ながらですね、そういった数値の見直しを行って適正な保険料設定を第１０期で行いたいと考えております。２点目の介護人材不足の問題につきましては、なかなか国と県の対応だけでは追いつかないところもありますし、町独自の方向性としましても、介護人材不足の不足に対応するケアマネの事業を始めておりますが、その他事業につきましても、今後十分検討しまして、新たな取組を行っていきたいと考えているところではございますが、近隣の町村とのやっぱり関係性もあります。少ない介護人材を奪い合うというところでは、人吉球磨がうまく回っていきませんので、圏域で協議しながら、人材不足の事業に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほか、ほかに質疑ありませんか。質疑、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第４号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。し

たがって、認定第４号は認定することに決定しました。日程第７、認定第５号、主令和６年度あさぎり町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　監査の意見書３ページになります。審査の意見というところで、有収率について、７１．６％と前年に比べ５％を加工しているが、配水量の４分の１が失われているとあります。過去５年間、町の有収率は、令和２年、７３．４％。令和５年、７６．６％と、この４分の１、４分の１の創出という低い状態が毎年続いております。今回も原因の解明と対策を確実にと意見書ではございました。先ほど、３番議員の質問の際に上下水道の経営戦略の見直しの話が出ましたが、何か原因の解明というのはできているのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。ただいまの有収率の低下の原因ですが、これもう毎年ではあるんですが施設の施設というか配水管ですね、の老朽化による漏水ですね、これがもう１番の原因だと考えております。町としてもですね令和６年度はしており、実施しておりませんが、漏水調査等も行っておりまして、地区を区切ってですね、漏水調査を行っておりまして、発見された漏水か所については随時修繕を行って漏水を防いでいるというような状況です。ただまた新たな漏水もですね、次々と出てきてる状況だもんですから、なかなか有収率が改善しないというふうな事情、事象が発生していると考えております。令和６年度につきましてはですね、漏水か所もですね、例年よりもちょっとございまして、配水管の漏水としては４３か所ありまして、それとですね、漏水についてもですね、ちょっと規模が大きいといいますか、漏水量が大きいところがございましたので、そこがその４分の１になる。それ全部ではないかもしれませんけども、少なからず影響はしているものと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。県の令和５年３月水道広域化推進プランを見ますと、熊本中央、有明、阿蘇、環不知火海、芦北、球磨の６ブロック、平均８５．６％とあります。阿蘇が７５．８パー、球磨人吉が７９．７と、県の中央部から離れている地域においては、低い状態です。その中で、球磨人吉を見てみますと、令和２年のデータだと思いますが、人吉８１．２、錦７８．４、多良木９１．９、湯前７６．４、あさぎり７３．４。あさぎり町は郡内で１番低い状態です。水道事業は人口減少が進む中、施設維持のために財源確保が困難という課題もありますが、緊急時の対応力の強化、地域住民の質の向上を維持する上で重要な役割があります。その水が４分の１も失われ続けていることが問題だと思われます。有収率を上げていくためのインフラ整備については、予算の増額等の具体的な対策が早急に必要だと思いますので、町長に伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。上水道につきましてはですね、やはり老朽化が進んでいるということが１番の原因だと思います。年次的な計画で更新を続けていきたいと思っておりますので、少しでもこの湧水率が上がることを願っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　我が町の有収率の数字を見ますと、７０代の中盤からの意

向がずっと続いておりますが、同じ球磨郡でも取組が違うだけで、多良木とは１８％も違っている。この状態っていうのをきちんと認識しながら、早急に取り組んで頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。やはり水道施設の年数がやはりあさぎり町はかなり古いということもあってですね、非常に漏水が多いということは理解頂けると思いますけれども、できる限りの更新を行っていきたいと思っておりますので、今後とも御指導よろしくお願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。加賀山議員の今の御質問に関連するものとは思いますけれども、いま１度ですね担当課長に、収益的収入及び支出です３番議員の一般会計の中での質疑でお答え頂きました、ほぼほぼ経営戦略に近い数字で、収支が賄われていると。ただ、今ありましたように、今度は資本的収支を見ますとですね。なかなかこれから配水管の布設替であったり、給水施設をどうするかという大きな事業費を伴う計画を立てざるを得ない。それに対してですね、数日前にも新聞等で記載されてましたが、水道料金自体が、やはりどんどん上がってきていると。しかし、これやはり一般家庭の皆さん方に御負担頂くというのには、まだまだやはり慎重にならざるを得ない場面だと思うんですよ。そうなったときに、資本的収支の新たな財源ということも新たなというか、財源として、今考えておられるものはどのようなものを考えておられるのか。具体的に言いますとですね。当然補助等もあるいは地方債の借入れも考えられるでしょうけど、財政課がよく言われる、財調から特目基金への積み替えこのようなことも考えておられるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。ただいまの資本に関する収入といいますか。財源でございますが、今現在もですね事業をやっておりますんで国庫補助金とか、起債ですね。それに今後、事業を拡大していく上で、不足するような財源につきましてはですね、令和４年３年ですかね、３年度末に、積み増しを頂きました水道事業基金そちらもございますので、そちらを活用して資本整備のほうは、行えるもの行っていけるものかなというふうには考えます。ただし今岡原地区を整備しておりますが、そのあと上地区、その他の地区もございますので、遠くない将来ですね更新とか、そういう計画が出てくると思いますので、その際にはですね、まだまた財政課のほうとですね、協議をいたしまして、その基金であるとか、そういうものもまた積み増しを頂くのか、それともう繰り出し金として、出資金を頂くとかですね、そういったところも、打合せを十分に行って考えていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。確かにですね、出資金を積み増していくということ等も必要じゃないかなあと私は思うんですよ。どうしても今後、大きな資本的な収支に伴う事業が、想定されるというかもう実施しなければならないという、これはもうほぼほぼマストなことだろうと思うので、そうなったときにですね、水道料金だけでの、いわゆる収益的収入支出ではもう当然賄えないことは明白明確ですので、今のうちにですね、財源をどうするのかっていうことについては、早めの着手をしていただきたいと思うんです。先ほど同僚議員がお尋ねになりました、

有収率についてもですね、やはり、町長答弁なさったように本当にもう老朽管が多いっていうのは、もうこれ間違いない原因だと思うんですよ。でも、処方箋的にスポットで対応しているという現状ですから、やはりどうしてもそういうものの根本的な改善には、基本的な事業取組というのはもう待ったなしですので、そのことについては、早めの財源の手当てというものをぜひぜひ財政課等々も、話をしていただいて、早めの財源確保ということを、できないのかというふうに思いますが、再度お願いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。ただ今御意見頂きました、将来の資本整備についてですね、漏水対策も含めてなんですが、今回、今回というか、今現在、経営戦略を立てておりますが、それについてはですね、今の整備しております岡原の半分まで岡原第１の部分までしか、載せておりません。その後にですね１年後ぐらいに岡原第２まで含めて、全部やりましょうということになりましたので、それプラス、本年度計画を計画というか、今委託をしております。上地区の整備計画ですね、こちらのの数字も合わせて、来年度に経営戦略を策定すると。経営戦略も、整備計画もですね。やりたいと思っておりますので、そこを含めて、事業費をある程度固めた上でですね、財政課のほうとはですね、協議を進めてまいりたいというふうに考えます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

〇議員（１番　小松　英一 君）　すいません。時間も迫ってますが、町長にお尋ねします。今担当課長が答弁なさったように、今後ですね、基本的な事業というのがもう、限りなく膨らんでいくと思うんですけど、町民の方の１番の関心事はやはり水道料金がどう動いていくのかという基本的な考え方だと思います。このことについては、私どもも、やはり町民の代表として、それが今現状で何とか抑えられるんであれば、という期待感を持っておりますけれども、町長のお考えはいかが。お尋ねします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。やはり生活インフラの中では非常に重要な事業だと思っております。やはり、そういった水道料金につきましてもですね、やはり、独立採算というのが原則かと思いますけれども、できるだけ住民の方の負担がないようには考えていきたいと思いますけれども、やはり、工事費の増加によって、どうしても企業会計が耐え切れないという場合になればですね、やはり、事前にそういった住民の方への周知というものも、徹底していかなければならないというふうに考えているところでありますが、今のところまだ、採算性につきましては、協議もしておりませんので、今の段階ではちょっとはっきりは申し上げられないところであります。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第５号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって認定第５号は認定することに決定しました。日程第８、議案第２８号、令和６年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。討論なしと認

めます。これから議案第２８号を採決します。本案は原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第２８号は原案可決及び認定することに決定しました。日程第９、認定第６号、令和６年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから、認定第６号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第６号は認定することに決定しました。日程第１０、認定第７号、令和６年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第７号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第７号は認定することに決定しました。日程第１１、報告第１１号、令和６年度あさぎり町一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　報告第１１号、令和６年度あさぎり町一般会計継続費精算報告書の報告につきましては、地方自治法施行令第１４５条第２項に基づき、精算報告書を調製しましたので報告致します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　それでは、報告第１１号令和６年度あさぎり町一般会計継続費精算報告書につきまして御説明致します。本件は、款２総務費 項１総務管理費 事業名 第二庁舎建設事業に係る継続費精算報告書でございます。本継続費に関しまして、全体計画、実績、比較の３つの区分ごとに整理し、一覧表としてまとめております。継続費の全体計画につきましては、令和４年度から令和５年度の２年間を予定しておりましたが最終年度に県内大規模事業による労働需要急増の影響を受けたため、令和６年度へ事故繰越を行いました。このため精算報告書の事業期間は３か年となっております。下段の合計欄を御覧ください。全体計画における事業費の総額は、１２億８,４１１万５,０００円でございます。なお各年度の事業費内訳につきましては、年割額欄に記載のとおりでございます。特定財源につきましては、地方債が１２億７３０万円。その他の財源として、公共施設整備基金５,５１０万円。一般財源が２,１７１万５,０００円となっております。この全体計画に対しまして表中央の実績欄に記載のとおり、３か年の合計で１２億７,３３３万６,７８２円を執行致しました。計画額と実績額の差額につきましては、表右端の比較欄に記載のとおり１,０７７万８,２１８円であり、入札残等による不用額でございます。以上で報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第１１号を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１２、報告第１２号令和６年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてと日程第１３、報告第１３号令和６年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告

についてまでを関連がありますので一括議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　報告第１２号令和６年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条の規定により令和６年度決算に基づく健全化判断比率を、あさぎり町監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書をつけて次のとおり報告致します。報告第１３号令和６年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条の規定により令和６年度決算に基づく公営企業資金不足比率を、あさぎり町監査委員の公営企業資金不足比率等審査意見書をつけて次のとおり報告致します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　中村財政課長。

●財政課長（中村　光成 君）　それでは報告第１２号令和６年度決算に基づく健全化判断比率の報告につきまして御説明致します。３ページをお願い致します。監査委員から提出されました財政健全化判断比率審査意見書となります。下の表を御覧ください。まず実質赤字比率について御説明致します。これは一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標であり、国が定める早期健全化基準は１４．２％となっております。本町におきましては実質赤字は発生しておらず該当する数値はございません。次に連結実質赤字収支比率でございます。こちらは一般会計に加え特別会計や公営企業会計を含めた全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準は１９．２％となっております。本町では連結赤字も発生しておらず、こちらも該当する数値はございません。続いて実質公債費比率でございます。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準は２５％でございます。本町の実質公債費比率は８．５％となっており基準を下回る数値となっております。最後に将来負担比率でございます。これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準は３５０％となっております。本町では、将来負担額よりも充当可能な財源が大きいため該当する数値はございません。続きまして、報告第１３号令和６年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について御説明致します。３ページをお願い致します。公営企業資金不足比率等審査意見書となります。下の表を御覧ください。公営企業資金不足比率は、公営企業の資金不足額が料金収入等の事業規模に対してどの程度の割合になるかを示す指標となっております。経営状況の悪化度合いを把握するために用いられ、国が定める経営健全化基準は水道事業、下水道事業ともに２０％となっております。本町の水道事業及び下水道事業におきましては、資金不足は発生しておらず該当する数値はございません。以上で報告第１２号及び報告第１３号について説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第１２号及び第１３号を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１４、報告１４号令和６年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　報告第１４号令和６年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について。地方自治法第２４３条の３第２項の規定により令和６年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について、別紙のとおり提出致します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げま

すのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松　勝彦 君）　はい。それでは、報告第１４号令和６年度株式会社あさぎり商社の経営状況について報告致します。４ページをお願い致します。まず貸借対照表です。表の左側上段の科目の欄、資産の部のローマ数字Ⅰ流動資産が２，９０４万１，５２４円で、内訳につきましては、その下の現金及び預金から未収還付法人税等に記載されているとおりとなっております。次のローマ数字のⅡの固定資産は６３５万７，８６０円で、内訳につきましては、以下に記載されているとおりとなっております。続いて表の右側科目の欄の負債の部のローマ数字のⅠ流動資産が９５０万７，００６円で、内訳につきましては、買掛金から預り金に記載されているとおりとなっております。次に表右側の中ほどのローマ数字のⅡ固定負債は０円ですので負債の部の合計は、９５０万７，００６円となります。続きまして表右側の中ほどの下になりますが、純資産の部１資本金９００万円と３利益剰余金１，６８９万２，３７８円を合わせた純資産の部の合計が下段から２行目の２，５８９万２，３７８円となり、その下の負債純資産の部の合計が３，５３９万９，３８４円となります。次のページをお願い致します。こちらは損益計算書となります。表の１番右側の欄の金額を読み上げていきます。科目の欄のローマ数字のⅠ売上高が７，９７６万３，５２８円で、前年度と比較しまして３，５４１万８，６０２円の減となっております。次にローマ数字のⅡの売上原価が６，８１０万８３０円で、前年度と比較しまして３，２８０万４，８７１円の減となっております。次にローマ数字のⅢ販売費及び一般管理費が８，８５８万４，０４３円で、前年度と比較しまして３，２２５万６，７８０円の増となっております。売上純利益から先ほどの販売費及び一般管理費を差引きますと７，６９２万１，３４５円の営業損失となっております。次にローマ数字のⅣの営業外収益６，９３０万７，６３４円につきましては、補助金や委託料、雑収入となります。前年度と比較しまして２，４５９万３，２４２円の増となっております。次に中ほどの下の経常損失は、７６２万１，３１７円となっており前年度と比較しますと、前年度が２６８万５，９６２円の経常利益となっておりましたので１，０３０万７，２６９円の減となっております。税引前当期純損失が７６２万１，３１７円で法人税及び住民税等が４２万６，５００円となっており、当期純損失は８０４万７，８１７円となっております。次に９ページをお願い致します。部門別の説明資料となります。ふるさと振興部としまして本社、ふるさと納税も含む営業販売、ごみ袋、ネット販売、加工場、販路開拓、次に企画部はプロジェクトマネジャー、地域おこし協力隊が位置づけられております。まず営業販売の全体としましては、３，９８８万６，２８６円でこのうちふるさと納税分が３，２５０万４，６９９円で約８１．５％を占めております。前年度と比較しますと３，８５２万７，４６７円の減となっております。次にごみ袋につきましては、売上げが６８６万６，７５０円で前年度と比較しますと８万６，３５０円の増となっております。次にネット販売につきましては、２，３６１万９，２１０円で前年度と比較しますと２７７万５，８０６円の増となっております。次に加工場につきましては、売上げが９３９万１，２８２円でみそ、豆腐、豆腐ハンバーグ、受託加工が主なもので前年度と比較しますと２１万６，７０９円の増となっております。次に４枠目の左側の欄⑮販路拡大事業費助成金５００万円と⑯ふるさと納税業務委託料１，０５１万６，０８８円と⑰指定管理料・企画部業務委託は、加工場、プロジェクトマネジャー、地域おこ

し協力隊等の５,３５０万２,９０３円となります。内訳につきましては、右の欄の記載のとおりであります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第１４号を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１５、報告第１５号権利の放棄についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　報告第１５号権利の放棄について、次のとおり権利を放棄したので報告致します。提案理由を申し上げます。権利の放棄について、あさぎり町債権管理条例第８条の規定により議会に報告する必要があるためです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい、報告第１５号について説明致します。権利の放棄について、１ 権利の内容 水道料金債権。２ 放棄する債権額等 件数６件、債権額１万５,０１６円。３ 放棄の理由としましては、あさぎり町債権管理条例第７条の規定により債権者死亡や著しい生活困窮状態等の事由により債権回収が著しく困難、不能であると認められたものです。４ 債権放棄の時期としましては、案件放棄決裁日となっております。説明は以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第１５号を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１６厚生文教常任委員会の報告について、令和７年度陳情第４号を議題とします。委員長の報告を求めます。加賀山委員長。

◎厚生文教常任委員長（加賀山　瑞津子 さん）　報告致します。令和７年９月１９日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。厚生文教常任委員会委員長 加賀山瑞津子。要望審査報告書。本委員会に付託された要望書を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第９１条の規定により報告致します。受理番号４ 付託年月日 令和７年７月１日。件名 人吉球磨准看護学院に対するさらなる支援についての陳情書。審査の結果 趣旨採択。続きまして、あさぎり町議会議会規則第７３条の規定により委員会審査報告を致します。１ 審査事案、２ 審査の結果については、表記のとおりです。３ 審査の結果、意見について報告致します。１、令和７年度あさぎり町議会第２回会議において、本件陳情書を厚生文教常任委員会に付託される。２、令和７年８月４日 厚生文教常任委員会。３、陳情書に添付があった２１ページにわたる資料「各町村の負担金決定通知書」と「生徒数と補助金額」について、それぞれ平成２５年から令和７年度分までの毎年分の詳細な資料をもとに委員会で審議。委員からの意見として「看護師の育成・人材育成という点からも非常に賛同する」とあり、それに同意する声が上がり、不採択の意見は聞かれませんでした。どの業種においても人材不足に苦慮されており、看護師の人材育成の観点からも賛成と致します。以上報告致します。

◎議長（小見田　和行 君）　報告が終わりました。以上で厚生文教常任委員会の報告を終わります。次に厚生文教常任委員会委員以外からの質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお戻りください。これから討論を行います。討論

ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから日程第１０号、厚生文教常任委員会の報告について、令和７年度陳情第４号を採決します。厚生文教常任委員長の報告は趣旨採択でありますが、本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。起立多数です。したがって令和７年度陳情第４号は趣旨採択することに決定致しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１７、発議第１号町道及び学校等の公共施設における雑草繁茂に関する環境整備に関する意見書案についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。加賀山厚生文教常任委員長及び皆越総務建設経済常任委員長、前へお願いします。

◎厚生文教常任委員長（加賀山　瑞津子 さん）　発議第１号 令和７年９月１９日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。提出者

◎総務建設経済常任委員長（皆越　てる子 さん）　総務建設常任委員会委員長 皆越てる子。

◎厚生文教常任委員長（加賀山　瑞津子 さん）　厚生文教常任委員会委員長 加賀山瑞津子。町道及び学校等の公共施設における雑草繁茂に関する環境整備に関する意見書案。上記の議案を別紙のとおり、あさぎり町議会会議規則第１０条第３項の規定により提出致します。町道及び学校等の公共施設における雑草繁茂に関する環境整備に関する意見書。町道及び学校等の公共施設において、雑草が繁茂し景観を損なうとともに、子どもや高齢者が安心して利用できない状況にあり、景観も悪化し、町民の快適な生活環境を損ねているので、下記のとおり意見書を提出致します。記①町道及び学校並びに公共施設の雑草繁茂に対する適切な予算の確保。②繁茂しやすい箇所について、今後の維持管理の見直し（防草シート等の活用）。③住民協働における環境美化推進体制の構築。以上、速やかに実施されるよう強く要望致します。令和７年９月１９日 あさぎり町長北口俊朗様。あさぎり町議会。

◎議長（小見田　和行 君）　趣旨説明が終わりましたので両議員は自席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発委第１号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって発議第１号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１８、発言取消し申出書についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました申出書のとおり、橋本議員から９月１６日における令和６年度一般会計の歳入歳出決算書の審議においての発言について発言の取消しが提出されましたので、これを許可したいと思いますが御異議はございませんか。異議なしと認めます。したがって申出書のとおり、発言を取り消すことを許可することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１９、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって議員を派遣することに決定致しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定致しました。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。本会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他整

理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和７年度あさぎり町議会第４回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午後５時１分　閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年１０月２３日

議　　長　　小見田　和行

署名議員　　小松　英一

署名議員　　加藤　弘